

地域再生及び地域活性化における地域金融機関の機能に関する研究

穂刈, 俊彦 / HOKARI, Toshihiko

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

226

(発行年 / Year)

2014-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第336号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2014-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(政策学)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010252>

地域再生及び地域活性化における地域金融機関の機能に関する研究

法政大学大学院 政策創造研究科 博士後期課程

穂刈俊彦

目次

目次.....	1
第1章 序論.....	6
1.1 研究の背景.....	7
1.1.1 地域経済に働きかける地域金融機関への期待.....	7
1.1.2 地域コミュニティに働きかける地域金融機関への期待.....	9
1.1.3 地域再生・地域活性化と地域金融機関.....	10
1.2 研究の目的と意義.....	12
1.2.1 目的.....	12
1.2.2 意義.....	12
1.3 本研究の概要と構成.....	13
第2章 先行研究と本研究の位置づけ.....	18
2.1 地域金融機関の特色.....	19
2.1.1 地域金融機関の資産変換機能と情報生産機能.....	19
2.1.2 分散的金融システムとしての地域金融機関.....	19
2.2 地域における人材と地域の格差.....	21
2.2.1 場所と人間、地域活性化と人材.....	21
2.2.2 地域の格差.....	23
2.3 地域の経済成長.....	24
2.3.1 地域の経済成長はなぜ必要か.....	24
2.3.2 地域の経済成長の理論.....	25
2.3.3 経済学の枠組みを用いた分析の含意.....	27
2.4 イノベーション.....	28
2.4.1 Schumpeter のイノベーション論.....	28
2.4.2 イノベーションに伴う問題の克服.....	28
2.5 地域イノベーションシステム論.....	30
2.5.1 地域イノベーションシステム.....	30
2.5.2 日本の「地域構造論」と地域イノベーションシステムの関係.....	33

2.5.3	地域イノベーションシステムの定義.....	34
2.6	地域イノベーションシステムにおける地域金融機関.....	34
2.6.1	地域イノベーションと金融.....	34
2.6.2	地域金融機関を織り込んだ地域イノベーションシステムの構造.....	36
2.7	金融イノベーション.....	37
2.7.1	金融技術、債権者・債務者関係.....	37
2.7.2	地域活性化における金融イノベーション.....	39
2.8	産学官連携・協力の理論としてのトリプルヘリックス.....	40
2.8.1	産学官連携の理論.....	40
2.8.2	産学官協力の可能性.....	42
2.9	分析視角.....	42
2.9.1	産学官金連携.....	42
2.9.2	地域内アクター間協力の可能性に関する分析視角.....	43
2.9.3	地域内アクター間協力の分析視角の意義.....	46
2.10	本研究の位置づけ.....	47
第3章	研究の方法論.....	50
3.1	量的研究.....	50
3.2	質的研究.....	51
3.3	認識論と手法論の整理.....	51
3.3.1	認識論レベルの議論.....	52
3.3.2	手法論レベルの議論.....	53
3.4	量的研究と質的研究の異同.....	53
3.4.1	共通する事項.....	53
3.4.2	異なる事項.....	53
3.4.3	研究の方法論としての同価値性.....	54
3.5	質的研究の枠組みにおける本研究の位置づけ.....	54
3.6	ケーススタディにおける主題の選択.....	55
3.7	地域再生・地域活性化の研究手法論における本研究の位置づけ.....	56
第4章	地域再生・地域活性化に対する地域金融機関の活動の全体像.....	58
4.1	地域の経済成長と地域再生・地域活性化.....	58
4.2	地域の付加価値を高める活動の実績.....	59
4.2.1	生産額増加への貢献.....	59
4.2.2	生産性向上への貢献.....	67
4.2.3	地域や事業の持続可能性への貢献.....	72
4.3	課題.....	75
4.3.1	地域の生産額増加に向けた種々の活動.....	76
4.3.2	生産性向上に向けた種々の活動.....	78
4.3.3	信頼関係形成に向けた活動.....	80
4.3.4	地域金融機関と地域のアクターとのコミュニケーション.....	81
4.3.5	地域金融機関の審査能力.....	82
4.4	小括.....	84

第5章	地域再生ファンドが地域にイノベーションをもたらすための条件.....	86
5.1	はじめに.....	86
5.1.1	研究意義、研究内容.....	86
5.1.2	研究方法.....	87
5.2	先行研究.....	88
5.3	ケーススタディ.....	90
5.3.1	会津東山温泉事例の選定理由.....	90
5.3.2	会津東山温泉の窮境原因とその影響.....	91
5.3.3	会津東山温泉地域再生ファンドの組成.....	92
5.3.4	地域外から招聘された専門家によるイノベーションの内容.....	93
5.3.5	イノベーションの成果.....	95
5.3.6	ファンドの出口.....	96
5.3.7	イノベーションの波及過程の例とその意味.....	96
5.4	地域再生ファンドによる地域イノベーション創造プロセスのまとめ.....	99
5.5	分析視角をふまえた考察.....	101
5.5.1	地域金融機関の機能の実態.....	101
5.5.2	地域金融機関の機能をさらに促進させる条件.....	102
5.5.3	結論の評価と限界.....	102
5.6	産業集積論への本研究の新たな貢献.....	103
5.7	小括.....	103
第6章	地域金融機関の経営改善支援による地域再生－審査部門の組織機能の条件－.....	107
6.1	はじめに.....	108
6.1.1	研究意義.....	108
6.1.2	研究内容.....	108
6.1.3	研究方法.....	109
6.2	先行研究.....	109
6.2.1	イノベーションを促進する組織.....	110
6.2.2	銀行審査部門の機能.....	110
6.2.3	創造的組織の driving force.....	110
6.3	ケーススタディ.....	111
6.3.1	きらやか銀行を選定した理由.....	111
6.3.2	きらやか銀行を取り巻くマクロ金融環境.....	111
6.3.3	3つの審査部門.....	114
6.3.4	メディアを活用した取引先の営業支援.....	117
6.3.5	外部経営資源の活用.....	117
6.3.6	地域産業の抜本的再編主導.....	118
6.3.7	組織内外への知識の波及.....	118
6.4	地域金融機関審査部門の組織機能に関する条件のまとめ.....	119
6.5	分析視角をふまえた考察.....	121
6.5.1	地域金融機関の機能の実態.....	122
6.5.2	地域金融機関の機能をさらに促進させる条件.....	122

6.5.3	結論の評価と限界	123
6.6	先行研究に対する本研究の新たな貢献	123
6.7	小括	124
第7章	創業支援に対する融資を通じた地域活性化	126
7.1	はじめに	126
7.1.1	研究意義	126
7.1.2	研究内容	127
7.1.3	研究方法	127
7.2	先行研究	127
7.2.1	地域イノベーションを起こすベンチャーとアントレプレナー	127
7.2.2	創業における金融	129
7.2.3	組織におけるコーディネーション	130
7.3	導入事例	131
7.3.1	第二創業による構造転換	131
7.3.2	地域金融機関による構造転換支援	132
7.4	ケーススタディ	134
7.4.1	事例選択の理由と事例の代表性	134
7.4.2	多摩地域の産業構造	135
7.4.3	多摩信用金庫の概要	136
7.4.4	組織運営	139
7.4.5	創業支援資金、事業成長支援資金	141
7.4.6	地域産業と地域金融機関は地域社会に埋め込まれているという認識	141
7.4.7	創業支援のステップ	143
7.4.8	外部ネットワーク	143
7.4.9	メンタリング、コーチング	144
7.4.10	大学との連携	146
7.4.11	イノベーションの顕彰	146
7.4.12	経営困難企業へのコミットメント	147
7.4.13	多摩信用金庫における金融イノベーションの効果	148
7.5	創業支援に対する融資を通じた地域イノベーションの創造プロセスのまとめ	149
7.6	分析視角をふまえた考察	151
7.6.1	地域金融機関の機能の実態	152
7.6.2	地域金融機関の機能をさらに促進させる条件	152
7.6.3	結論の評価と限界	153
7.7	本研究の既存研究への貢献	153
7.8	小括	153
第8章	農業向け融資を通じた地域活性化	157
8.1	はじめに	157
8.1.1	研究意義	157
8.1.2	研究内容	158
8.1.3	研究方法	158

8.2	先行研究	158
8.2.1	農業と地域イノベーションの関係	159
8.2.2	地域産業と地域社会との関係	159
8.2.3	農業向け融資と地域金融機関との関係	159
8.2.4	地域活性化に関わる組織におけるマネジャー	160
8.3	導入事例	161
8.3.1	農業関連ビジネスに対する地域金融機関の取組み	161
8.3.2	「農業生産法人のざき」によるイノベーションの経緯	162
8.3.3	地域金融機関によるサポートの内容	163
8.4	ケーススタディ	164
8.4.1	事例選択の理由と事例としての代表性	164
8.4.2	地域経済の構造変化に対する鹿児島銀行の認識	166
8.4.3	鹿児島銀行が地域産業の構造転換に向けて行った施策の要因	168
8.4.4	「アグリクラスター」施策	170
8.4.5	組織的対応	171
8.4.6	地域産業構造への理解	172
8.4.7	貸出リスクの制御	173
8.4.8	グローバル化における地域支援	173
8.4.9	アグリツーリズムの発想	174
8.4.10	産業の再構成ー地域のアクターへのフィードバックー	174
8.4.11	融資額の拡大	175
8.5	農業向け融資推進を通じた農業ビジネス振興プロセスのまとめ	175
8.6	分析視角をふまえた考察	178
8.6.1	地域金融機関の機能の実態	178
8.6.2	地域金融機関の機能をさらに促進させる条件	179
8.6.3	結論の評価と限界	179
8.7	本研究の既存研究への貢献	180
8.8	小括	180
第9章	地域活性化における地域金融機関の役割と政策提言	182
9.1	地域活性化における地域金融機関の役割	182
9.1.1	制度の変化と地域金融機関の機能の変化の関係	182
9.1.2	地域再生と地域活性化の側面における地域金融機関の役割の変化	185
9.1.3	地域活性化における地域金融機関の役割に関する新しい理論: 地域の産業創造	188
9.2	政策提言	192
9.2.1	地域金融機関による地域産業構造への理解	193
9.2.2	中小企業者の資金需要に対する円滑な対応	194
9.2.3	プロジェクトを複数事業者の連携に置き換える仕組み	198
第10章	結論	203
10.1	要旨	203
10.2	本研究の限界と今後の課題	207
	参考文献	208

第1章 序論

地域再生や地域活性化はさまざまなアクターによって担われている。地域金融機関¹もそうしたアクターの一員である。地域におけるアクターの一員として、地域金融機関は地域再生や地域活性化のために貢献することができると期待されている。しかし現状を見ると地域金融機関は地域再生や地域活性化にその機能を必ずしも十分に発揮しているものではないという批判もよく聞かれるところである。確かに一部の地域金融機関が地域再生や地域活性化に先進的な取り組みを行い、それが金融庁によって顕彰されるなどの例もみられる。一方で地域金融機関を利用する者からは、そうしたケースはまだまだ全国に均質にみられるものではなく、地域金融機関はもっと地域再生や地域活性化に積極的になるべきだという意見がある。このように地域再生や地域活性化に対して地域金融機関が機能している現状は、論者によって異なるものである。

本研究は、2つのリサーチクエストを設定し、その答えをケーススタディ等の分析から得ようとするものである。第一のリサーチクエストは、地域再生や地域活性化における地域金融機関の機能である。地域再生や地域活性化において地域金融機関がどの程度機能しているのかについて、論者によって評価がまちまちである。そこで地域金融機関の地域再生や地域活性化に対する機能の実態を正確に知ることは重要であると考え、この機能の実態を把握することを1つ目のリサーチクエストとした。第二のリサーチクエストは、地域再生や地域活性化における地域金融機関の機能を促進させる要因である。地域金融機関が行う地域再生や地域活性化に対する機能が地域のアクターからみて満足すべき水準にないのであれば、それを促進する方法を知ることが重要である。そこで、どのような条件を満たせば地域金融機関は地域再生や地域活性化に十分な貢献ができるのかを2つ目のリサーチクエストとした。

2つのリサーチクエストに答えるにあたり、はじめに地域内のアクター間協力という分析視角を設定する。この分析視角は地域再生や地域活性化に機能する地域金融機関を地域イノベーションの観点から位置づけ、地域イノベーションにかかわる産学官金（地域の事業者、大学等の研究機関、地方自治体や政府の出先機関などの行政、地域金融機関）が知識の共有、人材交流、組織間の契約などによって協力するという可能性を提示する。地域金融機関は他のアクターと協力しながら地域再生や地域活性化に機能することができるのではないかということである。そしてそ

の分析視角に基づいて具体的な地域再生や地域活性化の事例を考察し、地域金融機関が地域再生や地域活性化に機能する実態を検討する。また、その機能を促進するためにはどのような条件が必要かを示す。

本章では、本研究の背景、目的と意義、概要と構成を述べる。本研究の背景においては、地域経済の現状と地域金融機関への期待、地域再生・地域活性化と地域金融機関の関係について説明する。本研究の目的においては、地域再生の側面と地域活性化の2つの側面で地域金融機関がどのように機能しているのか、また機能するためにはどのような条件が必要であることを論じる。本研究の意義においては、地域金融機関再編時に地域社会が受ける影響を考える際に本研究が知見を提供できること、また、持続可能な地域社会形成における地域金融機関の活用可能性について本研究が知見を提供できることを検討する。本研究の概要においては、先行研究、サーベイに基づく分析視角提示、研究の方法論の検討、ケーススタディ、地域金融機関の役割と政策提言、結論を含む10章で本研究が構成されることを記す。

1.1 研究の背景

1.1.1 地域経済に働きかける地域金融機関への期待

初めに、この20年間の日本における地域産業政策の流れを振り返っておきたい。1985年のプラザ合意に端を発した円高の進行、経済のグローバル化、アジア諸国の生産力の発展、1991年に生じたバブルの崩壊等の諸要因により、国内経済の疲弊が生じ、またそれが長く続いてきた。これは地域経済においても同じである。1990年代に入る前の地域産業政策は「国土の均衡ある発展」と呼ばれるように、大都市地域から地方へ産業の分散を目的とするものであった。しかし1990年以降、大都市地域も含めて国内経済が低調になった中で、各地域は、自らが有している地域資源を活用して地域活性化を図るように求められるようになった。その後2000年代に入り、産学官の人的ネットワークを形成し、地域における持続的なイノベーション創出が可能となるような産業集積の創出のために、産業クラスター政策が導入された。(三橋(2013))。今日では、人口減少や高齢化によって財政的な制約が高まっていることを背景として、各地域は、自らの産業基盤を自らの力によって構築し、かつ、地域は自立して運営されるべきだとの考えが定着したといえることができるであろう。

このように各地域が自ら産業基盤を整え、自立した運営が求められるようになってきた現在であるが、その地域の現状はどのようなものであろうか。地方経済は「緩やかに回復している」といわれる(全国地方銀行協会(2013a))。これにそくして景況感を地域別にみると、北海道、東北、関東、甲信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、四国、九州は「持ち直し」や「緩やかに持ち直し」とされ、沖縄は「回復」とされていることがわかる。また、「地方経済天気図DI」²によれば、2013年1月から景況感は継続的に改善していることがわかる。一方、内閣府(2013)は、地域経済の現状について次のとおり4点を指摘している。1点目は、日本経済のグローバルによって、企業城下町や地場産業地域が厳しい状況にあることである。2点目は、大都市圏以外の地域によっては人口減少によってコミュニティの

維持が懸念されることもあることである。3点目は、アベノミクス効果が地域の中小企業全般に波及していないばかりか、円安によって原料価格や燃料価格が上昇し、中小企業を中心とした企業収益力が悪化すると懸念されることである。あわせて、景気回復の程度が地域によって異なることから、地域間の経済格差が拡大することも懸念されている。4点目は、農村地域において農業生産者の高齢化が深刻化し、農業所得の低下が進むことから、農業収入の落ち込みを通じて地域の購買力がさらに低下するのではないかと懸念されることである。地域経済の現状は、全般としてみれば改善傾向にあるとはいえ、地域によってその改善の度合いが異なっているという点にまとめることができるであろう。

地域の経済的自立が求められる一方、地域ごとに経済成長の程度が異なっているという現状に対する課題は何であろうか。それは、地域再生や地域活性化を進めることである。地域再生や地域活性化は、地域の自立や地域間経済格差の是正を目的として進められてきた取り組みであり、現在もなお進行途上にある。この動きを続けていくことが重要である。地域再生や地域活性化を進めるにあたり、鍵となるのは、イノベーションの促進である。企業レベルでいえば、生産方法の改善、販売チャネルの拡大、企業組織の改革といったイノベーションが進められてきた。また地域レベルでも、地域全体の活力を増すために、産学官連携や多様な担い手の協働による地域イノベーションの取り組みが進められてきた。イノベーションは個別企業レベルでも地域レベルでも、活力を増すためには必須のものである。地域再生や地域活性化を一層進めるためにも、地域全体でのイノベーションの推進は重要である。

地域全体でのイノベーションを進めるにあたっては、様々なアクターが活発に活動し、またアクター間で連携が生じることも重要である。地域経済の活性化はさまざまなアクターによって担われている。企業、行政、大学、地域住民などが地域経済の活性化に関与している。地域金融機関もこれらのアクターの一員である。地域経済の活性化を担うアクターの活動は、アクター単独のものではなく、地域全体での産業連関やバリューチェーンという総体的な観点から捉えなおされることが重要である。そのことは地域金融機関の活動についてもあてはまる。地域金融機関は、それ自身独立して活動しているのではなく、他のアクターや地域の産業連関、地域のバリューチェーンのなかで機能しているという観点が重要である。このことを受けて、最近では、地域金融機関も他のアクターと共に地域活性化のために積極的に関与すべきであると認識されている。

地域金融機関が果たすべき役割は、次の通り6点にまとめることができる。1点目は、地域の資金需要に的確に応えることである。2点目は、地域の中小企業者に対して経営改善支援を積極的に行うことである。3点目は、地域資源を地域のアクターが発見して新しい産業を創造しやすくするよう支えることである。4点目は、地域の情報と大都市圏の情報をスムーズに交換して、ヒト・モノ・カネが動きやすくなるよう働きかけることである。5点目は、農林水産業における生産と製造業や商業における加工や販売を結びつけ、バリューチェーン構築によって地域製品の付加価値が増すようにサポートすることである。6点目は、地域再生の人材や地域活性化の人材を強化するように促すことである。

今日では、地域金融機関に求められているのは単に地域で預金を集めて必要資金を融資するだけではない。企業、

商工会、地方自治体、教育研究機関、医療機関、住民と共に、地域づくり、まちづくり、新産業創造、地域のイノベーション促進といった幅広いビジョンを共有して、これらのアクターと共に地域再生や地域活性化に積極的に関わることが今日の地域金融機関には求められているのである。

以上のことを具体的事例として東京都の日野市工業振興条例制定の経緯にそくして見よう。日野市では昭和初期からの大工場誘致や工業立地にそくしてまちづくりを進めてきたところ、大規模事業者が市外へ工場を移したことや中小企業者の事業承継難が問題となった。こうした状況において、行政、企業、産業支援機関、大学などの研究教育機関、市民が顔の見える関係を構築し³、アクターのそれぞれが工業振興に向けた施策を実行し、市の発展を目指すべきだと認識された。そこで2013年4月1日に日野市工業振興条例が施行された。この日野市工業振興条例で特筆すべきことは、地域の発展に責務を負うべきアクターの一員として、個人や法人の事業者、行政、アカデミア（大学、研究開発機関など）、また、商工会などの産業支援機関と並んで金融機関が名指しされていることである。日野市工業振興条例の第7条3項では、「金融機関は、事業者の意欲ある取組、経営革新等に対して、適切な助言を行うとともに、必要な経営支援を行うよう努めるものとする」と規定されている。

このことから見られるとおり、もはや金融機関は預金等による資金調達、貸出等による資金運用といった固有の業務を担うだけでなく、地域の企業が担い手として活動するときに、必要となる経営革新や経営努力に対して適切な助言や経営支援を行うことも求められているということである。金融機関は、地域の経済発展のために産業創造を支援すべきだと求められているのである。そうであるとするならば、地域の発展を図るためのアクターとして地域金融機関は具体的にどのように機能しているのか、また、具体的にどのように機能すべきなのかについて知る必要がある。

1.1.2 地域コミュニティに働きかける地域金融機関への期待

地域発展のためには地域経済を活性化させる必要があり、地域金融機関もそのために果たす役割があることを先に述べた。ところでそのような経済成長をもたらすには、地域の社会的要因が前提として存在していることにも注目しなければならない（岡本(2009)）。地域産業の持続的な成長のためには、絶え間なく変わる市場の需要変化に合わせて生産方法を変えたり、また、業種そのものを転換することも必要である（岡本(2005)）。地域産業には常に構造変化が必要なのである。こうした構造変化はたやすいものではないが、それを導くには少なくともアクターの多様な意見を調整し、ときには対立する意見と利害を克服して地域の将来構想を一定の方向に収斂させることも必要になる。このような将来像に関する地域ぐるみのコンセンサスを形成する装置は、「地域コミュニティ」である（岡本(2009)）。それは、地域構想に加えて、支援体制の形成、インフラの設置、人材育成政策等をリーダーシップに導かれながら自由に議論する場である。地域コミュニティはいわば地域経済成長の苗床のようなものであり、また、地域の産業構造をコントロールし、規定する。

地域金融機関も地域コミュニティのアクターであり、地域コミュニティの将来像に関するコンセンサス形成に対して果たす役割も期待される。日野市の工業振興条例は、地域の経済成長に対して地域金融機関が果たす役割期待を明

らかにしたもののだが、その背景には地域金融機関が地域コミュニティに対して果たす役割期待も含まれていると解してよい。特に地域金融機関は地域の企業に対して貸出取引を通じた関係を有しており、地域経済に対してリスクをとっているアクターでもある。それゆえ地域産業全体が生き残らなければ、個別の地域金融機関も生き残ることはできない。そのためには地域産業の構造変化を規定する地域コミュニティに積極的に働きかけて、地域の将来像を形成していく役割を果たさなければならない。

地域コミュニティは、自由でオープンな議論と水平的な人間関係があるから成り立つ。これはソーシャルキャピタルのようでもある（岡本(2009)）。ソーシャルキャピタルの議論では、信頼性、互酬性、ネットワークの程度が高ければ経済成長もしやすくなると主張されている（Knack and Keefer (1997)）。ソーシャルキャピタルの議論にはこれ以上深く立ち入らないけれども、少なくとも地域コミュニティにおいてはアクター間の信頼関係が重要である。地域金融機関も地域の信頼関係を前提として存在するアクターである。当然、地域金融機関も自らが地域コミュニティから信頼されていないといけない。地域金融機関は地域コミュニティにおいて信頼されるに値する存在であることを具体的に証することが期待されてもいる。今日、地域金融機関は、取引先に対する経営改善支援、創業支援のための融資、農業関連産業振興のための融資、ビジネスマッチングなどの活動をおこなっている。これらは地域コミュニティに地域金融機関が深くコミットし、信頼関係を形成しようとしているものとして理解することができる。本研究は、地域金融機関が経済成長の前提条件である地域コミュニティにおいて、信頼関係を構築しようとする姿も明らかにしようとしている。

1.1.3 地域再生・地域活性化と地域金融機関

金融機関は、預金などで資金を調達し、それを貸出などで運用する機能を有している。それゆえに金融機関の機能は、貸出取引に関していえば、貸出を円滑に行うことに尽きるということが可能であろう。それにもかかわらず、地域発展のために地域の事業者に対する経営指導や経営支援が金融機関にとって必要であると認識されるに至ったのはなぜであろうか。このことをもう一度考えてみたい。そのためには、過去 20 年にわたる再生や活性化における産業と金融機関の関係を振り返る必要があるだろう。

金融を引き締めることによって、過熱した経済を鎮静化することはできる（服部(2012)、p.50）。しかし逆は容易ではない。金融を緩和するだけでは経済は活発化しない。すなわち、経済が活発化するために信用の拡張は必要条件ではあるが、十分条件ではない（Keynes(1936/1973)、p.156）。財政政策や金融政策という政府の活動とは別に、民間金融はここ 10 年以上にわたって事業再生という営みを行ってきた。地域においても同じである。困難に陥った地域社会を改善させるために地域再生の営みが続けられてきた。産業、教育研究、人材開発、行政などさまざまな領域で地域再生の改善の方策が検討され、実行に移されてきた。こうした全体像の中で、地域金融機関も個別取引先の事業再生を通じて地域再生に一定の貢献をしてきた。また、面的再生と称して、複数の取引先を一括して再生させる例、異なる産業にまたがって再生を行う例も見られた。地域金融機関においても、窮境に陥った個別債務者の事業再生の営

みから、より広い範囲をカバーする地域再生への営みにシフトしてきたと言えるであろう。また一方で地域が窮境からようやく立ち直るときにさらに地域の活性化を図ることもある。あるいは窮境とまではいかないけれども活発さが低下してきた地域を持続可能なものとするために地域を活性化することもある。こうした地域活性化においても地域金融機関は機能してきた。

地域発展は、窮境に陥った地域経済を復元する地域再生と、地域経済をさらに安定成長に向かわせるための地域活性化の2つの側面があることを過去の経緯においてみた。これら2つの側面において地域金融機関は何をすることができるのだろうか。このことについて3つの切り口から論じることができると思われる。それは、地域再生や地域活性化の両側面で地域金融機関が機能する実態、地域金融機関と地域イノベーションの関係、地域金融機関自体のイノベーションの内容である。以下にこれらの内容を記す。

1つ目の切り口は、地域再生と地域活性化の2つの側面で地域金融機関が機能する実態である。地域発展の要素には、窮境から脱出させる地域再生側面と、地域社会を持続可能なものとするための地域活性化側面の2つがあると述べたが、地域再生と地域活性化の2つの側面における地域金融機関の活動実態は必ずしも明らかではない。まず地域金融機関が何をしているのかの実態を詳しく調べる必要があろう。

2つ目の切り口は地域金融機関と地域のイノベーションの関係である。地域再生及び地域活性化にはイノベーションが必要である。地域のイノベーションには、地域のアクターが個別にイノベーションを行なうことと、地域全体がひとつのイノベーションの仕組みとして機能する2つの側面がある。その際、個別のアクターのイノベーションと地域全体のイノベーションに対して地域金融機関はどのような関係を有しているのかは必ずしも明らかではない。地域金融機関が地域再生や地域活性化にどのように機能しているのかの実態を知ったうえで、そもそも地域金融機関は他のアクターのイノベーションを促す機能を有しているのか、または単に取引先の資金繰りを楽にするために融資や経営改善支援を行っているだけなのかということは必ずしも明らかではない。この点も詳しく調べる必要があろう。

3つ目の切り口は地域金融機関自体のイノベーションの内容である。技術革新を通じて金融は提供するサービスを高度化させ、利用者の便益を高めることができた。また、地域金融機関は貸出だけではなく、地域の中小企業者や地域全体に対して、経営改善支援や地域の産業創造に対する支援の機能を果たしてきたことが認められる。これは地域金融機関自体のイノベーションの1つのあり方なのだろうか。そうであるとするならば、なぜそれがイノベーションと言えるのだろうか。この点も詳しく調べる必要があろう。

以上を要約すると、地域金融機関が地域再生と地域活性化にイノベーションの枠組みを通じて機能している実態と、地域金融機関が地域再生と地域活性化にむけて地域のイノベーションに機能するため条件は何かについて解明する必要性が認識されていると言える。これが本研究の背景である。

1.2 研究の目的と意義

1.2.1 目的

日本の金融の状況について概観しておきたい。預金取扱金融機関が有する貸出金は2013年3月現在で約514兆円ある。預金取扱金融機関は、都市銀行、信託銀行、旧長期信用銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合をいう。その数は、都市銀行5、信託銀行4、旧長期信用銀行2、地方銀行64、第二地方銀行42、信用金庫272、信用組合159、計548にのぼる。

このうち地域金融機関に注目しよう。地方銀行、第二地方銀行の貸出金が預金取扱金融機関全体に占める割合は2003年3月には36%、2008年3月には39%、2013年3月には41%と通増してきた。大手銀行と呼ばれる都市銀行、信託銀行、旧長期信用銀行の数値はそれぞれ49%、46%、45%と通減してきた。協同組織金融機関は10年程度の間には14%-15%で推移している。したがってここ10年程度の間には大手銀行が貸出のシェアを落とすとともに、地域金融機関がシェアを増やしていったといえることができる。10年程度の間には大手銀行が貸出を圧縮する分、地域金融機関が圧縮された分を代わりに供給してきたとも解釈できる。論者によっては、地域から大手銀行が資金を引き揚げ、その分を地域金融機関が補完してきたという絵が描けるのかもしれない。事実を踏まえれば、日本の金融システムにおいて地域金融機関の重要性は高まってきたといえることができる。

本研究は、先に研究の背景で述べた地域金融機関と地域再生、地域活性化の関係を、産学官金協力を通じた地域イノベーションの枠組みを用いて解き明かすものである。本研究の目的は2つある。1つ目は地域金融機関が地域再生の側面においてどのように機能してきたか、また機能するための条件は何かを明らかにすることである。2つ目は、地域金融機関が地域活性化の側面においてどのように機能してきたか、また機能するための条件は何かを明らかにすることである。

1.2.2 意義

地域金融機関が地域再生や地域活性化に対して機能している程度に対して認識の違いはあるものの、地域金融機関が地域再生や地域活性化を通じて地域発展を図ることに対して何らかの機能を果たしてきていることは概ね了解されていると考えてよいであろう。しかし、具体的にどのような機能を地域金融機関は発揮してきたのかは必ずしも明らかではない。また、地域金融機関がいま有している機能をさらに充実させて地域発展に一層活かしていくにはこの機能をどのように改善していくべきかを検討することも重要であろう。本研究は地域金融機関が地域再生や地域活性化を通じて地域発展にどのような機能を発揮することができるのか、また、さらにその機能を充実させていくにはどのような条件が必要であるかを、産学官金の協力を通じた地域イノベーションの議論にそくして探るものである。

これらに関わる本研究の意義は2つある。1つ目は、地域金融機関の再編があったときに地域金融機関は地域社会にどのような影響をもたらすかに関して知見を提供することである。それによって現在のような分散的な地域金融機

関のシステムが望ましいのか、または都市だけでなく地域までカバーする中央集権的な巨大銀行の寡占的なシステムが望ましいかの議論を豊かにする。2つ目は、地域産業と地域社会におけるイノベーションに関して、地域金融機関が機能する条件を明らかにすることである。地域金融機関は地域のアクターのイノベーションを促すことができることを明らかにする。地域金融機関は産学官金の協力を通じた地域イノベーションシステムにおいて他の組織と相互に影響しあいながら産学官金協力を通じた地域イノベーションシステムの一員として機能することを明らかにする。地域金融機関は貸出を行うだけにとどまらず、さまざまなサポートを地域産業と地域社会に実施することが可能であることを明らかにする。これにより、地域経済は地域金融機関を活用して成長を果たすことができる。分散的な地域金融機関は非金融部門にいるアクターのイノベーションを促すことができることを証した上で、地域社会は地域金融機関を活用することが有用であることを解き明かす。これにより地域金融機関は持続可能な地域社会の形成に資することができる。これら2点を明らかにすることが本研究の意義である。

1.3 本研究の概要と構成

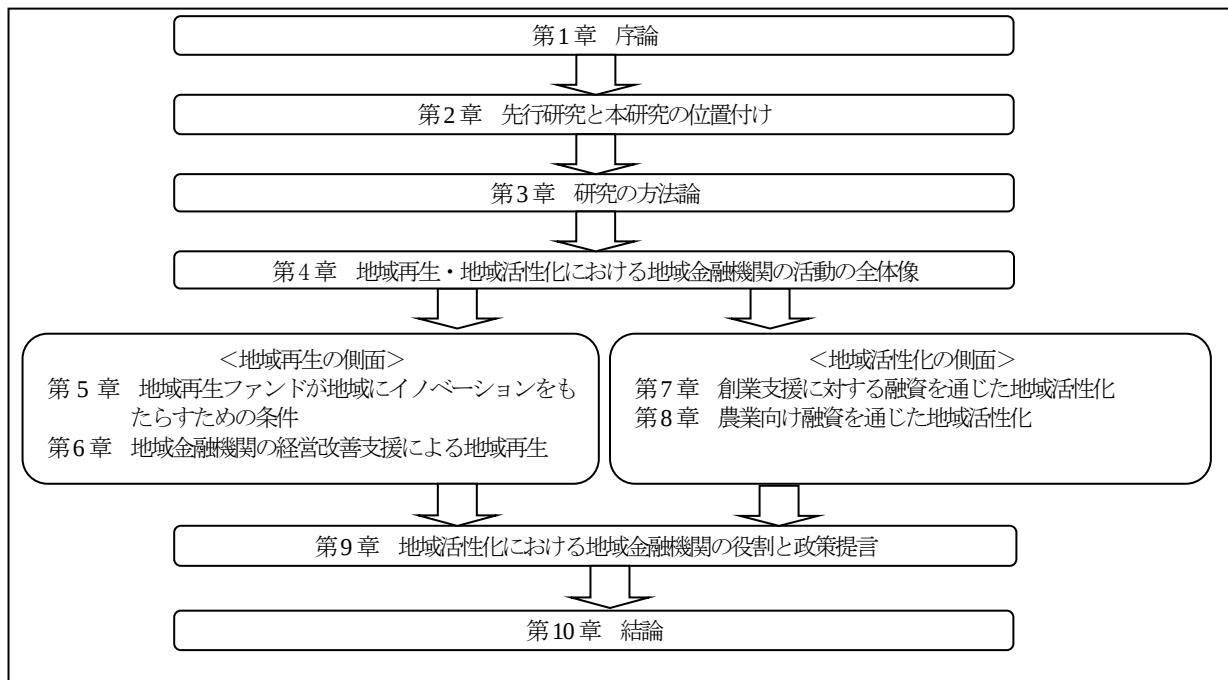


図 1-1 本研究の概要 (出所：筆者作成)

本研究は以下のように構成される。

第2章では、地域金融機関の特色、地域における人材と地域の格差、個別アクターのイノベーションと地域イノベーション、金融におけるイノベーション、産学金連携を基礎づけるトリプルヘリックスの分野における先行研究をサーベイする。このようなサーベイに基づき、地域間のアクターが地域再生や地域活性化に向けて協力する可能性につ

いての分析視角を設定する。一般に産学官金の連携は広く説かれており、この分析視角は産学官金の連携と同じ内容ではないかとの疑問も生じよう。しかし産学官金連携は、ある技術分野において特定の企業が特定の大学と製品開発で意見の一致をみたり、特定の金融機関が特定の地方自治体とまちづくりの政策協議を行うなど、一般に産学官金のアクターが特定のトピックスをめぐって提携することとして捉えられることが多い。これに対して本研究で言う地域内アクターの協力に関する可能性とは、地域内アクターである産学官金それぞれの組織内での部署間協力と、異なった組織間での協力が、知識の共有、人材の交流、組織間の契約などを生じさせ、また、それらを複合的に作用させながら地域イノベーションをもたらす可能性を指すものとしている。

第3章では、質的研究と量的研究の問題状況を整理し、両研究方法の認識論と手法論の混乱を指摘し、この混乱から生じる相互批判を克服する知見を提供する。またケーススタディの研究上の位置づけを明確にする。本章において、量的研究と質的研究のそれぞれを検討し、その異同を明らかにし、その上で本研究の方法論上の位置づけを明確にする。また、本研究で考察する主題や事例は、産業システム理解の構造をふまえて提示されたものであることを明示する。これは、主題とケーススタディの選定がアドホックになされたものではないことを示すものである。さらに地域活性化の方法論では理論化志向の研究要請があるところ、本研究はある程度の理論化志向を持っており、そこからオリジナルな視点を提供していることを示す。

第4章では、地域再生や地域活性化に対して地域金融機関が活動している実態を俯瞰する。地域再生や地域活性化は地域のイノベーションを通じた地域発展に役立てるものとしてあり、そこで地域金融機関もアクターの一員として地域の生産額増加、生産性向上、信頼関係形成に貢献してきたことを各種のデータを用いて概観する。また、地域金融機関を利用している人々が地域金融機関をどのように評価しているかを調べ、現在の課題を論じる。地域再生や地域活性化を進めるにあたり、地域金融機関の立場からみると一定の機能を果たしているとする言説の背景を提示する。また地域金融機関の利用者の観点からは、こうした地域金融機関の立場とは異なる見解がみられることを示す。地域金融機関が地域再生や地域活性化に機能する現状は論者によって見方が異なることを踏まえ、今後の章において考察すべきポイントを示す。

第5章と第6章では地域金融機関が地域再生側面で機能する実態を分析し、地域金融機関が地域再生に機能するための条件を扱う。

第5章では、地域再生ファンドを用いて地域金融機関が地域再生に機能することを明らかにする。また地域再生ファンドを通じた地域イノベーションの創造プロセスを解説し、地域再生ファンド活用による地域再生の条件を明らかにする。まず、地域再生ファンドによる地域イノベーションの研究意義を述べ、研究方法、先行研究を検討する。続くケーススタディでは、東邦銀行主導による会津東山温泉の地域再生ファンドの内容を詳細に調べる。その後、地域再生ファンドを通じた地域イノベーションの創造のプロセスをまとめる。これらをもとに、地域内アクターの協力に関する分析視角をふまえ、地域内のアクター間協力によって地域金融機関がイノベーションの創造に貢献してきた機能を考察する。またその機能を促進するにはどのような条件が必要であるのかも考察する。最後に地域再生ファンド

を用いた地域再生に関する研究の貢献と限界を述べる。

第6章では、地域金融機関による経営改善支援が地域再生に機能することを明らかにする。また地域再生に必要な地域金融機関の審査部門の組織条件を明らかにする。地域再生にあたり地域金融機関内で債務者の経営改善支援を企画立案しているのは「審査部門」である。審査部門は経営改善支援を通じてどのように地域イノベーション創造に機能しているか、地域イノベーションを進めるにあたり審査部門の組織にはどのような条件が必要か、審査部門と営業部門（推進部門、営業店）との関係はどのようなものであるかを詳細に調べるのが骨子である。そのために、まず、地域金融機関の審査部門という組織を調べる意義を述べ、研究手法、先行研究を説明する。続くケーススタディでは「きらやか銀行」の審査部門の組織を詳細に説明する。その後、地域内のアクター間協力に関する分析視角をふまえ、地域金融機関において地域再生を企画する審査部門の機能を考察する。またその機能を促進するためにはどのような条件が必要なのかを考察する。最後に地域金融機関審査部門の組織条件に関する研究の貢献と限界を述べる。

第7章と第8章では、地域金融機関が地域活性化の側面で機能する実態を分析し、地域金融機関が地域活性化に機能するための条件を扱う。

第7章では、地域金融機関による創業支援が地域活性化に機能することを明らかにする。また創業支援を通じた地域イノベーションの創造プロセスを解説し、創業支援による地域活性化の条件を明らかにする。このため、まず創業支援に対する融資を通じた地域イノベーションの研究意義を述べ、研究内容、先行研究を説明する。続いて多摩信用金庫の事例を用いて創業支援の仕組みの内容を詳細に調べる。そして、創業支援による地域イノベーションの創造プロセスをまとめる。その後、地域内のアクター間協力に関する分析視角をふまえ、地域金融機関が創業支援を通じて地域イノベーションの創造に貢献する機能を明示する。また、その機能を促進するためにはどのような条件を満たせばよいのかを説明する。最後に創業支援を通じた地域活性化に関する研究の限界と貢献を述べる。

第8章では、地域金融機関による農業ビジネス振興が地域活性化に機能することを明らかにする。また農業ビジネス振興を通じた地域のイノベーションの創造プロセスを解説し、農業ビジネス振興による地域活性化の条件を明らかにする。このため、まず農業向け融資を通じた地域イノベーションの研究意義を述べ、研究内容、先行研究を説明する。これに続き、鹿児島銀行が行っている農業向け融資の推進の内容を詳細に調べる。そして農業および関連産業振興のプロセスをまとめる。その後、地域内のアクター間協力に関する分析視角をふまえ、地域金融機関が農業振興を通じて地域イノベーションの創造に向けて貢献する機能を明らかにする。またその機能を促進するためにはどのような条件が必要なのかを論じる。最後に農業ビジネス推進による地域活性化の研究における限界と貢献を述べる。

第9章では、これまでの論旨をもとに地域活性化における地域金融機関の役割を議論し、地域イノベーションを進めるために地域金融機関を活用することの政策提言を行う。地域金融機関の役割においては、地域金融機関を取り巻く制度の変化が地域金融機関の機能に変化をもたらしたことが、地域再生と地域活性化の側面においても地域金融機関の役割に変化が生じたこと、地域活性化における地域金融機関の役割は地域の産業創造であることを議論する。地域イノベーションのために地域金融機関を活用することの政策提言においては、地域金融機関が地域産業構造を理解す

るための促進策、中小企業者の資金需要に対する円滑な対応、プロジェクトを複数事業者の連携に置き換える仕組みを議論する。

第10章は本研究の結論及び本研究の限界と今後の課題について述べるものである。地域コミュニティにおけるアクターの一員として、地域金融機関は地域再生や地域活性化に貢献できると期待されているが、その実、その機能は十分に発揮されていないとの懸念もある。第10章では、こうした問題意識を踏まえ、初めに2つのリサーチクエストを設定したことを確認する。第一のリサーチクエストは、地域再生や地域活性化における地域金融機関の機能についてである。第二のリサーチクエストは、その機能を促進させるための条件についてである。続いてそのリサーチクエストに答えるにあたり、分析視角を設定したことを確認する。その分析視角とは次の通りである。まず、地域金融機関を地域イノベーションにおけるアクターの一員として位置づける。そして地域イノベーションのアクターである産学官金（地域の事業者、大学等の研究機関、地方自治体や政府の出先機関などの行政、地域金融機関）が知識の共有、人材交流、組織間の契約などを通じて協力するという可能性を見出す。このような枠組みの中で地域金融機関は地域再生や地域活性化に機能することをこの分析視角は見通すことができる。この分析視角をふまえ、具体的な地域再生や地域活性化の事例を考察し、地域金融機関が地域再生や地域活性化に機能する条件を確認する。以上を要するに、第10章では、地域再生や地域活性化に対する地域金融機関の機能に関するリサーチクエストを立てたこと、リサーチクエストに答えるために地域内アクターの協力に関する可能性の分析視角を設定したこと、産学官金協力の可能性が一定程度あったがゆえに地域金融機関は地域再生や地域活性化に機能してきたという第一のリサーチクエストに対する答え、その機能を促進するには知識共有や人材交流などのアクター間の相互行為やアクター間の信頼関係を拡充することなどが必要であるという第二のリサーチクエストに対する答えをケーススタディにそくして得たことを述べる。また、地域再生や地域活性化における地域金融機関の機能が拡充することは、関連するアクター間における情報や知識のスピルオーバーをさせやすくし、リスクの低減とそれによる産業創造機会の拡大を通じて地域イノベーションが進みやすくなる可能性も示す。

ただし本研究は産学官金のアクターの組織的相互作用の側面を重視したものであり、アクターにおける重要な論点である人材の条件を検討したものではない。そのことを検討していないことが本研究の限界であり、また今後の課題であることを最後に論じる。

注

¹ 本研究において「地域金融機関」とは、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合をいう。この定義は金融庁によるものと同じである。また、地方銀行と第二地方銀行を地域銀行という。さらに信用金庫と信用組合を協同組織金融機関などということがある。

² 全国地方銀行協会に加盟する地方銀行が景況や需要項目をどのような判断しているか（「好転」、「不変」、「悪化」）を Diffusion Index として表したもの。（「好転」×1.0+「不変」×0.5+「悪化」×0.0）÷（回答銀行数）×100＝で計算される。したがって DI が 50 であれば不変、50 を超えると好転の傾向を見て取れる。景況判断は 2012 年 12 月末には 35 程度だったが、2013 年 12 月末では 72 になっている。

³ 武田(2012)は、企業と従業員の関係を絶対的なものから、社会におけるつながりの 1 つとして捉えることを提示している。その営みの中で、従業員という個人は社会における独立した存在であり、他者との関係において顔の見える存在である。坂本(2012)は、会社における価値体系として、従業員を重んじるありかたを提示している。これらは、顔の見える関係の基礎には個人の尊厳が横たわっていることを気づかせるものである。

第2章 先行研究と本研究の位置づけ

本研究は、地域金融機関が地域再生や地域活性化に機能する実態を分析し、地域再生や地域活性化に対して地域金融機関が機能するための条件を明らかにするものである。そのことから、金融、地域、経済成長、イノベーションという大きな枠組みを前提とし、先行研究の領域を次に掲げる8つとした。1つ目は地域金融機関の特色に関する研究である。地域金融機関は資産変換機能と情報生産機能を有していること、及び、多様な地域産業の成立を可能にする分散的なシステムとして位置づけられることについての論点をサーベイする。2つ目は地域における人材と地域格差に関する研究である。最重要な地域資源である人材は地域や場所と密接に関連しており、場所を通して人間は価値を見出し、価値を見出すべき場所の格差が人間の公平性の点と矛盾するのではないかという論点をサーベイする。また、地域格差解消策として公共投資が用いられた問題構造のサーベイを行う。3つ目は地域の経済成長に関する研究である。地域の経済成長はなぜ必要かの論点をはじめにサーベイする。その後地域の経済成長理論の論点をサーベイする。4つ目は、イノベーションに関する研究である。Schumpeterによるイノベーション概念とその拡張の論点をサーベイする。5つ目は、地域イノベーションシステムに関する研究である。地域イノベーションシステムに関する欧米と日本の議論をサーベイする。6つ目は、産学官金協力を通じた地域イノベーションシステムにおける地域金融機関に関する研究である。産学官金連携を通じた地域イノベーションシステムにおいて金融はどのように位置づけられてきたのかの論点をサーベイする。7つ目は、金融イノベーションに関する研究である。コンピュータテクノロジー等の技術革新による金融手段の進化、債権者債務者間の信頼関係を基礎とした債務者支援の枠組みの進化、地域活性化に対する金融イノベーションの議論をサーベイする。8つ目は、これらを統合する産学官金協力理論としてのトリプルヘリックスの研究である。人材の交流や人材の兼務を通じてアクター間に相互作用が生じ、また、アクター間に知識の共有が生じ、それらにより産学官金の協力が起きてイノベーションがもたらされる論点をサーベイする。

これらをふまえ、本研究のリサーチクエスションに答えるための分析視角を提示する。この分析視角は、地域のアクターが地域再生や地域活性化に向けて協力するものに関するものである。この協力関係にアクターの一員である地域金融機関も位置づけられる。地域金融機関はこの協力の枠組みの中で他のアクターに働きかけながら、地域再生や地域活性化に機能する可能性を示すのがこの分析視角である。

2.1 地域金融機関の特色

本研究の主題である地域再生や地域活性化に地域金融機関が機能する条件を探る前提として、地域金融機関にはどのような特色があるかを整理しておく。1つは、地域金融機関も金融機関の一種として資産変換機能と情報生産機能を有していることである。もう1つは、地域金融機関は地域特性を反映した分散的なシステムを構成していることである。

2.1.1 地域金融機関の資産変換機能と情報生産機能

地域金融機関には、資産変換機能と情報生産機能がある。資産変換機能と情報生産機能は金融における一般的な機能であるので、地域金融機関にも当てはまる概念である。

資産変換機能は、地域金融機関が地域の資金余剰主体である預金者の資金を受け入れ、地域の資金不足主体である借入人に貸し出し、金融をはかることである（筒井(2001)、p.149）。資金余剰主体が資金不足主体に直接金融をはかるよりも、地域金融機関が預金者と借入人の資金仲介をはかるほうが、地域の新規のプロジェクトをより多く探索でき、プロジェクトの取上げ可能性が高まる。

情報生産機能は、次のとおりである。地域の資金不足主体である借入人の情報が地域の資金余剰主体である預金者に直接かつ詳細に伝わらないことから、情報の非対称性が存在することになる。それによって生じる資産変換の不十分さを防ぐために、地域金融機関が借入人の信用情報を組織的に収集・分析し、結果的に預金者による資金を効率的に運用させることが必要になる（藪下(2009)、p.22）。これが情報生産機能の内容である。預金者が単独で情報を収集・分析する情報生産機能を果たすより、地域金融機関が専門的かつ組織的に信用情報を生産したほうが、貸出を行うときの限界的なコストが逡減する。そのため、地域金融機関が存在するほうが貸出に関する地域社会全体での費用を小さくすることができる。

2.1.2 分散的金融システムとしての地域金融機関

1 地域産業の多様性を維持するために必要な地域金融機関

地域金融機関は中央集権的な大銀行による全国一律の仕組みではなく、地域特性に応じた資産変換と情報変換を行うための制度として存在する。そこで、なぜこのような分散的な金融システムが必要とされるかが問題となる。これについては3通りの考え方がある。

1点目は、都市銀行等の大手銀行が大型化するに従い、小企業に対する融資の関心を失ってきたため、そうした小企業を対象とする営業の領域に地域金融機関は持続可能性を見出したというものである（岸(2013)、p.158）。

2点目は、地域金融機関は完全競争市場にはないことを前提に、地域の中小企業者向け貸出は審査・モニタリングコストが高いという結果から、その原因を、地域に密着していなければ貸出可否が判断できないことに求めるものが

ある。地域に密着していなければ貸出判断ができないというのは、換言すれば、地域金融機関が、産業構造を含めて「地縁」等と強く結びついているからだという見解である（堀江(2008)、p.109）。

3点目の見解はMinsky（1986）、pp.396-400によるものである。Minskyによれば、多数の小規模からなる地域金融機関は、地域産業が多数の小規模からなる企業で構成されることを可能にする。全国に支店網を持つ巨大銀行だけからなる高度に集中的な金融のもとでは、産業が集中化しやすい。中央が主導する産業構造が望まれるならば、巨大銀行が画一的な金融サービスを提供することで良しとされよう。しかし地域産業は多様であり、地域の情報を中央集権的な巨大銀行が十分に把握することは不可能である。銀行の利潤は、銀行業務のパートナーである借入顧客の成功によって決定される。そこで、銀行は貸手として、また「職業紹介所」として借入顧客に幅広い金融の選択肢を提供するものであるとする。また、そもそも金融は経済に働きかけるものであり、過剰な金融の提供が経済の不安定性を増幅させる。これを前提にし、金融の枠組みが経済の枠組みを相当程度規定することを主張する。そのような金融のありかたは、多数の小規模な独立銀行からなる分散的な銀行システムでは、産業構造が中小規模の企業で構成されることに結びつくとする。この主張の論理的帰結は、地域金融機関が地域社会の産業のあり方を規定するということである。

このように、地域産業と地域金融機関に関する内外の研究者の知見によれば、地域産業と地域金融機関は地域ごとに独立的で分散的な金融機関によって構成される必要がある。また、大手行では賅いきれない多数の小規模企業に対する金融はその地域の社会的背景を知るものが担うべきであろう。小規模で多数の事業者からなる地域産業の多様性を維持することによって地域経済の成長を図ることができる（岡本（1994）、Piore and Sabel（1984））。そのためにも地域金融機関は必要である。

なお、社会に対して金融が果たす役割については以上の言説とは別に Shiller(2012)が述べている。Shiller(2012)は、金融は本来、「よい社会」(Good Society)を創造するため、社会の構成員がそれぞれの目標(goal)を完成させるための堅固な仕組み(stewardship that protects their achievement)であるとしている。そのうえで、銀行機能を平等化する・民主化する(democratize)ことで、別の言い方では、資金需要者に資金をゆきわたらせることで、金融が本来持つべき役割、すなわち社会にいる事業者(enterprises and institutions)がその目的を達成できる仕組みを完成できると指摘している。よい社会とは、自由、繁栄、平等、経済的安定性を目標とするものであるとする。また、平等化・民主化とは、主としてなかなか提供を受けることのできない資金の需要者に資金を提供することであることを、英米の小規模貯蓄・貸出銀行やマイクロファイナンスの例を敷衍しながら記述している。地域金融機関は地域産業の多様性を維持する前提としての社会の安定性に貢献する機能や社会における信頼関係の形成に対しての機能を有するといえる。

2 情報の非対称性を克服するために必要な地域金融機関

インターネットコミュニケーション、統計的財務分析、クレジットスコアリングなどの情報コミュニケーション技術を用いた金融イノベーションが進展しても、中央集権的な巨大銀行からなる金融システムは地域金融機関の機能を

代替することはできない。その理由は次のとおりである。貸出にはハード情報に基づくものと、ソフト情報にもとづくものがある。ハード情報とは、財務諸表や信用力スコアである。ハード情報は計量的把握が可能であり、保管が容易であり、長距離間でも生産や交換が可能である。ハード情報に基づく貸出はトランザクションレンディングと言われる。ソフト情報とは、経営のスキル、経営の誠実さ、戦略的決定などである。ソフト情報は保管が容易でなく、長距離であれば取得しにくく、複雑な組織においては交換しにくい。ソフト情報に基づく貸出はリレーションシップ・レンディングと言われる(Udell(2010))。中央集権的な巨大銀行が画一的な審査基準で地域産業の事業者に貸出を行なおうとしても無理が生じる。ソフト情報が入手できない、あるいは組織が複雑すぎて入手したソフト情報を活用できない可能性がある。コンピュータコミュニケーションによる金融技術に長じていても、中央集権的な巨大銀行は地域金融機関を代替することができない(Udell(2010))。ソフト情報は概して地域産業の事業者である借入人のみが知り、貸出人は知りにくい。ここには情報の非対称性がある。借入人に地理的に近接しているものが情報の非対称性を克服することができる。それゆえに地域金融機関は必要である。

2.2 地域における人材と地域の格差

地域再生、地域活性化や地域金融機関を分析する前提として、地域のもっとも重要な資源である人材について議論する。まず、地域において人間は場所に価値を感じるものである論点について触れる。次いでそのように人間の価値の表現としての場である地域に格差があることは、人間の公平性に矛盾しているという意味において問題であることについて触れる。

2.2.1 場所と人間、地域活性化と人材

地域の問題を解決するときに、人間の論点を離れることはできない。岡本(2012)は地域活性化の前提にある地域資源の究極の姿は人的資源であるという。そこで、地域は人間とどのように関係するのかを明らかにしておきたい。地域を捉えるには、空間として、人間関係のネットワークとして、行政区画として、地表における領域として、場所として、その他さまざまな考え方があり。地域と人間の関係は、そこで人間が価値を見出す「場所」において解釈されていることをみよう。

増淵(2012)は、バックストリートを通じて場所を捉えた。バックストリートは、路地、路地裏、細街路である。バックストリートは創造の場であり、人材育成の場である。都市の中にあるバックストリートは文化創出機能を有している。バックストリートを擁する都市には多様な特性がある。ある断面を平板に比較するのではなく、例えば東京ではバックストリートの多様性、関西ではメディアとバックストリートの関係、札幌ではポップカルチャーとバックストリートの関係、広島ではバックストリートの機能、福岡ではバックストリートの拡散を捉えつつ、バックストリートの場所性が結局人材育成の苗床となっていることを明らかにしている。

Tuan(1977)は、人間の経験を中心にして世界を理解するという意味において現象学の方法を用いて場所を捉えた。

場所は人間が価値を感じるものの中心である。Tuan にとって地域は場所を離れて存在しない。地域は人間の経験を離れて存在しない。地域はいくつもの場所がつくるネットワークである。場所の経験は土着性につながる。Tuan にとって土着とは土地への愛(Topophilia)である。

現象学を通じて場所を理解する試みは Relph(1999)につながる。場所は両義的な存在である。人間が場所に根を下ろしているという感覚は、人間の経験にとって重要である。一方、場所から逃れられない人にとっては監獄のようにも思えるものである。また場所がグローバルな見方によって標準化されると、人間の価値から離れ、どこにでもありそうな景観を作出する。それが Relph にとっては場所の「没場所性(placelessness)」になる。場所が標準化されて没場所性を示すと、場所は人間の経験という価値から離れる。それは個性を蝕む現象ではあるが、標準化のゆえに、「衛生状態や情報伝達、交通、家庭生活の改善という点で人間の場所経験に数えきれない進歩をもたらした」(Relph(1999)、p.15)ことにもなる。これは経済的には望ましい現象である。没場所性が人間の価値の拘束を脱することを可能にするため、「場所のセンスや場所への愛着は単に重要でないだけでなく、それらをまさに欠如することが経済的利点であり、空間的効率をもっと大きなレベルで達成することができるように没場所性が追及される」(Relph(1999)、p.244)。しかし人間の実存にとっては好ましいことではない。「理論的には魅力的だとしても、体験上は喜ばしいものであることはほとんどない」(Relph(1999)、p.244)。このような背反する二元論を克服して地域を創造するためには、そこに住む人々の経験や価値に準拠した枠組みが必要である。「個々人と社会集団が彼ら自身の場所を作り、またつくりかえてそこに住むことによってそこに本物性と意義」が生じる (Relph(1999)、p.305)。それが人間性を重視するという意味での実存的な地域創造の基礎になければならないと主張する。

阿部(2011)は、人びとの価値に準拠した枠組みとしての場所を、日本におけるドロップアウト現象の事例から捉えた。ドロップアウトした人びと、換言すれば社会的に排除された人々が再び社会参加するプロセスにおいて、人びとの価値を再創造する「居場所」の必要性を説く。再度の社会参加のための場所は、与えられるものではなく、創造していくものであることが描かれる。

より経済行為に近い場所として職場がある。職場という場所と人々の価値の準拠の枠組みは、Burchell and Robin(2011)が議論する。職場が人間の価値を実現するためには、信頼（信用、尊敬、公正）、誇り、連帯感が必要であり、そうした条件を満たした職業上の場所が「最高の職場」であるとする。職場は与えられるというより、創造されるものとして描かれる。

以上のことを要約すると、場所は人間の価値を発見するところであり、人材を育成する苗床であり、創造する対象である。場所は与えられたものではない。場所がネットワーク化し、領域化したものが地域であるとするならば、地域は人々にとっての価値を発見するところであり、人材育成の基礎であり、人々が作り上げているところとして捉えることができる。

次に、場所と人間の観点ではなく、地域活性化における人材の把握に関する先行研究をみよう。ここで、内発的発展論におけるキー・パースン（キー・パーソン）と地域イノベーションにおける人材に関する議論をフォローする。

従来の近代化論の枠組みで説明できない指導者を、鶴見(1996)は「キー・パースン」と呼び、農村が工業化を進める過程で生じた郷鎮企業の企業家にこれを見出している。この研究におけるキー・パースンは、呼称を創始した市井三郎の用例をパラフレーズしたものであるとしたうえで、地域社会の「小状況」での日常的な「変化」の担い手であり、地域の社会構造や技術の型の伝統に対して具体的で細かい変化を担うとする。ここでいわれる「変化」がイノベーションの一態様であると仮定すれば、外在的要因に依存せず地域資源を活用して地域活性化をうたう内発的发展論においても、地域社会の状況変化を把握して変化を担う人の存在が必要とされることが明らかとなる。

地域イノベーションの主体は地域人材である(岡本(2012))。そこで地域人材が地域イノベーションを起こすための条件は何かが問題となる。三上(2013)は次のとおりに言う。地域の苦境を何とか改善したいと希求する人たちはどの地域にもいる。また、地域の改善主体としての「担い手組織」とそれを支援する地域外の「中間支援組織」の「協働システム」によって地域活性化が図られる可能性があるとする。地域の改善が地域イノベーションの一態様であると仮定すれば、その地域イノベーション人材には、地域の現状に対する危機感を有していることが求められると言える。つまり地域における人材とは、地域に対する危機感を持ち、地域のイノベーションを担う人的な資源であると言える。

2.2.2 地域の格差

場所において人間は価値を感じるゆえに、場所は人間にとって大切なものであると考えられる。場所が領域的なネットワークにまで拡張されたときに地域として捉えられるとするならば、地域ごとに格差があるということは、人間の価値のうち公平性に矛盾するから問題であると解釈することが可能であろう。地域格差が問題とされる背景には、このことがあるものと思われる。そこで格差を縮小することが望ましいとする前提に立って、どのようにすれば格差が縮小するのかの論点をフォローする。

はじめに公共経済学の視点からみる。奥野(2008b)は、地域間格差の存在を認めただけで、都市と地方の格差問題は都市と地方の相互における意識の断絶にその原因があるとする。地方経済の衰退により地方は自信をなくし、都市は地方支援への疲労感を有する。それが意識の断絶を生むとする。奥野(2008b)は、「パイを大きくしてから分配を考える」として、国の成長が一定段階に達したのちには成長が遅れたところに波及するような再分配政策を提起する。一方、現代の日本では生活水準が上昇しており、多様な生き方ができることを前提に、画一的な再分配よりも、個性ある地域が都市と交流し、連携によって新しい価値を生み出す必要性も提起する。同書の考え方は、市場に任せれば格差は解消されるという立場をとっていない。一定の政府の再分配政策の必要性を認めている。

次に経済政策の視点からみる。先に都市と地方の意識の断絶に触れた。これは公共投資のあり方から解釈することができる。小峰(2006)及び小峰(2013b)は、公共投資が「地域別所得配分的手段」として使われてきたことを明らかにする。小峰(2013b)、pp.82-83によれば、1人当たり所得水準の低い地域等で相対的に多くの公共投資が行われてきたことは、都市部で相対的に少ない公共投資が行われてきたことを意味し、「財政を通じて都市部から所得を吸い上げ、

地方に再配分されている」ことが起きてきた。意識の断絶が生じたのは、本来、地域はそれぞれ自立して発展するにはどうしたらよいのかという問題に対し、公共投資を通じた所得再分配だけによって解決しようとした矛盾があらわれたからだと言えるだろう。したがって、地域格差解消は公共投資などによって都市と地方間の所得再分配を行えば解決できる問題ではもはやなく、「まともに地域の自立的発展を促すような地域政策が工夫」(小峰(2013b)、p.85)されるべきである。経済政策の目標が2つあるときには、基本的には2つの政策手段を用意しなければならない(小峰(2006)、p.25)。地域格差解消の問題に対しては、所得再分配と地域の自立的発展をないまぜにしたまま解決策を図ることはできない。地域のイノベーションが地域に経済成長をもたらすことを前提として、イノベーションを後押しする政策が重要である。公共投資によって地域の景気を回復させる手法は正しくない。地域のイノベーションを通じて地域の経済成長を促し、そのことによって地域格差の問題を解決する視点が必要である。

2.3 地域の経済成長

2.3.1 地域の経済成長はなぜ必要か

地域活性化には経済成長が必要である。地域の成長を測るときに、どの指標をもって地域の成長があると認識するのかは論者によって異なる。黒田ほか(2008)によれば、一国の成長がGDPの成長によって計測されるように、地域の成長も地域総生産の増加によって計測されるとする。経済成長はGDPまたは一人当たりGDPで計測するのが通常であり、地域活性化は結局地域のGDPや一人当たり地域総生産額がどのように伸びたかで計測することが可能である。このことは自明のことに思えるが、これに反対する見解や成長の意味を違う捉え方で解釈する見解もある。

Söderbaum(2008)は、持続可能な社会のためには新古典派経済学のいう経済成長の考え方では不十分であり、特に環境負荷を織り込んだ経済システムの構築が必要であるという。貨幣指標だけに頼って環境の劣悪化に配慮しない経済成長を志向するのではなく、環境の劣悪化を貨幣指標と同様に重視すべきであるという多元的な経済成長を主張する。

Latouche(2004)は貨幣指標で計測される経済成長自体を否定し、脱成長(デクロワサンス)を主張する。脱成長が成功したときには民主主義的でエコロジカルな自律社会が到来するのだと主張する。

しかしながら生産(供給)、支出(需要)、所得の3つは等しいというGDPにおける定義的な関係において、GDPの増加は一人あたりの所得を増やし、雇用機会を増やし、国内需要の増加を通じて国民の生活水準を引き上げ、投資を通じて将来世代の生活のための資本を強化し、構造改革を進めやすくし、社会的な摩擦を少なくし、税収増を通じて財政再建を進めやすい効果がある(小峰(2013b)、pp.19-20)。経済成長に反対することには慎重でなければならない。環境保護が目的であるならば、環境悪化を市場の失敗ととらえて外部性(外部不経済)のコントロールによって解決することができる(八田(2009)、p.405 注22)。経済成長は雇用や賃金を生み出し、地域の持続可能性を条件づける。その意味を改めて考えなければ地域活性化の議論は不明瞭なものになる。

2.3.2 地域の経済成長の理論

地域成長理論には、需要主導型モデルと供給主導型モデルがある。以下においてそれぞれのモデルをフォローし、そこから得られる地域イノベーションの含意を吟味する。

1 需要主導型モデル 経済基盤モデル

まず需要が主導する地域成長を考えよう（黒田ほか(2008)、pp.202-203）⁴。需要によって地域の経済成長が決まるモデルでは、地域の産業を基盤産業と非基盤産業に分けて考える。基盤産業とは地域の外部へ移出する産業である。非基盤産業とは、基盤産業の成長に応じて変化するものであり、地域内での需要に財やサービスを提供するものである。需要主導型モデルは、地域の基盤産業の成長が非基盤産業の成長を促し、結果的に地域の総就業者数が増加する経済成長を描く。

このモデルの含意は3つある。1つ目は、需要主導であるため、地域の成長は地域外の需要に左右されることである。そのため、常に地域外の需要の動向をウォッチしなければならない。また、需要は外生的に与えられ、地域外の需要が一挙に減退すると、地域の生産も一挙に減退する。企業城下町と言われた地域の減退がこれによって説明される。2つ目は基盤産業の成長が地域全体の成長に決定的な影響を与えていることである。そのため、基盤産業である移出産業が何であるかを特定しなければならない。そのことは地域に賦存する資源が何であるかを理解し、これを活かして競争優位に立てる移出産業を特定し、そしてその基盤産業を成長させる必要性がある。3つ目は、非基盤産業の成長のために、非基盤産業の基礎にある地域内での財やサービスの需要を維持し、拡大することがある。このことは、非基盤産業に関しては地域内で生産、支出、所得が循環しなければならないことを意味する。つまり、地域内で消費がなされ、地域外に漏出することを最小限にとどめなければならないことを含む。

逆に言えば、経済基盤モデルにおいて地域が衰退するのは、地域外の需要に応えられないケース、競争優位に立てる移出品の生産に失敗するケース、地域内での財やサービスの消費が循環できずに地域外へ漏出するケースにおいてみられることになる。

なお、経済地理学の観点から、「輸入置換（import replacement）」による基盤産業育成の必要性が指摘されている。Jacobs(1984)は、かつて輸入していた財を自前で生産する財に置き換える「輸入置換」の促進が地域発展（都市発展）をもたらし、その結果、交易の拡大、仕事と職種の増加、都市の仕事の農村への拡大、技術の新しい利用、資本の成長がもたらされるとしている。その輸入置換を通じた地域発展（都市発展）が成り立つためにはイノベーションが必要であるとする。要約すれば、イノベーションによって産業構造に変化がもたらされ、それが地域発展につながるという経路を指摘しているといえる。

2 供給主導型モデル

次に供給が主導する地域経済成長のモデルをみよう。供給が主導するモデルは、地域で生産されるものはすべて需要されることを前提としている。つまり需要はとて大きく、地域で生産されたものは一定の価格で全部売れることを前提にする。したがって地域の生産性が問題の焦点となる。これに対して、需要が主導するモデルでは、需要に合わせて地域の生産が伸縮されるものであった。これが需要主導型モデルと供給主導型モデルの前提の違いである。

成長会計モデル

供給主導の初期的なモデルはソローの成長会計のモデルで説明することができる。以下、Jones(1998)、p.49に従ってこれをみてみよう。まずコブ・ダグラス型の生産関数を想定する。投入の結合によって産出が生産されるとき、投入する資本を K 、労働を L 、産出を Y とおく。また技術進歩に関する要因を B と置く。さらに産出、資本、労働、技術進歩要因を時間について微分したものにドットをつけて表現する。ソローのモデルはこうした前提のもとで、次の式を得る。

$$\frac{\dot{Y}}{Y} = \frac{\dot{B}}{B} + \alpha \frac{\dot{K}}{K} + (1 - \alpha) \frac{\dot{L}}{L}$$

この式は、産出の成長が資本と労働の成長の加重平均と B の成長率の和であることを示している。 $\dot{B}/B$ は全要素生産性成長率 (Total Factor Productivity Growth) である。全要素生産性成長項の解釈が問題となるが、技術変化によるものと解釈できる。

この式の含意は次のとおりになる。1つ目は、一人当たりの資本水準だけが高まっても資本蓄積の収穫逨減によって資本の平均生産物は低くなる。2つ目は人口減少を背景に考えれば、労働投入量が減少するので、他の条件が一定であれば、生産量は低下する。3つ目は、労働投入量が減少したので資本投入量を増加させて産出量を増加させることができるとしても、いずれは定常状態になり、産出量の成長はとまる。4つ目は、長期均衡の定常状態になったとしても、技術進歩がおきれば定常状態の一人当たりの産出量は増加する。しかし経済成長の主要要因を技術進歩としても、このモデルには難点がある。それは、技術進歩が外生的に与えられるに過ぎないことから、技術進歩がどのようにして生じるかを説明できないことである。

内生的成長理論

生産関数に関して技術進歩の要素があることが分かったが、先の議論はあくまでも技術進歩が外生的に与えられるというに過ぎない。そこで技術進歩の要素を内生的に取り扱う内生的成長理論が考えられた。内生的成長理論においては、人的資本、知識資本、物的資本をまとめて単一の資本にとらえ、そうした資本が蓄積されても資本の限界生産性が逨減しないことを基本モデルとしている (齊藤ほか(2010)、pp.621-622)。

内生的成長理論の含意は次のとおりである。技術進歩や知識の蓄積を生産の拡大に対して内生的に説明することができる。ただし個別企業において資本の蓄積は技術進歩や知識の蓄積を意図して行われるのではなく、生産に有益だ

から行われることが前提である。資本の蓄積は技術進歩や知識の蓄積という予期せざる便益をもたらす。さらに、技術進歩や知識の蓄積は資本の蓄積に伴う外部性であると考えられている。技術進歩とはイノベーションである。資本の蓄積の過程でイノベーションが進み、それが収獲逓増現象を起こすのは、外部性があるからにほかならない。イノベーションは人的資本によって起こされると考えれば、人的資本の蓄積も重要である。さらにイノベーションや知識の蓄積が外部性を生じさせているのは、そこに知識のスピルオーバーがあるからである。知識のスピルオーバーは、学習によって加速させることができる。内生的成長理論の含意は、資本の蓄積に伴ってイノベーションが生じる可能性があり、イノベーションは人的資本の蓄積、知識のスピルオーバー、学習などによって生じやすくなるというものである。地域の成長を考えるに当たっては、人的資本の蓄積、知識のスピルオーバー、学習といった要因を重視しなければならない。

2.3.3 経済学の枠組みを用いた分析の含意

ここでこれまで行ってきた経済成長理論から本研究に資する含意を導き出すことにする。

需要主導の成長理論からは、3つの含意が導かれる。1つ目は、地域の成長は地域外の需要に外生的に依存することである。このため、地域の成長を考える際には、地域外の需要動向をよく観察し、需要の変化に対して柔軟に対応しなければならない。企業城下町の例では、親元企業の経営方針変更によって城下町企業にとっての需要減退が生じ、地域の衰退につながった。地域外の需要変化に柔軟に対応できなければ、いままでと同じ商品の生産では需要の変化に対応することはできない。2つ目は、地域に賦存する資源を理解し、比較優位を確立できる移出産業を基盤産業として育てなければならないことである。需要主導型の地域成長理論は、地域の基盤産業の成長が地域全体の成長に決定的な影響を与えていることを示している。3つ目は、地域内での財やサービスの需要を維持し、拡大することである。そのためには地域内で消費がなされ、地域外に漏出することをできるだけ少なくするよう、地域内での生産、支出、所得を循環させなければならない。

供給主導の地域経済成長理論からは、資本、労働、イノベーションが成長をもたらすことを確認できた。さらに内生的成長理論により、資本の蓄積過程でイノベーションが生じやすくするために人的資本を拡充し、知識のスピルオーバーを生じやすくさせ、学習を進めやすくなることが重要であるとの含意が導き出された。

2.4 イノベーション

2.4.1 Schumpeter のイノベーション論

イノベーションを最初に定義したのは Schumpeter である。今日までイノベーションの定義は基本的には Schumpeter の定義から変わっていない。「その後のイノベーション研究はシュンペーターの議論に脚注を加えていく作業である」とさえ言われる（武石ほか(2012)、まえがき iii）。

Schumpeter の定義したイノベーションとは、「新しい組み合わせを実行して成果を出すこと」（Durchsetzung neuer Kombinationen）である（Schumpeter (1926)、p.183）⁵。Schumpeter は5つのタイプのイノベーションを設定した。それは、

1. 消費者の間にまだもたらされていない新しい商品やサービス、あるいは、同じ商品やサービスの新しい質、
2. 新しい生産方法、商品製品の新しい流通の仕組み、
3. 未開拓市場への参入、
4. 供給元を新たに得ること、
5. 新しい組織の実現、

以上の5つである。

経済学ではイノベーションを技術革新と呼ぶので⁶、イノベーションは製造業の技術面での革新や発明に結びつけて考えられるかもしれない。「もはや戦後ではない」のフレーズが有名な 1956 年の経済白書でもイノベーションを技術革新と呼んでいる。しかし、Schumpeter のイノベーションの定義は、製造、加工、販売、サービスの提供までをカバーしつつ、産業のタイプに関わらず、何かと何かを新しく組み合わせることで成果を出すことである。

Schumpeter のイノベーション概念は現代でも変わっていない。武石ほか(2012)は、Schumpeter の議論を踏まえ、新しいとは革新のこと、生産とは経済効果を生み出す活動のことであるから、「イノベーションとは経済効果をもたらす革新を意味する」（武石ほか(2012)、p.5）とする。

2.4.2 イノベーションに伴う問題の克服

イノベーションには問題が伴う。イノベーションは必ず受け入れられるというものではない。イノベーションには壁があるといわれる。その壁は、不確実性である。新しいことには不確実性が伴う。不確実だから経済効果を事前に確証できない。それゆえ反対者が生じる。そこで、この壁を乗り越えるためにはどうすればよいのか問題となる。これに関しては創造的正当化とシステム信頼の議論がある。

1 創造的正当化

武石ほか（2012）によれば、イノベーションの壁を乗り越える直接的な理論的根拠の一つが創造的正当化である。

この創造的正当化の理論は次のとおりに要約できる。イノベーションの端緒は固有の理由をもつ者によって開かれる。イノベーションを実現する過程においては、端緒を切り開いた者だけでなく、さまざまな人々が交流を通じてイノベーションの実現を担う。またイノベーションの実現過程においては、さまざまな経営資源が動員され、結果的に経済効果が生じる。イノベーションの壁は、イノベーションの実現過程におけるアクター間でのイノベーション学習によって克服される。これをイノベーションの進化の理由と呼んでいる。

創造的正当化の論者は、イノベーションが生じるに際しては偶然が重要な役割を果たし、幸運の結果として創造的正当化が図られる可能性を指摘している（武石ほか(2012)）。それと同時に、偶然を必然に近づけるために、換言すればイノベーションを生じさせるために、様々な創意工夫を凝らすことが創造的正当化であるとも論じている（武石ほか(2012)）。

この偶然なるものはなぜ生じるのであろうか。

Merton (1949, revised 1957)によれば、社会調査の際に、予期されていなかった、変則的な、戦略的なデータの発見が、研究者の好奇心を引き起こし、新しい仮説創造に導くことがあるとされる。これは *serendipity*（掘出し）と呼ばれる。掘り出したなどの社会的知覚は、人間関係の構造の副産物である。したがって、偶然ということを知覚することは、人間関係の構造から派生するものであると理解されることから、偶然というものは、人間関係の結果として生じたもののなのである。イノベーションにおいても、人間関係の構造からそのような偶然という創造的正当性の基礎が導かれるものと考えられる。イノベーションは偶然という言葉に表象される天佑や女神の恵みのような反証不可能なことを条件とするものではない。イノベーションは、人間関係の構造がもたらすものである。

2 システム信頼

続いてシステム信頼の議論をフォローしよう。不確実性というイノベーションの壁を乗り越えるのには、違う経路もある。それはシステム信頼である(Luhmann(1973)及びLuhmann(1983))。システム信頼の考え方は次のとおりである。不確実性は結局のところ人々の納得によって克服される。合意した手続というルールに人々が参加して意見を述べ、手続が人々の不確実性の不満を吸収する。社会システムがそれを担う。また、不確実性を含む社会は複雑性を有するところ、人格的な信頼とは別に、ある行為が結果をもたらすということを人々は信頼しているから不確実性を含む社会の複雑さが縮減される。イノベーションの実現過程は不確実性を乗り越える営みであるが、人格的な信頼ではなく、社会システムとしてそのような結果をもたらす仕組みを、手続参加を通じて人々は信頼しているのだと言える。

これらを要するに、イノベーションの実現過程において不確実性の壁を乗り越えるために、イノベーションの端緒を開いた人に共感する経路と、イノベーションの実現過程を手続化して社会システムの合意形成する経路があることが明らかになる。

2.5 地域イノベーションシステム論

地域イノベーションを捉えるにあたりこれまでみてきたことは、Schumpeter のイノベーション論を手掛かりにして、個別のアクターの行動は地域社会に埋め込まれたネットワークの発現形態であると解釈し、個別アクターの行動描写を通じて地域イノベーションの仕組みを論じるものであった。次に、地域イノベーションが社会システムとして成り立っているとの前提をもとに、制度学派的(institutional school of thought)アプローチをとる「地域イノベーションシステム論」の議論をフォローする。

2.5.1 地域イノベーションシステム

1 概要

Schumpeter のいうイノベーションは、個別の事業者が技術革新を行うさまを描写するのに適した概念であった。

一方、地域も社会であるから、アクター間の相互行為やそうした相互行為を促す仕組みがある。地域においてイノベーションが生じるのは、独立のアクターや集合したアクターが単独的にイノベーションを行うからだけではない。アクター間の相互行為を誘発する社会の仕組みもある。言い換えれば、制度として地域イノベーションを生じさせる仕組みがあると考えられる。地域のイノベーションは企業間連携の仕組みによって生じるだけではなく、地域そのものがイノベーションを生み出す仕組みとして成り立っているという考え方が地域イノベーションシステム論(Regional Innovation System: RIS)である。企業間連携の議論だけでは、地域全体がイノベーションを起こしているメカニズムは十分に明らかにはならない。そこで地域自体がイノベーションを起こす仕組みを明らかにする必要性が生じてきた。このようにして地域イノベーションシステム論が生じた。地域イノベーションシステム論は、これらのアクター間の連携を、より広範な制度の観点から捉えなおしたものである。

2 相互行為プロセス

地域イノベーションシステムというイノベーションとは、「進化的で非線形的な相互行為のプロセスである。様々なアクター間での密なコミュニケーションと協働が必要とされ、企業間はもちろん、大学、イノベーションセンター、教育機関、金融機関、規格認証団体、産業組合、政府機関等の事業者や団体といった組織間でそうしたコミュニケーションや協働が行われる」(Tödtling and Trippl(2011), p.455) ものである。ここまでの定義は企業間連携の仕組みと大きく異なるものではない。これに加えて、「法や規則などの「かたい」制度と、仕事のやり方、しきたり、手慣れた方法などの「やわらかい」制度がアクターに働きかけてイノベーションを促す」(Tödtling and Trippl(2011), p.455) ことが加わり、地域全体がイノベーションを生み出す制度として捉えなおされる。

3 組織間連携

地域イノベーションシステムが論じられるに先立ち、組織間連携の重要性が指摘されていた。大きな枠組みとして国家レベルでのイノベーション(National Innovation System)がLundval や Nelson によって議論されていた。そこでは産業、大学、政府の連携が重要視された。また、Camagni らがミリュー(milieu)として地域のイノベーションに触れ、地域における諸組織の連携を論じていた。さらに Saxenian(1994)は、シリコンバレーとボストンのルート 128 を題材にして技術のスピルオーバーがイノベーションを生じさせる仕組みを説いた。こうした企業間連携や企業を支援する他の組織との連携が生産者のイノベーションを起こすと考えられてきた。

4 外部との連携

地域イノベーションシステム論は、外部との連携を前提としている。地域が外部に対して閉じたままでのイノベーションを前提としていない。それには二つの理由がある。1つ目は、国際競争や技術変化に対応するためには、地域内資源だけでなく地域外の資源が必要とされるためである。2つ目は公的関与の必要性である。地域レベル、国家レベル、広域諸国家レベル(例えばEU)の政策は、地域イノベーションシステムのあり方に影響を与える。公的関与が必要であり、それがイノベーションに影響していることを正面から認めたことに地域イノベーションシステム論の特色がある(Tödtling and Tripple(2011)、p.457)。

5 知識のスピルオーバー

地域イノベーションシステム論においても知識のスピルオーバーは重要な問題である。Tödtling and Tripple(2011)はさらに、Bathelt ほかがローカル・バズとグローバル・パイプラインの議論においてイノベーションと知識のスピルオーバーを取上げたことを紹介する。「ローカル・バズは、クラスターにおけるアクターが意識的活動としてでなく、なんとなくの知識の移転が行われているさまを言う。グローバル・パイプラインは、遠く離れた知識の源泉にアクセスし、様々な知識のプール、新しい技術、新しい市場を得るために入念に構築されたものである。ローカル・バズとグローバル・パイプラインは、地域の知識リンケージとグローバルな知識リンケージが相互に関連していることを明らかにした。それが地域のイノベーションを促進している」(Tödtling and Tripple(2011)、p.458-459、筆者仮訳)としてローカル・バズとグローバル・パイプラインの議論を評価している。

バズ・パイプラインの議論を踏まえ、地域イノベーションシステム論は知識のスピルオーバーの問題を、4つの区分に展開する。それは、2つの軸をもとにした4象限で構成される概念である。1つ目の軸は、静的的に知識が移転するものであるか、動的に集合学習がなされるものかの分類である。2つ目の軸は、知識のやり取りをするアクターの関係が、フォーマルで売買交換を基にするものか、インフォーマルで売買交換を前提としないものであるかの分類である。動的な集合学習によって知識がインフォーマルに、かつ、売買交換によらないで得られることは、地域

イノベーションシステムにとって望ましいことが含意される。

これまで知識のスピルオーバーは、労働市場の流動性をもとにした転職による知識の持ち運びがしやすいか、しにくいかにによって左右されるとする議論があった。Saxenian(1994)は、ルート 128 地域の企業は労働者の退社による企業機密の漏洩に神経質であり、「機密漏洩を追跡するために私立探偵を雇いシリコンバレーではまだ訴訟が珍しかった時代に一競合他社や元従業員を何度も訴え、独占企業情報が失われるのを避けようとした」(Saxenian(1994), p.131)さまを描く。一方、シリコンバレーでは、「退職した従業員を訴えるという事例も初期には見られたが、結果ははっきりしないか、大した効果はなかったために、多くの企業は離職率の高さをこの地域での事業コストの一部と考えるようになった」(Saxenian(1994), p.71) 状況にあった。こうして労働市場の流動性に伴って知識のスピルオーバーに違いが生じるのは、州ごとに情報移転をめぐる法律上の規制がことなるというように、制度に違いがあったからだと結論することができる (Gilson(1999))。

6 政策の関与

地域イノベーションシステム論においては、政策の関与が重要視される。政策の関与が必要とされるのは、市場の失敗があるからである。地域イノベーションシステム論においては、市場の失敗が地域の成長の失敗となることを警告する。市場の失敗は個別アクター間の需給の過不足として表現される一方、それが地域のシステミックな失敗に結びつくことが問題なのである。Tödtling and Tripple(2011)、p.460 によれば、地域のイノベーションを阻害する要因は2つある。1つ目は、地域内でのコミュニケーションが不十分であり、あるいは、外部の経営資源にアクセスできないことが、知識、技術、学習を妨げ、これがイノベーションの阻害に結びつくというものである。2つ目は、伝統産業に過度に固執することにより、あるいは既存の知識や組織に過度に執着することにより、イノベーションが阻害されることである。

地域政策は画一的であってはならない。Tödtling and Tripple(2005)は、すべてに共通するワンパターンの政策は万能ではないと警告する。イノベーションを必要とする地域は、地域資源の賦存状況、人材、金融的な環境、市場へのアクセス、経済成長の程度、様々な側面で異なった状況にある。政策が関与するにあたっては、こうした地域状況にあわせて選択肢を決定しなければならない。

7 システミック性

最後に、地域イノベーションシステムは当然ながらシステミックなものである。アクター間やサブシステム間において連鎖的であり、あるサブシステムの支障が他のサブシステムの支障につながり、システム全体の機能不全につながるおそれがある。「イノベーションは今日では相互性の高いものであり、システミックなものである」(Tödtling and Tripple(2011)、p.463、筆者仮訳)とは、そのように理解することができる。そしてイノベーションは知識を創造するものと、創造された知識を具体的に実行する2つの階層によって担われる。それを個別のアクターの集合である各業

種が担い、各業種は地域内で他の業種と連携する。これが地域イノベーションの枠組みである。この枠組みが政策の関与を受ける。外部の地域と接続することによって地域イノベーションシステムが構築される。「イノベーションの起きる地域の枠組みは何でも入っているバケツではない。その枠組みには穴が開いており、その穴から地域の産出物や知識が漏れ出る。その穴を通じて地域外の知識や技術が射し込んでくる」(Tödtling and Trippl(2005)、筆者仮訳)という。これは地域イノベーションシステムが外部と接続して初めて意味を持つことを表す。地域イノベーションシステムは地域内においても、地域外との関係においてもシステム的なものである。

2.5.2 日本の「地域構造論」と地域イノベーションシステムの関係

これまで外国で議論されてきた地域イノベーションシステム論をみてきた。日本では地域イノベーションに関してどのような議論があったかを「地域構造論」を通してみることにする。

日本の経済地理学において、地域間格差などの地域問題を解決するために地域構造論が提起された。地域構造論は、その概念の提案者によれば、「国民経済を一つの単位としてとらえ、産業構造展開とこれを担う企業の立地と財・サービス、所得・資金の地域循環など、資本の空間運動が作り出す①基幹産業を軸とする産業配置、②多様な産業地域と広域・狭域の経済圏編成としての地域経済、③資源利用・災害・環境問題などの国土利用、④政府・自治体・住民による国土・地域政策、以上の4分野からなる国民経済の空間システム」である(矢田(2005))。

地域構造論によれば、イノベーションは地域構造を変える。「イノベーション、より直接的には新たな主導産業の登場が、社会的分業体系としての産業構造に変化をもたらし、その産業構造の変化が地域的分業体系としての地域構造に変化をもたらし。地域構造論におけるイノベーションは、産業構造を媒介とし地域構造の変化をもたらしエンジンとして位置づけられるのである」(戸田(2005))と論じられる。

その逆に、地域構造はイノベーションをもたらし得るのであるか。地域構造論によれば、地域構造はイノベーションにとって必要条件でもなければ十分条件でもない。「情報の「入手可能性」と「解釈可能性」が確保されるという点では、地域がイノベーションにおいて一定の役割を果たす」(戸田(2005))にすぎない。地域資源の循環のあり方によってイノベーションが生じるか否かということである。ただし、経済学者の中には違う見解に立つ意見もある。岸(2013)によれば、地域がもしも完全競争を前提とする市場経済と異なった共助的な社会であるのならば、共助的な社会におけるイノベーションは発生しやすいとする。「共同体経済」では固定費が低く、コスト構造が柔軟なためにイノベーションが生じやすいとするのがその理由である。

それでは地域経済は国民経済の部分集合なのであるか。地域構造論において、地域は国民経済の社会的分業体系に位置づけられている。その限りにおいて、地域は国民経済の部分集合である。地域とは、「経済機能的に一定のまとまりをもつ存在」、であり、「regionとしての地域は、歴史の風雪に耐えて存続してきた、国よりも小さく市町村という基礎的な地方自治体よりも大きなスケールの、政治的な自律性をもつか、もとうとする空間的な実体である」(山本(2005b))と論じられる。

地域とは市町村よりも大きい国よりも小さいスケールをもつとされれば、論者によって地域イノベーションの射程は異なる。これは混乱を引き起こす。「地場産業や地方中小企業集積の研究者は、産業集積という言葉で自治体規模などより狭いスケールのものを想起しがちであり、一方大企業・中堅企業の研究者はより広いスケールを想定し、逆に狭い地域単位での産業風土、慣行などは軽視しがちとなる。この点を考慮に入れないと議論はしばしば噛み合わない」(水野(2010))と論じられる。

地域構造論は直接に地域イノベーションシステムを論ずるものではない。そのスケールのありようによってイノベーションを論じる射程が異なることを地域構造論は示唆する。その上でなお、地域構造論も地域イノベーションシステムに関心を寄せる。地域構造論の論者は、「確かに人の役割も重要ではあるけれども、筆者が注目したいのは、システムとしての地域イノベーションのありようである」(松原(2013))として、地域イノベーションをシステムとしてとらえる制度論的アプローチに理解を示す。

2.5.3 地域イノベーションシステムの定義

以上みてきた諸家の論調を整理すると、地域イノベーションシステムとは、「単数または複数の政策に刺激されて、地域のアクターが、地域社会の要因に埋め込まれた地域経営に関する知識を開発(exploration)し、これを適用(exploitation)するシステムを形成する。また、形成されたシステム間で連携が生じ、地域全体に経済効果が発生するように地域のアクターが働きかける。そのような地域社会と経済の制度が地域イノベーションシステムである。このような地域イノベーションシステムは、他の地域イノベーションシステム及びナショナルなイノベーションシステムと接続している」と定義できる。

2.6 地域イノベーションシステムにおける地域金融機関

2.6.1 地域イノベーションと金融

1 Schumpeter のイノベーション論における金融

金融とイノベーションに関する研究は Schumpeter を嚆矢とする (Schumpeter(1926))。イノベーションには不確実性と共に経営資源の分配の問題がある。イノベーションを可能にするためには人、設備、資金等の経営資源を投入する必要がある。Schumpeter は、イノベーションのプロセスと共に資金の配分を取り扱った。Schumpeter によれば、商業銀行は信用創造を行い、それによって購買力が生じるとされる。それを起業家が利用する。購買力とは、「新しい組み合わせを実行して成果を出すこと」(新結合の遂行)で生じる成果をもたらす源泉である。利潤獲得の源泉である。信用創造が購買力を生じさせるというのは、商業銀行がイノベーションを起こしているとも解釈できる。しかし、そこまで踏み込んだものではない。Schumpeter は、起業家によるイノベーションを商業銀行が支援するという枠組みを提示していると言っているにとどまっている。

Schumpeter のその後の研究系譜においては、ほとんどがイノベーションのプロセスを取り扱っている。金融とイノベーションの関係を緻密に論証したものはあまりない (O'sullivan (2005))。なぜであろうか。金融は、起業家によるイノベーションにとって付随的なものであるという認識が長く続いたからだと思われる。起業家がイノベーションを起こす。そのときに必要とされる金融資源はあくまでも起業家が望んで初めて生じるという理解であったのだろう。また、Schumpeter はその後米国に渡り、米国で興っていた大企業によるイノベーションの数々に触れた。その結果、大企業こそがイノベーションの担い手であると Schumpeter は理解した (後藤(2000)、p.29)。大企業には様々な経営資源があり、その中には大企業の内部資金による調達も含まれていた。Piore and Sabel(1984)、pp.95-96 によれば、アメリカの初期の起業家は資本不足に悩まされるときでも、起業家の個人的コントロールが希薄になることをおそれ、外部金融を拒否したという。さらに、創業者の時代をはるかに越えてもアメリカの巨大企業は銀行金融に対して敵対的な関係を持つという。商業銀行だけを取り出してイノベーションとの関連を考える必要はなくなった。それゆえ以降の研究において商業銀行とイノベーションの関係を研究する系譜はなくなったのであろう。

2 地域イノベーションシステムにおける金融

地域イノベーションシステムにおける金融は、システムを構成するサブシステムの一つとして位置づけられる。地域イノベーションシステムに対して金融がどのような作用を及ぼしているかとの直接的な説明はあまり多くない。地域イノベーションシステムの議論は、地域の社会経済的、文化的仕組みの文脈において、知識がどのように創造され、具体的に適用されるかを解き明かしている。また、政策がどのように地域に影響を与え、各地域はナショナルレベルや他の地域とどのように作用しあっているかを示す。その中で組織がどのように他の組織と相互に影響しあうかを明らかにする。組織を通じて知識が開発され、適用されるメカニズムを説明する。こうした議論の枠組みにおいては、金融はアクターとしての企業や組織として位置づけられると説明されるにとどまる (Tödtling, and Tripple(2011))。

地域イノベーションシステムで取り上げられる金融はベンチャーキャピタルに関するものが多い。そこでの問題関心は、ベンチャーキャピタルが地理的に集積している現象にある。その議論を振り返ってみよう。ベンチャーキャピタルの需要者は、地理的に集積する。ベンチャーキャピタルを必要とするビジネスの知識は暗黙的なものであり、そこではフェイスツーフェイスのコミュニケーションが必要とされるからである。その結果、ベンチャーキャピタルの需要者は地理的に集積する。ベンチャーキャピタルの供給者はどうか。ベンチャーキャピタルはディールソースを多く求めたい。ハンズオンで投資案件をモニタリングしたい。他のベンチャーキャピタルと情報交換したい。それゆえにベンチャーキャピタルの供給者も集積するというものである (Christensen (2011))。

このように地域イノベーションにおける金融の役割に関する議論はベンチャーキャピタルを中心にしたもので、銀行等の地域金融機関が地域イノベーションに果たす機能を解き明かすものは少ない。

2.6.2 地域金融機関を織り込んだ地域イノベーションシステムの構造

地域イノベーションシステム概念には地域金融機関は表立って現れてこない。本研究では地域金融機関が地域イノベーションシステムの枠組みの中に位置づけられるよう、再構成することを試みる。

地域イノベーションシステムでは知識の生成とその伝播が重要視される。知識の生産と知識の伝播はそれぞれ別のサブシステムで行われることを前提としている。地域イノベーションシステムでは、伝播させるべき知識を創造するアクターがいて、創造された知識が実際にアクター間に伝播することを示している。またさまざまな組織が知識を創造し、事業者等がこれを実際に活用し、その結果を知識の創造者たちにフィードバックすることも説かれる。さらに、垂直関係にあるアクター間でも、水平関係にあるアクター間でも、知識の共有があることが説かれる。

あるアクターが知識を創造し、違うアクターが知識を適用するだけでなく、同じアクターの中で知識の創造と活用を行うこともある。同じアクターにおいて、ある部署が知識を創造し、違う部署が創造された知識を具体的に適用するのである。Roberts(2004)によれば、業務の開発(exploration)と適用(exploitation)が同じ組織の中の別々の部署で行われ、その結果、組織全体の生産性が高まる理論が示される。組織の経済学の発想である。地域レベルで考えると、地域において同じタイプのアクターが知識を創造し、他のアクターに働きかけることもあろう。また同じアクターの部署内で知識が創造され、同じアクターの他の部署がこの知識を適用することもあろう。このことから、地域金融機関を織り込んだ地域イノベーションシステムを模式図として下記のとおりを示すこととしたい。

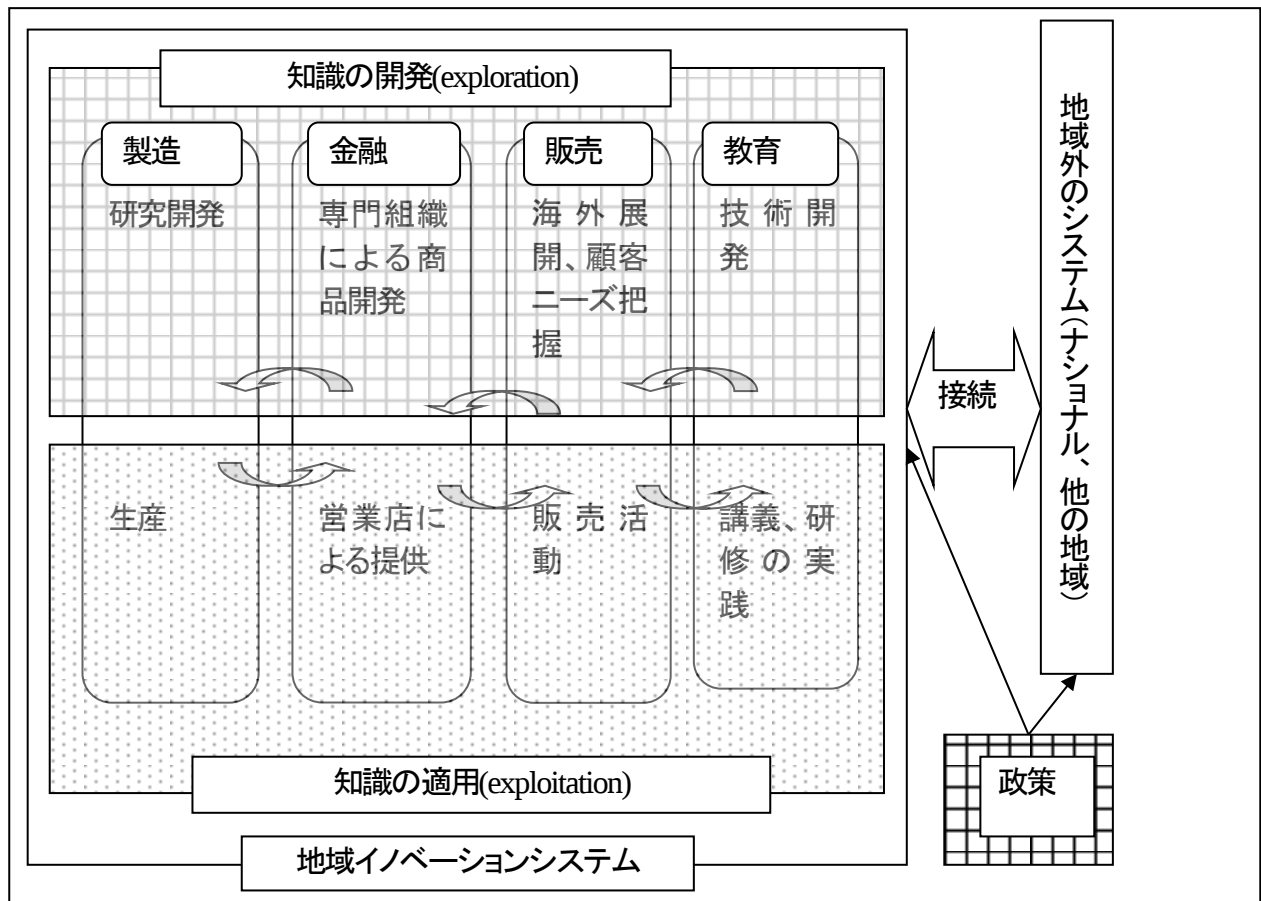


図 2-1 地域金融機関を織り込んだ地域イノベーションシステム（出所：Tödtling and Tripple(2011) p456 をもとに筆者が再構成）

2.7 金融イノベーション

2.7.1 金融技術、債権者・債務者関係

金融におけるイノベーションの議論は、金融技術に関するイノベーションの議論と、貸出の基礎にある債権者債務者間のリレーション（関係性）におけるイノベーションの2種類に分けることができる。

金融技術に関するイノベーションはICT（Information and Computer Technology、コンピュータテクノロジー分野）、証券化分野、リスクマネジメント分野で議論されてきた。白川（2011）によれば、「従来と同等、あるいは従来よりも優れた金融サービスを、顧客がより低いコストで享受することを可能にするもの」が金融イノベーションである。ICT 分野では、金融取引のスピード短縮、事務コストの削減がみられた。証券化分野では、流動性の低い資産を流動性の高い資産に変換することが可能となった。リスクマネジメント分野では、リスクヘッジを可能にするデリバティブなどの手法が開発された（日本銀行企画局(2005)）。

貸出の基礎にある債権者債務者間のイノベーションは、仲介機関と顧客との関係から研究されてきた（Allen and Gale(1999)）。完全な情報を入手できる世界では、資金の赤字主体（例えば企業）は資金の黒字主体（例えば家計）から市場を通じて金融を得ることができる。しかし現実の世界では情報が完全にやり取りされるわけではない。資金の

黒字主体から赤字主体への金融が不成立になる可能性が生じる。そのため、仲介機関が情報の非対称性を克服して資金の需要と供給を一致させる。もしも何かがあったなら仲介機関がリスクを負ってくれるだろうと顧客から期待され、それに応じることで、仲介機関はリスクシェアという黙示的な保険を引き受ける。仲介機関は、そのような期待に応えることで顧客から将来的に収益を得ることができると考えるからである。これがリレーション（関係性）の意味である。リレーションは資金需要者に関する情報の取得を用意にし、事前の審査費用を節約する（Allen and Gale (1999)）。それは情報の非対称性を克服して資金需要者が資金を得やすくすることと、資金供給者が資金を提供しやすくすることにつながる。

さらに日本では、債権者債務者間の関係におけるイノベーションは、リレーションシップバンキングとの関連において議論されてきた。

金融審議会(2003)は、リレーションシップバンキングとは、「金融機関が顧客との間で親密な関係を長く維持することにより顧客に関する情報を蓄積し、この情報を基に貸出等の金融サービスの提供を行うことで展開するビジネスモデル」であると定義した。またそこにおいて、地域金融機関が取引先に対して円滑な資金供給を行うことに加えて、コンサルティング機能やビジネスマッチング機能を提供して取引先に対して課題解決を提案することが重要であると提示されている。

村本(2005b)は、リレーションシップバンキングは長期継続的取引を前提とするものの、取引先の定量情報をもとに情報生産を行うビジネスモデルであることに注目し、イノベーションを創造する創業にかかわる資金の融資等において寄与する面があることを指摘している。

これらの指摘は地域金融機関の実務にも定着してきた。債権者債務者間の関係（リレーション）におけるイノベーションとは、担保からの回収可能性や保証人の資力に依存して融資の可否を検討するのではなく、債務者が行う事業のキャッシュフロー創出能力を吟味して初めてできるものであるとの認識が地域金融機関において形成されてきた。担保保証に依存せず、キャッシュフロー重視で審査に取り組むことは、これまでの融資審査を変革してきたといえる。その意味において、キャッシュフローを重視した債権者債務者間の関係づくりは地域金融機関にとってのイノベーションであると理解することも可能であろう。

そこで、債権者債務者関係のイノベーションがなぜ生じたのかが問題となる。法律上の制度改革があったことと、企業価値評価の実務が定着してきたことがその理由であるといえるであろう。従前は「企業再生」という名のもとに、企業という法人格を生かすことに主眼が置かれてきた。これに対して、債務者の内部にある事業そのものを生かすように働きかけることが重要であるとの「事業再生」の名のもとに、民事再生法等の法律上の手当てがなされた（田作(2002)、高木(2006)、伊藤(2007)）。また、企業の価値を計測するにはキャッシュフローをもとにして計測することが重要であるとの問題意識のもとに、キャッシュフローによる企業価値評価の体系が充実してきた（久保田(2001)、Copeland et al(1994)、Higgins(2001)）。なお、キャッシュフロー重視は企業価値評価と不動産評価に通底している（Barter(1988)、Baum and Crosby(1989)、Boyadjian and Warren(1987)、Brett(1990)、Carlson and Fabozzi(1992)）。こうした

法的、会計的イノベーションが、地域金融機関をして、資金回収の源泉は債務者事業の生み出すキャッシュフローであることを認識させることにつながった。地域金融機関における債務者の見方が法人格そのものを存続させることから、キャッシュフローを維持向上させるための事業の集合体としての債務者のありかたに変化したといえる。その結果、事業再生実務においては第二会社や第二創業を活用することが増えてきた（赤沼及び吉田(2012)、許斐(2012)）。

2.7.2 地域活性化における金融イノベーション

1 個別取引先に対する経営改善支援、営業支援

地域金融機関は経営再建支援や創業支援、産業創造の機能を果たしている。これを金融イノベーションのひとつとして把握することが可能であると思われる。金融イノベーションとは、白川(2011)の言うとおり、従来と同じコストでより利便性の高いサービスを生み出すか、同じ利便性を提供する際により小さいコストで対応できることを指している。そのことを踏まえ、本研究では金融イノベーションの語を本来の意味から拡張し、同じコストによってより利便性の高いサービスを生み出す意味において、地域金融機関が取引先に対して経営改善支援や営業支援を行うことも含むと解する。なぜならば地域金融機関が取引先の経営改善支援を通じて貸出の質の改善を図ることは、同じコストがかけられている貸出業務に経営改善支援という新しい利便性が加わることであり、それは金融の効率化の一側面を示していると考えられるからである。本研究では金融イノベーションをこのような派生的な事柄まで議論の射程に含ませるものとして捉えている。

2 地域再生、地域活性化に至るメカニズム

次に、地域金融機関は地域再生や地域活性化の支援を通じて、顧客の集合体である地域産業に対して産業創造の機能を果たすことができる論点をサーベイする。

地域金融機関が個別取引先の経営改善支援を図る様子は、単一事例の改善を紹介するものが多い。また、個別企業の再生を通じて地域全体の再生が図られた報告は、事業再生ファンド等の活用を通じて多くみられた（猪瀬(2005)、岡及び熊谷(2006)、奥(2007)、柏原(2006)、加藤(2013)、亀山(2010)、木村(2010)、金融財政事情編集部(2004)、金融庁(2008a、2008b)、栗本(2005)、富井(2004a、2004b)、中村(2010)、日本政策投資銀行(2006)、深田(2010)、松尾(2010b)、丸山 亀山(2010a,b)、湊(2005)、安田(2003))。

しかしその積み重ねがなぜ地域全体の再生や地域活性化に結びつくのかを説明するメカニズムは必ずしも明らかではない。そこで、地域金融機関がイノベーションを通じて地域全体の再生や地域全体の活性化に至るメカニズムに関する先行研究を組織の経済学と産業連関論に求めてみる。

Milgrom and Roberts(1992)、p.46 は、組織は希少で高価な経営資源を効率的に用いるために、標準的な運営手続や経験則などの機械的手順（routine）を採用し、機械的手順が新しい知識に応じて修正される都度、組織的な学習が生

じるといふ。組織的学習を通じて組織内により効率的な知識の運用が伝播するとも言う。また、知識を模倣することによって組織は適応すると主張する。組織の経済学の知見をもとにすると、地域金融機関は経営改善に関する知識を蓄積して機械的手順として採用し、次に違うタイプの経営改善支援が必要とされたときに、これまでの機械的手順を修正するというメカニズムを有していると類推できよう。地域金融機関の内部で組織的な学習が進み、経営改善支援の件数が増え、経営改善支援件数が増えると、結果的に経営改善支援を受けている取引先が地域内に幅広く存在することになる。このようにして経営改善支援を行う地域金融機関における組織的な学習が、件数を増やし、地域内に伝播するというメカニズムを得ることができる。

鈴木(1995)、p.3 は、産業とは個々の企業の集団であるとする。また産業は連関構造を有しており、個々の産業は前方と後方に対して生産波及効果を持ち、個々の産業の生産は他の産業への需要を増大させるとする（鈴木(1995)、p.100）。広範な産業相互間の連関構造によって、直接的、間接的に波及効果を生じさせる。したがって、個々の企業の集団が産業であるという限りにおいて、個々の企業は産業連関構造を通じて他の産業に属する企業にも影響を与えているといえることができる。この産業連関論の知見をもとにすると、経営改善支援が成功した場合には生産の拡大が可能になり、原材料の投入が増えることで他の産業に属する企業への需要が増大する。こうした生産活動が地域内で閉鎖的に取り扱われるときには、地域内の他の産業に属する企業へ波及効果が生じる。その結果地域の成長が図られ、地域活性化が図られるというメカニズムを得ることができる。このようにして経営改善支援を受けた企業が集散的に産業を構成している限りにおいて、経営改善支援活動は産業連関効果を通じて地域活性化に結びつくという経路をたどると考えられる⁷。

個別取引先への貸出業務の枠組みを超えて、地域金融機関は金融イノベーションを通じて地域産業に新しい利便性を加えることもできる。それも地域金融機関の進化として位置づけられる。地域金融機関は地域再生や地域活性化の支援を通じて、顧客の集合体である地域産業に対して産業創造の機能を果たすことができるのである。

2.8 産学官連携・協力の理論としてのトリプルヘリックス

2.8.1 産学官連携の理論

今日の日本では産学官連携が推奨されている。産学官連携は国の政策としてみると、企業の研究所、大学、試験研究機関を新規立地させる方法によって具体化されてきた。「産学連携よりもハードインフラの整備と、ハイテク工業の生産面での成長に重点が置かれていた」（松原(2013)、p.283）と評されるように、連携が意味する知識共有などのソフト面よりも、立地や施設の建設などのハード面に重点が置かれてきたといってもよい。また、産学官連携におけるアクター間の相互作用や産学官連携の含意などを理論的に究明することは必ずしも活発ではなかったということもできる。

岡本(2013)は、産学官連携が典型的なトリプルヘリックスであることを示した。この論考では、ノルウェーの漁業

が知識産業として育成されてきた点、及び、漁業におけるイノベーションを創造する仕組みと人材育成の点をトリプルヘリックスの理論的背景にそくして明らかにしている。この論考は、産学官連携を理論的に考察するにあたり、トリプルヘリックスの考え方に依拠することの有効性を示している。

トリプルヘリックスとは、1990年代に入り、Etzkowitzなどが整理して示した地域の経済的社会的活性化を図るための議論のフレームワークである。Etzkowitzらの問題関心は、産業社会から知識社会へと社会の構造が変動するにともない、産業社会における「産官（産業－行政）」の二極関係から、知識社会における「産学官（産業－大学をはじめとするアカデミア－行政）」の三極関係に変化しているのではないかというものであった。

知識社会におけるイノベーションと経済成長のためには、大学をはじめとしたアカデミアの役割が大きくなるとともに、産学官の協力が重要であり、そうした産学官の協力が知識移転や知識共有を可能にするとトリプルヘリックスは示す。

Etzkowitz(2008)によれば、トリプルヘリックスにおいては、産学官の各アクターの集まりが「社会機構 (institution)」を構成し、産学官というそれぞれの社会機構が相互に作用しあい、その結果産学官の連携がイノベーションを生み出す新組織を創出する機能を有するに至ることとなる。トリプルヘリックスとは、そのようなイノベーションの新組織を生み出す仕組みあるいはプラットフォームのことである。

トリプルヘリックスは3つの要素で構成される。1つ目の要素は、産学官の複雑な相互関係である。特定の立地政策が実行されるのは、こうした産学官の相互関係の結果として表れるものであり、むしろそれまでのプロセスが重視される。複雑な相互関係とは、産学官の協働を意味する。2つ目の要素は、産学官の活動が自律的であることである。産学官は相互に連携しているが、これは静態的なものではなく、その連携の構造自体が自律性をもって活動することを意味する。3つ目の要素は、産学官の連携が組織イノベーションと技術イノベーションに基盤を置くことである。連携の目的は、イノベーションの創造にあるといってもよい。イノベーションの具体的形態は、ベンチャーキャピタルであったり、新しい技術であったり、または新しい販路の開拓である⁸。

トリプルヘリックスにおいては、人材の交流が重視される。知識基盤社会⁹では知識の共有が重要であり、知識の共有は人材の交流によってもたらされる。トリプルヘリックスにおける企業では、二重生活(dual life)の実務家が重要である。二重生活の実務家とは、ビジネスと研究の双方の極に通じている実務家である。たとえば、「MBAを持つ分子生物学者とか技術系の学位を持つ法律家」などが例示される (Etzkowitz(2006)、p.80)。岡本(2013)も、「漁協でのイノベーションの責任者は元漁師でビジネススクールの修了者」や「漁師出身の教授（もちろん、博士も取得している）」を例として挙げている。二重生活の実務家がいることにより、学際的な「翻訳」(Etzkowitz(2006)、p.81)が可能になり、研究やビジネスの交流で生じがちな誤解を緩和することが可能になる。究極的には知識の創造者と資本家が同一人物である可能性も挙げられる (Etzkowitz(2006)、p.82)。

2.8.2 産学官協力の可能性

二重生活の実務家が産学官の連携を進めるときに、利益相反の問題が生じる。同一人物がアカデミアで商業化研究をし、その成果を事業者において商業化できたとしよう。このとき当該二重生活の実務家は、アカデミアでの研究経費という犠牲のもとに、事業者での商業化成功を成し遂げたと批判されるかもしれない。つまり同一人物が複数の社会機構のアクターにおいて兼職するとき、片方の犠牲において他方を利得させる可能性があるということである。これについて Etzkowitz(2008)は、発想の転換を提示する。「個人が複数の役職を持つことによって、技術移転や科学的な創造力が増進されることもある」、「・・・利益相反は利益融合(confluence of interest)へと好転する。・・・個々人が複数の領域に参画することで生じる利益融合という果実を得るためには、利益相反その他の問題の解決を常に心掛けていなければならない。利益相反に対処する方策としては、複数の組織に参画していることを公表したり、意見の対立する組織に干渉しているときには意思決定に加わらないようにすることなどが考えられる。・・・利益相反問題の顕現化は、硬直した組織での流動性の向上や創造性の発揮という点ではプラスかもしれない。」(Etzkowitz(2008)、pp.31-32)。

産学官連携は、社会機構間やアクター間での活動の結果として、利益「融合」という成果を生じさせるのである。ここでは、利益相反が問題化する際には解決策を講じることが重要だという矮小化された議論ではなく、むしろそうした相反の問題をきっかけとして創造性を発揮し、それが利益融合をもたらす可能性について述べている点に着目すべきであろう。

産学官連携はイノベーションを創造する環境を整える。産学官連携は人材交流等を通じてアクター間や社会機構間での知識の共有をもたらす。利益の融合をもたらす。さらに、利益融合は果実であり、イノベーションの成果でもある。このように融合された利益をもたらすためには、産学官が点と点で連携するだけではなく、人材の交流や人材の兼務を通じてアクターの活動が重なり合うことが必要でもある。複数のアクター間での人材交流等を通じ、複数のアクター間で知識が共有されるとき、具体的成果として利益が生み出されやすくなると言えるであろう。このことを広く協力が生じていると言ってよいと考える。融合という果実を生み出すものは協力である。協力とは、複数のアクター間における点と点の連携を脱して、人材交流や人材の兼務によって知識が共有され、相互に利益を生じさせやすくする状態を指すということができるであろう。

2.9 分析視角

2.9.1 産学官金連携

日本では産学官に金融を加えた連携が議論されることもある。産学官金連携と呼ばれる活動である。産学官金は、事業者、行政、アカデミア、金融の4つのアクター間での相互の業務提携やビジネスマッチング活動として捉えられることが多い¹⁰。産学官金連携は、地域イノベーション論という制度間の連携に該当する部分が多いように思われ

る。一方、トリプルヘリックス論でいう「融合」が生じているものかは、にわかには明らかではない。

はじめに、産学官金、つまり、産学官連携に金融が加わる意味を整理してみよう。トリプルヘリックスの議論では産学官連携の結果として利益融合やイノベーションが創造されることが指摘されていた。その一つの成果がベンチャーキャピタルである (Etzkowitz(2008)、p.197)。ベンチャーキャピタルは元来、地域で小規模の事業機会を生み出すために考案された (Etzkowitz(2008)、p.177)。また、ベンチャーキャピタルは考案された時点で、それ自体として収益を稼ぐ目標と、地域の経済的社会的開発の機能を有していた (Hsu and Kenny (2005))。

もしも地域の経済的社会的開発機能を資金面で支える機能としてのベンチャーキャピタルが地域にないとき、これを地域金融機関が代替する可能性があるというのは、自然な考えであろう。地域の経済的社会的開発のために資金を提供することができるものには、大手銀行、政府系金融機関、ベンチャーキャピタルなどがあるところ、地域金融機関に対するアクセスは比較的しやすいものである。本来地域金融機関には産業創造の機能もあるべきとの考え方 (Minsky(1986)) ととも整合的である。こうしたことから、地域金融機関が地域の経済的社会的開発機能を有していると考えることはむしろ自然であり、それゆえ同じ機能を有する産学官と比肩して論じることは不自然ではない。

2.9.2 地域内アクター間協力の可能性に関する分析視角

ここでこれまで述べた先行研究、すなわち、主として地域イノベーションシステム論において提示された制度間の連携、組織の経済学で提示された組織における *exploration* と *exploitation* の相互作用、トリプルヘリックス論で提示された社会機構間の協力の考え方にそくして、地域イノベーションにおける地域金融機関の機能を分析する視角を提供したい。

地域イノベーションシステムの議論は、制度間の連携を地域内で図ることを示している。トリプルヘリックスの議論は、アクター間の連携、すなわち協力によって融合という果実が生じ、協力の結果としてプロダクトとしてのイノベーションが生じることを示している。これに対して、本研究が示す分析視角は、アクターの内部における協力と、アクター間の協力を示している。地域イノベーションシステム論を検討したときに、さらにアクターの組織における *exploration* と *exploitation* の構造があることを指摘した。そしてトリプルヘリックスの議論では、アクター間の協力によってプロダクトとしてのイノベーションが生じることを指摘した。この分析視角はこれらを架橋し、アクター内部での協力、アクター間での協力がイノベーションを創出する可能性を示す。

協力によって生み出されるものはイノベーションである。事業者、行政、大学そして銀行がそれぞれの組織の中でアイデアを出す。出されたアイデアを具体化させる仕組みをそれぞれアクターが雕琢し、さらに、考案した仕組みをそれぞれのアクターが持ち寄って知恵を出し合う。また同時に二重生活を厭わない人材交流を行うことが知識の共有を生み、イノベーションが起きやすくなるのではないか。こうした考え方が、この分析視角の基礎にある。

図式としては下記のとおりである。

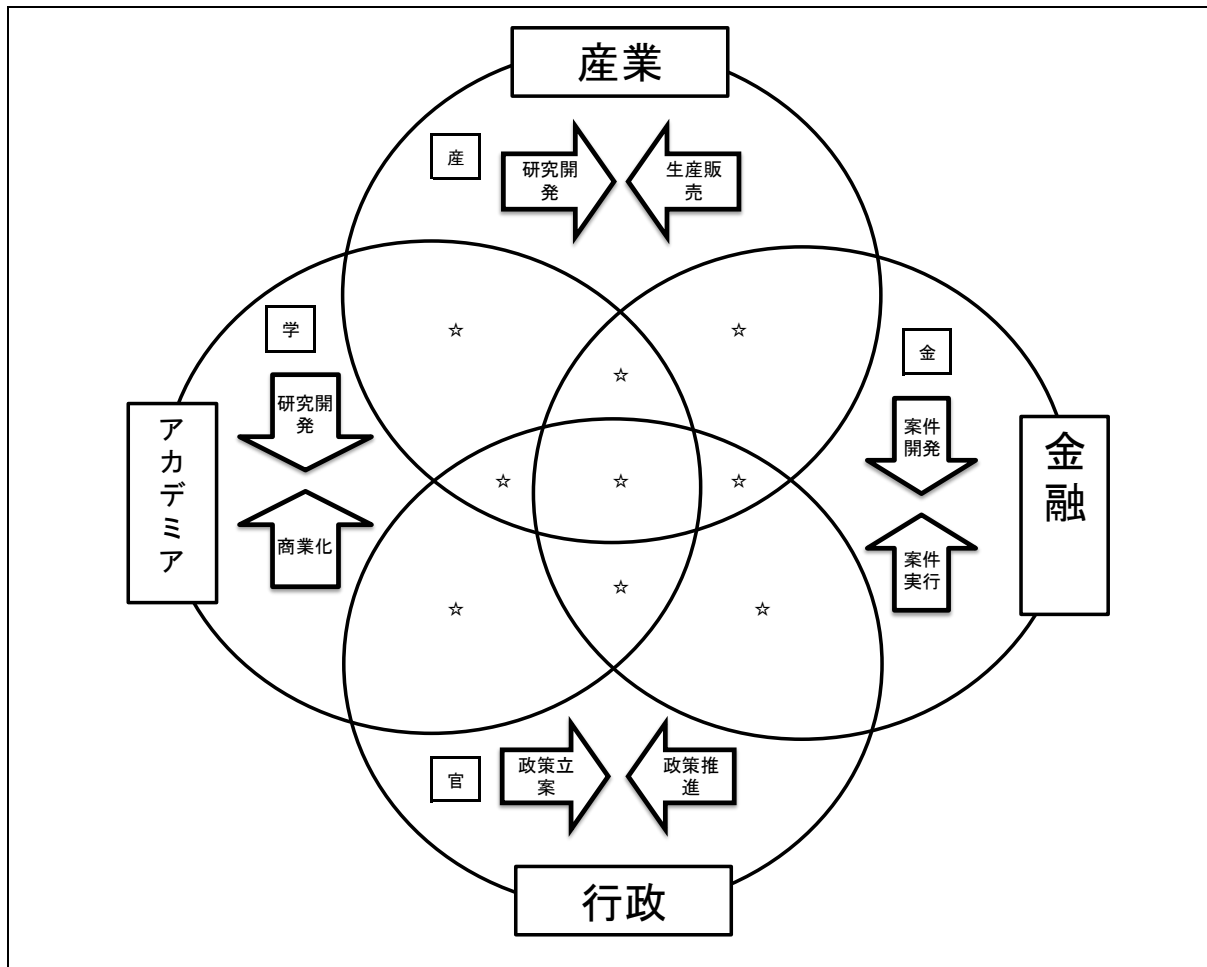


図 2-2 地域内アクター間協力の分析視角（出所：筆者作成）

以下、順を追ってこの内容を説明する。

提示する分析視角は、地域内のアクターである産学官金を対象とする。産学官金とは、産業（「産」）、アカデミア（「学」。大学、研究所、試験研究機関など）、政府や地方自治体など（「官」）、地域金融機関など（「金」）を示す。それぞれのアクターは、組織の内部において複数の部署を有していることがあり、それらの複数の部署において探索（exploration）と発掘（exploitation）の活動を行っている。アクター間では人材交流や人材兼職などの相互行為があり、こうした相互行為が知識の共有を生む。相互行為はイノベーションを創造しやすくし、その結果、双方のアクターに利益を生む。この考え方を地域内アクター間協力の可能性に関する分析視角（地域内アクター間協力の分析視角）と呼ぶこととする。個別のアクターの集合は制度や社会機構と呼ばれる。日本語では異なった呼び方をするが、英語では *institution* である。この制度や社会機構を構成するものがアクターであり、個別の企業、大学、政府機関・自治体等、地域金融機関である。

アクターは同一の制度の中で連携することもあるし、他の制度のアクターと連携することもある。個別のアクターが他の制度のアクターと連携することが、産学官連携や産学官金連携といわれるものである。産学官金連携は、アクター間同士のつながりを意味している。一方、この地域内アクター間協力の分析視角は、アクター内部での組織間協

力と、複数のアクター間での協力を前提とする。これら2点の前提を述べる。

1つ目の前提は、アクター内部における業務の要素が共有されていることである。同じアクターの内部部署間での協力のことである。たとえば地域金融機関で言えば、その中に顧客の経営改善指導の仕組みを開発する本部の部署がある一方で、他方には営業成績の向上を主たる目標とする営業店のような部署がある。営業店では、例えば貸出残高を伸ばすことに注力しすぎるあまり、窮境に陥った顧客の経営改善が後手に回る可能性もある。地域金融機関の本部では経営改善指導を図ろうとしても、その趣旨が営業店で徹底されず、結果的にその地域金融機関の顧客向け経営改善指導体制が不十分と判定される可能性がある。このような状況にならないためには、本部と営業店の間で経営改善指導の知識が共有されることが必要である。知識の共有は、本部が営業店を指導し、本部と営業店の間での人的交流を図り、営業店が現場の問題点を本部にフィードバックするような活動を必要とする。人的交流を通じた知識の共有を通じて、本部と営業店との間で相互作用を生じさせることが必要なのである。これが協力の意味である。協力によって経営改善指導に関する新たな手法が開発されやすくなる。それは地域金融機関におけるイノベーションを生じることにつながりやすくなると考えられる。

2点目の前提は、複数のアクター間での協力を前提としていることである。産業と金融の連携は昨今よく見られる。こうした連携はアクター間でのビジネスのマッチングとして捉えられることが多い。たとえば地域金融機関が個別の取引先の生産技術開発を促進するために大学の研究室と取引先を引き合わせ、かつ、新技術開発のために行政の補助金の活用を紹介する活動がなされることがある。これらは点と点を結びつけるマッチングとして位置づけることができる。これに対して地域内アクター間協力の分析視角は、制度間の協力を前提とする。異なる制度間で協力するためには、制度間での協力を促進する法的な手当てが必要となることもあろうが、各制度の中にあるアクター間での知識の共有を中心とした協力を図ることが考えられる。知識の共有によってアクター間の協力を図るには、人材の交流が最も効果的である。たとえば県庁農政部の職員が地域金融機関に出向して農政の実務に関する知識を共有する一方、地域金融機関の職員が農業事業者のもとに出向して畜産の現場を知り、地域金融機関の本部に畜産振興のために生体担保融資商品の創設を働きかけるといったことが現象として生じよう。こうした協力は、イノベーションの創造に効果的であると考えられる。

制度間での協力が図られる領域は図中の星印（☆）で表される。その領域は図中で示したとおりの9領域に加え、図中で表せない「産官」、「学金」の2領域を加えた11領域にのぼる。協力領域で創造されるイノベーションの内容は、協力領域の性格によって規定されるであろう。産業と金融が協力する領域では、取引先への出向を通じた経営改善指導の深化があろう。アカデミアと金融が協力する領域では、大学基金の創設や運用に地域金融機関の出向者が携わることや、大学教員が地域金融機関の経営企画部門に在籍して、地域金融機関が地域経済に貢献する教育を推進することなどが可能となろう。行政と金融が協力する部分では、産業政策に関わる行政の職員が地域金融機関に出向して補助金政策の実効性を検証してより適切な施策のありかたを行政にフィードバックし、または地域金融機関の職員が産業政策に関わる行政に出向して、地域産業政策を吸収し、創業支援を行うにあたっての必要条件を整備するよう

にフィードバックを与えることなどが可能であろう。

2.9.3 地域内アクター間協力の分析視角の意義

地域内アクター間協力の分析視角は、イノベーションを創造しやすい要因を調べるため以上のとおりの先行研究にもとづいて得られたものである。

この分析視角は地域金融機関が他のアクターと協力してさまざまな活動をする可能性を示すことができる。例えばリスクマネーの提供をするベンチャーキャピタル機能を地域金融機関が果たす可能性も示すことができる。ベンチャーキャピタルは産学官のイノベーションの成果として現れた。一方、ベンチャーキャピタルがうまく創造されないのであれば、地域金融機関が産学官金の協力の結果としてベンチャーキャピタルの機能を発揮できる可能性がある。ベンチャーキャピタルは創業支援のためのシードマネーを提供するだけでなく、それとともに、地域の雇用機会や経済機会の創出を目途とした機能も果たすことができる。しかし莫大な利益を稼ごうるビジネスへの投資という側面を重視した結果、今日では、莫大な利益を稼ぐ可能性のあるビジネスが容易に見つからないという理由もあって、ベンチャーキャピタル自体が先行投資と類似の案件に集まって投資を競う状況となり、多様なビジネスを発掘してシードマネーを提供する機能が弱くなってきた。地域における情報の結節点に地域金融機関は位置を占めている。地域金融機関は情報の結節点の位置にあることを通じて地域のビジネスやプロジェクトを発掘することができる可能性がある。地域の雇用や経済機会の創出を行うアクターとしての機能を地域金融機関が担うことは可能である。それに伴うリスクマネー提供の機能も果たしうる。

またこの分析視角は、地域金融機関が地域発展構想を先導する機能を果たす可能性も示唆しうる。地域金融機関は地域の情報を広く有しているのであり、これを活用して地域の雇用や経済機会の創出を行う仕組みを先導するRIO(Regional Innovation Organizer)の機能を、他の産学官連携のアクターのように地域金融機関も果たすことが可能である¹¹。産学官連携が本来的にうまくいっているのであれば、イノベーションが創造され、それによって生じる新しいビジネスが創造され、そのビジネス展開にそくして地域金融機関は貸出活動を活発に行うことができるであろう。これは地域金融機関にとっての収益力の向上に結び付く。しかし産学官連携がされていてもイノベーションが創造されないのであれば、なお、地域金融機関が地域のイノベーションの先導者の機能を担うことも可能であろう。そこにおいては、資産変換や情報生産といった固有業務よりも、地域の経済的社会的開発支援の機能を地域金融機関が発揮することが期待される。地域の経済的社会的開発支援機能は地域金融機関の本来の固有業務ではない。しかし他のアクターが行うべき機能がそのアクターによって果たされていないときには、その他のアクターがこの機能を補完してもよいことをトリプルヘリックスの議論は提示している。これは、地域金融機関がRIO(Regional Innovation Organizer)となりうることの理論的根拠である。

地域金融機関は地域イノベーションのアクターでもあり、地域のステークホルダーの一員でもある。地域の消長は地域金融機関の消長を規定する。そのメカニズムの中に存在する意味で地域金融機関は地域のステークホルダーの一

員である。産学官連携の他のアクターと同じく、地域という共同体の一部を地域金融機関は構成している。長い間、地域金融機関に対する政策は、地域金融機関が地域イノベーションにおいて RIO の機能を果たすことを抑制するように設計されていたといえる¹²。その政策は、いわゆるリレーションシップバンキングの政策によって変更され、固有業務に加えて、債務者に対する経営改善支援を推奨するように転換された。これまで、地域金融機関は RIO としての機能を期待されてこなかったともいえるし、地域全体を対象とする経済的社会的開発支援機能を地域金融機関は意識してこなかったともいえる。現在では経営改善支援やビジネスマッチングなどの活動が推奨されている。しかしそうした活動に対する理論的根拠は必ずしも明らかであったとは言い切れないように思う。説明の多くは、債務者支援を通じて地域金融機関自らの財務収支状況の改善に結び付くからとか、地域金融機関は地域と一蓮托生に関係にあると一括りにされるかであった。地域発展を図るための地域再生、地域活性化といいう全体のフレームワークから地域金融機関を見る観点が欲しかったところである。

地域内アクター間協力の分析視角は、地域再生や地域活性化を包含する地域の経済発展論においてイノベーションが必要であり、イノベーションを創造するためにはアクターやそれを集合した社会機構や制度の間の相互作用が必要であることを前提とする。その相互作用は点と点を結ぶ連携ではなく、アクター間の協力によってなされる。それは、産学官金の協力を示唆する。

この分析視角はもう一つの有用性を示す。地域において大学などの研究教育機関がないときに、あるいはそうしたアカデミアとの連携が図られていないときにおいても、アカデミアが行うことを期待される知識創造を金融が部分的に代替するか、他の地域のアカデミアを地域に呼び込む作動をとることが可能であることを示す。これは、大学等研究教育機関の立地を誘致するために地域金融機関が融資を約して招請することにみられることを理論的に説明することを可能にする。

本研究の5章から8章では、地域金融機関が地域の経済発展を図るにあたって、それぞれ地域再生の側面と地域活性化の側面に焦点を当てつつ、地域金融機関がどのような機能を果たしているかをこの分析視角をふまえて解明している。

2.10 本研究の位置づけ

本研究が先行研究に貢献している4点を説明し、本研究が先行研究に対して占める位置づけを明らかにしたい。1点目は地域金融機関の特色にかかわるものである。2点目は、地域イノベーションと金融の関係である。3点目は、金融自体のイノベーションに関するものである。4点目は、地域再生や地域活性化という全体構造のもとにおいて地域金融機関の機能を明らかにしていることである。以下、順を追って説明する。

1点目は、地域金融機関の特色にかかわるものである。本研究ははじめに、地域金融機関には資産変換機能と情報生産機能があり、地域産業の多様性を維持するために地域金融機関のような分散的金融システムが必要なことを先行研究に基づいて抽象的に説明した。それをもとに本研究は資産変換機能と情報生産機能と地域産業の多様性を維持す

る分散的な金融システム機能が、具体的にどのような現象としてあらわれるかを後の章においてみる。第5章と第6章において、地域金融機関が地域再生に対して機能することを描く。第7章と第8章において、地域金融機関が創業支援融資や農業向け融資を通じて地域活性化に対して機能することを描く。このようにして本研究は先行研究の抽象的な理論的枠組みに具体性をもたせている。

2点目は、地域イノベーションと金融の関係である。先行研究は地域のイノベーションを2通りに捉えている。1通り目は、個別アクターがイノベーションをおこす仕組みをミクロな視点から捉えるものである。2通り目は、地域イノベーションシステムとして組織間の相互行為の構造と制度として捉えるものである。個別アクターのアプローチでは、Schumpeterの初期理論以降、イノベーションをおこすアクターに金融がどのように機能しているかは必ずしも明らかではなかった。これを補完するものとして本研究はイノベーションをおこすアクターに地域金融機関がどのように働きかけて機能するかを明らかにしている。一方、地域イノベーションシステムのアプローチにおいて取りあげられる組織は、ハイテクメーカー、研究所、大学等がほとんどである。金融機関が取りあげられることがあっても、ベンチャーキャピタルが多かった。これを補完するものとして本研究は、地域金融機関が産学官金協力を通じた地域イノベーションシステムにおいて機能することを明らかにする。

3点目は、金融自体のイノベーションに関するものである。先行研究は金融自身のイノベーションを、ICT等の技術革新によってサービスに対するコストが下がったこととして説明するか、金融が一方の顧客における情報の非対称性を緩和して他方の顧客の便益を増加させ、結果的に金融と顧客の双方において効用が高まったこととして説明している。これに対して本研究は、取引先に対する経営改善支援、取引先に対する経営改善支援、地域再生、地域活性化を通じて地域金融機関が地域の産業創造を誘発する可能性を示す。そのような地域金融機関の活動が地域の経済成長に貢献することを明らかにする。またそうした行動が金融イノベーションの一種として理解できる可能性を本研究は明らかにする。

4点目は、地域再生や地域活性化という全体構造のもとにおいて地域金融機関の機能を明らかにしていることである。地域金融機関の機能は、預金業務や貸出業務の面から説明されることが多かった。これに対して本研究は、地域金融機関のイノベーション創造促進機能を地域再生や地域活性化の全体構造の中で捉えなおしている。これは先行研究の知見を再構成するオリジナルな考え方の提示である。

注

⁴同書では地域経済の成長を地域のGDPではなく、地域内での総就業者数とされている。仮に生産額を基準にするとケインズモデルとして別の説明をすることが可能であるが、要旨に差はないのでこのまま地域内での総就業者数をもとに論を進めることとする。

⁵同訳書では、「新結合の遂行」と訳されるが、原文で言う *durchsetzen* には、成果を収めるという意味があることから、単に実行することではなく、本論文では、組み合わせの結果として成果が上がることに訳した。

⁶例えば、伊藤光晴 編 (2004)、「岩波現代経済学事典」、項目番号 0443、p.148。

⁷経済波及効果の計測の構造は、逆行列係数を用いる意味において一国モデルと地域モデルで違いはない(鈴木(1995)、石村ほか(2009)、上田(2010)、安田(2008))。なお、地域モデルの経済波及効果の算出プロセスにおける最終需要の計測では、一国モデルと異なり、各地域における域外への移出が記される。そのことから、ある地域の投入―産出の構造からみて、ある地域の移出産業が他の地域と比べてどれほど強い効果をもたらしているかを示すことができる(Armstrong and Taylor(2000))。この分析を通じて、地域が自立していくことの前提であるべき地域産業の構造的特質をみることができる。

⁸ Etzkowitz(2008)は、特に先進的な技術基盤型の企業に、アクターからの協力が得やすい特色を述べている。「企業が実施する研究開発活動が先進的なものであればあるほど、政府からの出資が創業段階での資金源となることが多い。雇用の創出と研究開発の進展を目的として」個人投資家やベンチャーキャピタリストがスタートアップ企業への投資を考えるはるか以前に、政府は助成金や「ソフトローン（長期低利貸付）などの資金をこれら企業に提供することがある。蛹から蝶が羽化するように、こうした先進的な技術基盤型の企業には、大学、政府およびビジネスなどの要素が次々と干渉する。」(Etzkowitz2008, pp.77-78)。なお、蛹から蝶のたとえは、イタリアの産業集積における柔軟な分業とそれを担う企業活動においても描かれている (Becattini (2001))。

⁹ 知識基盤社会 (knowledge-based society) とは、平成 17 年の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」によれば、「新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会」のことである。なお、Giddens(2006)の p.759 では、「知識経済」を議論する。いまや社会は工業主義に基盤を置かない社会類型へ転換されているとの前提のもとに、「知識経済とは、考え方や情報、知識の形態が、新機軸や経済成長を下から支える経済活動を指している。知識経済は、多くの労働力が、物質的生産や物的材の配分ではなく、企画立案、製品開発、技術開発、マーケティング、セールス、アフターサービスにかかわる経済活動である。・・・知識経済を左右するのは、情報と評価の間断ない流れや、科学とテクノロジーの強力な潜在的可能性である」とする。こうした社会変動の見方は、トリプルヘリックスが前提とする、産業社会から知識社会へと社会が変動しているとの見方と通底しているといえることができる。

¹⁰ ビジネスマッチング活動は銀行法およびそれを準用する法規の解釈に関する金融庁の公的見解で認められており、また、その活動は推奨されている。中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（平成 25 年 11 月）のⅢ－4－2「その他の付随業務」の取扱いにおいては、「銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきた・・・ビジネスマッチング業務・・・については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。」と定められている。またその推奨は、「金融機関は、資金供給者としての役割のみならず、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮を通じて、中小企業をはじめとする顧客企業の経営改善等に向けた取組みを最大限支援していくことも求められる」と同じ指針で定められている。なおビジネスマッチング業務は、コンサルティング業務に含んで解釈される。

¹¹ 「開発目標を明確に設定し、実行に向けて組織グループ間の協力関係を調整する際に先導的な役割を担う組織が、地域イノベーション・オーガナイザー(RIO)である。」(Etzkowitz(2008)、p.120)

¹² 銀行法およびこれを準用する法規において、銀行の業務範囲は相対的に限定されてきた。

第3章 研究の方法論

本研究で用いる方法論は、量的研究及び質的研究である。量的研究は事実を統計手法によって計量化し、事実の実態を解明し、因果関係の大きさを表現するものである。質的研究は個別事例に生じた事実と因果関係のメカニズムを文章の形で解き明かすことである。量的研究に携わる者は質的研究を批判し、質的研究に携わる者は量的研究を批判することがある。

本章において、量的研究と質的研究のそれぞれを検討し、その異同を明らかにし、その上で本研究の方法論上の位置づけを明確にする。また本章において、本研究の主題やケーススタディの選択は、産業システム理解の構造から行われたものであることを明示し、主題とケーススタディがアドホックに採用されたものではないことを示す。さらに地域活性化の方法論でいわれる理論化志向の研究要請に対して、本研究はオリジナルな視点を提供していることを示す。

3.1 量的研究

量的研究は、観察すべき項目を数値で表現し、結果を数値で説明するものである。量的研究は観察の数が多いときに用いられる。量的研究では観察の数が多いことと、数値で表現することから、統計手法が用いられる。

量的研究の一例として回帰分析を取り上げ、その推論のプロセスを検討する。回帰分析自体はすでに確立された方法論である。以下において標準的な教科書通りの記載を反復して内容を確認する。基礎として使用した文献は、東京大学教養学部統計学教室(1994)である。

回帰分析は「1 つの変数とそれに影響を与えると考えられるいくつかの変数との関連」(東京大学教養学部統計学教室(1994)、p.155)を数値によって調べるものである。生じている現象間の因果関係について、変数間の共変関係を明らかにするものである。説明される変数(従属変数、内生変数、被説明変数)と、それを説明する変数(独立変数、外生変数、説明変数)の間の量的な共変関係を示す関係式は回帰方程式、回帰関数である。この関数をモデルと呼ぶ。回帰関数が線形であらわされるときを線形回帰、そうでない場合を非線形回帰と呼ぶ。

線形回帰では2つの仮定を置く。1つ目は、説明変数が外生変数であることである。説明変数は確率的にある数をとるのではなく、被説明変数に対して、あらかじめ決まっているという前提である。これが前提におかれるため、線形回帰においては説明変数を原因ととらえ、被説明変数を結果ととらえる解釈を可能にすると思われる。2つ目は、誤差項が確率変数であることである。これにより、線形回帰は、被説明変数が期待値を定めるものであることになる。

線形回帰で問題とされる事項は主に3つある。1つ目は誤差項の系列相関である。誤差項に系列相関があると、線形回帰の前提である誤差項の無相関性と背馳してしまうため、線形回帰が成り立たない。2つ目は、分散不均一性である。線形回帰の前提に分散の均一性があったので、分散が不均一であると線形回帰が成り立たない。3つ目は多重共線性である。

統計手法を用いる際、自由度が常に問題となる。重相関係数の値は、説明変数の数が（標本数－1）より大きいと必ず1となり、分析に意味がなくなる（柳井ほか(1986)、p.22）。また、検定を行うとき、観察の数 $n-1$ の自由度を用いる。したがって観察の数が1であれば検定ができない。また自由度が小さければ小さいほど、ある一定の有意水準における帰無仮説の棄却が難しくなる。このことは、自由度が大きければ大きいほど統計的に意味のある解釈が可能になることを含意している。そのことから観察の数が多いことが推奨されることを含意する。

3.2 質的研究

質的研究とは、観察すべき項目を文章で表現し、結果を文章で表現するものである。質的研究は観察の数が多いたときも、少ないときも理論上は用いることができる。しかし観察の数が多いたときには、事実上質的研究を用いることはできない。研究結果の報告には時間及び書類等の報告形式上の制約があるからである。

質的研究には、一般化志向のものと、個別記述志向のものがある。一般化志向のものは、観察にもとづいて一般化可能な理論の構築を志向するものや、理論的枠組みに基づいて形成された仮説を考察するものである。一般化志向の研究は、事例を取り上げ、事例を通して考察する因果関係のメカニズムを解明することを主眼としている。個別記述志向のものは、一般化可能な理論の構築よりもむしろ、ある事例の内容そのものがいかに個別的であるかを論考するものである。個別記述志向の研究は、事例を取り上げ、事例に含まれる問題を解決するために必要な文脈を理解するために、実態を詳細に記述する傾向がある。

質的研究に特有なものは、因果関係のメカニズムの探求である。量的研究でも因果関係を推論することはできる。しかし、量的研究は、因果関係のメカニズムではなく、独立変数と従属変数の共変関係の大きさや因果関係の程度を数量的に表すものである。質的研究では、独立変数と従属変数の共変関係の大きさや因果関係の程度を数量的に表すことはできない。

3.3 認識論と手法論の整理

量的研究と質的研究では互いに他の研究方法を批判する例がみられる。量的研究に対する批判として木下(2003)、

p.62 は、「高度な数量的分析法が駆使されても、その結果が現実の問題や現象を説明するには不十分であるという限界認識が質的研究への関心につながっている。また、多変量解析を行ってもそうした分析法では、錯綜する社会的現実の中におかれた人間の複雑さ、あるいは、生き生きとした何かがあるはずであるのに捉え切れないというリアリティ感の乏しさが実感されてきた」という。Merriam(1998)、pp.61-63 は、“量が多すぎたり、詳しすぎたり、深入りすぎたり、状況を過度に単純化したり、誇張したり、一部でしかないものを全体であるかのように説明したり、調査者の感受性や熟達度に依存したり、異常な倫理性に関わったり、再現可能性が困難だったり（信頼性）、ケースを正しく表現していなかったり（妥当性）、一般化可能性が困難だったり（一般化可能性）、代表性が欠如していたり、バイアスがかかったりする”（これら該当ページの要旨）と言われる危険性が質的研究にあることを述べる。

量的研究と質的研究の研究者たちの間で論争されているものに、KKV をめぐる議論がある。KKV をめぐる議論とは、King Keohane Verba(1994)の主張をめぐる議論である。書物の著者の頭文字を3つ取ったのでKKVと言われる。KKVの趣旨は、量的研究も質的研究も推論の方法は同じであり、研究方法に違いはないというものである。日本でも量的研究と質的研究とに違いはないとする研究者がいる（伊藤修一郎(2011)）。量的研究と質的研究で違いはないということの中身は、推論の方法は同じであるということである。現実を解釈するのが記述的推論であり、現実が生じたことを原因と結果の問題として解釈するのが因果的推論である。量的研究でも質的研究でも記述的推論と因果的推論を用いることは共通しており、その意味において量的研究と質的研究の差はない。しかしKKVでは、因果的推論のメカニズムを量的研究の手法によって説明することに重きを置き、その手法こそが量的研究にも質的研究にも共通すべきだという構成をとっているために質的研究の研究者との間で論争を起こしている。特に争いがあるのが、観察の数が少ない研究は問題が多いということをKKVは自由度の問題を通じて説明している点である。これに対して質的研究の立場から、観察の数が少なくても研究としては十分成立することを主張している（Brady and Collier(2004)、George and Benett(2005)）。

こうした相互の批判は研究の方法論に関する次元の違いを混同していることから生じている。こうした相互批判は学問的生産性という観点からあまり意味のあるものではない。そこで、このような相互批判が生じてしまう問題の構造を明らかにしたい。

研究の方法論は2つに分けて考えることができる。1つ目は研究の認識論である。2つ目は研究の手法論である。この2つの問題が整理されていないために量的研究と質的研究の相互に応酬があるものと思われる。以下でこの2つを論じる。

3.3.1 認識論レベルの議論

研究の認識論とは、社会の現実を理解することである（木下(2003)、p.55）。また、その現実が何故生じたのかのメカニズムを解明することである。社会の現実を理解することとは、実態を明らかにすることである。実態を明らかにすることとは、その実態がどのようなものであるかを推論することである。これは記述的推論である。社会の現実が

何故生じたのかのメカニズムを解明することは因果的推論である。

記述的推論は、量的研究も質的研究も行なうことができる。ある県における貸出条件緩和金額、破産件数、不良債権の金額を数値で示して、その県の地域金融機関の状況と社会経済的要因の状況を記述することができる。また、ある県の地域金融機関が債務者の再生支援を行うにあたり、具体的に審査部門にどのような人材がおり、審査部門は何を根拠にして再建支援の可否を決め、どのような支援方法で債務者を支援しているかの実態を記述することができる。

因果的推論は、量的研究も質的研究も行なうことができる。ただしその内容は量的研究と質的研究で異なる。量的研究は因果関係の大きさを測る。ある県の貸出条件緩和金額がどのように変化するかを、破産件数の変化と不良債権の金額の変化で推論し、その因果関係の大きさを数値で説明する。質的研究は因果関係のメカニズムを説明する。ある県の地域金融機関が債務者の再生支援を行うには、具体的に審査部門にどのような人材が必要で、審査部門は何を根拠にして再建支援の可否を決めるかの基準が必要で、どのような支援方法で債務者を支援することが必要であるかの条件を探る、言い換えれば、因果関係のメカニズムを解明する。

3.3.2 手法論レベルの議論

研究の手法とは、記述的推論及び因果的推論を具体的に行うために採用する技術である。量的研究で用いられる手法はほとんどが統計分析である。量的研究では観察の数が多いので、意味のある結論に至るためには情報の過多を一定の基準に従って減らさなければならないからである。数値を羅列するのでは意味がわからないため、数値をカテゴリーに分け、数値を分類しなければ意味のある解釈ができない。質的研究で用いられる手法は、エスノグラフィー、臨床研究、逸話分析、参与観察、過程追跡、歴史分析、文献資料分析、フィールドワーク、インタビュー、グラウンデッド・セオリー・アプローチなどがある。質的研究では文章によって社会の現実を解明するため、厚い記述になる。そのため、数多くの観察を網羅することはできない。そこで質的研究は観察の数が少なくなる。

3.4 量的研究と質的研究の異同

3.4.1 共通する事項

量的研究と質的研究に共通するものは4点ある。1つ目は、両者とも記述的推論を行なうことができることである。2つ目は、両者とも因果的推論を行なうことができることである。3つ目は、両者とも推論が観察に基づいていることである。4つ目は、両者とも仮説を生成することができ、仮説を検証することができることである。

3.4.2 異なる事項

量的研究と質的研究で異なることが3つある。1つ目は、観察の数が異なることである。観察 (observation) とは、「ある事象に関して研究の中で集められた情報」 (Brady and Collier(2004)、p.314)、または、「経験による探求のもつ

とも基礎的な要素」(Gering(2007)、p.215)と定義される。換言すれば、観察とは主張を根拠づける証拠である(Gering(2007)、p.215)。量的研究では観察の数を多く取り扱うことができる。質的研究では観察の数を少なく取り扱う。2つ目は、因果関係の捉え方である。量的研究では、因果関係を大きさに測る。質的研究では、因果関係をメカニズムとして取り扱う。3つ目は、説明の表現である。量的研究では数値で説明する。数値は誰にとっても共通の説明内容であるので、そのみで解釈ができる。質的研究では文章の説明であるので、観察を強調(illuminate)したり(Gering(2007))、生き生きと描いたり(vivify)することができる(水越(2011))。

3.4.3 研究の方法論としての同価値性

量的研究も質的研究も、研究過程は同じである。研究過程はおおむね 7 つの段階で構成される(Giddens(2006))。1 段階目は問題の限定である。社会的意義にそくして研究課題を選定する。2 段階目は文献の検討である。研究課題に対する既存の研究に精通する。3 段階目は仮説の明確化である。検証しようとする問題を明確にする。ここでは被説明変数と説明変数を設定し、変数間の関係を見出す。4 段階目は調査方法の選択である。実験、統計調査、観察、質問、文献資料などを用いて、単数または複数の調査方法を選択する。5 段階目は調査の実施である。データを収集し、情報を記録する。6 段階目は調査結果の解釈である。収集したデータからそのデータの意味を探る。7 段階目は調査結果の報告である。調査結果の意味を明らかにし、調査結果が既存の学問的知見とどのような関係があるのか、既存の学問的研究にどのような貢献をしたのかを明らかにする。

その過程において量的研究と質的研究は同じ価値をもつ。したがって、量的研究も質的研究も応酬する必要はない。認識論のレベルは同じである。違うのは手法だけである。

3.5 質的研究の枠組みにおける本研究の位置づけ

先に量的研究と質的研究の違いを観察の数が多いか少ないか(1を含む)で分けた。また、認識論の問題として、現実を理解するにあたり、現実の実態を把握するのか、現実が生じた因果関係を解明するのかに応じて、推論の形式が異なることを指摘した。実態を把握するときに用いられるものが記述的推論である。因果関係を解明するときに用いられるものが因果的推論である。記述的推論は量的研究でも質的研究でも対応することができる。因果的推論では、因果関係の大きさを推論するときと、因果関係のメカニズムを解明するときでは方法が異なる。因果関係の大きさを推論するときには量的研究が適している。因果関係のメカニズムを推論するときには質的研究が適している。

本研究はケーススタディを媒介とし、主として質的研究を行うものである。ケーススタディとは、空間的に限定された単位(case)を、ある時点で、または複数の時点にわたって考察することである(Gering(2007)、p.211)。ケーススタディは、量的研究でも質的研究でも用いられる。ケーススタディは、認識論としての研究方法論を具体化し、研究の手法において素材を提供する。ケーススタディは事例を通じて方法論に具体性を与えるものであり、研究手法の素材を与えるものである。ケーススタディは質的研究で多く用いられるが、量的研究でも用いることができる。

地域金融機関の多面的な構造を明らかにするのは数値と文章の両方を用いることが必要である。本研究は質的研究を中心としつつも量的データ分析を併用し、論旨の説得性を高めようと試みている。またケーススタディを用いることにより、地域金融機関の多面的な構造を具体的に分析し、解明することを本研究は目指している。

3.6 ケーススタディにおける主題の選択

本研究はケーススタディの方法も採用している。そのとき問題になるのは、おのもののケースをどのような基準に基づいて選択したかということである。つまり、なぜそのケースや主題が選択されなければならないのかが問題となる。そうでなければケースや主題の選択がアドホックになされるという批判を免れることはできない。既に述べた分析視角は産学官金が協力することによって地域のイノベーションが生じ、それを通じて地域活性化や地域再生にみられる地域発展が可能なのではないかということを示唆している。そこで分析視角をふまえ、アクター間の協力が生じる構造とその要因の特定をはじめに行なうこととする。協力が生じる構造とその要因を特定することとは、アクター間ではなぜ協力が生じなければならないかを説明することである。

こうした産学官金協力を通じた地域のイノベーションを生じさせる構造や要因を特定するには、アクターに所属する人々の交流の形式に着目したり、アクター間の協力によって生じる成果物（財やサービスの内容）に着目したり、アクター間を規制する法規の仕組みに着目するなどの方法があろう。本研究では、地域活性化や地域再生には地域の経済活動の活発化が必要であることに着目する。地域の経済活動の活発化は、地域における企業活動が活発化することに表れる。企業の集合は産業として捉えることができる。本研究では、地域経済の活発化を、産業システムの側面からとらえることに着目する。このことは、協力が生じるのは産業システムの構造の結果として表れるということの意味する。その構造が特定できれば、構造の要因にそくして協力を考察する主題を選択することが可能になる。

Saxenian(1994)は、地域の産業システムには3つの側面があるととらえている。それは、アクター間の話し合いの場（フォーラム）とアクター間の相互作用（文化）、産業構造（社会的な分業）、企業組織（企業内の組織は改造構造か水平的か、中央集権か分散か）の3つの側面である。これを図示すると下記のとおりとなろう。

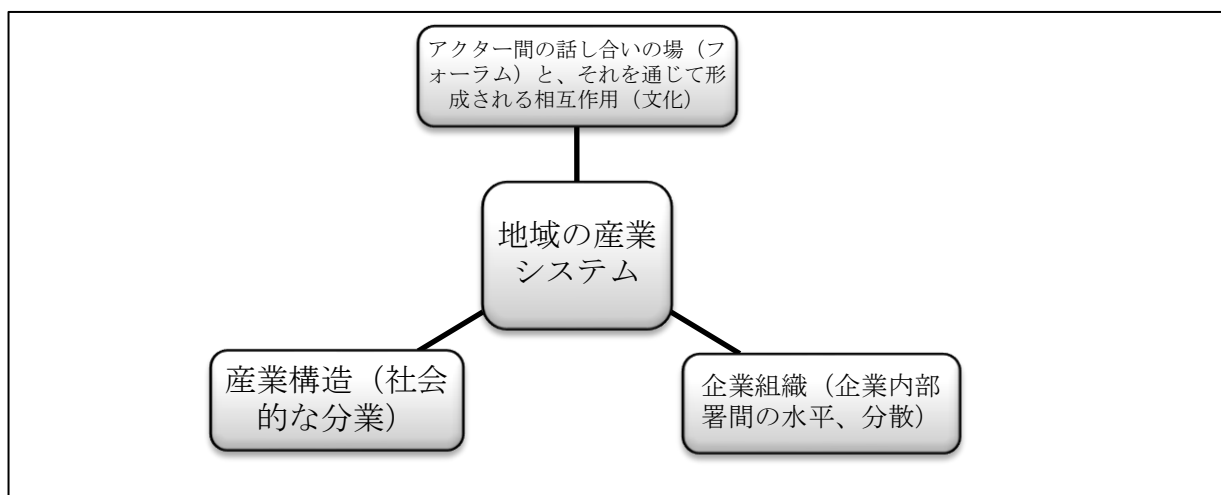


図 3-1 構造としての地域の産業システム （出所：Saxenian(1994)にしたがって筆者構成）

本研究では、地域活性化や地域再生の基礎にある産業システムにおける3つの要因、すなわち、アクター間のフォーラムと相互作用、産業構造、企業組織という要因にそくして具体的な主題を選択する。本研究では産業システムの構造と要因から主題を選択し、選択した主題を質的調査及び量的データ分析などの量的調査の方法によって分析する。

本研究における主題の選定と研究方法の選定は以下のとおりである。アクター間のフォーラムと相互作用については、創業支援に向けて地域金融機関がアクター間に働きかける仕組みを構築し、その仕組みを活用してアクター間に相互作用が生じていると考えられる多摩信用金庫の事例を質的調査により考察する。産業構造（社会的な分業）については、観光を特徴とする産業集積において地域金融機関が多様なリスクマネーの提供手法の仕組みを構築し、その仕組みを活用して当該産業集積に構造変化が生じたと思われる東邦銀行の事例を質的調査により考察する。もう一件、産業構造（社会的な分業）については、地域の産業間の構造転換に向けて地域金融機関が衰退産業である建設業依存から成長産業となることが期待される農業関連産業への移行の仕組みを構築し、推進していると考えられる鹿児島銀行の事例を主として質的調査により考察する。企業組織については、取引先の経営改善支援を進めて地域再生を図るため、地域金融機関の審査部門が中心となって経営改善支援機能を拡充させていると思われるきらやか銀行の事例を主として質的調査によって考察する。

このように、主題の選定は理論的観点から吟味して行われたものと解することができる。したがって、主題の選定はアドホックに行われたのではないかというありうべき批判にこたえることができると思われる。

3.7 地域再生・地域活性化の研究方法論における本研究の位置づけ

小林及び中嶋(2013, p.57)は、地域活性化学会で発表された論文を手がかりに、地域活性化に関する研究は「現場での活動報告や事例発表であることが多く、地域活性化の体系化へつながる理論・方法論的研究は必ずしも進んでいるとは言えない」と言う。活動報告や事例発表が多いのは、理論研究を裏付ける定量データの取得が容易ではなく、経済学的な分析手法、すなわちデータを活用した一般的モデルの構築という方法論の構築が容易ではなかったという背

景があるのかもしれない。Krugman (1991, p.68) は、経済学者であれば地道な(drab, down-to-earth)経済分析を行ない、アンケート調査には拠らないであろうと言う。

Okamoto (岡本義行) (2009)、p.535 は、日本の産業集積の研究体系において、“理論的分析を行なうことや、ケーススタディのレベルを超えて経験的研究が行われてきたことはほとんどない” (筆者仮訳) と言う。また、その原因を、既存研究においてはオリジナルな方法論的視点を欠くこと、海外研究者との交流不足、外国語文献は英語のものに限られること、政府や自治体の政策は理論的背景を欠いていることに求めている。したがって地域活性化や産業政策のありかたを研究する分野においては、いっそう、理論的・方法論的基礎づけに重点を置くことが求められていると言えよう。

これに対して本研究の方法論は、理論的分析手法としての地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、ケーススタディを通じてある程度の一般性をもちうる結論を見出そうとしている。このことは本研究が既存研究の方法論に対して貢献しようとしていると評価できよう。

第4章 地域再生・地域活性化に対する地域金融機関の活動の全体像

地域再生や地域活性化は地域発展をもたらすためにある。地域発展は、すぐれて社会経済的なものであり、経済的現象と社会的現象の二つの視点からみることができる（岡本(2009)）。本章でははじめに、地域の経済成長は地域の付加価値の増加のことであり、それは生産額増加やイノベーションを通じた生産性向上によってもたらされることを記し、それに対して地域金融機関がどのように働きかけてきたのかの全体像を俯瞰する。あわせて、経済成長を支える社会的要素には地域におけるアクター間の信頼関係があり、それに対して地域金融機関がどのように働きかけてきたのかについても触れる。続いて、地域金融機関は地域の他のアクター、言い換えれば利用者によって支えられてもいることに着目し、利用者が地域金融機関による事業再生・地域活性化の行動をどのように評価しているのかを公表されたアンケート結果をもとにして把握し、地域金融機関が有している課題を示す。最後にこうした全体像をもとにして、今後の章において考察すべきポイントを掲げることとする¹³。

4.1 地域の経済成長と地域再生・地域活性化

地域の経済成長とは、地域の付加価値が増えることである（岡本(2012)）。基盤産業を育てて地域外に財やサービスを移出し、あるいは海外市場へ輸出することで地域の売上高を高め、それによって地域の付加価値を増やすことができる。また、財やサービスをより低いコストで生産することによっても地域の付加価値を高めることができる。

第2章でも述べた通り、地域の経済成長にはいくつかのポイントがある。まず、地域外の需要動向をよく観察し、絶え間なく変わる需要の変化に対して地域が柔軟に対応することが必要である。次に、地域資源を発見・活用して、他地域に移出できる基盤産業を創造することも肝要である。さらに、地域内で消費が行われ、地域外へ資金の漏出がないことも望まれる。最後に、付加価値の増加は生産性の向上によっても生じることから、そのためのイノベーションを促進することも課題となる。

地域の経済成長、換言すれば付加価値の増加は、以上で述べた通り生産額の増加や生産性の向上によってもたらされるのである。地域再生や地域活性化は、生産額増加やイノベーションの促進による生産性向上を具体的に支えるも

のとして理解することができる。

地域再生や地域活性化は地域の生産額やイノベーションを通じた生産性の向上によってもたらされるとするならば、次に問題となるのは、そこにおいて地域金融機関はどのような位置づけにあるかということである。地域金融機関は地域に密着して金融を円滑にすることが重要だと言われる。そこで、地域再生や地域活性化において地域金融機関が地域の付加価値を高める活動をこれまでどのように行ってきたのかを俯瞰することとしたい。また、序論で述べた通り、地域の経済成長は地域の社会的要因に規定されてもいる。特に地域のアクター間に信頼関係があることが重要である。信頼関係は初めからあるのではなく、アクター間の相互作用を通じて形成されるものである。地域金融機関は信頼関係を形成するために何かを行ってきたのであろう。その何かとは、地域の持続可能性を高めるための営みであったかもしれない。以下では、地域金融機関が地域の持続可能性を高めるために行なってきたことをあわせて示すこととしたい。

4.2 地域の付加価値を高める活動の実績

地域の付加価値を高めるために地域金融機関が行っている活動は、生産額の増加に貢献するもの、生産性の向上に役立つもの、地域の持続可能性に貢献して地域における信頼関係の形成に資するものに大別することができよう。

生産額の増加	生産性の向上	持続可能性強化と信頼形成
・ ビジネスマッチング ・ 創業・新事業支援融資 ・ 動産・債権譲渡担保融資	・ 経営改善計画策定支援	・ 事業承継M&A ・ 企業再生ファンド ・ 償還方法の緩和

図 4-1 地域の付加価値増加のために地域金融機関が行う活動（出所：筆者作成）

4.2.1 生産額増加への貢献

1 ビジネスマッチング

新しい販路の開拓は、イノベーションの一つである。新しい販路の開拓ができれば、事業者は売上を増やすことができる。地域金融機関は、地域外の情報を有している。地域金融機関は情報の結節点として地域外の情報を活用し、

地域の事業者新しい販路を提供できると期待される。小さな見本市のような販売促進会を主催し、あるいは地域の事業者を地域外の事業者へ個別に紹介する「ビジネスマッチング」活動を行うことがよくみられる。

これまでどれほどのビジネスマッチング活動を地域金融機関が行ってきたのかを下記の図に示す。

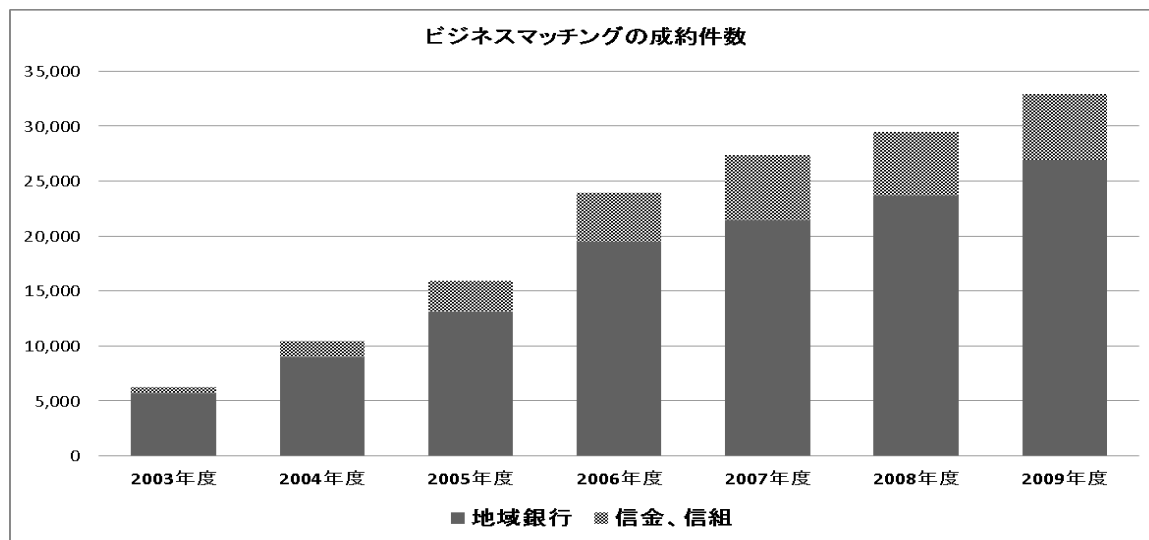


図 4-2 地域金融機関のビジネスマッチング件数 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

金融庁が統計を公表している 2003 年度から 2009 年度の間、地域金融機関全体ではビジネスマッチング活動は約 6 倍に増えた。ビジネスマッチング活動は継続的に行われていると解してよいだろう。地域銀行 (106 行) と信用金庫 (272 金庫)・信用組合 (159 組合) で分けると、圧倒的に地域銀行の割合が高い。2009 年度 (2009 年 4 月から 2010 年 3 月末までの 1 年間) では、実数にして地域銀行は約 2 万 7 千件、信用金庫・信用組合で約 6 千件、地域金融機関の計約 3 万 3 千件にのぼる。

その後のデータを入手することができなかったため、代替的に全国地方銀行協会のデータに基づいて地方銀行 (64 行) のビジネスマッチング活動を 2008 年度から 2012 年度まで追ってみた。その結果が下記の図である。この間、約 2 倍に増えた。地方銀行でみると、継続的にビジネスマッチングは進められている。このような動きは後にみるように他のアクターからもよい評価を得ている。

但し地域のアクターにとって地域金融機関のビジネスマッチングが直ちに売り上げの急拡大に結びついているかどうかについては検証ができておらず、この点についての留保は必要であろう。

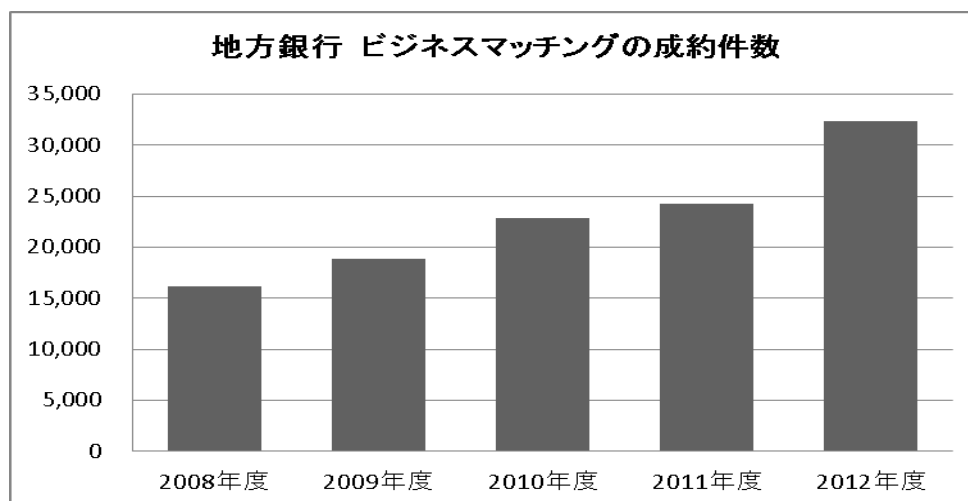


図 4-3 地方銀行のビジネスマッチング成約件数（出所：全国地方銀行協会資料をもとに筆者作成）

2 創業・新事業支援融資

創業を目指すものや新事業開拓を目指すものがそれぞれ地域金融機関から必要資金を借り入れ、それを原資に営業資産を取得し、営業収益によって返済が進めば理想的である。そうであれば今日問題視されている開業率廃業率逆転に表れる問題の解決が容易になるかもしれない。

地域金融機関にとって創業・新事業支援融資は実は簡単なものではない。地域金融機関は取引先との長い取引履歴を基礎とした関係に依拠した融資に慣れている。言い換えれば過去からの取引先の返済履歴（track record）を信用判断の基礎においている。この点からすると、営業履歴のない創業支援融資は、本来的な得意分野ではない。また取引先が新しいビジネス分野を開拓するときに提供しうる新事業支援資金も、営業収益の履歴がないという意味において得意な分野とは言えない。

しかしそれにもかかわらず地域の経済成長には創業や新事業を後押しする融資は必要であり、そうしたニュービジネスが成長すれば新規貸出の増加によって地域金融機関の経営状況も安定し、取引先とともに成長することができる。こうしたインセンティブがあるために、地域金融機関は創業・新事業支援融資に応じる意味がある。そのための具体的な仕組みを地域金融機関がどのように備えておけばよいのかについては、後掲の章において述べる。

創業・新事業支援融資の経過は下の図のとおりである。

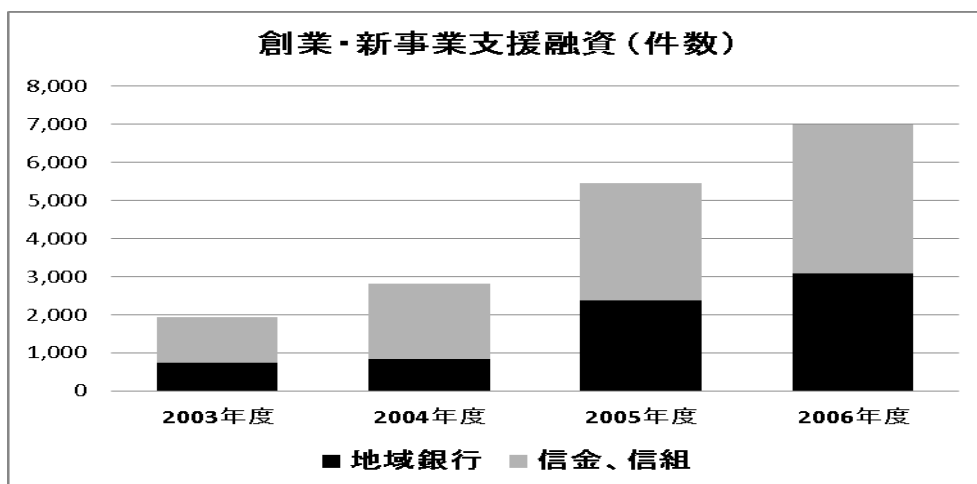


図 4-4 創業・新事業支援融資（件数） （出所：金融庁資料をもとに筆者作成）

2003年度から2006年度の間にかけて件数は3倍に増えた。特に2005年度と2006年度は金融庁の施策である「地域密着型金融新アクションプログラム」の実施年度であった効果が大きい。

実行金額でみると下記の図のとおり、件数と同じ傾向を示している。

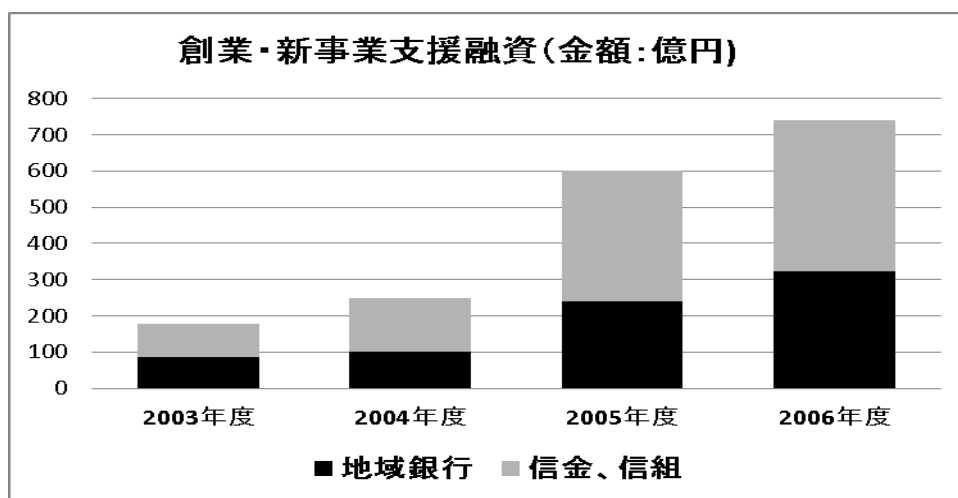


図 4-5 創業・新事業支援融資（金額） （出所：金融庁資料をもとに筆者作成）

この間、信用金庫と信用組合では融資実行金額の大型化がみられ、新アクションプログラム実施年度は地域銀行の
一先あたり実行金額を信用金庫・信用組合が上回った。下記の図のとおりである。

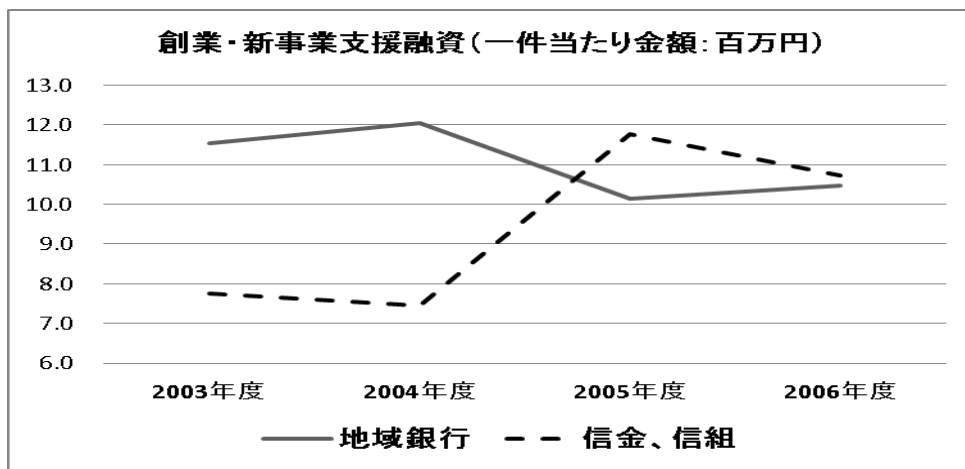


図 4-6 創業・新事業支援融資（1件当たり金額）（出所：金融庁資料をもとに筆者作成）

その後創業・新事業支援融資に関する統計はデータのとり方が変わったため、連続比較することができなくなってしまった。そこで代替的に全国地方銀行協会が出している2008年度から2012年度まで追跡可能なデータで補足する。下記のとおりである。これによれば件数は2009年度にピークを打ち、2011年度まで減少するが2012年度に上昇している。金額では2010年度にピークを打っている。その後は徐々に上昇している。一件当たり実行額は2010年度がピークである。

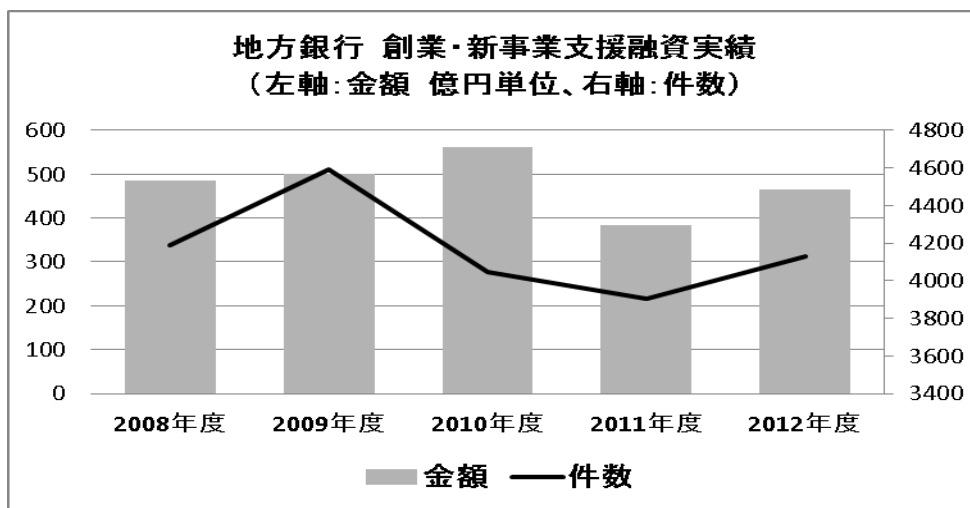


図 4-7 地方銀行の創業・新事業支援融資（出所：全国地方銀行協会資料をもとに筆者作成）

最後に、創業・新事業支援融資が地域金融機関の年間貸出実行額に対してどの程度のシェアを有しているのかを論じる。地方銀行においては2011年度末（2012年3月末）から2012年度末（2013年3月末）にかけて3兆1千億円の与信純増がみられた。この間創業・新事業支援融資の金額は上記の図の2012年度の数値のとおり450億円程度であるから、それは総与信純増額の1.45%である。従ってここからみれば創業・新事業支援融資の商業的インパクトは短期的には大きくないといえる。しかしこの形式の融資を難しいなりに伸ばしてゆくことはニュービジネスの創造と産業創造に必要であり、地域全体にとっても地域金融機関にとっても重要である。

3 動産・債権譲渡担保融資

動産・債権譲渡担保融資は、Asset Based Lending(ABL)と称される、不動産の価値や保証人の返済能力に依存しない貸出である。しかし米国のABLと異なり、日本の動産・債権譲渡担保融資は、貸出の判断にあたり債務者区分の判定を経ることで、実質的に動産や債権の価値がいくら認められても、なお債務者の信用力によっては貸出ができない性質を帯びるものである。過剰な債務超過に陥り、経常利益が每期連続して赤字である企業は一般に破綻懸念先や実質破綻先に分類される。仮に提供する動産や債権の担保価値が非常に高いとしても、こうした財務収支状況にあるものに対する新規融資はほとんど承認されない。日本のABLは、動産・債権譲渡担保融資という形式は同じでも、債務者区分によって貸出可否がアприオリに決定されるという意味で、米国のABLとは似て非なるものである。

また、動産や債権に価値を認めるにはその価値を評価できることが前提となる。現在の地域金融機関の審査実務では、その評価方法が確立されていない。不動産に関しては不動産鑑定評価制度が確立しており、また相続税路線価が信頼性を獲得しているため、どの地域金融機関も不動産に価値を付すことは困難ではない。現在、動産鑑定評価制度を創設しようという動きはあるが、具体化の道りは長い。債権については例えば国債、地方債、上場株式などの流動性ある有価証券の評価はさほど難しくはないが、中小企業向け売掛金などは、多くの地域金融機関が担保取得しても「添え担保（担保取得するが無評価とする担保）」の域を出ない。

一方、動産・債権譲渡担保融資には注目すべき点がある。動産・債権譲渡担保融資に取り組む際には、事業者の行う仕入れ・在庫管理・販売・現金化までの回収管理にそくした営業循環の捕捉が必要である。したがってキャッシュフローを正確に把握するというインセンティブを地域金融機関に与える効果がある。地域金融機関もキャッシュフローを正確に把握して、それにそくした融資判断をすべきだと長く言われてきた。それを具体化する方法として、動産・債権譲渡担保融資に大きな意味がある。現在では様々な意味で問題はあがるが、問題点を逐次克服することで地域におけるプロジェクト採択の可能性を高め、それによって産業創造をしやすいとする効果が認められることから、動産・債権譲渡担保融資は推進するに値するものである。

これまでの創業・新事業支援融資の実績を下記の図のとおりに示す。2003年度から2009年度においては、件数では2005年度をピークにした山型を描いている。貸出実行総額は大きく変わっていない。これは、一件当たり実行額が増えたことを意味する。動産や債権の評価方法が確立してきたとは思えないことから、むしろキャッシュフローを

正確に把握することに意義を見出してきた結果なのかもしれない。これはまだ推測の域を出ない。今後の研究で明らかにすべき課題である。

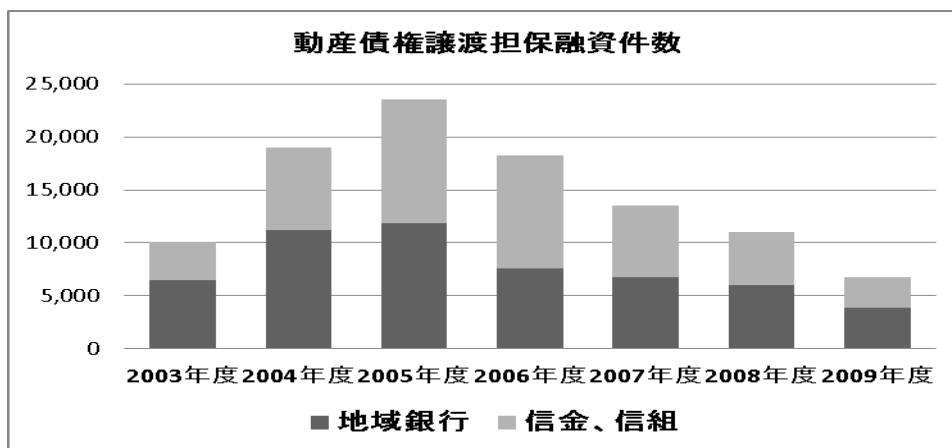


図 4-8 動産・債権譲渡担保融資件数 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

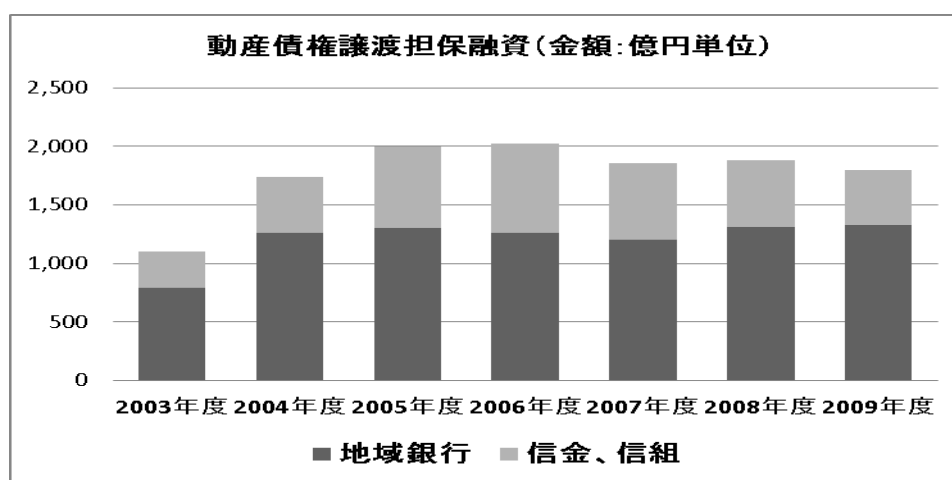


図 4-9 動産・債権譲渡担保融資の金額推移 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

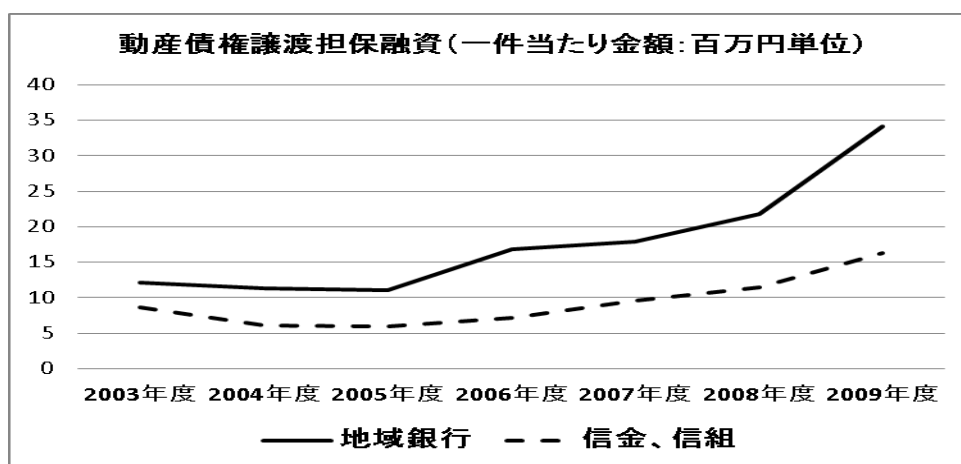


図 4-10 動産・債権譲渡担保融資一先あたり金額推移 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

2003年度から2009年度にかけてのデータは上記でみたとおりであるが、その後最近に至るまでのデータは金融庁が公表していないので、再び全国地方銀行協会のデータで代替的に検討する。全国地方銀行協会の下記に示すデータは、「動産・債権譲渡担保融資」ではなく、「ABL」の実績として表現されており、金融庁と定義が何らかの形で違っている可能性がある。また、件数ではなく取引先数で表しているのが、ABLに加えて不動産担保貸出や無担保（信用）貸出がある先も含まれている。厳密に動産・債権譲渡担保融資（ABL）だけの残高と対応していない問題を含んでいる。このデータを見ると、動産・債権譲渡担保融資（ABL）を用いた可能性のある取引先及び一件当たりの実行額ともに少しずつ増加しているかもしれないということがわかる。

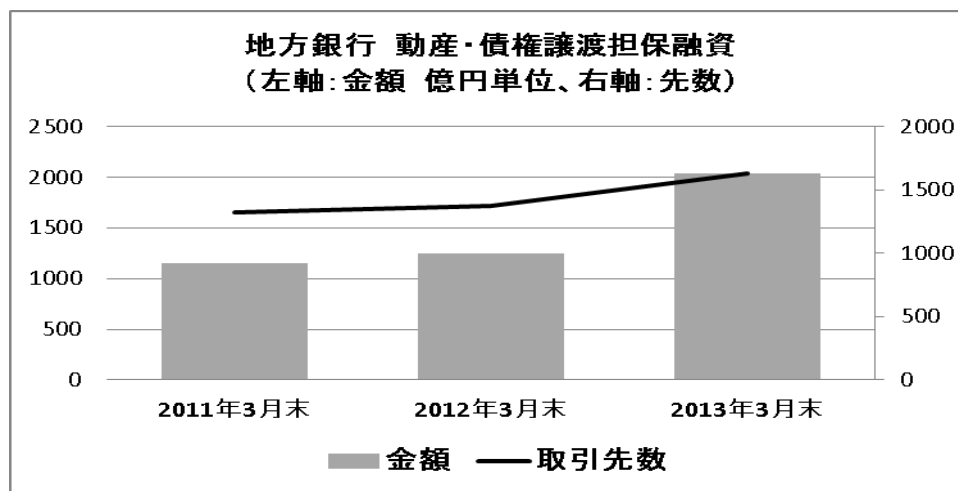


図 4-11 地方銀行による動産・債権譲渡担保融資推移（出所：全国地方銀行協会資料をもとに筆者作成）

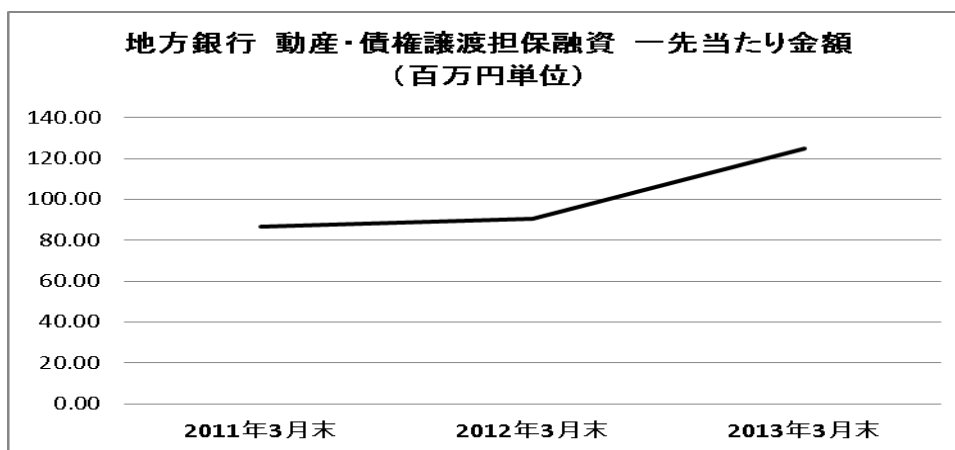


図 4-12 地方銀行による動産・債権譲渡担保融資一先あたり金額推移（出所：全国地方銀行協会資料をもとに筆者作成）

4.2.2 生産性向上への貢献

1 経営改善支援

経営改善支援は地域金融機関に最も求められていることであり、それについてはここ10年の間に相当なノウハウが蓄積されてきた。経営改善支援は、もちろん事業者の生産性向上を主たる目的に行われているものであるけれども、生産性が向上して競争力が増すことによって事業者の営業収益獲得能力が増し、その結果として債権の回収可能性が高まるという効果がある。それは、地域金融機関自身の財務収支状況を改善させることにつながる。

2 ランクアップ率

経営改善支援によって生産性が向上すれば事業者の財務収支力は良化する。地域金融機関の実務でいえば、債務者区分が上がることに繋がる。債務者区分が要注意先から正常先へ、破綻懸念先が要注意先等へ上がることをランクアップ（債務者区分の上位遷移）という。正常先を除いた経営改善支援取組先のランクアップ率の推移をみたものが下記の図である。地域銀行、信用金庫・信用組合、地域金融機関全体ともに2004年度をピークとして以降、順次ランクアップ率が下降している。これは2004年度をピークにして集中改善が進み、それ以降は経営改善支援を必要とする債務者の数が少なくなってきたのか、ランクアップが容易な債務者は早々にランクアップしてきたが、経営改善支援の効果がすぐに表れず、ランクアップまで時間のかかる債務者が増えてきたのかのいずれかの可能性があるということであろう。これに加えて2008年度にはいわゆるリーマンショックの影響を受けたと思われる現象が生じた。2008年度には経営改善支援取組先のランクアップ率が上昇している。常識的に考えればリーマンショックで経営が困難になった事業者は増えるのであるが、ランクアップ率も上がっていることはどのように考えればよいのであろうか。おそらく業況不振で経営改善計画の取組み対象になったものは増えたかもしれない。しかし、リーマンショックは「一過性の赤字原因」とであると解釈することにより、本態的な構造赤字要因を重視せず、一過性要因によって債務者の将来像を楽観的に解釈し、ランクアップしやすくなったものと考えられる。その後2009年に至り、再び下降し、ランクアップ率は急激に低下した。こうしたことから推測すると、集中改善時期であった2004年に経営改善支援取組先に対するランクアップは一旦ピークを迎えたが、その後はランクアップの難しい案件が相対的に増えてきたと言えるだろう。

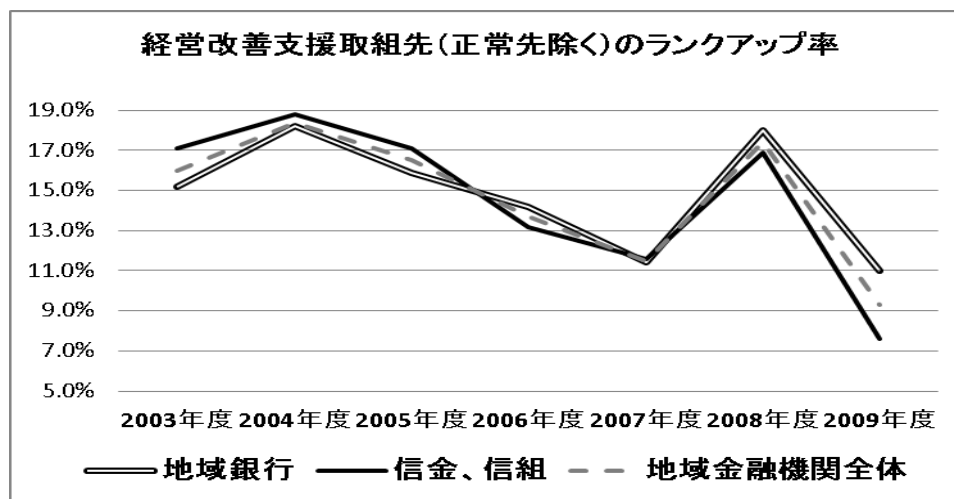


図 4-13 経営改善支援取組先のランクアップ率 （出所：金融庁資料をもとに筆者作成）

最近の動向については全国地方銀行協会のデータをもとに調べてみた。下記の図の通りである。2011年度と2012年度では、再生計画を策定した先は21,453先から19,605先へ減少しており、一銀行あたりの対象債務者数は335先から306先に減少しているものの、その数は2009年度の地域銀行全体数7,986件よりも相当多い。ただし金融庁データと全国地方銀行協会のデータでは収集対象の定義が異なっていることに留意しなければならない。

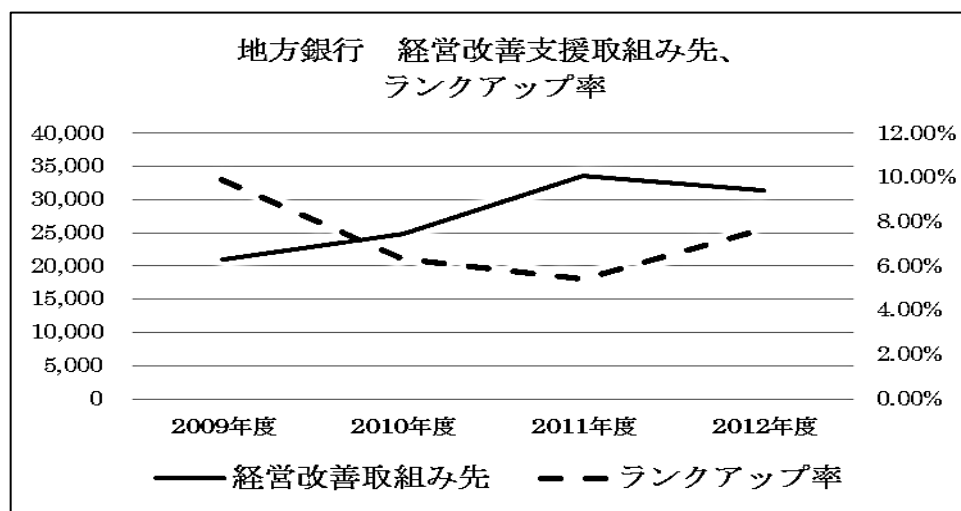


図 4-14 地方銀行による経営改善支援取組先推移、ランクアップ推移 （出所：全国地方銀行協会資料をもとに筆者作成）

3 再生計画策定件数、金額

経営改善計画を策定して債権者と債務者が生産性の向上に向けて支えあうことは、事業の再生を通じて地域再生や地域活性化を図るために必要である。この実態がどのようなものであったかを下記の図によって示す。

地域金融機関が単独に経営改善計画を策定支援することもあれば、中小企業再生支援協議会や民間アドバイザー業者とともに策定支援することもある。はじめに中小企業再生支援協議会とともに地域金融機関が策定支援した件数の

推移をとらえる。中小企業再生支援協議会は全国に設置され、それが関与した再生計画は、ほぼ自動的に「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」（要管理先を対象とする）や「合理的で実現可能性の高い経営改善計画」（破綻懸念先をおもな対象とする）とみなされ、それを通じてランクアップさせることができる、いわば「お墨付き」の効果がある。そのため審査手続きは比較的慎重であることが特徴になっている。また、多くの債権者が関与していて権利調整が難しい案件や、借入金額の大きな比較的大口の債務者に対して適用される傾向がある。再建計画策定に着手してから数か月ないし一年程度の時間を要することも特徴である。いわば地域金融機関にとって大型で重大な債務者に対して適用される手続の一種である。下図のとおり、件数自体は数百件程度で推移しており、またいわゆるリーマンショック後に再び支援対象が拡大したことがみてとれる。

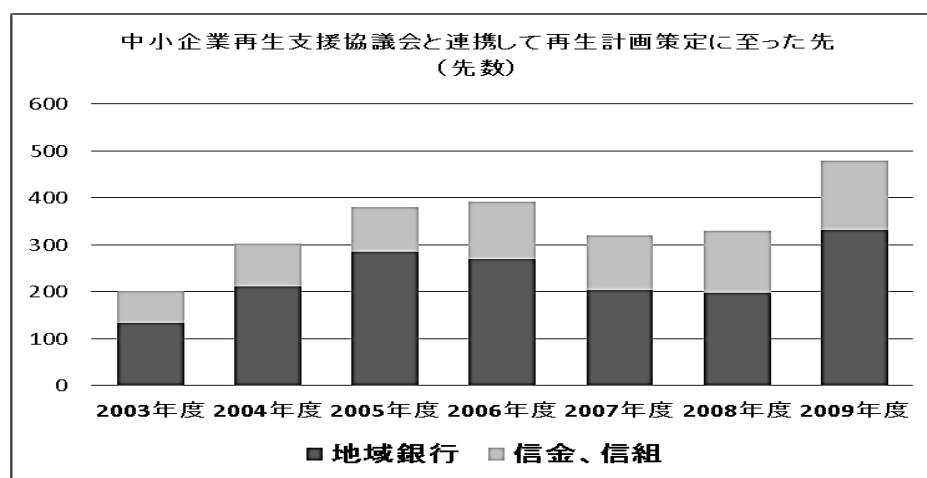


図 4-15 中小企業再生支援協議会と連携して再生計画を策定した先数 （出所：金融庁資料をもとに筆者作成）

中小企業再生支援協議会と連携して再生計画策定に至った案件の金額推移とその一件当たり金額を下記のとおりにみる。一件当たりの金額についてみると、地域銀行の案件は2004年度をピークにして徐々に低下の傾向にある。信用金庫・信用組合の案件については2006年度を底にして、2009年度に至るまでわずかず上昇している。その結果、2009年度においては一件当たり金額が8億円近傍で地域銀行、信用金庫・信用組合の間で大差なくなってきた。

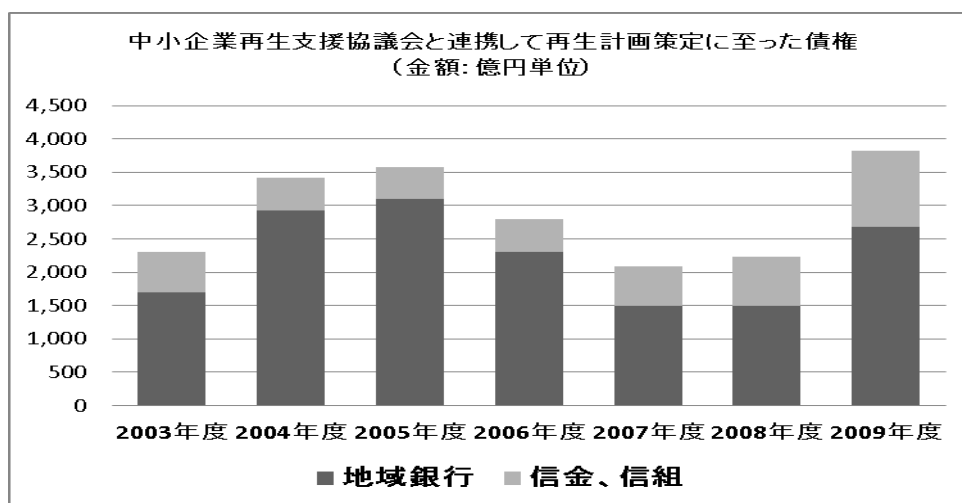


図 4-16 中小企業再生支援協議会と連携して再生計画策定に至った債権の金額推移 (出所: 金融庁資料をもとに筆者作成)

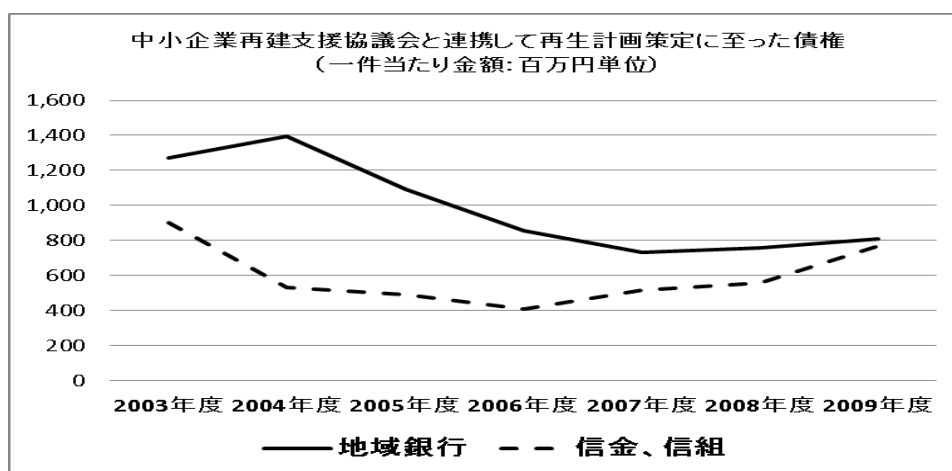


図 4-17 中小企業再生支援協議会と連携して再生計画策定に至った債権の一件あたり金額推移 (出所: 金融庁資料をもとに筆者作成)

続いて、中小企業再生支援協議会が策定に関与せず、地域金融機関が独自に策定支援してきた経営改善計画の件数推移を下記の図にそくしてみる。中小企業再生支援協議会が関与しているものに比べて 2 ケタの違いがある。2009 年度末での先数についてみると、地域銀行で 7,986 件、信用金庫・信用組合で 11,097 件、地域金融機関計で 19,083 件であった。2009 年度末で地域銀行は 106、信用金庫・信用組合は 431、地域金融機関では 537 あったので、その年度において地域金融機関あたり平均 75 件、信用金庫・信用組合あたりで平均 25 件の支援をおこなったことになる。

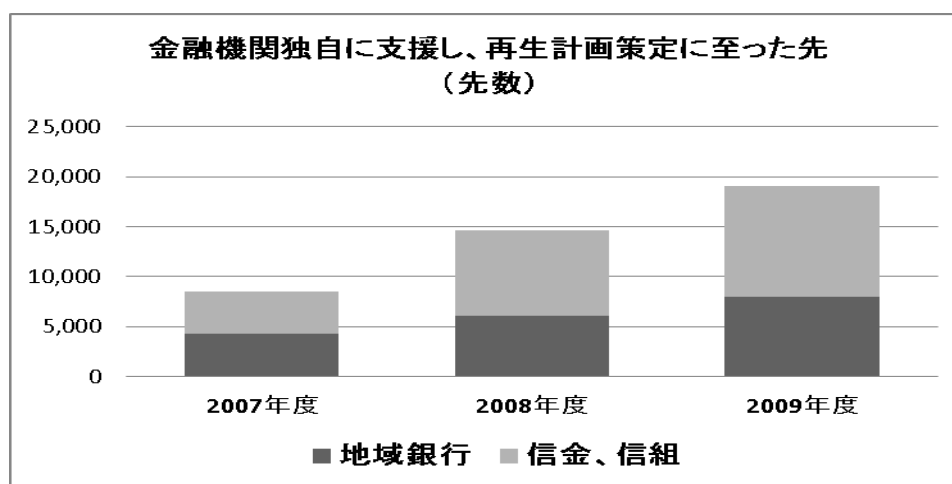


図 4-18 金融機関が独自に支援し、再生計画策定に至った先数 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

地域金融機関が独自に経営改善計画を策定支援した案件の金額は概ね先数推移と同じような傾向を示している。一先あたりの借入金は同じようなレベルで推移している。

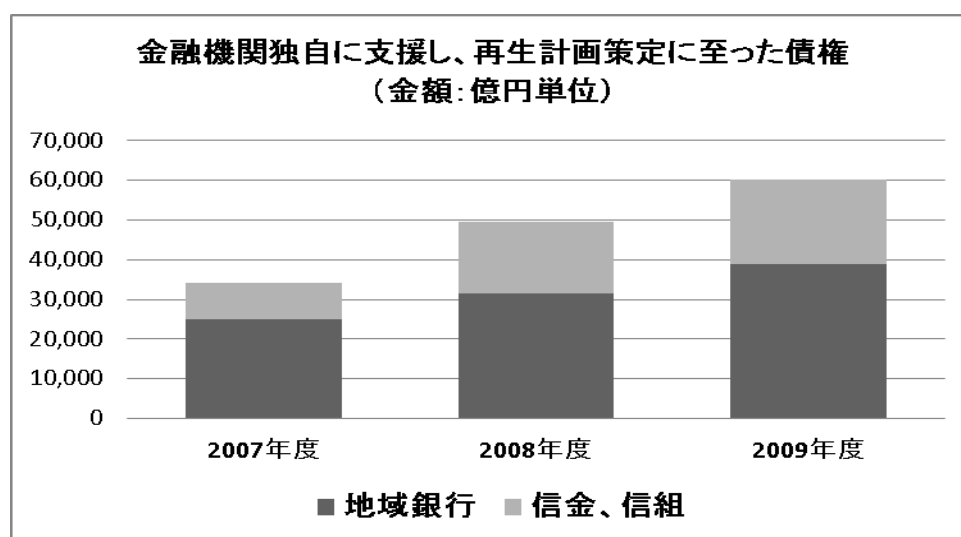


図 4-19 地域金融機関が独自に支援し、再生計画策定に至った債権の金額推移 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

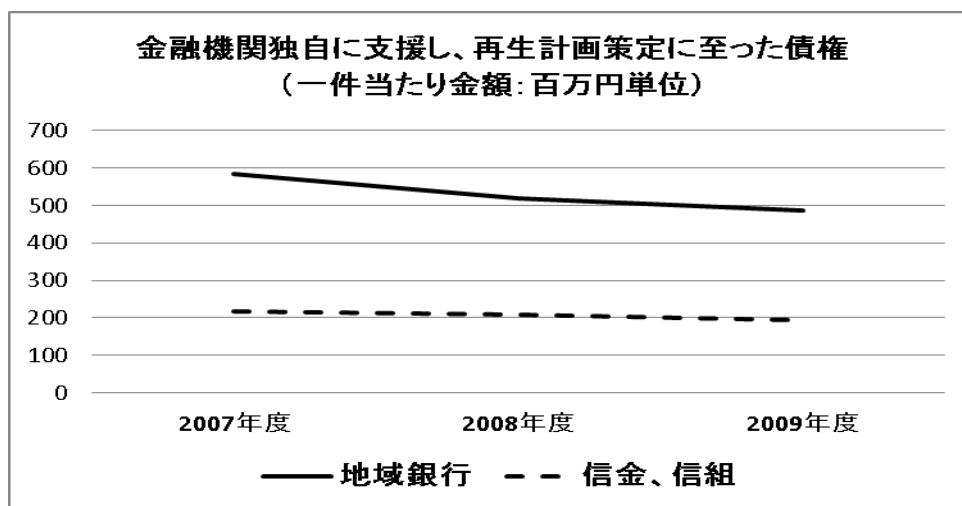


図 4-20 地域金融機関が独自に支援し、再生計画策定支援に至った債権の一件あたり金額推移 (出所: 金融庁資料をもとに筆者作成)

最近の動向については全国地方銀行協会のデータをもとに調べてみた。下記の図の通りである。2011年度と2012年度では、経営改善支援取組み先数は約3万4千先から約3万1千先に減少している。その数は2009年度の地域銀行全体数7,986件よりも相当多い。ただし金融庁データと全国地方銀行協会のデータでは収集対象の定義が異なっていることに留意しなければならない。

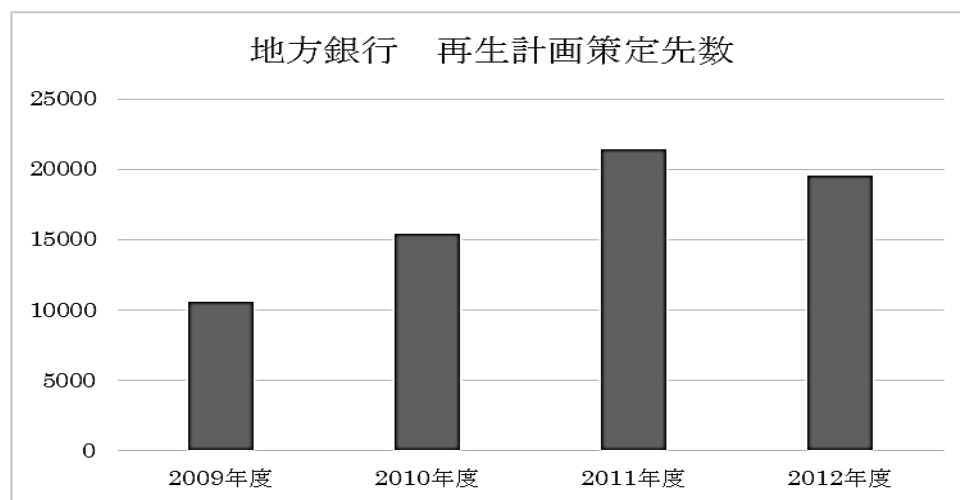


図 4-21 地方銀行による再生計画策定先数推移 (出所: 全国地方銀行協会資料をもとに筆者作成)

4.2.3 地域や事業の持続可能性への貢献

地域における事業の持続可能性に貢献することは、地域の信頼関係の形成に役立ち、また地域金融機関自らの存立の安定性を高める。この件に対しては、高齢化した現経営者から次世代へ経営を譲り渡すための支援、地域金融機関以外の第三者の資金や債務者以外の経営資源を投入して企業や事業の廃業を防ぐ企業再生ファンド、貸出の償還方法を緩和して長期にわたるが事業からの収益償還を待つといったことが挙げられる。

1 事業承継 M&A

事業承継に関わる M&A は絶対数が少ない。M&A という手法を用いるには、地域金融機関自身が M&A という手法に通暁していなければならないし、M&A で譲渡されることに債務者の抵抗がないことが条件である。これらのいずれもが現時点では欠けているのではないかと推測される。そのため、事業承継は M&A によるのではなく、一般的な相続対策の枠組みで行われるか、貸出の継続で対応されている。事業承継が必要になったときでも貸出の回収を急がず、新しい経営者のもとでの経営を見守るという対応も、地域金融機関が地域において信頼関係を形成していることにつながっていると思われる。

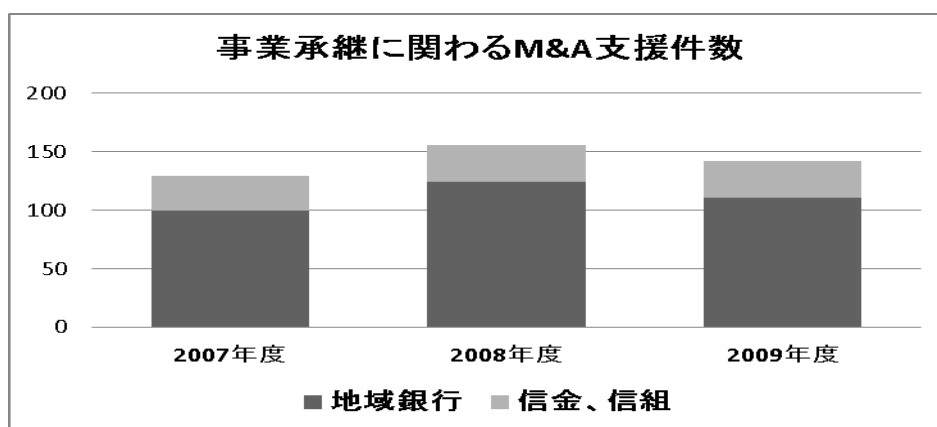


図 4-22 事業承継にかかわる M&A 支援件数 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

2 企業再生ファンドへの出資額

企業再生ファンドとは、地域金融機関以外の資金を外部から調達し、また経営も外部専門家の新しい手腕に期待しつつ、企業の破綻を防いで地域における雇用を確保し、連鎖倒産を防ぐために用いられるものである。これまでの出資金額推移は下記の図のとおりである。

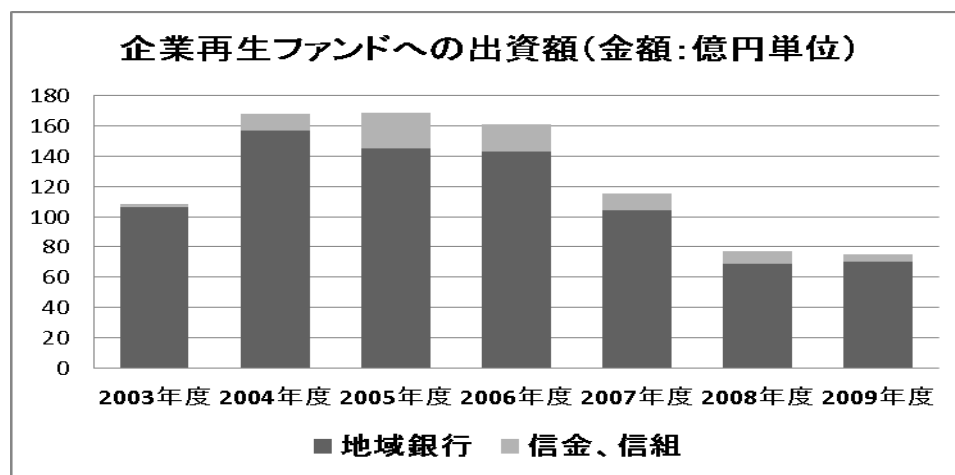


図 4-23 企業再生ファンドへの出資額 (出所：金融庁資料をもとに筆者作成)

企業再生ファンドには、官民型と民間型がある。官民型は47都道府県すべてに存在する。民間型は金融庁調べによれば38都道府県で導入されている。ただしその活用状況は必ずしも活発とは言えない。出資額とは別に、企業再生ファンドへ移転する債権額についてみると、2009年度でも地方銀行で58億円、信用金庫・信用組合で6億円が移転されたにすぎなかった（「平成21年度における地域密着型金融の取組み状況について」（平成22年（2010年）7月23日付 金融庁）による）。企業再生ファンドに債権を移転する際に債権売却損を計上する可能性が高くなるところ、損失計上に伴う自らの収益性の悪化を地域金融機関が嫌気するからであろう。

地域金融機関が債権を自らの貸借対照表から切り離す方法には、バルクセールなど、債権回収会社等への債権売却という手法もある。下記の図は債権回収会社に対して債権譲渡又は債権管理回収委託をした債権の件数と金額推移を表す。この図が前提とする原債権者は地域金融機関に限られないので、即断には慎重でなければならないが、地域金融機関も債権回収会社を用いた処理には慎重な姿勢をとるようになってきたと推測される。

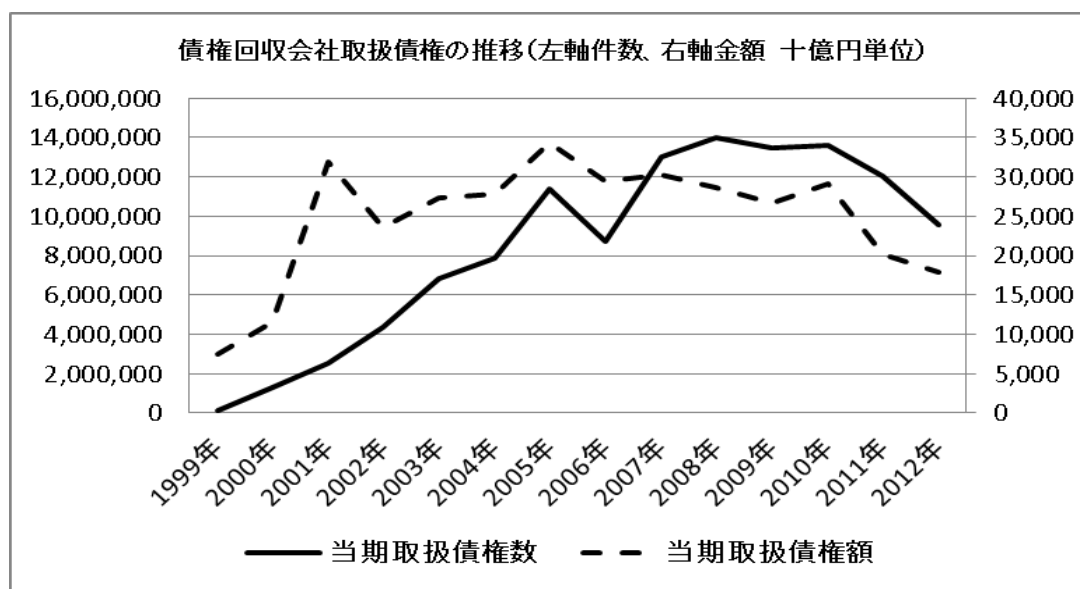


図 4-24 債権回収会社取扱債権の推移 (出所：法務省資料をもとに筆者作成)

地域金融機関が第三者の資金を活用して債務者の再生を図るなどについては、それが地域金融機関のあり方として「職務放棄」などの批判を受けるなどの可能性もないではないであろう。しかし再生ファンドを用いて外部経営資源を地域に搬入することができることには意味がある。多様な再生手法を多角的に用いて地域の持続可能性を図ることは引き続き大きな課題である。

3 貸出条件の緩和

貸出条件の緩和とは、元本の返済方法を緩め、事業の生み出すキャッシュフローに元本回収のスピードをあわせることをいう。地域金融機関が地域の中小企業者向けに行なう経営改善支援手法で最も多いものは、元本返済猶予や償

還期日延長などの貸出条件緩和である。一方、貸出条件が緩和された債権（貸出条件緩和債権）は、不良債権として認定される可能性がある。

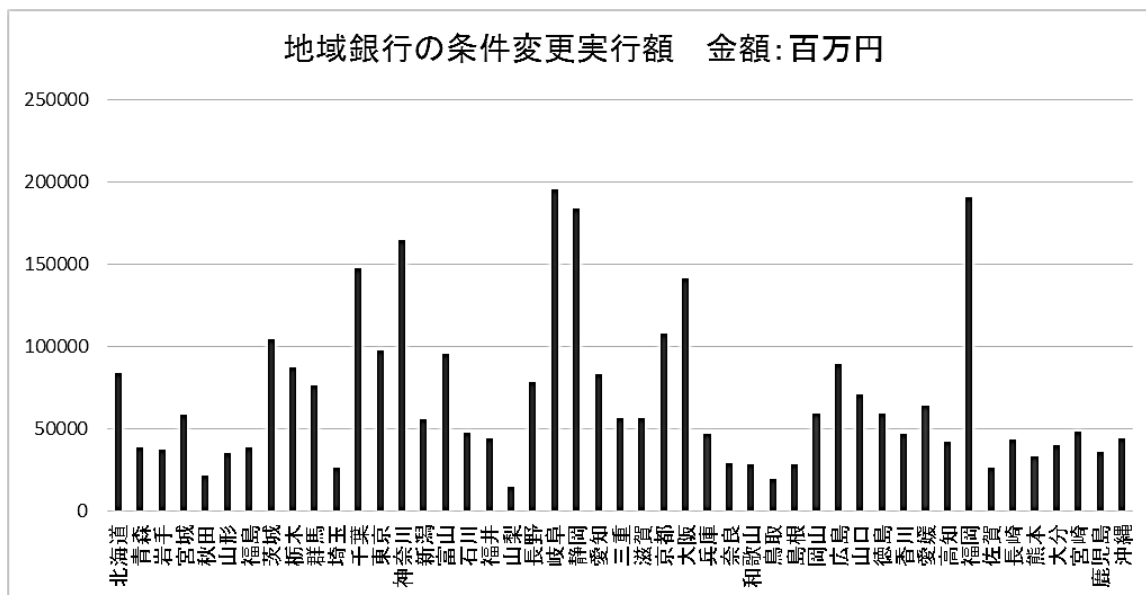


図 4-25 都道府県単位で集計した地域銀行の条件変更金額：2010 年 9 月末 （出所：金融庁資料をもとに筆者作成）

「貸出条件緩和債権」とは、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利な取決めを行った貸出金」をいう（銀行法施行規則第 19 条の 2、1 項 5 号(4)）。貸出条件緩和債権は銀行法にいう「リスク管理債権」の一部を構成し、いわゆる不良債権とされる。金融再生法では不良債権を「金融再生法開示債権」とし、貸出条件緩和債権に相当するものを「要管理債権」と別の言い方をする。要管理債権は不良債権の一部を構成する。名称は異なるが、貸出条件を緩和した債権は、一義的には不良債権とされる。不良債権として認定されることにより、地域金融機関を含む金融機関の与信管理実務において、所要引当金の増加による収益面での悪化及び不良債権比率の上昇という財務面での悪化が金融機関にもたらされる。

一般に、経済活動が活性化している地域では、さまざまなアクターが地域全体での産業連関やバリューチェーンのもとで活発に活動している。そこでは地域のイノベーションが生じているとともに、地域金融機関も地域のイノベーションに積極的に関与するアクターとして機能している可能性がある。債務者が窮境に陥ったときに、担保処分や保証人からの回収によらずとも、地域金融機関は債務者の事業継続から生じる営業収益を増やすように債務者を促すことが経営改善支援であり、貸出条件緩和はそうした動きを促す効果がある。

4.3 課題

地域金融機関は地域の他のアクター、言い換えれば利用者によって支えられてもいる。その利用者が地域金融機関による事業再生・地域活性化の行動をどのように評価しているのかを知ること、全体像を把握するには有用である。

そこで、地域金融機関の利用者が表明している意見を概観し、地域金融機関が有している課題を示すこととしたい。

用いる資料は金融庁が行っているアンケート調査の概要に記載された回答である（資料名は註に示した通りである）。このデータには、金融庁が政策目的のために行なっており学術研究目的ではないこと、ヒアリング対象先は無作為に抽出されたものではなく地域金融機関の地域再生・地域活性化活動に関係のある者に限られること、すべての回答を網羅しているのではなく公表用に適宜回答を取捨選択している可能性があること、という限界がある。

以下ではこれらの回答を解釈し、地域再生や地域活性化に対する地域金融機関の課題を抽出する。検討する項目は、地域の生産額増加に向けた種々の活動、生産性向上に向けた種々の活動、信頼関係形成に向けた活動、地域金融機関と地域のアクターとのコミュニケーション、地域金融機関の審査能力、といった点である。

4.3.1 地域の生産額増加に向けた種々の活動

地域の生産額増加に向けた活動に関しては、創業・新事業支援、ビジネスマッチングの取組みアンケートの結果が出ている。

創業・新事業支援に関して利用者が考えていることを述べる。創業しようとする人には業界経験がないこと、人生経験が少ないこと、自己資金が足りないこともあり、それに地域金融機関はどう対処しているかが評価のポイントの一つになっている。金融機関の融資審査にはトラックレコード（経営履歴、返済履歴）審査があり、創業希望者はこうした審査にパスしない可能性もある。そうしたトラックレコード審査に地域金融機関が寛容であれば利用者からの評価は高い。次に、創業や新事業を起こそうとしている分野が地域金融機関の通曉していないものであるとき、地域金融機関はどう対処しているかを利用者はみている。特に農業分野について詳しい地域金融機関はそれほど多くない。これについて、通曉していない分野の産業構造を理解して支援する地域金融機関は評価される。地域金融機関が詳しくない分野の理解を進めるためには、外部専門家の意見をきき、審査プロセスで活用することが必要になる。外部専門家を活用して産業理解をし、創業・新事業支援融資の取引を推進することは利用者から評価される。外部専門家と連携して審査を進めることは地域金融機関にとっても知識の共有につながる。しかし中には創業支援や新事業支援にあたり外部専門家に審査プロセスの一部を「任せ」きりにして「創業者を育てようとする姿勢」がないと利用者から評価されることもある。外部専門家との連携は、知識の共有によってイノベーションを地域金融機関にも生じさせやすくするという目的のためにあることを重視すべきであろう。また、創業・新事業支援融資に当たり、地域金融機関はリスクをとっていることも評価される。融資部分を第三者、例えば信用保証協会に依存して自らはリスクを何も取らない態度は批判される。さらに創業・新事業支援は、生産・加工・販売・管理のバリューチェーンを踏まえて行われることが重要である。新しいビジネスの不確実性は、「作っても売れない」など、バリューチェーンの切斷から生じることが多い。生産・加工・販売・管理の一貫性がもたらされるように地域金融機関が対策を施しておくことは利用者から評価される。

ビジネスマッチング活動支援に関して利用者が考えていることを述べる。利用者がビジネスマッチングで求めている

る情報は、需要、市場、販路に関係するものである。情報提供に対して地域金融機関が人材をあつく充て、また相当の時間をかけているときには評価される。ビジネスマッチングからすぐに効果が出ることは期待できないので、手薄な対応になるかもしれない。そうした手薄な対応は批判の対象になっている。さらに情報提供の形式も評価が分かれるところである。ビジネスマッチングは小さな見本市のように、売り手と買い手が同じ場所で財やサービスの品定めを行うなどの形がとられることが多い。このとき地域金融機関は機会さえ提供しているのだからそれでよしと考えるかもしれないが、機会さえ提供できれば十分であるという考えは批判の対象とされる。利用者が求めているのは、需要・市場・販路の情報に接する機会があるというだけではなく、個別の企業内容や経営課題にそくして細かく対応してもらえることである。「この会社」が「あの会社」と提携すると「たとえばこんな効果が生まれる」といった具体的な想定のもとに、個別の引き合わせを求めている。それを可能とするためには、地域金融機関が「この会社」と「あの会社」の経営実態を把握し、経営課題を理解し、経営課題に対する解決提案をできるようになっていなければならない。

表 4-1 アンケート結果の内容 (出所:「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」(3編)(2011年、2012年、2013年、金融庁)の表現を再現して筆者再構成)

	評価できる点	不十分な点
創業・新事業に向けた取組み	○ 意欲ある若年層に対し、自己資金が少なくても前向きに支援し、融資実行後も、経営が軌道に乗るまで支援する姿勢が見受けられる。(2013) ○ 農業分野における創業支援や農商工連携を支援する等の取組みを行っている。(2013) ○ 地域ファンドを積極的に活用し、新規事業開拓等への支援を通して、新産業の芽を育てようとする姿勢が見受けられる。(2012) ○ 県や産業支援センターが実施する新事業展開のための支援事業などに積極的に関与しており、商工会議所との連携も密に行っている。(2012) ○ 農業分野における生産者と業者とのマッチングや、農業ビジネスへの異業種からの参入支援など、農業ビジネスの活性化に取組んでいる。(2012)	▲ 金融機関は、創業資金に係る融資について、創業計画書の策定は商工会議所に任せ、融資の判断は保証協会保証の可否に依存しており、自ら創業者を育てようとする姿勢が乏しい。(2013) ▲ 新事業や製品開発などの目利きができずに融資し難いケースについては、外部専門家等と連携した評価を行うべきである。(2013) ▲ 創業・新事業支援については、コンサルティング機能が弱くソリューションの提案力が乏しい。(2012) ▲ 創業・新事業支援にあたり、資金供給のみに留まるのではなく、事業を軌道に乗せるための取引先紹介や販路拡大なども含めた一体型の支援を行ってほしい。(2012)
ビジネスマッチング	○ 販路開拓ビジネスマッチングを県内だけでなく都心でも実施したため、県外にも販路を広げるきっかけができた。(2013) ○ 多くの金融機関は、年々、ビジネスマッチングにかける人員や時間を増やしており、積極的である。(2013) ○ 異業種交流会の開催やコラボ産学官を通じて、個別業者との顔合わせも行っている。(2013) ○ 当社の新製品開発にあたり、全国の他メーカーの話題、商品情報や消費者のニーズなどについて、タイムリーな情報提供を受けている。(2012) ○ 金融機関の支店網を活用して仕入先や販売先を斡旋するなど、金融面以外でのサービスを行っている。(2012) ○ 金融機関が定期的に交流会や講演会を主催してくれ、異業種との情報交換やネットワーク構築に役立っている。(2012) ○ 顧客企業が海外での取引を行うにあたり、金融機関は販路拡大を図るための支援として、国外での商談会等を積極的に展開している。(2011) ○ 長年のコミュニケーションの中で蓄積してきた会社の情報を汲み取って、真に求める取引先を紹介された。(2011) ○ 各金融機関で販路の拡大などのためにビジネスマッチングの機会を設けていることは、中小企業の最も弱い営業力のバックアップになる。(2011)	▲ ビジネスマッチングについて、現状は、総花的すぎると思われる。顧客ニーズに合わせたきめ細かいものを行ってほしい。(2013) ▲ イベント的なビジネスマッチングよりも、金融機関の取引先を直接紹介して欲しい。(2013) ▲ 金融機関は商談会の場を提供することには積極的であるが、商品の特性を十分に把握したうえで販売先を探すといった、個別のソリューションの提案が出来ていない。(2012)

4.3.2 生産性向上に向けた種々の活動

生産性向上に向けた活動に関しては、経営改善・事業再生、外部専門家・外部機関との連携の取組みアンケート結果が出ている。

経営改善・事業再生支援に関して利用者が考えていることを述べる。地域金融機関に経営改善・事業再生に関する専門部署や専門組織があり、そこには専門知識をもつ人材が充てられていることを利用者は評価している。地域金融機関の内部で専門知識が不足している場合には、外部の専門家と連携して不足する専門知識を補う必要もある。次に、専門部署や専門組織が、顧客を担当する営業店と連携して経営改善支援に取り組んでいることを利用者は評価している。顧客にとって第一義的な取引窓口は営業店であり、ともすれば本部の専門組織の厳しい意見の緩衝材となってくれることを期待し、または日常生じるこまごまとした相談は身近な営業店で吸収してほしいと願っているのであろう。しかしそうしたことに問題を矮小化させてはいけない。本部の専門組織と営業店が連携することの意味は、専門組織と営業店が知識を共有して一体として顧客の経営改善支援にあたることにある。次に、経営改善支援にあたりアドバイスする内容は、顧客の売上増加（生産額増加）や経営効率向上（生産性向上）に役立つものであることを利用者は望んでいる。コストカット、在庫水準調整、財務分析の結果提示などのありきたりなコメントで終わり、それが経営改善支援であると誤解している地域金融機関は利用者の批判を免れない。具体的な売上増加手法として個別顧客紹介や産業構造理解に基づいた新規顧客開拓分野のアイデア、具体的な経営効率性向上のための新たな仕入れ先紹介や生産方法の紹介などがなければ実りある経営改善支援はおぼつかない。また製造・加工・販売・管理のバリューチェーンを踏まえて一貫した視点からのアドバイスでなければ局所的な経営改善支援で終わってしまう。最後に、地域金融機関からの働きかけ方についても意見がある。経営改善支援を要する顧客に対して、課題を発見次第、早期に働きかけ、早期に経営改善支援を申し向ける活動は評価される。また、小規模事業者は経営改善支援を後回しにされているのではないかと懸念も聞かれ、顧客の経営規模にかかわらず、発見次第早期に経営改善支援に着手することが求められている。

外部専門家・外部機関等との連携に関して利用者が考えていることを5点述べる。1点目は、専門家とはどのような資格要件を備えるものかである。利用者が考える専門家とは、資格を有しているもの、経験を有しているもの、知識やスキルを有しているものである。地域金融機関の職員が中小企業診断士の資格を保有し、農業経営アドバイザーの認定を受けるなどの例があるが、利用者からみればこれも専門家にあたる。また、特別の国家資格等がなくても専門知識があるものは専門家とみられる。利用者にとって有益な情報をもたらし、気が付かない点を掘り下げて改善指示してくれる人は専門家と呼ぶにふさわしいと映っている。2点目は専門家のサーチである。専門家を地域金融機関は常にサーチしているか利用者がみた評価基準になっている。専門家はことほどさように多様であり、またその時その時の経営のトピックスは変わることから、ふさわしい専門家も局面ごとに変わっていく。そうした流動的な状況にうまく時宜を得て対応するためには、常に専門家をサーチしておくことが望まれている。3点目は、本部専門組織だけでなく営業店でも専門家連携の工夫をしていることである。専門家を確保して経営改善支援活動に役立てたり、

顧客の売上高増加に貢献させたり、生産性の向上施策を導入させたりなどすることは、主として本部の専門組織が応じている。しかし顧客接点は営業店に集中していることから、顧客からすれば営業店でも専門家と折衝できれば便利である。そのため営業店でも専門家にアクセスできるようにしておくことが望まれている。4点目は専門金融機関を活用しているのかである。農業金融や開業資金準備金融を専門に取り扱う金融機関には、そうした業務に対する専門知識が蓄積されている。地域金融機関は専門金融機関と協調融資し、または顧客を専門金融機関に紹介してその審査プロセスや事業開始後のモニタリングプロセスを観察することによって専門金融の知識を吸収することができる。5点目は専門家任せで終わっていないかである。専門家に特定の事項を任せているときには、往々にしてそれに任せきりにすることがある。利用者からすれば、地域金融機関は専門家に投げたままにして関与していないとみえることもあり、それは批判の対象にされる。専門家と連携することによって専門家の知識を共有し、それを活用する意思がなければ地域金融機関にとって経営改善支援等の優位性は生まれない。

表 4-2 アンケート結果の内容 (出所:「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」(3編)(2011年、2012年、2013年、金融庁)の表現を再現して筆者再構成)

	評価できる点	不十分な点
経営改善・事業再生に向けた取組み	○ 本部に経営支援室を設置し、中小企業診断士の資格を持った職員を5人配置し、各支店が窓口となり、顧客企業のあらゆる経営課題解決のために支援をしようとする積極的な姿勢が見える。(2013) ○ 債務超過の法人等に対し、経営改善計画の策定等について、親身になって経営支援を実施している。(2013) ○ 財務内容をグラフ化して分かりやすく説明してくれるほか、今後の会社の方向性等についても提案してくれるなど、積極的に支援してくれている。(2012) ○ 返済の負担が大きくなってしまった企業へアプローチし、貸出条件緩和を行ったうえで経営改善策などを積極的に提案している。(2012) ○ 成長分野への経営資源の集中や衰退分野からの撤退のアドバイスなど、適切な指導を受けている。その結果、経営状態は改善され、新しい事業の柱を構築できるようになった。(2012) ○ メイン行の本部専担部署が主体となり、中小企業再生支援協議会と連携して積極的な事業再生支援に取り組んでもらっている。再生計画策定後は営業店と本部専担部署が一体となってフォローし、月次の業況把握やアドバイスなど積極的に対応してくれている。(2012) ○ 被災地の金融機関は、震災以降、相談室の設置、セミナーや商談会の開催、融資の新商品提供など、被災者支援のために積極的に対応している。(2012) ○ 金融機関に有資格者(中小企業診断士等)が酒置されており、財務面、経営管理面等に対する適切な助言を受けている。(2011) ○ 新商品を開発する際には、金融支援のみならず、製造、販売、管理へ積極的に参画している。(2011) ○ 顧客企業の経営分析を通じて、経営目標の実現や経営課題の解決を図るための方策について、企業側が驚くほど積極的な提案がなされている。(2011) ○ 経営改善計画の作成に当たっては、当社の提出した財務諸表を基に、本部の企業支援セクションと営業店が共同して打合せを重ね、当社の意向も考慮してもらうなど、大変協力的である。(2011) ○ 経費削減策の提案や販路拡大に向けたマッチング支援、経営改善に対する専門家の派遣等を行っており、地域密着型金融を推し進めていることが感じられる。(2011)	▲ コストカット(人員削減・経費節減)のアドバイスのみで物足りない。(2013) ▲ 事業者からの要請が無ければ、金融機関は指導や支援を行わない。(2013) ▲ 業績管理が短期間で行われているため、長期的なコンサルティングは難しい。(2013) ▲ 経営改善のためどうすべきか具体的なアドバイスがあるわけでもなく、担保や保証人など形式的な要求に終始している。(2012) ▲ 小規模事業者に対しては、貸出後のフォローを行っていないが、定期的なモニタリングにより早期にアドバイス等を行い、事業者の改善を促してほしい。(2012) ▲ コンサルティング機能については、経営分析程度の改善指導に止まり、具体的な売上増につなげる経営改善計画を指導される事例は少ない。(2012) ▲ 当社の事業再生に際し、関係者間調整に時間がかかり、再生計画の実行までに当初の予定の倍以上の時間がかかった。時間がかかりすぎると再生まで持ちこたえられない企業もあると思うので、なるべく短期間で再生計画が実行出来るようにしてほしい。(2012) ▲ 小規模事業者の再生支援については、他の取引金融機関との協議に消極的な金融機関もある。また、企業側から経営改善等の支援を要請しなければ金融機関主導の指導・支援はあまり行われず、取組みが不十分である。(2012) ▲ 中小企業診断士などの資格取得や研修による人材育成の取組みには積極的であるが、顧客企業へのアドバイスに活かされておらず、財務状況の分析結果を示すだけで適切な助言は行われていない。(2011) ▲ 中小企業者に対し、経営の発展や健全化のアイデアを出して、もっと積極的に働きかけたい。また、金融庁の方針に従って表面的に取り組んでいるだけという姿勢が見え隠れしているように感じる。(2011) ▲ 金融機関によるコンサルティング機能の発揮は少ないと思われる。粗利率を高めることや在庫を減らすことなど、初めからわかりきっていること以外の助言がなく、根本的な解決にはならない。(2011) ▲ 大口融資先や業況の良い先にはコンサルティング機能を発揮して経営支援等を行っているが、小口融資先や業況の悪化した先に対してはそうした取組みがあまりみられない。金融機関は企業を選んで取り組んでいるのではないのか。(2011) ▲ 事業再生にあたっては、もっとDDSやDES、ファンドを利用した支援に取り組んで欲しい。(2011)

外部専門家・外部機関等との連携	○ 中小企業診断士協会と提携し取引先の経営改善に取り組むほか、外部の専門コンサルタント会社と業務委任契約しABLへ取り組んでいる。(2013) ○ 中期経営計画作成から貸金体系等、多くの経営課題について、コンサルティング会社による定期的なセミナーを支店で行っている。(2013) ○ 中小企業支援ネットワーク会議を組織し、金融機関及び外部機関が連携し、でき得る対応に取り組んでいる。(2013) ○ 金融機関が商工会を定期的に巡回し、中小企業の経営支援等について相談を行うなど、連絡を密にしている。(2012) ○ 商工会議所の「中小企業支援ネットワーク強化事業」に地域金融機関が参画し、定期的な相談窓口を設置するなど、同会議所と連携したコンサルティング機能の発揮に努めている。(2012) ○ 大学と地域金融機関が産学連携の協定を締結し、地域金融機関が持つ情報を共同研究や共同開発に役立てている。(2012) ○ 中小企業応援センター事業、中小企業支援ネットワーク強化事業等の各種公的施策について、商工会議所等との連携を図りながら、事業再生や経営支援等の業務にあたっている。(2011) ○ 金融機関単独ではなく、様々な機関と連携しながら、より良い返済計画やプランニングが提案されている。(2011) ○ 創業計画や経営改善計画の立案にあたり、商工会議所・商工会等の経営指導員(中小企業診断士や税理士等)に協力を求めるなど、外部機関との連携に積極的である。(2011)	▲ 規模の大きな金融機関は、事業再生や事業承継等に対する対応のスタンス(スキーム等)が固まっている傾向があり、外部機関等との連携の障壁になっている。(2013) ▲ 経営改善計画策定支援に向け外部専門家の積極的活用を期待したい。(2013) ▲ 中小企業支援機関との連携が不足していることから、制度融資等公的支援策の活用が少ない。(2012) ▲ 一つの企業の支援に対して十分な時間を割くことは難しく、その支援も多岐にわたることから、十分な支援が出来ていないのが実態であるため、各支援機関や外部専門家等との連携を強化してほしい。(2012) ▲ コンサルティング機能を発揮しつつある点は非常に評価できるが、外部専門家任せになっており、顧客企業の事業拡大や経営改善にはつながらない不十分な取組みとなっている。(2012) ▲ 経営改善や事業再生など、経営支援活動を金融機関内部で抱え過ぎており、外部専門家との連携が少ない。(2011) ▲ 外部機関と連携して、顧客企業の経営改善を図る助言や指導を行うことができれば、地域経済の活性化の効果が高まるのではないかと。(2011)
------------------------	--	---

4.3.3 信頼関係形成に向けた活動

信頼関係形成に向けた活動に関しては、事業承継、地域の面的再生のアンケート結果が出ている。事業承継は地域において事業が継続し、雇用確保が継続されることに役立つ。その意味で事業承継は地域の持続可能性に資する点が多い。地域の持続可能性は地域の信頼関係形成と密接な関係にある。それゆえ事業承継は地域の信頼関係に大きな影響を与える。面的再生は、複数事業者が同時に再生されることをいい、地域全体が一体となって問題解決に向けて動いているイメージを抱かせる。それは地域の信頼関係醸成に資する。

事業承継に関して利用者が考えていることを述べる。事業承継は法律上の知識と税務上の知識が特に問われる領域であり、利用者はその知識を最も必要としている。法務と税務に地域金融機関が通曉していないのであれば、外部専門家の活用は必須である。

地域の面的再生について利用者が考えていることを述べる。「面的」とは空間的には「商店街」や「温泉街」といった商業集積や観光集積の範囲のことと利用者は理解している。そのため行政の施策や行政の主催する会議体や協議会が前面にたつことが多く、そうした会合への積極的な参加は利用者から評価される。こうした諸種の会合に地域金融機関が参加して発言し、提言をすることが求められている。本来、面的再生は複数債務者が同時に再生を果たす局面を指すものであり、商店街や温泉街にとどまるものではない。地域の事業者が集散的に再生されることこそ地域再生の意味するところである。

表 4-3 アンケート結果の内容 (出所:「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」(3編)(2011年、2012年、2013年、金融庁)の表現を再現して筆者再構成)

	評価できる点	不十分な点
事業承継に向けた取組み	○ 法制度や税制度について金融機関からアドバイスを頂き、滞りなく事業承継が出来た。(2013) ○ 金融機関のグループのコンサルティング会社を通じて、外部の専門家と提携しながら、事業承継対策やM&A等に積極的に取り組んでいる。(2012)	▲ 事業承継による事業の継続、雇用の確保を図るため、もっと積極的にM&A等の支援に取り組む必要がある。(2013) ▲ 特に小規模金融機関では、専任者が配置できない等の人的要因もあると思われるが、事業承継やM&Aへの取組みが遅れている。(2012)
地域の面的再生への積極的な参画	○ 商店街の活性化に向け、独自で各種の調査やアンケート分析結果に基づき、行政・商工会議所と連携し、商店街の活性化に向けた具体的な支援案の提示が行われている。(2013) ○ 金融機関のネットワークを活かして、商店街の空き店舗を活用した地方の物産展開催の協力をしてきており、地方と地元商店街双方の観光PRになるとともに、イベントの集客力で新しい来店客の開拓に寄与している。(2012) ○ 中心市街地活性化協議会やシナジースキーム事業等に委員として参加し、プラン策定や事業立案運営に協力して地域活性化への取組みに貢献している。(2012) ○ 地元自治体とも連携を図り、国の補助事業である地域商業再生事業に取り組むなど、中心市街地の賑わいを目指した事業に積極的に協力している。(2012) ○ 地域の観光産業や商店街等を活性化するための支援事業に積極的に参画している。(2011) ○ 地元自治体と地元金融機関が協働して「まちづくりファン」を設定し、地域の活性化に取り組んでいる。(2011) ○ 地域の経済活性化や地域振興につながるビジネスプランを表彰する制度について、企業の大小にかかわらず、個性的かつ意欲的なビジネスを展開しようとする企業を評価する姿勢に地域密着性を感じる。(2011) ○ 地域活性化や振興につながる起業・新規事業等に対し資金援助を行っているほか、地域の起業家等を対象に、必要に応じた事業サポートを実施している。(2011)	▲ 地域の金融機関単体での取組みには、一定の限界がある。もっと地元の外部団体や自治体等との連携が必要である。(2013) ▲ 地域活性化への参画について、金融機関の本部主導では動きが遅いことから、支店単位でも積極的に動いてほしい。(2012) ▲ 金融機関や地域によって地域活性化に対する取組みに格差があり、十分に役割を果たしているとは言えない。(2012) ▲ 地域活性化に関し、行政の会議等にもっと積極的に参加してほしい。(2012) ▲ 地元金融機関として、地域活性化への貢献意欲が足りないのではないかと。(2011) ▲ 地域活性化の取組みは一過性に感じられ、金融機関の宣伝を兼ねたポーズの範囲に留まっている。(2011) ▲ 現状では、金融機関が地域の面的再生に向け、どのような取組みを行っているのかが見えてこない。(2011)

4.3.4 地域金融機関と地域のアクターとのコミュニケーション

地域金融機関と地域のアクターとのコミュニケーションの活動について、日常的な関係強化の姿勢、地域や利用者に対する積極的な情報発信のアンケート結果が出ている。地域金融機関が地域の他のアクターとのコミュニケーションをとることは地域において信頼関係を形成するために当然必要なことであるが、なぜそれが改めて問題とされるのかをはじめに考えておこう。地域金融機関は地域の情報を収集し、それを用いて地域の発展に役立てることが期待されているが、実際のところ地域の情報収集がそれほど十分ではないと地域のアクターは思っている。地域金融機関が収集している情報は、債務者の情報であり、産業の動向であり、人のつながりの情報である。そうした情報は特定の人に集まりやすいものである。そのため特定の人が収集した情報が地域金融機関内に十分に浸透しなければ、地域金融機関において情報を蓄積したことにはならない。人に集まった情報を組織で共有する仕方の巧拙によって利用者からの評価が変わってくる。

日常的な関係強化の姿勢について利用者の評価を述べる。コミュニケーションの取り方は、face to face で双方向に行うものと、広報活動のように情報を一方向で送信するものがある。face to face のコミュニケーションにおいては、支店長など営業店の責任者がコミュニケーションにリーダーシップを発揮し、それが職員による定期的な訪問に結び付いていけば評価されている。また、“担当者が変わるとアドバイスが途絶える”趣旨の批判がある。さきにふれた

とおり、特定の人に集中する情報を組織全体で共有する仕組みが重要である。一方向のコミュニケーションは、視覚に訴えることや用語が平易であるなどに評価ポイントがある。

地域や利用者に対する積極的な情報発信についての利用者の意見を考える。地域に対して情報を発信するとは、例えばシンクタンクが調査レポートを公表するように、調査して発見したことを広く地域に伝えることである。したがって地域金融機関は、産業構造を理解し、産業連関やバリューチェーンの中に地域の産業と企業が位置づけられていることを明らかにし、市場、需要と生産が有機的に連関している仕組みをつくることが重要であると働きかける必要がある。

表 4-4 アンケート結果の内容（出所：「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」（3編）（2011年、2012年、2013年、金融庁）の表現を再現して筆者再構成）

	評価できる点	不十分な点
日常的な関係強化の姿勢	○ 営業店長が顧客の声に直接耳を傾け、事業所を訪問する頻度を数値目標として掲げるなど、地域密着の取り組みを実施している。(2013) ○ 月次で支店長が来訪してくれて様々な情報の提供があるほか、周辺の事業主や中小企業診断士、行政書士を紹介してくれる。(2013) ○ 事業者のニーズに対応するために、本店ソリューション部門と支店が常に連携を図りながら相談等を行っている。(2013) ○ 定期的に訪問してくれるため、情報交換の機会が増えており、早い段階で改善計画に対し細かい助言等をしてきている。(2012) ○ 当社の経営会議に毎月出席し、客観的な立場からの確かな助言をもらっており、牽制機能も働いている。(2012) ○ 以前に比べ金融機関の営業担当者の訪問が増えたことから、融資以外の情報交換も出来るようになった。(2012) ○ 顧客企業に対し定期的な訪問を行っていることから、長年の取引関係が良好に維持できており、様々な相談にも対応している。(2011) ○ 中小企業者を訪問し、月次の業況把握やアドバイス等を積極的に行っている。(2011)	▲ 金融機関の担当者の交代により、取引先の紹介やアドバイス等が頓挫してしまうケースがある。(2013) ▲ 地域に密着した取組みは、短期間で成果が出るものは少なく、中長期にわたって取り組む必要があると思うが、金融機関の担当者が替わると、それまで築いた良好な関係がなくなってしまう。(2012) ▲ 顧客企業への訪問等が少なく、現場での情報収集が不十分である。これでは、経営者の経営姿勢、企業の技術力、将来性について、適正な評価ができないのではないかと。(2011) ▲ 地域に密着した取組みは、短期間で成果が出るものは少なく、中長期にわたって取り組む必要があると思うが、金融機関の担当者が替わると、それまで築いた良好な関係がなくなってしまう。組織としての継続的な取組みが不十分と感じる。(2011)
地域や利用者に対する積極的な情報発信	○ 金融機関からの訪問回数が増えており、タイムリーな情報を得ている。(2013) ○ コンサルタントや外部専門家の紹介及び商談会への招待など、事業者の業況に応じた情報の提供をしている。(2013) ○ 商店街や地元のイベントに際して、相談窓口を設置し、情報発信活動を行っている。(2013) ○ 取引先の経営改善の実例等を挙げた説明会があり、金融機関の取組み内容や情報発信について評価している。(2012) ○ 各地において報告会を開催し、金融機関の取組み、業績、方向性、課題について、経営者自らが分かりやすく説明している。(2012) ○ 顧客企業を対象とした会合で、自らの取組みや経営状況等について、資料に基づき詳細な説明を行っている。(2011) ○ ホームページ上で「利用者満足度アンケート」を実施し、その結果や改善項目を公表するなどの情報発信活動に積極的に取り組んでいる。(2011)	▲ 金融機関からの配布物は、情報量が多く文字が小さいため、非常に読みづらい。(2013) ▲ 一般的・全国的な情報に限らず、地域的な業界や市場の情報を、詳細に発信してほしい。(2013) ▲ 金融機関全般に、説明会などの情報発信の場が少ないと感じている。ホームページに掲載するだけでなく、地元の会合や懇親会等に参加するなどして情報交換に努めてほしい。(2012) ▲ 情報発信については、どこの金融機関もディスクロージャー誌やホームページで情報を開示しているが、一般の顧客には難解な用語も多く、理解しづらい。誰に向けた情報なのか整理し、分かりやすい内容となるよう更なる工夫が必要。(2012) ▲ 金融機関のホームページには様々な取組みが掲載されているが、内容がわかりにくく、一般利用者の目にも触れにくい。具体的な取組みを店頭でポスター等で掲示すれば、一般消費者の認知度も上がるのではないかと。(2011) ▲ 来社する行員から地域密着型金融に関する取組みについて、PR資料等の提供を受けたことがない。(2011)

4.3.5 地域金融機関の審査能力

地域金融機関の審査能力に関しては、目利き能力のアンケート結果が出ている。

地域金融機関は、それ自身が意識しているかどうかは別として、地域の他のアクターからは知識の提供あるいは情報の提供を行うことを期待されている。先に述べたとおり、地域の発展のために産業が振興され、経済基盤が拡充され、雇用が安定し、社会的な安定がもたらされることが望まれる。そのためには、産業連関構造やバリューチェーンのなかで企業や地域が成長していくことが必要である。地域金融機関の審査能力とは、そのような構造を踏まえて個別の取引先にキャッシュフロー創出能力があるかどうかを調べる力である。そのためには職員が持つ知識の水準を上げ、職員に定着した知識が組織全体で共有される仕組みを形成することが重要である。そのことを地域の他のアクターも求めている。目利き能力とは産業の連関構造やバリューチェーンを踏まえた個別企業のキャッシュフロー創出に関する審査能力のことである。

利用者から評価されていることは、審査担当者の知識レベル向上方法がうまく確保されているかである。地域金融機関が伝統的に行ってきた企業審査とは、企業の決算書を徴求し、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を分析し、財務比率を計算し、資金繰りの予測を行うなどを指すことが多い。産業連関構造やバリューチェーンのありかたなどは、正面から論じられるというより、このような財務分析を多少補うためにあるといった程度の位置づけである。こうした審査実務では、いきおい短期的な資金繰りの分析に終始し、その結果、企業の長期的なありかたを産業連関やバリューチェーンを踏まえて論じる気風は失われがちとなる。審査担当者が生産現場や販売現場に赴いて実地調査し、また学校へ通い、企業へ出向するなどによって知識水準を高める活動があれば利用者から評価される。取引先のビジネスの背景にある産業構造やバリューチェーンを理解し、事業から生じるキャッシュフローを把握する仕組みが組織全体で共有されている仕組みを作ることが重要である。

表 4-5 アンケート結果の内容 (出所:「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」(3編)(2011年、2012年、2013年、金融庁)の表現を再現して筆者再構成)

	評価できる点	不十分点
目利き能力	○ 渉外担当者を各種専門学校に通わせて、様々な業種の目利き能力の向上に努めている。(2013) ○ 他の金融機関から融資を受けることができずに資金繰りに困っていたところ、当社の将来性や事業価値を評価したうえで、プロパー融資に応じてくれた。(2013) ○ 新入行員に対する研修の一環として、ものづくりの現場を見学する取組みを行い、目利き能力を養う努力をしている。(2012) ○ 会社設立にあたり、知的財産権(特許権)を担保とした融資や関連会社のベンチャーキャピタルからの出資が行われるなど、決算書等の数値に表れない技術力を評価してもらっている。(2012) ○ 収集した情報を活用し、中小・零細企業が持つ技術力や潜在能力を掘り起こそうとする姿勢が見受けられるようになってきた。(2011)	▲ 財務書類等の計数のみを評価する傾向があり、計数以外の企業の強みを評価する担当者が少ない。(2013) ▲ 経営支援のためのコンサルティング機能の強化はされてきているが、依然、コンサルティングができる銀行員は少ないように思われる。より一層の人材育成に期待したい。(2013) ▲ よく訪問してくるが、表面的な業況の動向のみ聞くだけで事業実態まで踏み込んで聞いてこないなど、目利き能力は不十分と感じる。(2012) ▲ 金融機関の若い担当者は、知識・経験とも乏しく経営者にアドバイス出来ない。金融機関には、中小企業者の相談や悩みについて、内容や深刻度に応じたアドバイスを期待する。(2012) ▲ のれんのブランド力や地域での信用など、数字の外にある事業価値への目利きが十分ではない。(2012) ▲ 目利き能力等については、金融機関担当者によってレベルが違う。若い職員はマニュアルどおりの話しかできず、会話の中から糸口を見つけて案件を拾い上げることや、アドバイスを行うことができなくなっているように感じる。(2011) ▲ 金型製造の技術力について自信を持っているが、金融機関の職員にはどこが強みなのか分かってもらえない。もっと目利き能力の向上が必要である。(2011) ▲ 金融機関は、営業を行う際に金利優遇などの話を持ちかけてくることは多いが、金利以外のソフト面で差別化を図るべき。行員の能力、特に目利き能力を高めてもらいたい。(2011)

4.4 小括

最後にこうした全体像をもとにして、今後の章において考察すべきポイントを記すこととする。

地域金融機関は地域再生や地域活性化において、経済成長をもたらすために地域の付加価値を高める活動を行ってきたことを概観してきた。具体的活動としては、生産額の増加に貢献するもの、生産性の向上に役立つもの、地域の持続可能性に貢献して地域における信頼関係の形成に資するものがあった。地域の生産額を増加させる貢献活動には、ビジネスマッチング、創業・新事業支援融資、動産・債権譲渡担保融資などがあった。地域の生産性を向上させる活動には、経営計画策定支援などがあった。地域の持続性強化と信頼形成を図る活動には、事業承継 M&A、企業再生ファンド、貸出条件緩和などがあった。

はじめに生産額増加に関する活動を再考しよう。ビジネスマッチング活動は観察期間中増加し続けてきたことがみられた。一方、ビジネスマッチング活動が直ちに地域の生産額拡大に結びついていることを示す直接的な証拠を得ることはできなかった。ただしビジネスマッチング活動が増え続けていることは、そのような活動を地域の他のアクターが欲していることを示すであろう。ビジネスマッチング活動は、地域のニーズに応じていると言ってよいであろう。

創業・新事業支援融資は 2000 年代の初期において次第に増加してきたことをみた。また 2000 年代終盤から 2010 年代初期にかけては貸出額が増減している様子がみられた。創業・新事業支援融資は地域金融機関の貸出純増額において大きなシェアを占めているものではないが、多様な中小企業者で構成される柔軟な地域産業構造の形成には必要なものであり、継続的に取り組む課題であると指摘した。

動産・債権譲渡担保融資は 2000 年代において件数、金額ともに低下傾向を示していた。他方、2000 年代、2010 年代初期の両方において、一件あたりまたは一先あたりの貸出額が増え続けたことをみた。不動産や保証人に依存しない貸出として注目を浴びているが、その実質はキャッシュフローを正確に把握して融資を行うことであると指摘した。そしてこの形式の融資に必要とされる動産や債権の評価手法が試行錯誤の現状にあり、これを改善することは、動産・債権譲渡担保融資の拡大には必須である。

生産性向上に貢献する活動として、経営改善計画策定支援の実情を振り返ろう。2000 年代においてランクアップ率はおおむね低下してきたことがみてとれた。ランクアップしやすい先は先行してランクアップしてきたが、経営改善支援活動を継続してもなおランクアップに至らない先が残り続けていると指摘した。2010 年代にあつて、経営改善支援取組み先数はおおむね増えていることをみた。中小企業再生支援協議会と連携した経営改善計画策定状況は比較的に数が少ないものの、地域金融機関独自に行うものは多い状況にあった。引き続き地域再生において経営改善支援を必要とする顧客が減っていない状況にあった。劇的な改善がすぐにみられるものではないが、経営改善支援の取組みは地域の生産性の向上には有効であり、この活動を継続することが肝要である。

地域や事業の持続可能性を高めて地域の信頼関係を向上させる活動として事業承継 M&A が一例としてあった。事業承継は地域における事業の世代間交代を促す施策のひとつとして位置づけることができる。しかしその実数は低調だった。世代間の事業承継は M&A の形式で行われるよりも、同族間での相続という伝統的な手法に依っている例が

多数を占めるのではないかと指摘した。事業承継の事態が生じて、その後の推移を地域金融機関が見守ることで、地域における事業の持続可能性を高め、地域における信頼関係形成に役立っているであろう。

地域の持続可能性を図るにあたり、地域外の経営資源を導入する手法として企業再生ファンドが位置づけられる。企業再生ファンドへの出資額は次第に低下してきたが、官民ファンドは47都道府県が有しており、統計等で現れる機会の少ない民間ファンドも40近くの都道府県にみられる。企業再生ファンドを活用するには、ファンドへの債権譲渡時に債権譲渡損が発生することが多いため、地域金融機関の経営体力によって活用が左右される。一方、債権回収会社を用いて不良債権処理を進める例は、近時では低下傾向にあることをみた。地域金融機関は自らの経営資源を投入して地域の持続可能性を高めようとしていることをみてとった。

また、事業収益からの返済能力が低下するにしたがって返済期間が長期化し、長期にわたらざるを得ないキャッシュフロー返済を支えるために貸出条件緩和活動が行われていることをみた。貸出条件緩和は「まってあげる」ことを示すものであり、地域の事業の持続可能性に貢献し、地域金融機関が清算的行動をとらないという安心感を地域に植えることができることに意味があった。しかし貸出条件緩和行動は不良債権処理の問題先送りに用いられる懸念もあり、取引先の経営改善計画策定とセットで行われることが重要である。

地域金融機関によって、貢献活動が活発なところとそれほどでもないところに分かれているのが実情である。これまで概観してきた内容に関して、その実態を以下の章でみるとともに、地域金融機関が効果的に地域貢献できるための条件を明らかにしていくこととする。

注

¹³以下の分析で用いた資料は、「平成21年度における地域密着型金融の取組み状況について」（平成22年（2010年）7月23日付 金融庁）、「地方銀行における「地域密着型金融」に関する取組み状況—平成22年度—」（2011年、全国地方銀行協会）、「地方銀行における「地域密着型金融」に関する取組み状況—平成24年度—」（2013年、全国地方銀行協会）、「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査結果等の概要」（3編）（2011年、2012年、2013年、金融庁）である。

第5章 地域再生ファンドが地域にイノベーションをもたらすための条件

産学官金協力によって地域のイノベーションがどのように生じているかを探るため、本章では、地域金融機関がアクター間に相互作用が生じる仕組みをどのように創設しているか、また、その仕組みがどのように機能しているかについて、地域再生ファンドを主題に選定して述べることとする。

はじめに地域再生ファンドによる地域イノベーションに関してその研究意義、研究方法、先行研究を説明する。続いてケーススタディとして東邦銀行が主導した会津東山温泉の地域再生ファンドの内容を詳細に検討し、そこで得られた地域再生ファンドによる地域のイノベーションの創造のプロセスをまとめる。これらをもとに、地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関が地域再生ファンドを用いてアクター間の協力を促し、地域イノベーションに貢献する機能を考察する。またこの機能を促進する条件についても論じる。この機能が十分に発揮されれば、知識のスピルオーバーが生じ、地域金融機関はリスクを低下させて地域再生や産業創造に向けて貢献する役割を果たす可能性を高めるという政策的含意にも言及する。最後に本研究の貢献と限界を述べる。

5.1 はじめに

5.1.1 研究意義、研究内容

地域金融機関が不良債権を処理する過程で、中小企業向け貸出債権が地域外の投資家に売却されてきた。その際、地域の中小企業は当該投資家の判断によって清算され、あるいは再生される。

不良債権処理を進めようとする地域金融機関の中には、地域外の投資家の手によらず、自らの行動によって地域の中小企業を再建させようと、地域再生ファンドを創設する例もある。一般に、ファンドとは、資金の集合(pool of money)の意味である。そのうち、地域金融機関が地域の債務者に貸し付けた貸付金を地域金融機関から購入して債権者となったうえで、新しい債権者として債務者に対して財務上及び営業上の再生策を実施し、債務者の再生に資するような金融上の仕組みを地域再生ファンドと呼ぶ。地域再生ファンドに債務者向けの貸付金が移転すると、債務者は「ファ

ンドに入った」という言い方をすることがある。地域再生ファンドに入った債務者は地域再生ファンドの中で事業再構築を行い、それが成功すると、金融機関が債務者を地域再生ファンドから脱出させる、すなわちファンドから借りている形となっている既存債務を償還するための資金を貸し付けることがある。債務者が金融機関からの新規借入金でもって地域再生ファンドへ旧借入金を返済すると、債務者はファンドと債権債務関係がなくなり、債務者にとっては金融機関から借入をしている状態に戻る。これはリファイナンス（貸出の復活）と呼ばれる。これが地域再生ファンドの目的、即ち、過剰債務を解決して金融取引を正常化させる意味である。

地域再生ファンドにとって中小企業の再生とは、地域金融機関によるリファイナンスである。しかし、中小企業はリファイナンスによって地域金融機関から借入を復活することはできたが、地域再生ファンドが当該中小企業の債務を免除したのみで終わりという例もある。

財務負担のみを軽減して再生が成功したというのであれば、中小企業はイノベーションを進められず、旧態依然とした経営が温存されただけの可能性がある。

地域再生ファンドによる中小企業の債務負担の軽減についての研究は多くあるが、地域再生ファンドが地域の中小企業にイノベーションをもたらしているか、イノベーションをもたらすための条件は何かを明らかにした研究はあまりない。

地域再生ファンドを通じた地域再生を進めるにあたり、地域における中小企業と産学官金協力を通じた地域イノベーションの条件を明らかにすることは、今後の類例を活発化させるためにも重要であるとの問題意識のもとで、このテーマの研究を行う。

5.1.2 研究方法

地域再生ファンドによる地域再生の目的は、ある地域において複数の企業がイノベーションを果たし、結果的に持続可能な状態で地域が再生されることである。このことは産業集積論のフレームワークにおいて議論され、研究されているものと軌を一にしている。そのことから、地域再生ファンドによる事業再生を産業集積論のフレームワークによって分析することとした¹⁴。

一口に産業集積論のフレームワークで分析するといっても、その範囲は広範である。したがって、議論を地域再生ファンドによる地域再生に関連する領域に限定して検討する。

その領域は、（１）産業集積における地域外の経営資源に関する事項、（２）産業集積における金融に関する事項、（３）産業集積のガバナンスの担い手に関する事項である。

こうした検討を、先行研究及びケーススタディ（会津東山温泉の面的再生事例）によって行うこととした。

5.2 先行研究

第一の先行研究の領域は、産業集積における地域外の経営資源に関する事項である。

この領域に関する問題意識は古く、実にマーシャルにまで遡る (Belussi and Caldari (2009)、pp.342-343)。1897年に英国がますます経済的な力を弱めていった時期にマーシャルは、ケアードに宛てた書簡の中で、産業集積が衰微してゆく原因は、経営者たちのアパシーと旧牢で劣った生産方法に固執することであると指摘していた (Whitaker (1996)、p.214) ¹⁵。また、1902年、マーシャルと親交のあったディブリーは、産業の将来を確保するためには、自分の頭脳を使うか、外部から頭脳を輸入するしかないと指摘した (Whitaker(1996)、pp.380-381) ¹⁶。このことは、衰退した産業集積を改善するためには、地域外の経営資源を活用する必要性があることを意味している。

日本においては岡本(2009)が、諸国の産業集積の諸事例を丁寧に点検した上で、一般的な条件として、産業集積の多様性を維持するには地域外の経営資源の導入が必要であることを説明している (岡本(2009)、p.37)。また岡本 (2005) は、産業集積の多様性の維持だけでなく、産業集積の転換側面でも地域外の経営資源をひきつけることは最重要であると指摘した (岡本(2005)、p.44)。

地域外の経営資源の活用は、産業集積の多様性の維持、転換の重要な要因として位置づけられるだけではない。高岡(1998)は、産業集積の内部と外部の情報の非対称性を解決して効率的な取引ができることの前提として、産業集積の外部とのネットワークを重視している (高岡(1998)、pp.101-102)。

このように内外の研究者は産業集積における地域外の経営資源の問題を根本的なものとして認識している。

第二の先行研究の領域は、産業集積における金融に関する事項である。

Dei Ottati (2003,1994) は、産業集積の決定的特徴として、当事者間を規律する共助性の規範を挙げている (Dei Ottati, (2003,1994)、 p.110。原論文では、p.531)。そこでいう規範とは、“一方の当事者から共助性が破られたときには、破った当該当事者は共助が受けられなくなる” 旨の社会的制裁を裏付けにするものである。共助性は、当事者間の信頼に基づいている¹⁷。金融機関は、産業集積内の取引主体のビジネス態様 (取引振り) を重んじて与信に応じている。Dei Ottati(2003,1994)は、物的担保よりも、むしろ取引先を良く知っていることが金融取引の基礎になっていると明言している (Dei Ottati(2003,1994)、 p.125。原論文では、p.543)。

つまり、産業集積内の金融取引は、取引先のビジネス態様を良く知っていることと、信頼が破られたときには社会的制裁があることに特色があると含意される。

Ughetto (2009)は、3千を超えるイタリアの製造業者に関する量的データを用いて、産業集積に所在する企業は借入をしやすいか、技術革新志向の企業は借入をしにくい、産業集積に所在する技術革新志向の企業は外部資金調達をしやすいかの問題について調査した。その結果、ハイリスク志向の技術革新型企業は一般にハイリスクの特徴のために借入をしにくいこと、産業集積に所在する企業は借入をしやすいこと、産業集積に所在する技術革新型企業は借入の条件が相対的に良いことを実証している。この理由について、産業集積内では地理的近接性のゆえに情報が債権者債務者間で共有しやすく、情報の非対称性が緩和されていることに求めている。このことは、産業集積は情報の非対

称性を克服して債権者債務者間に信頼を与えやすい構造を有していることを含意している。

Elbing et al (2009)は、ケルンとロンドンの映画・テレビ番組制作産業における金融機関の役割について論じる。ケルンの事例でもロンドンの事例でも、金融機関が映画・テレビ番組制作産業に対する専門の部署を設けて対応することの重要性を説く。番組制作産業の特質と放映権等の複雑な仕組みを理解しなければ、その産業が必要とする資金需要に適切に応じることができないからである。また、制作現場の近くに金融機関の営業店等が立地していることも重要であるとされる。金融機関が制作現場に地理的に近接して立地することで、制作会社の評判や業績をアップデートして適切に評価することが可能になるからである。

さらにElbing et al (2009)は、ケルンの地域金融機関（ケルン貯蓄銀行、Stadtsparkasse Köln）が具体的にどのように映画・テレビ番組制作産業に貢献しているかを論じる。貸出機能だけではなく、番組制作会社のプロモーションのために国際的なネットワークを作り、それにより他の制作会社等との仲介の機能も果たしている。ケルン貯蓄銀行は公的金融機関であることも重要な要因であるが、地域金融機関として地域産業の特質を理解して、貸出以外の産業支援機能も果たしていることは注目に値する。

このことから、地域金融機関は地域産業の特質を理解したうえで、貸出だけではなく、地域産業を支援する機能を地域金融機関は有するべきであるとの含意を得ることができる。

続いて日本で産業集積における金融の機能がどのように議論されているかをみよう。

堀江(2008)は、地域金融機関が地域経済とどのように関連しているかを論じている。そこで特徴として挙げられていることは2点ある。1点目は地域金融機関の活動は、「各営業店を中心に形成されるエリア内の経済活動水準（企業や世帯数の多さ・利益・所得等）に依存する」（堀江(2008)、p.109）ことである。2点目は、金融機関の貸出について、東京や大阪などの大都市圏では大手銀行が強く、地域圏では地域金融機関が強いことである（堀江(2008)、p.123）。

岩佐(2009a)は、地域金融機関が地域支援に熱意を持っていても、地域に潜在的な資金需要がない場合には地域金融機関の活動には限界があり、また、「金融のみが先行しても非効率な支出を促進し、無駄な資金・資源の浪費」（岩佐(2009a)、p.19）につながる可能性を指摘している。そのような制約があるにせよ、地域金融機関は地域の企業に対して「生産的投資機会の情報や付加的な総合的サービス（企業運営に資するさまざまな知恵やノウハウ、アドバイス等）を提供」することなどを通じて、「地域での起業や企業活動への支援、あるいは企業再生等に貢献しうる余地」があることも論じている。

林（2010）は、製造業を中心とする中小企業の集積地である東大阪市において中小企業に対してアンケート調査を行ったものに基づき、中小企業が主力金融機関を選定するときには、長い取引の履歴があることと、取引金融機関の立地が地理的に近接していることが大きな要因であることを実証している。

このように、日本では「産業集積」と地域金融機関の関係を直接に取り扱う議論ではなく、中小企業が集積する地域と地域金融機関の関係を議論することが多い。そうした議論の枠組みの違いはあるものの、日本の議論は、地域金融機関は地域の産業に規定されつつも、地域の産業に働きかけてこれに経済成長をもたらす機能がある可能性を指摘

している。また、主力金融機関を選定する際には、長い取引にあることと、地理的に近接していることが大きな要因であることが指摘されている。

第三の先行研究の領域は、産業集積のガバナンスの担い手に関する事項である。

産業集積のガバナンスの担い手が産業集積内のアクターであることは自明である。しかし、産業集積内の企業が地域外の経営資源によってコントロールされると何が生じるのか。これについては、Benko（2009）が指摘している。

Benko(2009)は、産業集積内の企業を結集して相互に協力させ、地域経済全体の競争力を強化するために必要な要素を「集地的地域財」と定義し、その集地的地域財を利用するところに産業集積の特色があるとする。集地的地域財には、例えば、熟練した従業員と幹部の採用、国内市場や国外市場に関する情報、契約・入札・規格に関する専門知識、資本あるいはリスクキャピタルなど金融手法の利用、製品改良のためのR&Dの推進など14項目が例示される。

集地的地域財と似た考えをAsheim and Gertler(2005)は、「地域知識インフラ(region's knowledge infrastructure)」として提示している。企業と地域知識インフラ間での関係が強いことが、地域の知識と学習をイノベティブで競争的なものにする可能性をもたらすことが指摘されている。

一方、産業集積内の企業が外国のグループなどの地域外のアクターに所属することになると、産業集積にとって重要な集地的地域財へのアクセスが可能となっていたとしても、そうした集地的地域財は集地的なものにもローカルなものにもならないとBenko(2009)はいう。集地的地域財をコントロールしているものが外部であれば、地域によるコントロールとは異質なメカニズムによって成り立っているゆえ、結果的に地域と無縁なものにとどまってしまうと解釈できる。

そのことは、集地的地域財が産業集積にとってローカルなものとなるためには、いずれかの将来に、産業集積再生のメカニズムが、地域外のアクターから地域内のアクターへ移転され、ローカルなものになることが重要であることを含意している。

産業集積に関する先行研究からは、地域外の経営資源を活用することの必要性が指摘される。また、産業集積は地域外の経営資源に依存するだけでなく、これを活用して地域の自立を回復する必要性が含意されている。

先行研究のサーベイを通じて、産業集積における地域外の経営資源を活用することの重要性、産業集積内の金融取引における取引先ビジネス内容の把握とビジネス創出の必要性、地域外経営資源の導入と内生的発展のための地域の自立メカニズムの回復といった論点が明らかにされた。これらを踏まえて次にケーススタディに進むこととする。

5.3 ケーススタディ

5.3.1 会津東山温泉事例の選定理由

会津東山温泉の地域再生ファンドによる面的再生事例を用いてケーススタディを行う。

地域再生ファンドの数は既に40を超える（松尾(2006)、p.21）。会津東山温泉のケースも地域再生ファンドに該当

する。

会津東山温泉の事例は、地域金融機関が地域外の経営資源を地域に搬入し、地域のアクターによるイノベーションを促し、地域再生の仕組みを地域に定着させたものと解釈できる。会津東山温泉の事例は、他の地域再生の仕組みづくりに活かすことのできる一般性を有していると思われることから、これを検討することとした。

5.3.2 会津東山温泉の窮境原因とその影響

会津東山温泉は福島県会津若松市の郊外にあり、江戸時代は会津藩の湯治場として栄えた。その後は福島県観光における宿泊拠点の一つとして入込客を抱えた。特に団体客を収容する複数の大型旅館を運営することで業態を維持してきた。しかし、最盛期には旅館数が33あったと言われてきたときから比べて、その数は20程度に減少してきた。団体客の減少により会津東山温泉は衰退してきたと言える。

温泉街観光客が団体客を中心としたものから個人客を中心としたものに移り変わるに従い、観光サービスを提供するアクターの営業内容も変わってゆかなければならなかった。

温泉街衰退の一般的な原因は、観光客の需要に合わない環境、社員旅行などの団体客に大きく依存した営業スタイル、サービスと価格設定の硬直性に求められる（早川(2007)、pp.68-69）。

会津東山温泉においては、旅館の大型化、団体客中心の運営からなる既存のビジネスモデルの完成度が高かった。一方、団体客から個人客へ宿泊需要が変化していったことに温泉街が柔軟に 대응できなくなったため、会津東山温泉の入込客は減少した。

入込客の減少は、温泉街という産業集積内の旅館経営に、次の影響を与えた。

- ① 客単価を上げることで売上高を維持しようにも、宿泊需要は逆に単価低下を望んだため、売上高が落ちた。
- ② 損益分岐点を下回る売上高によって期間損益の赤字が続いた結果、財務構造が悪化し、既存債務が過剰になった。
- ③ 温泉街全体での集客増をはかるための抜本的で自主的な再興組織がなく、集積の効果を得られなかった。
- ④ 債務負担と資金繰りに問題が集中したため、新規顧客を開拓し、あるいは、宿泊需要変化に適合するための施策を立てるといった営業面でのイノベーションが遅れた。

5.3.3 会津東山温泉地域再生ファンドの組成

窮境にあった会津東山温泉の再生の仕組みづくりは、地元福島県の地域金融機関である東邦銀行によってなされた。

表 5-1 東邦銀行の概要 (2013 年 3 月末) (出所：公表資料により筆者作成)

所在等	福島県の地方銀行
経緯	福島県下の郡山商業銀行、会津銀行、白河瀬谷銀行の3行が合併して設立 (1941 年)。
資金量	預金 4 兆 682 億円 貸出金 2 兆 4,669 億円
自己資本比率	11.09% 国内基準 (自己資本比率規制の基準)
業務純益	136 億円
人員・店舗	1,499 人 114 店舗

まず、この仕組みの概要を図式化したものを下記の通りに示し、つづいてこれを時系列にそくして説明する¹⁸。

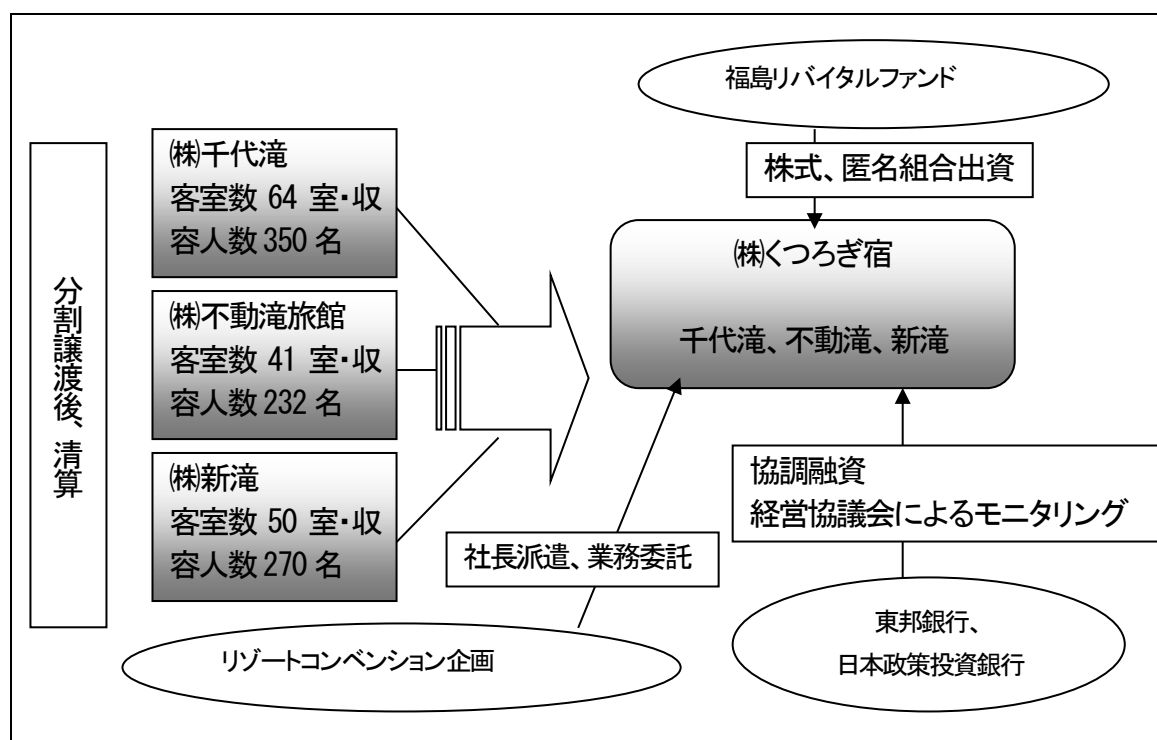


図 5-1 会津東山温泉3旅館の一体再生 (出所：中小企業庁 (2005)、日本政策投資銀行 (2005) ほかを一部改変して筆者作成)

2003 年に東邦銀行は、地域再生の専門部署を銀行の一事業部として独立させることとした。ほぼ同時に、地域外の金融機関 (日本政策投資銀行) にも地域再生の仕組みに参加してもらい、そのノウハウを取り入れることとした。こうして地域内外の金融支援体制が整備されることとなった (2003 年 3 月)。

2004 年には、equity (資本性資金)¹⁹によってリターンを求めるという、銀行とは異なった金融機能を持つ地域外の投資家 (リサ・パートナーズ) が事業再生の仕組みに参加することとなった。図中の「福島リバイタルファンド」がこれにあたる。また事業再生の対象となる3旅館 (「千代滝」、「不動滝旅館」、「新滝」) の事業を新設会社「くつろ

ぎ宿」が取得するところ、当該事業取得資金は、「福島リバイタルファンド」の資本性資金と銀行団の協調融資を原資とすることとなった。その結果、地域内外の金融機関と、地域外の投資家が共同で地域再生ファンドが組成されることとなった。これにより、事業再生の金融上のガバナンスは、借入金（debt）と資本性資金（equity）、地域内と地域外の4つの要因にわけたとき、3アクターによって実行されることとなった（2004年10月）。

表 5-2 会津東山温泉地域再生における金融上のガバナンス 出所：筆者作成

区分	借入金	資本性資金
地域内	東邦銀行	—
地域外	日本政策投資銀行	リサ・パートナーズ

2005年に地域再生の具体策が着手される。会津東山温泉にはそのとき22の旅館があったが、これらを網羅するのではなく、3債務者（3旅館）の事業再生を先行させ、そのイノベーションを地域に波及させる戦略が採用された（2005年9月）。

過剰債務による負担軽減のため、3債務者を事業譲渡（分割譲渡）によって一体化し、事業再生によって弁済可能な部分について弁済対象とさせ、その他の借入債務は実質的に返済免除されることとなった（柏原(2006)、pp.7-9）。

営業のイノベーションを図るため、金融機関及び投資家で構成される地域再生ファンドは、地域外（「リゾートコンベンション企画」）から事業再生の専門家を招聘し、事業再生実務を同人に一任した。銀行団は「くつろぎ宿」の経営状況を、債務者や事業再生の専門家と合同で組織した経営協議会を通じて把握することになった。

ここで、事業再生ファンドの構想を通じて地域金融機関が得るメリットについて記しておきたい。地域金融機関は、ファンドスキームを用いた不良債権処理、事業再生の出口におけるリファイナンスを通じた融資と金利収入の確保、温泉街の面的再生を通じた小地域の営業継続による小地域経済破綻防止とそれによる関連融資問題化の遮断、地域金融機関が地域再生にコミットすることによる地域金融機関としてのレピュテーション（評判）の確保というメリットを得ることができた。

5.3.4 地域外から招聘された専門家によるイノベーションの内容

一般に、事業再生を図るときには、経営体制面の改善、営業面の改善、財務面の改善が必要とされる。地域金融機関が借入人に経営改善指導をする際には、計数面で把握ができる事項を中心に取り組みの目標を掲げることが多い（穂刈(2008)、pp.100-130）²⁰。

しかし、イノベーションは計数面で把握できる事項だけにとどまるものではない。それには、多様化する需要への対応、従業員などの地域の人的資源の活性化、地域全体の活性化といった視点も含まれるはずである。この点を温泉旅館と温泉街におけるイノベーションにそくしていうならば、需要の変化に適合した新しいサービスの提供、ホスピタリティーの改善、地域のガバナンス強化が求められていると言い換えてよい。

そこで、地域再生ファンドによって招聘された専門家が行ったイノベーションの内容とその意味を議論する（深田(2010)、pp.26-28）。

外部の専門家は次のとおりのイノベーションを行った。

表 5-3 外部専門家によるイノベーションの例 出所：筆者作成

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 各旅館の機能と価格帯を再構成し、多様な市場需要に応えた。 2. システム統一（予約、接客、フロント、経理）によってサービスを標準化し、引き上げた。 3. 従業員の専門性を活用し、従業員の能力を引き出すとともに、専門業務の改革を促した。 4. 低価格帯であることを訴求する旅館（バジェット旅館）とせず、一定価格以上での集客を行い、価格競争に陥ることを防いだ。一定の価格帯を維持することにより、地域全体の疲弊を防ぐことができた。 5. 自ら温泉街の観光協会の会長に就任し、地域のリーダーシップをとることで地域のガバナンスを強化した。 |
|---|

続いて、これらのイノベーションの内容を検討する。

1点目は、多様な市場需要に応えることである。今日の宿泊客は、過去のように団体客として大挙して来訪し、均質の食事をして帰ってゆく層だけではない。従来、「コマ客」と言われた少人数、家族連れなどの小グループが多彩な湯あみを楽しみ、バリエーションの豊かな食事を好むことも多い。その結果、宿泊客の需要は多様になり、金額的にもハイエンドの客から経済性重視の客まで広範囲になっている。これに応えるため外部の専門家は、高額料金の部屋、中程度の料金の部屋、安い料金で湯あみが楽しめる部屋を多層的に用意した。また、顧客のニーズが見込めない部屋については販売しないといった、一部のスケールダウンにも取り組んだ。あわせて、部屋を売る時の営業員には、安から売れるのではなく、顧客のニーズを満足させられるから売れるのだとの気づきをもたらされた。

2点目は、サービスの標準化である。事業再生の対象となった複数の旅館は、もともと異なる経営者のもとで異なる経営の仕組みによって運営されていた。しかし同一の規格の仕事内容とすることで仕事の標準化が進み、違う職種でも通用する人材が育ってきた。部屋係がフロントを兼ねることができるなどのマルチタスク化が可能となった。

3点目は従業員の能力を引き出すことと、専門業務の改革である。仕事内容を標準化してマルチタスク化が進められることもあることは先に述べたが、従業員の意識の根底には「好きな仕事や得意な仕事を任されるから生き生きと楽しく働ける」こともある。そして、「評価が上がり成果が出る。その結果、権限が与えられ、給与も増える。ますます働き甲斐が増す」ことになる（深田(2010)、p.26）。これは、外部の専門家が従業員の労働に対するインセンティブをどのようにして高めたかを示す好例である。一方、従業員の仕事内容に専門性があるとき、職種によっては改革が進まない領域もある。調理場がその例である。これに対して外部の専門家は、従業員の意向をふまえた飲食メニュー作りを進め、あわせて、食材の仕入れも調理場に任せず、仕入れの担当者を別途設置して行うこととした。メニュー作りと仕入れを調理場から分離したことにより、会津の郷土料理を提供すること、地元の食材を用いること、季節ごとに市場で多く出回っている旬の食材を用いることが可能になった。団体旅行客相手の調理場では、大量仕入れ、大量事前調理が当然であったが、少人数グループ主体の客相手では、料理の原価を決めて、それにバリエーションをきかせる料理が必要になってきたことを背景にするものであろう。このことは、専門性の高い業務分野に改革をもたらすとともに、従業員の意識改革を進めることにつながった。

4点目は、低価格旅館になることを避け、これ以上の地域の疲弊を防いだことである。温泉街の旅館には、いわゆるバジェット旅館といわれる、低価格で宿泊と料理を提供するビジネスモデルがある。確かに低価格は客数を増やす

効果があるが、それ以外の旅館の顧客も広範に吸収することになり、結果的にはバジェット旅館にのみ集客があつて、それ以外の旅館に顧客が来なくなる可能性がある。これが進むと、廃業する旅館が増え、温泉街が寂れた印象になるおそれがある。それは温泉街全体からすれば非効率をもたらす可能性につながる。このことを意識して、外部の専門家はバジェット旅館化政策をとらず、温泉街全体の価格構成に調和した営業方針をとったものと解釈できる。換言すれば、自分のところだけに集客があればよく、他の旅館のことは関知しないという機会主義的な行動を抑制し、地域全体のこれ以上の疲弊を防いだと解釈できる。

5点目は、地域のリーダーシップをとったことである。

外部の専門家は自ら経営する旅館の枠内にとどまることなく、温泉街の観光協会の会長職に就いた。また、他の旅館などに働きかけ、観光庁が行う観光産業イノベーション促進事業制度を温泉街全体で活用し、地域の活性化を行おうと提案した。外部の専門家は、個別企業でリーダーシップをとる一方、地域全体でもリーダーシップをとろうとすることで、地域全体での活性化の確実性を増すようにしていると解釈できる。

5.3.5 イノベーションの成果

地域外から招聘された専門家は、温泉旅館に対する宿泊需要にあわせて従業員の顧客接遇（おもてなし）を改善して顧客満足度を高めた。その結果入込客数が増えた。営業上のイノベーションの結果、事業再生対象の旅館は2006年から2007年にかけて利益面、売上面でも顕著な成績をあげた（深田(2010)）。個別旅館の営業成績が改善しただけでなく、温泉街全体の入込客数も増えた。

このことは、先にも述べたとおり、地域にある22の温泉旅館のうち3つの旅館を個別に先行して再生したところ、その個別効果が地域全体にも波及して入込客が増加したものと解釈できる。

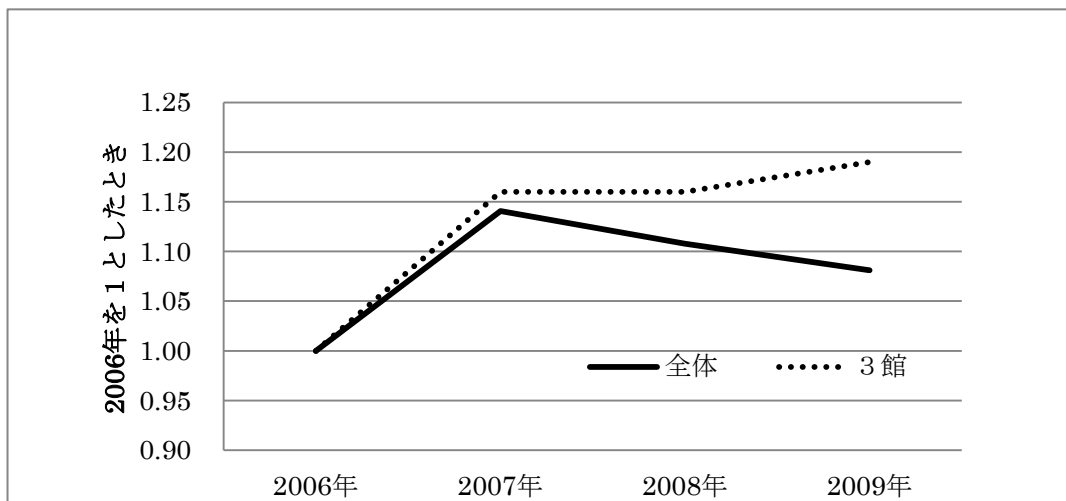


図 5-2 会津東山温泉の入込客数（出所：深田（2010）及び行政資料を基に筆者作成）

5.3.6 ファンドの出口

2009年1月、事業再生ファンドの equity のうち匿名組合出資部分が償還され、配当された。また地域外から招聘された専門家が、自ら株式部分を実質的に取得した。ファンドの出口後、地域の銀行と専門家が主体となって旅館の資金面を支援することになった。

5.3.7 イノベーションの波及過程の例とその意味

先に個別企業のイノベーションとその実績についてみたが、次に地域全体に対するイノベーションの波及過程例を検討した上で、その意味を明らかにしたい。

ファンドの出口後、地域外から招聘された専門家が地域の様々な業態に働きかけ、その他のイノベーションのきっかけを作った。実験的な性格のものにとどまっているが、次の3例がある。表5-4における、2010年2月のできごとのおりである（観光庁(2010)、pp.174-185）。1例目は泊食分離の長期滞在施設という周辺業務の開発である。宿泊に対する需要は多様化している。多様化する宿泊需要には、長期滞在、泊食分離もある。これに応えるため、長期滞在設備が検討された。温泉旅館による周辺業態の開発の一例である。2例目は従業員の労働インセンティブ向上である。温泉街という地域では、サービスを提供する従業員の労働インセンティブを高めることも重要である。そのことから、従業員の子ども託児所を設置し、従業員の労働環境改善を志向した。3例目は新しい業態の開発である。景観の改善も温泉街には重要である。そのことから、温泉街にあった未利用施設を改装し、カフェが創業された。これは新しい業態の開発としてもとらえることができる。

こうしたイノベーションの意味は次のとおりであると考えられる。

1点目の泊食分離の長期滞在施設について述べる。宿泊客の中には、湯治のような長期連泊型、低予算宿泊型のニーズを持つものがある。また、豪雪地帯の近在の人々のなかには、温泉地を避寒地として好むものもある。会津東山温泉ではこうした多様なニーズを満足させようと、宿泊と食事をセットで提供するだけでなく、宿は宿泊機能だけを提供して食事は宿泊客自らが作る泊食分離の選択肢を提供した。これは温泉街が顧客の多様なニーズに応え、顧客満足度を高めるという営業のイノベーションの重要な内容である。

2点目の従業員のインセンティブ向上について述べる。従業員の子ども託児所は、旅館に勤務する従業員が安心して働けるために重要な改革である。旅館従業員が忙しい時間帯は宿泊客の送迎と食事提供に費やされる朝と夕である。この時間帯は子どもたちの生活にとっても大切な時間であるが、保護者以外の大人が子供たちを見守ってしてくれることは、旅館従業員の子育てにとっても重要なことである。子供たちが大人の見守りを受けていることで旅館従業員が安心して働けることは労働の質を改善し、宿泊客に対するサービスの質も向上すると考えられる。子育ての充実を通じた労働環境の整備も産学官金協力を通じた地域イノベーションの一つの重要な内容である。

3点目の新しい業態開発について述べる。温泉街には、団体宿泊客の多様な需要に応じて作られた施設もある。会

津東山温泉では風俗施設もあった。カフェが入居することとなった施設は、過去、ストリップ劇場として用いられた建物であった。カフェが創業された時点では風俗施設は廃業されていた。廃業された建物がそのままになっていると、温泉街の印象も寂れた感じに映る（運輸政策コロキウム(2008)、p.47、p.49）。廃業した施設を再興するカフェは、温泉街の寂れた印象を防ぐ機能も有しており、景観改善にとっても重要な内容である。

表 5-4 地域再生ファンドの経緯 出所：筆者作成

日付	事象	キーワード
2003年 3月	東邦銀行は地元企業の事業再生に取り組む融資管理部を設置。	地域の銀行による長期のコミットメント (地域再生の専門部署)
	東邦銀行、日本政策投資銀行は、会津東山温泉街再興に向けた協議会(旅館再生のプロジェクトチーム)をスタート。	地域の銀行、地域外の銀行 銀行間協調
12月	東京大学工学部西村幸夫教授(都市計画)に現地調査を依頼、アドバイスを受ける。	地域外から招聘された専門家
2004年 10月	東邦銀行はリサ・パートナーズと共に、福島県中小企業向けの事業再生ファンド「福島リバイタルファンド」を組成。	地域外から招聘された専門家 外部投資家
2005年 3月	東邦銀行、日本政策投資銀行が主催する「21世紀の東北の温泉街を考える」シンポジウムを開催(会津、芦ノ牧温泉にて)。	広域の複数地域の地域再生の提案
4月	リゾートコンベンション企画が、千代滝、不動滝、新滝の3館同時再生を図る事業価値調査(デューディリジェンス)を開始。	イノベーション (財務調整)
9月	東邦銀行、リサ・パートナーズ、リゾートコンベンション企画、日本政策投資銀行は、福島リバイタルファンドを活用した3館の一体同時再生に向けた支援方針を決定。	イノベーション (財務調整) 外部専門家の登用によるリーダーシップ
	3館の事業を承継する「閑くつろぎ宿」が設立され、社長にリゾートコンベンション企画の深田智之氏が就任。	外部投資家によるガバナンス 地域の銀行によるガバナンス
	リサ・パートナーズは、くつろぎ宿に対し、取締役及び監査役各1名を派遣。	地域外の投資家によるガバナンス
11月	日本政策投資銀行と東邦銀行がくつろぎ宿に対して協調融資契約を締結。 地域内、地域外のアクター間(投資家、銀行、債務者間)で再生の進捗状況を計数的に共有することとした。	互惠性の片面 (地域業者との取引継続(取引先の連鎖倒産防止)) 地域再生ファンド、銀行、債務者間の計数面でのモニタリングの仕組み
2006年	くつろぎ宿の利益は黒字転換した。	イノベーション (収支面の改善)
2007年	くつろぎ宿の2007年の売上が06年に比較して3割増となった。温泉街全体も入込客が増えた。	イノベーション (入込客の改善)
2009年 1月	リサ・パートナーズ運営していた福島リバイタルファンドがくつろぎ宿に出資していた匿名組合出資契約を終了し、くつろぎ宿が福島リバイタルファンドに出資金2億円と配当金を償還。 (くつろぎ宿に対する)全ての普通株式をリゾートコンベンション企画に譲渡(リゾートコンベンション企画が出資金の償還にあわせくつろぎ宿の株式を買い取り、くつろぎ宿の資本金を10百万円から20百万円に増額)。	再生の仕組みを地域に移転 (外部投資家の出口と地域の関係者のみによる再生の着手)
10月	「平成21年度観光産業のイノベーション促進事業」を活用し温泉街の再興と活性化をするべく、くつろぎ宿の深田智之氏が、東山温泉のいくつかの事業所に呼びかけて事業趣旨を説明。	再生の仕組みを地域に移転 (地域の他の業態への働きかけ)
2010年 2月	託児施設「東山温泉 託児室」オープン 多忙時間帯で、かつ、保育園の保育時間外に、旅館従業員の子どもを託児するもの。当初は第三者旅館を構想。 現代版「湯治長期滞在コミュニティールーム」公開 店舗「東山カフェ」オープン。 地元の「水羊羹」店の親族(二女)が飲食店として起業。	イノベーション (起業)
2011年 3月11日	東日本大震災。	
3月-4月	福島県大熊町の被災者住民を無償受入れ。	
4月-6月	行政指定による2次避難施設に指定される。以降、売上が低下。	
11月ごろ	県内や首都圏からの宿泊客が増加。	
2012年 7月まで	ここまで、震災前の売上に戻る月が続く。	

5.4 地域再生ファンドによる地域イノベーション創造プロセスのまとめ

以上の事例をもとに、地域再生ファンドが地域にイノベーションをもたらすための条件をまとめ、3つのプロセスとして説明する。第一の条件は、地域外の経営資源の活用である。第二の条件は、金融取引におけるアクター間の共助性と信頼の枠組みの設定である。第三の条件は、イノベーションによる再生のメカニズムが地域内において内部化されて定着することである。

これを図示すると下記のとおりとなる。

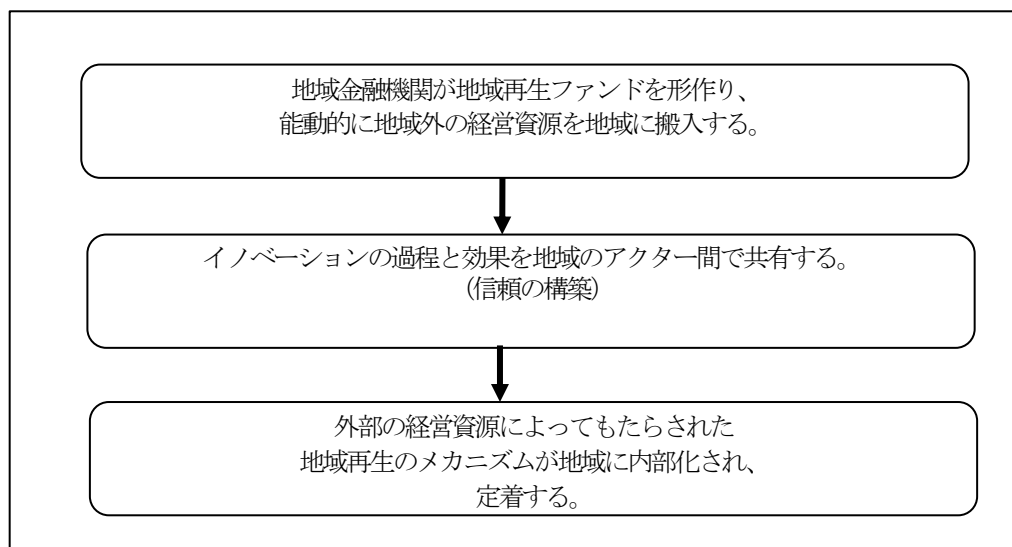


図 5-3 地域再生ファンドによる地域イノベーションの創造プロセス (出所：筆者作成)

このことを下記の通りに説明する。

第一は、地域金融機関が地域再生ファンドを形作り、能動的に地域外の経営資源を地域に搬入することである。例えば、地域金融機関が新しい形態の金融取引（地域再生ファンド）を能動的に立ち上げ、地域外の経営資源（資金や人）を地域にもたらすことを通じて、産業集積（工業団地、商店街、温泉街など）の変化に積極的に関与することが必要である。これについては、次のことが言える。地域再生ファンドは、equity の投資家と地域外の金融機関という地域外の資金を呼び込んだ。それと同時に、地域外のアクターが有していたネットワークの中から、地域再生のリーダーシップをとる地域外の専門家を招聘し、同人に地域再生の具体策の実行を一任した。つまり、地域金融機関は、自ら立ち上げた地域再生ファンドを通じて産業集積にイノベーションをもたらしたと言える。

第二は、外部経営資源がもたらしたイノベーションの過程と結果を、産業集積のアクター間が共有する仕組みである。これはアクター間の信頼の構築を目的とするものである。産業集積の変化をイノベーションの成功に結びつけるためには、イノベーションの過程と効果を地域のアクターが共有することが必要である。

この点については、3つの側面、すなわち、地域内の金融機関が個別の債務者に対して行った内容、地域内の金融機関が地域全体にコミットした内容、地域内外のアクターが再建支援を共助的に行う仕組みの内容に分けて説明する。

まず、地域内の金融機関は、事業再生の対象となる3債務者に対して、事業譲渡（分割譲渡）の仕組みによる再建スキームを提示し、それに3債務者が応じた。3債務者が保有する資産を新会社に分割譲渡し、新会社がその資産を譲り受けるための資金を地域金融機関が供与した。これは地域の金融機関による債務者支援のコミットメントである。また、新会社の株式には地域再生ファンドが出資したが、数年後に地域経済に資する企業に売却し、新会社は地域のもとに帰ることも約束された。このことは、事業継続の約束が地域内外のアクター間で共有されることを意味する。結果的に、事業継続が確実であることをアクター間で確認し、アクター間の信頼が形成されることに役立った。

次に、地域の金融機関が地域再生ファンドを活用することは、不良債権処理の一環としてバルクセールなどを使って債務者を処理することではないことの意味表示である。地域の銀行が機会主義的行動を自制することで、温泉街全体に安心感を与えたと評価できる。地域の銀行による再生ファンドの活用は、地域の将来を不安定なものにするのではなく、逆に確実さを増やすものであるとの認識がアクター間で共有されたものと言える。結果的に、地域の金融機関が構想する再生ファンドは、今後生じるかもしれない他の債務者の事業再生問題の解決にも有用であるとの認識がアクター間で共有されることにもつながった。

最後に、地域内外のアクターは、計数把握を通じて再建の具体的進展を把握する仕組みを整えた。地域内外の金融機関と地域外の投資家は資金支援を行う一方、温泉街の経営者、従業員、企業家は、新しい事業形態を開発し、営業面のイノベーションを推進した。地域内外の金融機関と地域外の投資家から資金支援を受けた地域のアクターが、産業集積の安定性を資金支援のアクターに示し、貸出債権の回収確実性を約束することにつながった。そうしたイノベーションの実行は、営業成績として現れるものである。営業成績の結果である計数を、地域内外の資金支援者と債務者間で相互に確認するために、双方が経営状況のモニタリングを定期的に行うこととし、計数面の透明性が確保された。これらのことにより、地域内外のアクター間で、イノベーションの過程と結果を共有する仕組みが整えられたと言える。またこのことは、地域のアクター間での信頼を形成することにも役立った。

第三は、地域外の経営資源によってもたらされた地域再生のメカニズムが地域に内部化され、定着することである。地域外から招聘された専門家は債務者の再生支援に力を注いだ。地域再生ファンドが出口を迎えた後も地域外に出てゆかず、会津東山温泉に残った。その専門家は、地域再生ファンドが保有していた旅館会社の株式を取得したので、自ら資金面でもリスクを取るようになった。また、地域再生ファンドが出口を迎えるにあたり、地域内の借入人が負担していた借入金やequityを償還するための資金を地域金融機関が供与した。地域金融機関は、地域の長期的関係にさらに深くコミットすることになった。さらに、地域外から招聘された専門家によってもたらされた営業のノウハウが、地域のその他のイノベーションを刺激した例も見られた。事例は実験的なものにとどまっているが、再生に関してイノベーションが地域内に波及した例としてとらえることもできよう。結局、地域外の経営資源によって形成された地域再生のメカニズムは、地域において内部化されて定着したと言える。

5.5 分析視角をふまえた考察

ここで先に示した分析視角をふまえ、地域再生における地域金融機関の機能を考察する。考察する点は、協力を生じさせる仕組みの内容、協力が生じた領域、協力をもたらした相互作用の形態、協力によって生じたイノベーション、協力によって生じた経済効果である。また、地域金融機関が地域再生に向けて機能することを促進するための条件を論じる。最後に本ケーススタディから得られた結論の評価と限界を述べる。

表 5-5 本ケーススタディ（事業再生ファンド）における考察ポイント（出所：筆者作成）

着眼点	内容
協力を生じさせる仕組み	➤ 事業再生ファンド
協力の領域	➤ 産金＝（温泉街、3 旅館）：（東邦銀行、日本政策投資銀行、リサ・パートナーズ）
協力をもたらした相互交流の形態	➤ 人材交流＝（金融機関が選定した外部専門家）：（温泉街観光協会、3 旅館） ➤ 経営協議会＝（金融機関）：（3 旅館）
協力によって生じたイノベーション	➤ 温泉街＝新しい業態開発 ➤ 3 旅館＝サービス標準化、従業員の能力向上・労働環境改善、バジェット旅館化を防ぎ温泉街の疲弊をとめること、観光庁イノベーション促進事業の導入
協力による経済効果	➤ 3 旅館の再生 ➤ 温泉街の入込客増加 ➤ 過剰債務問題の解決と金融取引の正常化

5.5.1 地域金融機関の機能の実態

産学官金協力による地域イノベーションは、地域金融機関が主導した事業再生ファンドによってなされた。地域再生ファンドは地域における中小企業の債務調整問題を解決し、その中小企業を含む地域全体の再生を図るために用いられた協力の手法である。これを地域金融機関が能動的に創設し、地域金融機関が地域再生の仕組みとして採用した。

協力の領域は、「産金」、すなわち、温泉街という産業集積及びこれに包含される3 旅館と、地域金融機関である東邦銀行、地域外の金融機関である日本政策投資銀行、equity の投資家であるリサ・パートナーズというアクターの間で生じた。他の領域では目立った協力が検出されなかったが、これは地域金融機関が地域再生にあたり個別債務者の債務調整問題を主たる課題としたことによる。

協力をもたらした相互交流の形態は、人材交流と再生進捗をモニタリングする機会においてみられた。人材交流は、金融機関が地域再生に通曉する外部専門家を選定し、外部専門家は再生対象の3 旅館を経営してイノベーションをもたらし、また同人が温泉街観光協会の会長に就任して地域のガバナンスを強化した。再生進捗のモニタリングは、地域金融機関、地域外の金融機関、債務者である3 旅館間で行われ、その都度、経営課題の共有と解決に向けた協議が図られた。

協力によって生じたイノベーションは、温泉街全体と3 旅館の双方においてみられた。温泉街においてはカフェな

どの新しい業態開発があったことと、観光庁イノベーション促進事業の導入においてみられた。3 旅館においては、サービスの標準化、従業員の能力向上・労働環境改善、バジェット旅館化を防ぎ温泉街の疲弊をとめることにおいてみられた。

協力による経済効果は、3 旅館の再生が成功したこと、温泉街の入込客が増加したことにみられた。3 旅館の事業再生が成功したことは、地域金融機関にとっての成功体験となり、その後の類例の発生をもたらした²¹。

5.5.2 地域金融機関の機能をさらに促進させる条件

事業再生ファンドを用いた地域イノベーションを進めるにあたり、さらに地域金融機関が有すべき機能の条件を2点考察する。1 点目は同じ地域における他の地域金融機関との信頼関係の構築である。温泉街には事業再生の対象となったもの以外の旅館がある。それらの旅館は東邦銀行の取引先でない旅館も含まれるであろう。場合によっては他の地域金融機関のみが貸出取引を有している旅館もあろう。東邦銀行と取引のない旅館も同じ地域内にある以上、地域再生の観点からは事業再生対象旅館と同様のサポートを得る必要があったかもしれない。仮に他の地域金融機関が東邦銀行のような事業再生支援を提供していないとするならば、同一地域にある事業者であっても取引金融機関によって支援を受けられたり受けられなかったりと、事業者にとっては均質な金融支援を受けられない結果につながる。一般に営業基盤を同じくする地域金融機関同士は競合状態にあり、一方の知識を他方が共有することは難しいかもしれない。しかし地域全体の再生枠組みの中ではじめて個別取引先が再生できるという観点に立つならば、地域再生という目的意識を競合金融機関同士が共有することは必要なことである。このことは簡単な問題ではない。しかし競合地域金融機関同士で地域再生の構想を共有するという1 点に絞って相互に信頼関係を構築することは地域再生のための条件であろう。2 点目は、地域資源の活用である。旅館街におけるビジネスは主として来訪者を宿泊させることを中心にして組み立てられている。しかし一般に来訪者は温泉街に会場するに際して、他の地域の観光名所を巡ったり、他の地域の飲食店を訪問したりなどの回遊行動をとるものである。このとき地域金融機関は他の地域の観光資源などの地域資源を活用する提案を温泉街の事業者働きかけ、来訪者の回遊行動にそくしたバリューチェーンの構想を提案することもできよう。この観点から考察すると、ある地域の再生に当たっては、他の地域との協調を提案することも必要であるというべきであろう。ある地域の再生に対しては、同時に他の地域資源を発見して活用する構想を持つことも条件であるといっていよい。

5.5.3 結論の評価と限界

ケーススタディを通じて得た結論の評価と限界を述べる。これまで見てきたとおり、地域金融機関は地域再生にあたり事業再生ファンドの創設を通じて、産金間の相互行為を推進し協力を生じさせた。その結果、地域イノベーションがもたらされた。このことから、人材交流を通じて知識の共有が生じ、それが協力の大きな要素となり、地域にイノベーションをもたらすのではないかと考えられる。この機能が十分に発揮されるならば、アクター間での知識の共

有を通じて地域金融機関はリスクを低減させて地域における再生や産業創造に一層貢献できる可能性を高めることができるといえるであろう。但し本ケーススタディにおいて協力を検出できたのは産金間においてであり、官及び学との相互作用は見ることはできなかった。しかしながら、本ケーススタディにおける地域再生は債務者の過剰債務問題を解決する点に主眼があったことを契機にしており、それゆえ官と学の参加する部分が当初から大きくなかったことが影響していると思われる。

5.6 産業集積論への本研究の新たな貢献

ここで、産業集積論の枠組みに対して本研究が示す新たな貢献を2点にわたり再確認したい。

1点目は、産業集積論は製造業だけでなく、サービス業についても妥当する議論であることを明らかにしたことである。産業集積論が対象とする業種はこれまで製造業が中心であった。本研究が対象としているのは、地域の温泉街における温泉旅館及びその集積であり、従来の製造業を想定した論考とは本研究は異なった種類の業界について論じている。しかしながら、産業集積論のフレームワークに即して論証することができたことにより、産業集積論は製造業だけでなく、温泉街の温泉旅館のような、ものづくりではないサービス業においても十分妥当することを明らかにしている点が1点目の貢献と言える。

2点目は、産業集積におけるイノベーションに関して金融機関は自ら **Regional Innovation Organizer** としての機能を果たすことができることを明らかにしたことである。産業集積の内部にある製造業のアクターが自己変革のプロセスにおいてイノベーションを起こし、そのイノベーションのプロセスを金融機関が参加者として支援する枠組みは従来からある。また産業集積において銀行がイノベーションを刺激することもあることは議論されている (Alessandrini and Zazzaro(2009), p.473)。これに対して本研究は、地域金融機関や地域再生ファンドといった金融機能を提供するものが、リスクマネーの負担というメカニズムを通じて、産業集積のイノベーションを刺激するだけでなく、自ら産業集積のイノベーションに関して **Regional Innovation Organizer** としての機能を果たすことができることを明らかにした。このことは産業集積論に対する新たな知見をもたらしていると考えられる。

5.7 小括

一般に、債権者と債務者間で債権回収をめぐる膠着した関係があれば、これを打開することは難しい。双方の意見調整や妥協がなければ清算的な企業整理に終わる可能性がある。

地域金融機関が能動的に地域再生に関与すれば、債務調整問題は大幅に軽減され、企業清算を防いで社会的損失を防ぐことにつながるかもしれない。そのためにも、地域金融機関が主導して地域再生を図ることが重要である。

本研究では、地域金融機関が地域再生の仕組みづくりを行うことが有効であり、地域再生ファンドを自ら形作ることによってそれをなしうることを明らかにした。

また、地域再生ファンドとイノベーションの関係については、産業集積論のフレームワークを用いて、次のことを

指摘した。すなわち、地域再生ファンドは中小企業の債務問題を解決し、中小企業にとって本来的な営業のイノベーションを促進する前提条件を作ったことを指摘した。地域再生ファンドは、地域金融機関と他の機関（投資家、地域外の銀行）と連携することによって、地域再生の核となる知と専門家を地域外から招致した。そのことによってイノベーションが形成された。その後、地域再生ファンドと地域のアクター間で共助性に基づくイノベーションの結果を約束する仕組みを整えた。最終的には、地域外の資金は退出し、地域の資金が長期的なコミットメントを果たした。それと共に、地域外の経営資源（人、資金）がもたらした地域再生のメカニズムが地域において内部化されて定着した。

但し、地域再生ファンドを用いた地域再生は即効性のあるものではない。会津東山温泉の事例でも、端緒から今日に至るまで相当の時日を要している。地域再生ファンドがもたらす再生の仕組みは、たとえ時間がかかろうとも、地域のアクターによって展開されなければならない。それによって地域再生は可能になる。

注

¹⁴ 産業集積の研究には3つの系譜がある。第一は、Marshall 及びMarshallian たちが説くように、産業集積を企業間分業と外部経済の側面からとらえ、その一般的特質を明らかにするものである。第二はBecattini ほかの説くように、大量生産のかげりによって脚光をあびた craftsmanship 生産体制と地域コミュニティの観点から社会経済的に産業集積をとらえ、industrial districts の呼び方によって一般的特質を明らかにするものである。第三はPorter が説くように、様々な種類の企業者とそれに関係する機関が地理的に集積して競争と協力をしている状態をとらえ、cluster の呼び方によって一般的特質を明らかにするものである。日本の議論の状況について、Okamoto(2009) (岡本義行) は、日本での産業集積の議論は個別事例の説明に終始しており、理論的な整理がつかないといっている。さらに、Industrial Districts と Cluster では考えの行き違いがあり、議論の混乱も見られると指摘する Porter and Ketels(2009)は次のとおり主張した。

	Industrial Districts	Cluster
共通点	立地、国際競争、関連産業の集積、産業間の相互活動、統合的な研究スタイル（理論、個別事例、学際、実証）	
違い	中小企業、軽工業	幅広い概念、Industrial Districts は Cluster の一部会社と機関の構成として把握
	濃密なネットワークが地域経済の特質	様々な企業間の連携（大企業、中堅企業、中小企業）
	経済効率性は地域内での分業と生産様式の多様化で達成する	生産性とイノベーションのための効率性は、連携、スピルオーバーで達成する
	地域性と社会構造	
	公的機関よりも社会的前提条件が重要	外部経済は自然に生じる、または、政府、貿易組合、大学その他の機関の仕組みで促進される
	根本的なブレークスルーよりも、一步一步で受け身な(incremental, reactive)イノベーション	ダイヤモンド関係
	Marshall の集積を柔軟な生産システムととらえた	Marshall の集積を企業の競争力に対する立地の影響力ととらえた
	社会学、産業関係論が背景	産業経済、競争優位、企業戦略が背景
	問題の広がり、社会的、文化的機構と多様な労働市場に向かった	問題の広がり、立地を超えて競争する企業、多国籍企業の立地選択に向かった
	市場、バリューチェーン、知の国際化に回答できない	
	社会的連携と中小企業を本質的な強みとしてきたので、社会的連携の悪化と中小企業の弱点に議論が集中する	

(出典：Porter and Ketels(2009)をもとに筆者作成)

¹⁵ なお、ケアード(Edward Caird 1837-1908)は、同書の人名案内によれば、新ヘーゲル派の哲学者で、グラスゴー大学教授を務めていた由。

¹⁶ ディブリー(George Binney Diblee)は、「過剰生産と失業の影響を中心とする需要と供給の法則(The Laws of Supply and Demand with Special Reference to the Influence of Over-production and Unemployment)」と題された著書がある。なお、Belussi and Caldari(2009)のp.343では、この引用部分を「letter to Caird」としているが、Whitaker(1996)pp.380-381では「From George Binney Diblee」となっている。

¹⁷ Sako (1998) (酒向真理) は信頼を3つの側面に分解した。第一は contractual trust (契約上の信頼) であり、約束を守る意思が内容である。第二は competence trust (履行能力の信頼) であり、約束を履行する能力が内容である。第三は goodwill trust (善意・良心の信頼) であり、機会主義行動を抑制して共助的で裏のないコミットの意味を内容とする。信頼は情報共有を通じて機会主義的な行動を抑止するための safeguard (安全装置) として始まる。最終的に信頼は、相互行動を通じて学習することによって契約上の不完備を補填する goodwill trust に至ると記されている。また、ギブアンドテイクの考え方が緩い (loose reciprocity) 社会規範にあつては、例えば技術支援に見られるとおり、互惠 (見返りのない贈与が互いに行われること) が信頼を強めるが、ビジネスでは blind faith (相手を盲目的に信頼してしまうこと) はありえないと説かれている。これに関して、岡本 (2009) は Sako (1998) の議論を踏まえて、信頼を二つの側面に分類した。第一は「部分的信頼」であり、これは取引に関する限りでの信頼関係を表しているものの、産業集積における企業家間の信頼関係を基礎付ける機能としては不十分であると含意している。第二は「包括的信頼」であり、同一地域に立地している中で、業界や地域の将来について、情報を共有して自由に議論する土壌であり、オープンに議論する関係をいう。岡本(2009)によれば、包括的信頼関係は日本にはないが、産業集積の転換に関わる協力関係には必要である。したがって包括的信頼関係を作り出す土壌の形成が本質的な問題であると含意される。

なおその後の外国での信頼に関する研究は、Krammer(2011)や Saunders et al(2010)において進展を見せている。日本では岡本(2009)の観点とは別に、山岸(1998)や若林(2006)が信頼を論じている。

¹⁸ 事実関係の把握は、柏原(2006)、河北新報(2009)、金融庁(2008b)、月間レジャー産業編集部(2004a,b)、中小企業庁(2005)、日本政策投資銀行(2005,2006)、深田(2010)、リサ・パートナーズ(2009)によった。

¹⁹ equity は、資金調達における負債以外の部分であり、本件事業再生ファンドの equity は、匿名組合出資部分と株式部分となった。

²⁰ 営業面では、売上再構築、経費管理、設備投資についての項目が重点課題として示されている。

²¹ 経済産業省 HP、「福島県に「うつくしま未来ファンド」が誕生～東北地方初の中小企業再生ファンド～」、
<http://www.meti.go.jp/press/20100524002/20100524002.html>、2013 年 12 月 31 日取得確認。なお、ここでは東北地方初の中小企業再生ファンドとしているが、これは中小企業基盤整備機構が参加している官民ファンドとして初という意味であり、本ケーススタディのように民間のみで構成されるファンドを除いて考えていることによる表現である。

第6章 地域金融機関の経営改善支援による地域再生－審査部門の組織機能の条件

—

地域イノベーションを検討する際に、地域のアクターがどのような組織を有しているのかに関する検討も重要である。組織においてイノベーションが生じるためには条件が必要である。イノベーションは外部からもたらされる知識を組織内で共有し、定着させ、さらに発展させることによって生じやすくなる。組織内で知識共有を可能にする仕組みは、組織の吸収能力(absorptive capacity)の問題として取り扱われてきた (Abreu(2011))。Abreu(2011)は、吸収能力とは、企業に勤める従業員の人的資本と教育研修、知識の共有と伝播を可能にする組織内部部門のありかた、人事異動や知識共有に関する経営者のスキル、企業におけるイノベーションをもたらすネットワークへのアクセスという点からみることができる。さらに、知識の多様性を高め、相互の機能を促進するような組織内部部門のありかたが組織全体の吸収能力を高めることにつながることを指摘している。

吸収能力に関する観点からみても、地域イノベーションの促進に際して、組織内部部門のありかたを検討することは重要である。そこで本章では、地域再生を進めるに際して地域金融機関において債務者の経営改善支援を企画立案している「審査部門」が経営改善支援を通じてどのように地域イノベーション創造に機能しているか、地域イノベーションを進めるに際して地域金融機関の審査部門の組織にはどのような条件が必要か、審査部門と営業部門(推進部門、営業店)との関係はどのようなものであるかを検討する。

はじめに地域金融機関の審査部門という組織に関して、その研究意義、研究手法、先行研究を説明する。続いてケーススタディとして「きらやか銀行」の審査部門の組織を詳細に検討し、そこで得られた地域金融機関の組織機能の条件をまとめる。これらをもとに、地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関の審査部門と営業店の組織間で協力が促され、地域イノベーションをすすめていく機能について考察する。またこの機能を促進する条件についても論じる。最後に本研究の貢献と限界を述べる。

6.1 はじめに

6.1.1 研究意義

地域金融機関は地域の中小企業者に対して経営改善支援を行っている²²。それが地域再生や地域活性化に貢献すると期待されている。問題はそのような貢献をすることができる地域金融機関の条件は何かということである。地域金融機関は地域経済という営業基盤の上に成り立っている。地域経済が衰退する側面では同じように地域金融機関も衰退してしまうリスクを抱えている。そのリスクを克服する方法は、地域経済を再生、活性化させることにある。

地域金融機関が地域経済を再生させる方法の一つが取引先の経営改善支援である。地域金融機関にはそうした貢献をするための人材や情報がある。しかしそれらが十分に活用されていないがために取引先の経営改善支援がうまくいかないこともある。地域金融機関に賦存する人材や情報といった資源を活用することに制約があるのならば、その制約が何であるかを明示し、その制約を克服する方策を提示する必要がある。

地域金融機関は地域再生、地域活性化や地域イノベーションに触媒として機能しうる（穂刈(2012)、p.103）。一方、地域金融機関が地域再生、地域活性化の触媒として、あるいはRegional Innovation Organizerとして機能するべきだと自ら判断するためには、経営改善支援を行っている「審査部門」という組織にどのような条件が備わっていればよいのかは、明らかではない。経営改善指導を企画し、統括している地域金融機関の審査部門にどのような条件が備わっていればよいのかを明らかにすることは、地域の中小企業者を再生させて地域再生を図り、また地域活性化を図る際に重要である。地域金融機関の経営改善支援を活発化させて地域再生や地域活性化を図るためにも、本研究には社会的意義があると考えられる。

6.1.2 研究内容

地域金融機関は地域の中小企業者に対して経営改善支援を行っている。これは先に定義した金融イノベーションの一例である。ここで、中小企業者に対する経営改善支援がイノベーションでありうることを今一度説明したい。

今日では金融機関との連携を通じての中小企業に対する経営改善支援の仕組みはほぼ確立されてきているといえる²³。中小企業の再生と金融機関の役割、具体的再生手法や経営改善支援の仕組みの構築、中小企業再生支援協議会の機能等の分野では相当な研究蓄積がなされてきた。従来では再生と言えば大手銀行による特定大口先への経営改善支援が研究対象としてみられた（例えば、Hoshi and Kashyap(2001)、平野(2009)）。今日では広く中小企業の再生が対象となっている。

大手銀行が特定大口先を再生支援するだけでなく、地域金融機関が地域の中小企業に広く再生支援活動を行うに至ったこと自体が大きな進歩であると捉えることができよう。そこで、このように経営改善支援がなぜ地域にまで広く及んできたのかが問題となる。

ここで考えられる要因は、中小企業者に対する経営改善支援の仕組みが標準化され、外部経営資源の活用がしやす

くなったことが大きいと考えられる。このような標準化と外部経営資源の活用には、中小企業支援協議会による統一的な経営改善支援モジュール、事業再生ファンドを使った財務調整手法、債権放棄に対する弾力的な運用、過剰債務解消後のリファイナンススキームの共通な適用、類型的なモニタリング手法が地域金融機関に広まったということができよう。このように経営改善支援手法がいわば使いやすく、かつ、広く知られる活動が継続されてきたことにより、先に述べた標準化と外部経営資源の活用というイノベーションがもたらされてきたと考えられる。

このようにして中小企業者に対する経営改善支援がイノベーションでありうることをみた上で、なお、地域金融機関が中小企業者の経営改善支援に取り組むにあたり、地域金融機関におけるどのような組織が経営改善支援を企画し、統括しているのか、また、その組織がどのような条件を備えているのかを知ることは必要なことであろう。地域金融機関による経営改善支援の実態は、地域金融機関ごとに濃淡がある。地域金融機関が金融イノベーションを地域の偏りなく提供できれば、中小企業者は経営改善支援を地域の別なく均等に受けることができる。このためにも経営改善支援を行う地域金融機関の組織的な条件を知ることには意味がある。

地域金融機関において経営改善支援を企画し、統括する組織は様々な名称で呼ばれている。本来的には「審査部」と呼ばれる部署であるか、あるいはそこから派生した「経営支援部」などの部署がこれを行っている。本研究では地域金融機関において経営改善支援を企画し、統括する組織を「審査部門」と呼び、そのうえで地域金融機関の審査部門にどのような組織機能があればよいのか、また、どのような組織機能が地域活性化に結びつく条件なのかを明らかにする。

6.1.3 研究方法

先に述べた研究内容を調べるため、本研究でははじめに先行研究サーベイによって検討すべき論点を見出し、それにそくしてケーススタディを行う。

分析にあたり用いる手法は、量的調査及び質的調査である。量的調査では、金融庁の公表データにより、地域金融機関を取り巻くマクロ経済環境を記述する。

質的調査では、地域金融機関審査部門の業務内容を「金融名鑑」を用いて調べ、地域金融機関の審査業務の実態を記述する。また、きらやか銀行を事例として取り上げ、各種の公表資料によってその実態を記述する。

6.2 先行研究

本研究は、地域金融機関審査部門とはどのような組織であり、それがどのように経営改善支援という金融イノベーションを進め、また、何が知識や文化の学習を組織内に浸透させているかを調べるものである。そこで、先行研究を3つの領域に絞り込んだ。それは、①イノベーションを促進する組織のあり方、②銀行審査部門の機能、③創造的組織の *driving force*（組織の創造性を生み出す規範的秩序）の3領域である。以下ではこれら3つの領域の議論を踏まえ、先行研究のサーベイを通じて検討すべき論点を明らかにする。

6.2.1 イノベーションを促進する組織

イノベーションを促進する組織の条件については、Milgrom and Roberts(1992)及びRoberts(2004)が論じている。これによれば、組織のデザインにあたっては、組織成員と企業内各組織間のコーディネーションとインセンティブの諸問題を解決しなければならない (Milgrom and Roberts(1992)、pp.606-615)。その中でも、成長とイノベーションをめざす組織には、新しいアイデアの創造 (新しい業務パターンの開発) を促す機能(exploration、探査)と、アイデアを具体的に実行する機能(exploitation、発掘)が必要である (Roberts(2004)、pp.237-261)。

6.2.2 銀行審査部門の機能

金融機関が不良債権問題で金融機能を十分に果たせなければ、地域経済の発展は望めないとの指摘がある (岩佐(2009a)、p.19)。したがって地域金融機関は不良債権問題を解決して自らの健全性を保持しておかなければならない。そこで次に、地域金融機関の機能は本来何であり、貸出業務において地域金融機関審査部門が獲得すべき機能は何かが問題になる。

銀行には資産変換機能がある。これは、預金者の余剰資金を、需要者である借入人に貸し出す機能である。換言すれば、ある金融資産を別の金融資産に変換することである。預金を原料にして貸出金を生産している機能のこととも言える。日向野(1986)は、“銀行の生産における固定的生産要素は、銀行組織に体化された審査能力のことである”と指摘している。そして、“銀行の審査機能は、埋もれた優良企業を発掘して信用を補完し、資産変換機能を達成させることとして表れる”という(日向野(1986)、p.3、p.19)²⁴。

また、審査機能は銀行組織内で貸出推進組織と対抗する別の組織の中に埋め込まれている必要がある。事業部組織の中に審査機能を貸出推進組織の一部門として埋め込むと、審査機能は単に貸出の理由付けを行うだけになり、本来の信用補完機能を喪失する。その結果、与信の質の低下を招くことが実証されている (企業金融研究グループ(1977)、Hoshi(1996)、藤原(2006)、吉田(2012))。

6.2.3 創造的組織の driving force

産業集積論では、経済発展において生かすべき対象は知識や文化であり、地域が知識や文化の学習を続けることが経済発展の推進力(driving force)であると指摘されている (Crevoisier and Kebir(2009)、pp.307-311)。そこで改革や経済発展の推進力を説明するモデルが注目される。これについては Boltanski and Chiapello(2005)が「プロジェクトによる規範的秩序 (シテ²⁵)」のモデルで説明している (Boltanski and Chiapello(2005)、pp.103-163)。

プロジェクトによる規範的秩序とは、次のことである。1990年代以降の急速な技術革新や競争激化といった経済環境の変化に対して求められる組織は、上意下達のヒエラルキー構造ではなく、多様な参加者によるネットワーク、チーム、プロジェクトといった軽快な組織であり、またその成員は必ずしも同一組織に属している必要はない。組織

に必要な機能は、外部の専門家などに委託してもよい。そうした連携的で軽快な組織の運営は、環境適応に優れた人物、すなわち、ビジョンを持ちながらも多様な参加者の自由意思を尊重する調整役によって可能になり、組織と調整役と成員は、契約と信頼によって結び付けられると指摘されている（三浦(2011)、pp.240-246）。

先行研究のサーベイを通じて、イノベーションを行う組織には探索と発掘の両面が必要であること、本部（審査部門）と現場（営業店等の推進部門）が分離していること、連携的で軽快な組織の運営のためには調整役の存在が必要であり組織間に信頼が必要であるといった論点が見出された。これらを踏まえてケーススタディに進むこととする。

6.3 ケーススタディ

6.3.1 きらやか銀行を選定した理由

一般に地域金融機関は、地域の中小企業者との長期的な信頼関係に基づいて顧客情報を蓄積し、その上で金融サービスを提供するという、いわゆるリレーションシップバンキングを実践しているといわれる。地域の中小企業者が経営不振に陥ったとき、早期段階から再生支援を行うことで、地域金融機関は不良債権発生を抑止し、また与信の質を高めることができる（吉野(2010)、p.240）。このことから多くの地域金融機関は地域連携のビジネスモデルを採用している。

本研究の事例として、「きらやか銀行」を取り上げる。きらやか銀行は山形県にある第二地方銀行で、2010年10月から「地域の皆様と共に“活きる”戦略を採用している（きらやか銀行(2012b))」。“活きる”戦略は、きらやか銀行が地域の経営資源を活性化させ、地域経済と地域金融機関が共存共栄できる環境を整えることを目的としている。きらやか銀行も多くの地域金融機関が採用している地域連携のビジネスモデルによっており、ケーススタディの考察を通して得られた結論には地域金融機関に通じる共通性があるものと考えられる。

6.3.2 きらやか銀行を取り巻くマクロ金融環境

きらやか銀行の個別事例を検討する前に、きらやか銀行を含む一般的なマクロの金融環境を把握する。個別の地域金融機関は金融環境に影響を受けており、そうした大局的な把握は個別事例の把握に先立つと考えられるからである。

マクロの金融環境として、地域金融機関の不良債権の現状及び審査部門の機能の全体像を把握する。

1 地域金融機関の不良債権の現状

はじめに、地域金融機関の不良債権²⁶の全体像を地域銀行の数値を用いて把握する。地域銀行の不良債権比率は10年以上にわたり逡巡しており、昨今では3%程度に落ち着いている。但し従来は不良債権として認識されていた貸出条件緩和債権について、一定の要件を満たせばこれを不良債権定義から解除することとした。このため要管理債権が2008年3月から2009年3月にかけて1兆円減少している。しかし、解除要件を満たせなくなると当該部分（いわ

ば潜在的不良債権部分)は不良債権として顕在化しうる。なお、貸出条件緩和等の金融支援を受けている債務者の数は全体の10%程度である(中岡ほか(2011a,2011b))。取引先の経営改善が当初計画通りに進まず、実績が計画を大幅に下回っており、かつ、業況悪化の原因に改善の見込みがないケースでは、先に述べた不良債権の解除条件を満たさなくなる可能性がある。したがって貸出条件緩和債権に関わる取引先の経営改善支援が奏功しないことが明らかになると、地域金融機関の貸出資産の質が低下する。不良債権増加防止の観点からも、経営改善支援の必要性は依然として大きい。

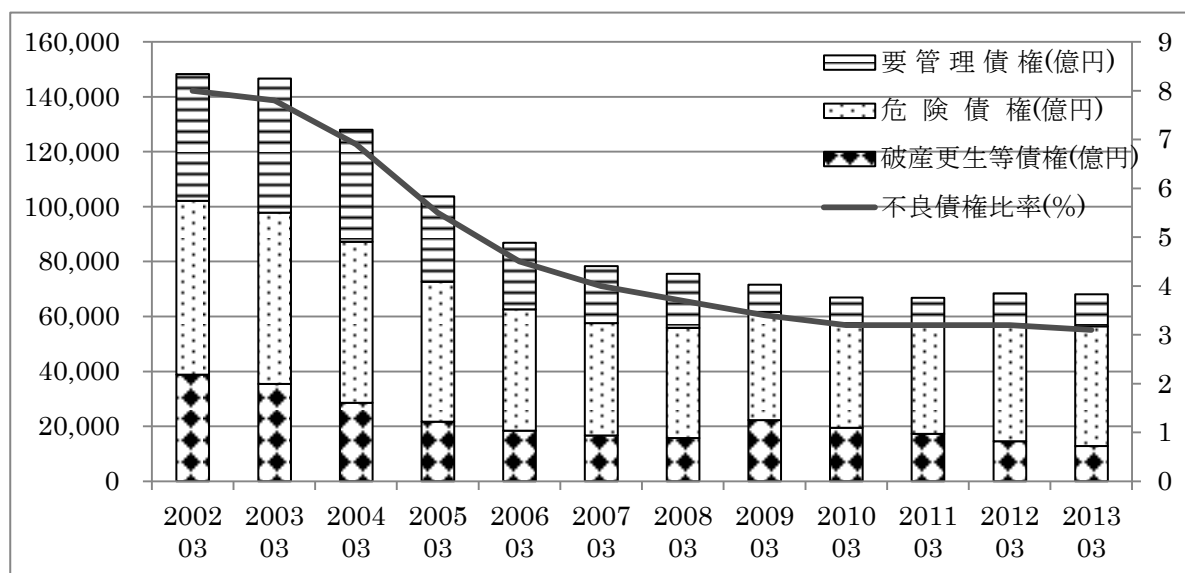


図 6-1 地域銀行の不良債権 (出所：金融庁公表資料をもとに筆者作成。左軸億円単位、右軸%単位)

2 地域金融機関審査部門の機能の全体像

次に、地域金融機関審査部門の業務内容を地域銀行の組織内容をもとに把握する。地域金融機関審査部門の業務内容は多様である。貸出案件の取上げ可否を決めるほか、貸出審査の態勢整備、債権の保全・管理、自己査定、大口先や特定先の集中管理、産業調査、不動産担保調査、公的金融の代理貸付、金融円滑化及び経営改善支援といった多様な業務を審査部門が統括する。審査部門では、分業と範囲の経済が機能している。

表 6-1 地域金融機関審査部門の業務内容と下部組織の名称 (出所：「金融名鑑」をもとに筆者作成)

業務内容	下部組織の名称
個別案件決裁審査	審査
態勢整備	融資企画、与信企画、融資統括、企画統轄、指導
債権管理	融資管理、債権回収
自己査定	資産査定、格付・自己査定
特定先債権管理	審査第二、審査業務、特定先支援、大口管理
産業調査	調査、審査第二、船舶ファイナンス
不動産担保	不動産評価、不動産調査、担保評価
代理貸付	代理貸付
金融円滑化	金融円滑化推進
経営改善支援	企業再生、経営支援、事業再生、再生支援、企業再生サポート

3 きらやか銀行の概要

きらやか銀行は山形県の第二地方銀行であり、山形県内の各地の金融機関同士での合併によってできた。これまでに公的資金の注入を受けており、金融庁に経営強化計画を提出している。このこともあり、きらやか銀行の企業情報開示は相当のレベルにある。また不良債権比率は2012年3月末で5.4%あり、同時期の地域銀行平均3.2%と比較して高かった。したがって不良債権処理と取引経営改善支援に対する銀行経営上のインセンティブは大きいと考えられる。直近の不良債権比率に関して言えば、2013年3月末で3.7%あり、同時期の地域銀行平均約3%と比較して高めである。

地域再生や地域活性化のための経営改善支援の観点からすると、きらやか銀行には5点の特徴がある。1つ目は、3つの審査部門を有していることである。2つ目は、メディアを活用して取引先のビジネスを支援していることである。3つ目は、外部経営資源を活用していることである。4つ目は、地域産業の抜本的再編を主導していることである。5つ目は、組織内学習が波及していることである。

以下ではこれらの事項を詳細に検討する。

表 6-2 きらやか銀行の概要(2013年3月末) (出所：公表資料をもとに筆者作成)

所在等	山形県の第二地方銀行
経緯	山形しあわせ銀行と殖産銀行の合併行(2007年5月) 仙台銀行(宮城県)と統合
資本の特徴	公的資金注入行(2009年9月、200億円)
資金量	預金 1兆2,173億円 貸出金 9,318億円
自己資本比率	10.34% 国内基準(自己資本比率規制の基準)
業務純益	72億円
人員、店舗	935名、117店舗

表 6-3 きらやか銀行の不良債権の状況と経営改善支援の特徴 (出所：筆者作成)

不良債権の状況	要管理債権 41億円 危険債権 267億円 破産更生債権 47億円 不良債権計 355億円 不良債権比率 3.7% (以上は2013年3月末) 2012年3月末 要管理債権 40億円 危険債権 405億円 破産更生債権 61億円 不良債権計 506億円 不良債権比率 5.4%
経営改善支援に関する機能の特徴	1) 3つの審査部門 2) メディアを活用した取引先のビジネス支援 3) 外部経営資源の活用 4) 地域産業の抜本的再編主導 5) 組織内学習の波及

6.3.3 3つの審査部門

1 銀行組織と審査部門

多くの事業を擁する組織では、事業部制を採用することが多い。事業部制の組織には、組織全体での情報、インセンティブの与え方、人々のあいだのコーディネーションとコントロールの面で長所が多いためである（Milgrom and Roberts(1992)、pp.606-608）。銀行の組織も事業部制がとられることが多い²⁷。銀行の事業には、貸出、有価証券運用、預金、預かり資産業務などがある。それぞれの業務について顧客と交渉して具体的に実行する支店などの営業部門と、営業部門を指揮・統括する本部部門に分けられる（藤波(2012)、pp.174-181）。営業部門と本部部門はいわばヒエラルキーの構造にある。

貸出業務に関していえば、顧客と交渉して貸出案件をまとめ上げ、貸出申請書を作成して貸出の承認を求めるのが営業部門である。送られた貸出申請書をもとに、その貸出案件の実行可否を決めるのが本部部門である。貸出業務の本部部門には、審査部門と推進部門がある。貸出業務の全体の計画に従って、貸出案件の回収可能性、貸出金額と金利の適正さ、担保条件の適合性などを審査部門が判断する。一方、貸出を積極的に推進するために、取引先数増加、支店の総貸出金額増加、貸出利回りの向上などに関しては、推進部門が管理する。貸出業務の本部組織では、この審査部門と推進部門が独立し、互いに牽制的になっている。審査部門は貸出業務の本部機能を担う。審査部門はスタッフ部門として営業部門から独立しているだけでなく、本部推進部門からも独立している。審査部門と推進部門とは互いに牽制的な構造にあるため、審査部門が自ら進んで個別先への貸出残高増加を提案することはあまりない。

経営改善支援業務は、既に実行された貸出金の回収可能性を高めるという意味において、貸出業務の亜種である。経営改善支援業務にはキャッシュフロー分析、産業分析、担保条件の精査、法務リスク分析、債権者間調整、経営改善計画書作成指導などの専門知識が必要とされるため、審査部門が行うことが多い。審査部門に与えられる名称には、経営支援部、企業支援部、審査第二部、事業再生部など、さまざまなものがある。これらは、従来の「審査部」から分離独立したものがほとんどである。

2 きらやか銀行の審査部門における経営改善支援

きらやか銀行の審査部門には、「融資部」、「企業支援部」、「事業再生部（2012年5月から別組織になったが機能は維持されている）」があり、これらが他の地域金融機関で言う審査部の機能を果たしている。

ここで、きらやか銀行の3つの審査部門が経営改善支援にあたり、どのように機能しているかを議論する。

きらやか銀行は、取引先の信用状態に応じて、融資部、企業支援部、事業再生部に経営改善機能を分担させている。概説すれば、（1）経営改善支援が必要な取引先のうち、自助努力によって経営改善が見込まれるものは融資部が、（2）自助努力によって経営改善が見込まれるものの、さらに綿密な対応が必要な取引先は企業支援部が、（3）抜本的な事業再生や業種転換などによって経営改善が見込まれる先を事業再生部が、それぞれ所管している。

さらに詳細に述べると、融資部は大口与信先で外部調査会社の格付評点が一定点以下の先、赤字・債務超過（借入過多）・借入急増等の先を「中間管理強化先」として経営改善状況をモニタリングする。

また、企業支援部は、経営改善計画の策定、計画達成までの月次管理、取引先の経営会議に出席して経営課題解決を具体的に図るといった深掘したサポートを行う。企業支援部が経営改善支援をする取引先は「指導企業」と呼ばれる²⁸。

事業再生部は、経営改善支援にあたり、銀行単独だけではなく、事業再生に関する外部の専門家を活用し、実質的な債権放棄、スポンサーへの事業譲渡なども含めたより抜本的な対応を図ることを目的としている。なお、事業再生部は2012年5月に、日本政策投資銀行と取引先の事業再生業務を共同で行う別会社²⁹（以下、「事業再生子会社」という）に移行したが、移行の前後を通じて抜本的再生業務の機能は同一である。

表 6-4 きらやか銀行における3つの審査部門の成り立ち 出所：きらやか銀行公表資料をもとに筆者作成

年月	審査部門	機能	特記事項
2008年 9月迄	融資部	貸出案件審査。 取引先財務改善。	
2008年 10月	融資部 企業支援部	貸出案件審査。 財務改善、事業再生が必要な「支援企業」91先を選定。 融資部は41先担当。 企業支援部は50先担当し、業種別、個別企業ごとに専担者を配置。経営改善計画の策定から計画達成まで月次管理。	融資部企業支援課を部に昇格
2011年 4月	融資部 企業支援部 事業再生部	貸出案件審査。 融資部では従来の「指導企業」に加え、借入過多、借入急増等の業況管理が必要な先を「中間管理強化先」188先も所管。 企業支援部が所管していた「指導企業」49先のうち、19先を事業再生部へ移管。事業再生部は経営改善指導、外部専門家等との協同によるコンサルティング機能発揮等の抜本的再生を図る。	事業再生部新設。 5月より「あおぞら銀行」から事業再生専門家を招請。
2012年 5月	融資部 企業支援部 事業再生子会社（旧、事業再生部）	貸出案件審査。 取引先の信用状態に応じて審査部門が3部に分かれて経営改善支援を行う態勢が定着。	事業再生子会社を「日本政策投資銀行」と設立し、事業再生部担当先を移管。

3 3つの審査部門による効果

ここで、3つの審査部門が経営改善支援を行なうとどのような効果が生じるかを考察する。

下記の図は年度ごとの事業再生件数、経営相談件数と不良債権比率(%)の変化を示している。事業再生件数とは、きらやか銀行から人材を派遣して再生計画を作成したもの、企業再生にあたりDES、DDS、DIPファイナンスなどの手法を用いたもの³⁰、中小企業再生支援協議会などの連携策を利用したものの件数を示す。経営相談件数とは、きらやか銀行が積極的に支援を行う先数及び、きらやか銀行が取引先の事業ニーズを聞きだし、アクションプランを策定し、具体的プランが成約した件数の和を示す。

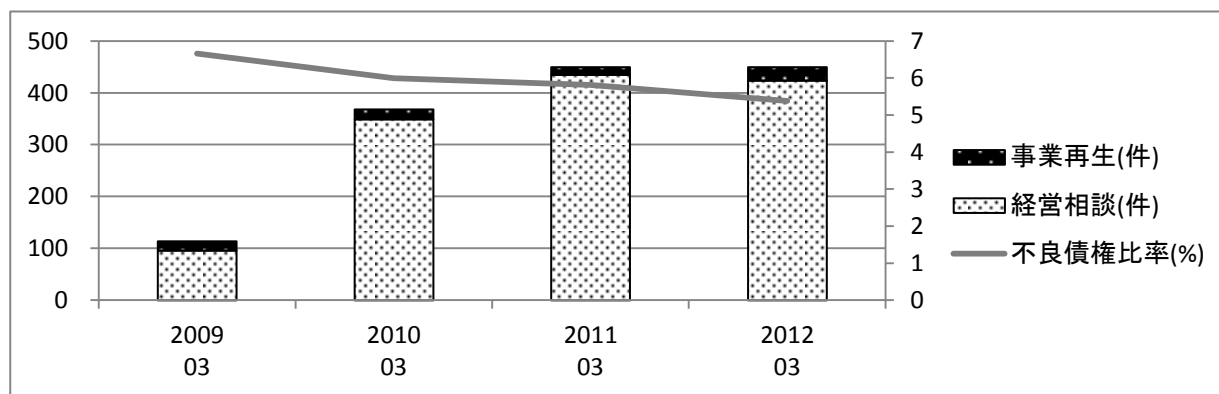


図 6-2 3つの審査部門による効果 (出所：きらやか銀行公表資料をもとに筆者作成。左軸件単位、右軸%単位)

1つの審査部門（融資部）だけだった2009年3月期には事業再生及び経営相談は100件程度であったが、複数の審査部門を擁する2010年3月期以降では同件数は350ないし450に増えた。

融資部は注意を要する取引先のうち通常のモニタリングを行うべき取引先を所管する。企業支援部は特別な経営改善支援の必要がある取引先に対して財務収支の改善指導を行うことを所管する。事業支援部は超長期の弁済条件への変更や異例ながら抜本的な財務調整が必要な取引先の経営改善指導と緊密なモニタリングを所管する。取引先が抱える問題の内容はさまざまであるが、1つの審査部門のときには取引先の多様な問題に対して、きめ細かく対応できなかったのかもしれない。組織再編を通じて複数の審査部門を擁することにより、取引先の経営困難度の水準に応じてより適合的な課題解決策の実施が可能になったと思われる。その結果、経営改善支援活動が活発化し、地域活性化にも貢献したものと考えることができる。

4 組織内学習

なぜ審査部門を3つに分けると先に述べた効果が得られるのだろうか。

その理由は、審査部門が3つあることによって、そこにいる職員が取引先経営改善支援の知識とノウハウを取得しやすくなり、学習が波及しやすくなったからであると思われる。

審査機能を経営改善目的から3つの部署に分担させるという新しい業務パターンにより、取引先の信用状況に応じ、それぞれにふさわしい経営改善支援が生み出された。そして、類似の信用状況にある取引先に関する支援ノウハウが部内に蓄積され、そのことが部内の支援担当人材に支援手法を学習しやすくする効果を生み出したものと考えられる。また学習を通じて経営改善支援の知識やノウハウが組織内に定着していったものと思われる。

5 要約

以上のことを要約すると、次のとおりである。

地域金融機関が取引先の信用状態に応じて経営改善支援を図る組織を分け、取引先の実態把握を精密に行い、具体的アクションプランを創造し、実行経過を緊密にモニタリングすることは、地域金融機関の不良債権問題を解決するだけでなく、地域の中小企業者に対する経営改善支援を活発化させ、結果として地域活性化を促すことになる。その際、審査部門が取引先ごとの態様に依りて機能を明確化しておく、そこで働く職員の経営改善支援に関する知識を蓄積しやすくし、類似の信用状態の取引先に対する支援を組織的に学習しやすくする効果をもたらすと考えられる。

6.3.4 メディアを活用した取引先の営業支援

きらやか銀行は、自らがテレビ番組を提供している³¹。当該番組では、テレビ局の取材者が取引先やその事業所を訪問して現場を撮影し、撮影現場において取引先役職員が出演して自分の商売を説明し、製品やサービスを紹介している。あたかもきらやか銀行が取材して紹介しているようである。

一般に地域金融機関は「ビジネスマッチング」と称して取引先同士を紹介したり、販売先を紹介したりすることがある。それらの費用は取引先が負担する。当該番組では、きらやか銀行が費用を負担しており、取引先から別途の料金を請求していない。また、ビジネスマッチングは小さな見本市のようなもので、特定の参加者同士の交歓や商談が促されるものである。一方、当該番組の事例は広く不特定多数の視聴者に商品やサービスを周知していることが異なる。

これは銀行による営業支援の一環であり、銀行の経営改善支援形態は財務面だけでなく営業面にまで及んでいることを示している。さらにこの例は、地域金融機関が自ら費用を負担して取引先の新たなビジネスを促進していることでもある。

6.3.5 外部経営資源の活用

取引先の経営改善支援に際し、きらやか銀行は3点にわたり外部経営資源を活用している。

第1は、事業再生部を改組して抜本的な事業再生の活動をスピードアップするために、日本政策投資銀行を活用したことである。きらやか銀行は日本政策投資銀行とともに事業再生子会社を2012年2月に設立し、同年5月にきらやか銀行本体から同社に特定先に関わる事業再生業務を承継させた。日本政策投資銀行は事業再生子会社に人材を派遣し、優先株式を出資した。きらやか銀行は本件により、人材と資金の面で外部経営資源を活用した。

第2は、事業再生態勢構築のため、あおぞら銀行を活用したことである。あおぞら銀行との間で2011年5月に事業再生等に関する協定を結び、あおぞら銀行から事業再生に精通する人材を1名受け入れたことに加え、あおぞら銀行との間で組織的な協議を毎月行っている。きらやか銀行は本件により、人材とノウハウ獲得の面で外部経営資源を

活用した。

第3は、取引先に対するコンサルティング機能強化のため、監査法人を活用したことである。監査法人からシニアマネージャーを1名受け入れ、職員の人材教育の強化に携わらせている。きらやか銀行は本件により、職員の教育研修や学習環境整備の面で外部経営資源を活用した。

6.3.6 地域産業の抜本的再編主導

地域経済において建設業は市町村内総生産の面からも事業所数や雇用の面からも影響力が大きい。

一方、公共工事が長い期間にわたって逡巡しているのに対して、建設業者の業態転換が進まないという構造的問題もある。一般にこの問題を解決するには、業態転換が業者数の減少によって対応する必要があるといわれる。しかし地方建設業者は独立経営志向が強いため、業態転換も企業間の合従連衡も進んでいない。このため、地方建設業は事業再生の最も難しい業種の1つとされる。

2012年6月にきらやか銀行は、地方建設業者を再編することとした。次のとおりである。

窮境にあった4つの建設関連業者に対してきらやか銀行及び事業再生子会社は債権者であった。4社の窮境を救うためには債務免除を伴う抜本的な財務再構築が必要であった。4社の資産内容を正常部分と非正常部分にわけ、正常部分だけを切り出し、新設される第二会社に事業譲渡させる。事業譲渡された4社（いわゆる「抜け殻会社」）は非正常部分の資産内容を有するのみであるので、事業譲渡代金などの資金を原資とし、その範囲で返済できるものを債権者に返済する。抜け殻会社に残った返済不能な債務は免除される。

これを通じて、建設業者が4社から1社になって業界再編が進み、新会社において従業員の雇用が維持される効果もたらされる。ここでの焦点は、地方建設業の再編と従業員の雇用維持のため、地域金融機関は債権者の立場で機能を果たしたことである。地域金融機関は債務免除という損失負担を分担することで取引先の窮境を救い、地域活性化に資することができたと言える。

6.3.7 組織内外への知識の波及

ここでは、きらやか銀行が取引先の経営改善支援を行うに必要な知識をどのように学習し、それが組織内と組織外へどのように波及したかを議論する。

1 組織内への学習の波及

2008年10月の企業支援部創設の前から、きらやか銀行では、業種別の専担者を配置し、主力取引先に対して経営改善計画の策定支援等のコンサルティング機能の発揮に努めてきたとしている（きらやか銀行企業支援部(2011)、p.26）。2010年3月以降、外部経営資源の導入とともに、より進んだコンサルティングスキル、より多様な具体的経

営改善支援策、事業再生スペシャリストの育成策がきらやか銀行に搬入され、組織内に波及したと解される。

2 組織外への学習の波及

きらやか銀行は他行と経営統合を予定していたが、当該他行はある食品加工業者に対する貸出金の一部を劣後化させる DDS のノウハウを有していなかった。きらやか銀行は既に DDS に取り組んだ実績をもとに、DDS のノウハウを当該他行に提供し、当該他行は初めて DDS に取り組むことができた（仙台銀行(2011)、p.19）。銀行組織内に定着した学習が組織外に波及したものと解釈できる³²。

3 経営課題としての学習

外部からノウハウや知識を学ぼうとし、学習内容を具体的に活用しようとしたことにどのような背景があったのだろうか。これについて、元来きらやか銀行は職員の教育研修を重要な経営課題としていた点に触れる。

きらやか銀行は、職員の知識やノウハウを高めるため、4 種類の職員研修を行っている（きらやか銀行(2012b)）。それらは、(1)本部（営業統括部）の人材育成チームが営業店を訪問し、職員に財務、事業内容、課題把握、改善力の力をつけさせるために事例研修を行う、(2)希望者を対象として、事業継承、事業再生、税金、財務分析の研修を行う、(3)選抜された者を対象に合宿形式で問題解決力向上の研修を行う、(4)各営業店で on the job training を行う、というものである。このことは、銀行業は知識産業であり、そこで働く職員の知識やノウハウの向上なくして、銀行の経営効率性や顧客からの信認が得られないという点を経営者が認識し、教育研修を基礎とした学習の仕組みを根付かせていたという背景があったものと思われる。

また、人材育成を通じて学習が効果的に波及するためには、内部経営資源のみに頼ることなく、必要に応じて外部経営資源を取り込む決断が必要である。経営資源を協力して金融イノベーションを起こすためには、組織の内外にとられない多様性を認めることが条件であるとも言える。それによって「考える行員」³³の育成が可能になったのである。

6.4 地域金融機関審査部門の組織機能に関する条件のまとめ

以上の事例をもとに、審査部門の組織条件をまとめ、4 つの構成要素の流れとして説明する。その 4 つの構成要素とは、(1)事業環境の変化に適応するため審査部門が変化する必要性やその機会を認識する、(2)経営改善支援に関するより優れた別の業務パターンを開発して金融の機能を発揮する、(3)問題解決に必要な機能を装備する、すなわち、組織内部の人的経営資源を活性化し、外部専門家などのネットワークを取り込む、(4)開発された新しい業務パターンを組織内部に定着させ、学習を通じてそれを拡充する、このような機能が備わっていることである。

これを図示すると下記のとおりとなる。

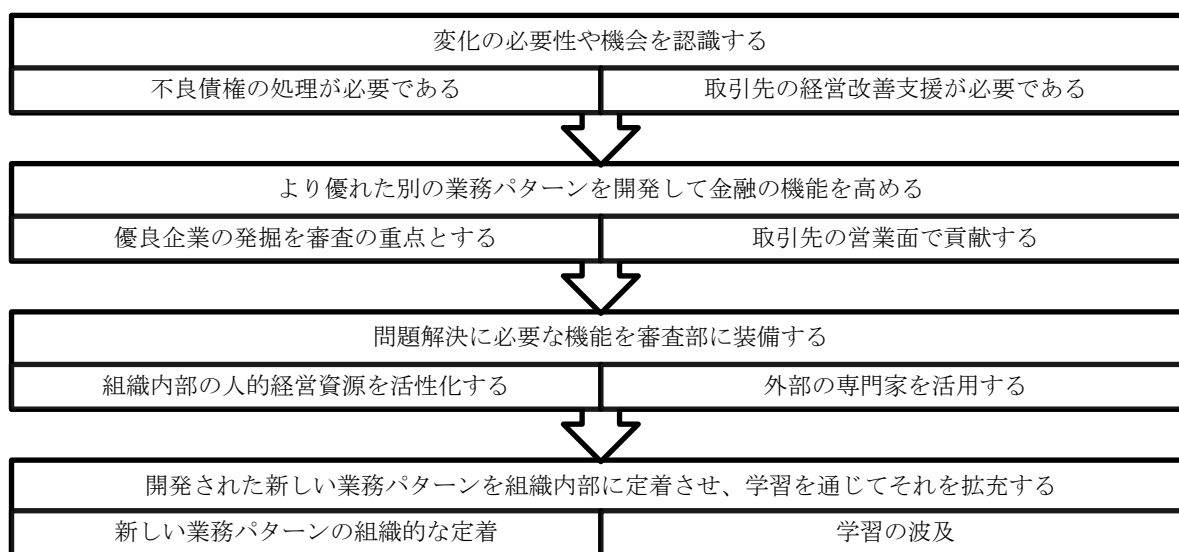


図 6-3 経営改善支援のための地域金融機関審査部門の組織機能 (出所：筆者作成)

このことを下記の通りに説明する。

第1は、不良債権の処理問題が地域金融機関経営にとって重要な問題であり、それは取引先の経営改善支援と不可分であることを審査部門が認識することである。審査部門が事業環境の変化に対して自らも変化してゆかなければならず、事業環境の変化は自らを変える機会でもあることを認識することである。

きらやか銀行の不良債権比率は2012年3月末で5.4%あり、同期の地域銀行平均3.2%と比較して高かった。このことは不良債権処理が銀行経営にとって重要な問題であることを認識させていた。そうであるからこそ、きらやか銀行は経営改善支援を通じて不良債権問題を処理する必要があると気づき、また、経営改善支援効率化のため、取引先の信用状態に合わせて審査部門を3つに分け、経営改善支援業務を活発化させたと評価できる。

第2は、より優れた別の業務パターンを開発して金融の機能を高めることである。審査は貸出の可否を不動産や保証人の資力に従って機械的に決めるのではない。埋もれた優良企業を発掘する活動や、窮境にある取引先を経営改善支援して優良企業に近づける活動をすることもある。経営改善支援とは、取引先の財務内容の改善だけでなく、取引先の売上向上に結び付く営業支援でもある。不動産価値や保証人の資力に依拠して個別に貸出案件の採否を判断するのではなく、もっと創造的で新しい経営改善支援の業務パターンを開発して金融機能を発揮することが必要であると認識することも審査部門に求められる。

従来、銀行の審査と言えば、営業部門から申請された個別の貸出案件の採否を一定の基準に従って決めることが多かった。しかし取引先の経営改善支援という新しい業務分野に通暁しなければ地域経済と一心同体の地域金融機関の経営自体も揺らぐ可能性がある。このことを認識したからこそきらやか銀行は、経営改善支援業務も審査の本来業務の1つであったと理解した。貸出案件の審査が、埋もれた企業の発掘を旨とするならば、経営改善支援業務は、埋もれかけた企業を救出する業務であると解釈できる。きらやか銀行は埋もれかけた企業を救出する業務を開発するにあ

たり、取引先の財務改善だけではなく、営業支援活動にも力を入れた。

第3は、問題解決に必要な機能を装備する、すなわち、取引先経営改善支援にあたり、地域金融機関内部の人的経営資源を活性化すること、また、外部専門家などのネットワークを審査部門に取り込むことである。

きらやか銀行は経営改善業務を統括するにあたり、適任の人材を集中的に審査部門に配置した。また複数の外部機関から人材と資金を招き入れ、さらに組織を多様にした。

第4は、開発された新しい業務パターンを組織内部に定着させ、学習を通じてそれを拡充することである。より優れた業務パターンを単発で終了させず、類似事例においてもスムーズにそれを実行できるようにすることである。また、そうした業務開発と実行の流れを、学習によって地域金融機関全体あるいは他の銀行にも波及させていくことが必要である。これは、優れた業務パターンを開発し(探査、exploration)し、それを具体化させる(発掘、exploitation)ことである。

外部ノウハウを盛り込んで経営改善支援業務を統括することは企業支援部から始まり、事業再生部の創設に至る経緯に見られる。このことは経営改善支援に関する新しい業務パターンが、学習を通じて組織全体に定着したものと考えられる。さらにきらやか銀行だけでなく、他行にも事業再生ノウハウが伝承されてゆくことになった。

6.5 分析視角をふまえた考察

ここで先に示した分析視角をふまえ、地域のアクターにおける組織内部署間の協力の観点を中心にして地域金融機関が地域再生に果たす機能を考察する。考察する点は、協力を生じさせる仕組みの内容、協力が生じた領域、協力をもたらした相互作用の形態、協力によって生じたイノベーション、協力によって生じた経済効果である。あわせて、審査部門組織が主導して地域イノベーションを進めるにあたり、さらに地域金融機関が有すべき機能の条件を考察する。最後に本ケーススタディから得られた結論の評価と限界について述べる。

表 6-5 本ケーススタディ（審査部門組織）における考察ポイント（出所：筆者作成）

着眼点	内容
協力を生じさせる仕組み	➤ 連携的組織づくり ➤ 組織内学習
協力の領域	➤ 地域金融機関の複数部署 ➤ 金金＝（きらやか銀行）：（日本政策投資銀行、あおぞら銀行、監査法人）
協力をもたらした相互交流の形態	➤ 他のアクターとの人材交流
協力によって生じたイノベーション	➤ 事業再生子会社の設立 ➤ 地域産業の抜本的再編主導 ➤ 学習波及（組織内、複数アクター間）
協力による経済効果	➤ 事業再生・経営相談件数増加

6.5.1 地域金融機関の機能の実態

本章ではアクターの組織にどのような条件が必要かを取り扱ったので、協力の検討は組織条件に関するものを中心に行う。

協力の仕組みは、連携的な組織づくりと組織内学習において認められる。地域再生を進める前提として地域金融機関には債務者に対する経営改善支援機能の充実が必要であるところ、これを生じやすくするために、債務者の特性に合わせたきめ細かい経営改善支援をする3つの審査部門が設立されたこと、また、内部の知識だけにらずに外部の知識を搬入しやすくする組織づくりが目指された。このことは、経営陣が組織づくりにあたって、同一組織内の異なる部署間が連携的であることと、他のアクターと当該組織が連携的であるように設計したことを意味する。協力の仕組みは、連携的な組織づくりに求められる。また、協力の仕組みは組織内学習を進めることでも可能である。経営陣は、「考える行員」の育成を進めるため、行内研修制度を設計し、具体的に運用してきた。

協力の領域は組織内の複数部署間と「金金」（きらやか銀行と日本政策投資銀行、あおぞら銀行、監査法人）において認められる。協力は3つの審査部門相互の間、審査部門と推進部門、審査部門と営業店の領域で行われた。3つの審査部門間では、ある審査部門が考案した事業再生の手法を他の審査部門で活用したことにみられる。審査部門と推進部門の間では、事業再生が必要な債務者の営業面での支援のためにメディアを活用したことにみられる。審査部門と営業店の間では、債務者に対する事業再生の具体的手法を協働して適用していたことがみられた。また、きらやか銀行と他のアクター間でも協力の領域があった。きらやか銀行は日本政策投資銀行、あおぞら銀行、監査法人から経営改善支援に関する知識を吸収し、これらのアクターと知識を共有した。

協力をもたらした相互交流の形態は、他のアクターとの人材交流において認められる。きらやか銀行は日本政策投資銀行との間で事業再生子会社を設立し、あおぞら銀行から事業再生の専門家を招き、監査法人から出向者を受け入れた。

協力によって生じたイノベーションは、事業再生子会社の設立、地域産業の抜本的再編主導、学習波及（組織内、複数アクター間）において認められる。事業再生子会社は、伝統的には採用することのできなかった私的再建での債務免除という抜本的な手法を採用させやすくした。また独立志向的な地域建設会社の合従連衡を導いた。あわせて組織内学習が進んだことにより、部署を超えて組織内の他部署へ知識が波及しただけでなく、他の地域金融機関へも経営改善支援の手法という知識が伝播した。

協力による経済効果は、事業再生・経営相談件数増加において認められる。連携的組織と組織内学習を進める仕組みを導入したことにより、事業再生・経営相談件数は大きく増加した。

6.5.2 地域金融機関の機能をさらに促進させる条件

審査部門が主導して地域イノベーションを進めるにあたり、さらに地域金融機関が有すべき機能の条件を、他の地

地域金融機関との信頼関係の構築の問題として取上げたい。きらやか銀行の事例においては経営改善支援に関する知識共有は他の地域金融機関との間でもなされた。しかしその相手は仙台銀行であり、経営統合の対象となっている地域金融機関であった。そのことから地域金融機関同士の知識共有といっても、同系内での知識共有に過ぎないのではないかと批判はあろう。そのことを措いたとしても、さらに注意すべき点がある。それは同じ山形県内の地域金融機関との間で審査部門同士の知識共有は調査の範囲においてはみられなかったことである。一般に地域金融機関同士は同じ営業基盤内では競合状態にあり、一方の知識を他方と共有することは難しいかもしれない。このことは先の章でも述べた。しかし同一営業基盤内にいる取引先は複数の地域金融機関と取引する例が多くあり、一方の審査部門は先進的な経営支援に取り組むものの、他方では必ずしもそうでないとするならば、事業者にとっての経営改善はスピードダウンする可能性がある。そのことから、先の章で述べたことと同じになるが、地域再生の目的という1点において、競合する地域金融機関の経営改善支援主導部門同士が信頼関係を構築することは重要であるということができよう。

6.5.3 結論の評価と限界

ケーススタディを通じて得た結論の評価と限界について述べる。これまで述べてきたとおり、地域金融機関は地域再生にあたり連携的組織づくりと組織内学習を進めた。その結果、複数部署間と他のアクターとの間で協力が生じ、事業再生・経営相談件数の増加に結びついた。このことから、学習と人材交流を通じて組織機能が強化され、それが協力の大きな要素となり、地域のイノベーションに基礎を与えたのではないと思われる。但し本ケーススタディでは組織条件を探究することを目的としていたことから、「産」「学」「官」という他の制度との関連を広く取り扱うことはできなかった。本ケーススタディは協力の前提である組織の条件を探るものであるという性質上、範囲を特定せざるを得なかったため他の制度との関連を取り扱うことはできなかった。また、経済効果についてもきらやか銀行の不良債権比率が大幅に減少してきたという結果をみることはできなかった。ただし、大幅な減少はみられないものの、不良債権比率は漸減傾向にある。したがってこれらの限界が本研究に致命的な欠陥を示しているとは言えないと考えられる。

6.6 先行研究に対する本研究の新たな貢献

本研究が先行研究に対して新たに貢献している2点を議論したい。

第1は、銀行審査部門における経営改善機能を明らかにしたことである。先行研究では、審査部門は埋もれた優良企業を発掘することにその本質があると指摘している点に対して、本研究は、埋もれかけた企業を救済することも審査部門が果たす機能の1つであることを明らかにした。

第2は、地域金融機関審査部門もイノベーションを促進する機能を有することを明らかにしたことである。金融イノベーションの議論では、為替決済などにおける Information and Communication Technology の利用といった技術的な

面を指すか、証券化やデリバティブといった新金融商品の面を指すことが多かった。これに対して本研究は審査部門もイノベーションによる価値創造（経営改善支援をきっかけとした取引先の価値向上）に資する機能を有していることを明らかにした。

6.7 小括

地域金融機関は取引先の経営改善支援を通じて地域再生や地域活性化に貢献することができる。それは埋もれかけた取引先を財務面と営業面で救出する営みである。その営みができるにも関わらず、不十分な成果に終わることも散見される。それはなぜか。地域再生や地域活性化に必要な取引先の経営改善支援が不十分なのは、地域金融機関における人材と情報の活用が不十分だからである。

本研究は、地域金融機関の審査部門を手掛かりにして、その人材による新しい知識の創造と学習、外部経営資源の活用、クリエイティブな審査業務という新しい業務の開発とその具体的な実行を通じて、先に述べた人材と情報の不十分な活用という非効率を克服できる可能性を明らかにした。その具体的な内容は次のとおりであった。

取引先の経営改善支援を地域金融機関が行うときには、取引先の実態を把握し、経営課題を取引先と共有し、課題解決のための具体的提案をし、実行された改善策を粘り強くモニタリングしなければならない。

取引先との長期的関係に裏付けられた信頼関係を基礎にして、地域金融機関は審査部門に取引先経営改善支援に関する新しい業務の開発をゆだねてきた。これは従来の貸出案件採否を決めるだけというどちらかといえば受け身の組織から、よりクリエイティブな活動を統括する組織へと審査部門が変わってゆかなければならないことでもあった。

事例で見たきらやか銀行では審査部門に様々な改革が行われ、いまの姿になった。しかし依然としてきらやか銀行の不良債権比率は業界全体と比較しても高い。この事実は、経営改善支援業務の難しさと、さらに優れた業務開発の必要性を示している。

事業環境が変化している地域金融機関にあって、審査部門も変化し、より優れた業務開発を続ける必要がある。それは、地域経済における地域金融機関の役割を強化し、地域金融機関を通じた地域活性化をはかるための要点でもある。

注

²² 米国では銀行が債務者の経営改善支援に直接介入する例はあまりない。そのかわり銀行団が再建請負人(Turn Around Professional, Turn Around Manager)を選定して債務者に推奨し、債務者が再建請負人の力を借りて再生するのが通常である。銀行が直接介入しないのは、直接介入して経営改善支援が失敗すると、銀行が貸手責任(Lender Liability)を問われる可能性があるからである。

²³ 理論的な背景や具体的な手法を説明する文献は多い。赤沼及び吉田(2012)、梅澤(2011)、加藤(2013)、栗本(2005)、小池(2004)、許斐(2012)、近藤及び播磨谷(2009)、高木及び深見(2011)、高橋(2011)、竹沢ほか(2005)、中西(2011)、中野(2010)、中村(2011)、中村(2010)、林(2012)、穂刈(2008,2010)、松尾(2006,2009,2010a,b)、松本(2006)など、他にも多くある。

²⁴ なお引用した原著では、資産変換機能は銀行の本源的機能に関わるものとして議論されている。本稿では経営改善支援機能を資産変換機能の概念に取り込んでいるが、厳密に言えば、経営改善支援機能は資産変換の本源的機能というより、その亜種または派生的機能と言える。換言すれば、原著でいう「埋もれた企業を発掘する」とは、審査業務が果たす本源的機能である一方、その概念の拡張において、本稿ではいわば「埋もれかけた企業」を支援することも審査の派生的機能として解釈できると構成している。なぜならば銀行は審査機能という固定的生産要素を活用して貸出金を生産する一方、貸出実行後においても債務者のモニタリングを行っており、そのことは生産された貸出金の質を同じ固定的生産要素を活用して維持、向上させているとも解釈できるからである。

²⁵ 一般に、財の分配をめぐることは、その分配の妥当性が議論されることが多い。その財の分配の妥当性は何を根拠にしているかという問いに対し、ボルタンスキーは、人々による正当化がその根拠であるとする。シテ(フランス語では cité、英語では city)は都市という意味が原義であるが、正当化を基礎づける規範性(normative supports for constructing justifications)と理解されている。Boltanski and Chiapello(2005), pp.22-26.

²⁶ 金融再生法では、不良債権を「破産更生債権」、「危険債権」、「要管理債権」とする。銀行実務では、それぞれに概ね対応して、「破綻先・実質破綻先向け債権」、「破綻懸念先向け債権」、「貸出条件緩和債権」と呼ぶ。したがって「要管理債権」と「貸出条件緩和債権」とは概ね等しい。

²⁷ 一般に、事業部制は製造業において広くみられる組織構造であり、銀行組織をこれと同列に捉えることに疑問があるかもしれない。業務の多角化が生じると事業部制が採用されやすくなるが、多角化が進んだ銀行においても事業部制が採用されたものと解釈できる。なお、ミンツバーグ(2007)の p.280 は、マンモス大学、大病院、組合、政府といった非産業部門でも事業部制が盛んになったと指摘している。

²⁸ 融資部も指導企業を所管するが、企業支援部の方が相対的に深掘した支援をしているようである。

²⁹ 「きらやかターンアラウンド・パートナーズ」である。

³⁰ DES とは Debt Equity Swap の略で、既存の貸出金を株式に振り替えることをいう。DDS とは、Debt Debt Swap の略で、既存の貸出を回収順位の劣後する貸出に条件変更することをいう。DIP ファイナンスとは、Debtor In Possession Finance の略で、再建型法的手続(民事再生法、会社更生法)にある債務者に対する貸出をいう。

³¹ 毎週木曜日 18:54-19:00 にテレビユー山形で放映される「ぐっじょぶ YAMAGATA」である。なお、メディアを活用した取引先の営業支援は、厳密に言えば審査部門が直接に行なったものではなく、銀行による営業支援であると言えるが、取上げるべき先を審査部門が経営改善支援対象先の中から推奨しているという意味において、審査部門による経営改善支援の一環として解釈できる。

³² 経営統合を予定していた金融機関同士であったからさらに知識共有がしやすかったという要因もあったのだと解釈できよう。

³³ これはきらやか銀行による表現である。

第7章 創業支援に対する融資を通じた地域活性化

本章では産学官金協力を通じた地域のイノベーションを探るため、アクター間に相互作用が生じる仕組みを地域金融機関がどのように設定しているか、また、その仕組みがどのように機能しているかについて創業支援を主題として論じる。

地域活性化を図るにあたっては、地域における創業を誘発することが必要である。それは多様な中小企業からなる地域の産業創造につながる。一方、創業には不確実性が伴う。創業希望者が創業資金を得にくいことも不確実性の一つである。地域金融機関が円滑に創業資金を提供できるならば、創業の不確実性を減じることにつながるであろう。また、地域金融機関が創業資金の提供だけではなく創業を誘発する仕組みを地域に提供できるならば、地域における創業は活発化する可能性を高めるであろう。

本章では、はじめに創業支援に対する融資を通じた地域のイノベーションに関してその研究意義、研究内容、先行研究を説明する。続いてケーススタディとして多摩信用金庫による創業支援の仕組みの内容を詳細に検討し、そこで得られた創業支援による地域イノベーションの創造プロセスをまとめる。これをもとに、地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関が創業支援融資を通じて他のアクター間協力を促し、地域イノベーションを図る機能を考察する。またこの機能を促進する条件を示す。この機能が十分に発揮されれば知識のスピルオーバーが生じ、地域金融機関はリスクを低減させて地域活性化や産業創造に向けて貢献する役割を果たす可能性があるという政策的含意も論じる。最後に本研究の限界と貢献を述べる。

7.1 はじめに

7.1.1 研究意義

地域活性化においては、雇用を維持拡大し、地域経済を豊かにする取り組みが欠かせない。このなかでも創業を通じた雇用の創造と地域経済の成長は重要な問題である。そこで、地域金融機関も創業に向けた取り組みを行うことは可能であるのか、また、創業に向けた取り組みを地域金融機関が行えるようにするにはどのような条件が必要なのか

に関心が持たれる。地域金融機関が創業を誘発するためにどのような条件を備えているべきかを明らかにする研究には、地域活性化を通じて持続可能な地域社会を作り上げる観点から、社会的意義があると考えられる。

7.1.2 研究内容

研究意義を踏まえ、本研究は、地域社会において創業支援を支えて地域活性化を図る仕組みを、産学官金協力を通じた地域イノベーションの枠組みから捉える。また、創業支援のために地域金融機関はどのようなイノベーションを地域社会に提示することができるのかを示す。さらに、創業支援を拡充するために地域金融機関はどのような条件を備えなければならないのかを明らかにする。

7.1.3 研究方法

先に述べたことを説明するため、本研究は、創業融資支援に関する先行研究をサーベイして検討すべき論点を指摘し、それにそくしてケーススタディを行う。

研究方法として採用したものは質的調査および量的調査である。質的調査では事例研究の方法を用いる。事例には東京都の多摩地域を営業基盤とする多摩信用金庫を取り上げ、各種の公表資料によって地域金融機関が創業支援融資を通じて地域活性化を図る実態を記述する。量的調査では各種の統計資料を用いて多摩地域の産業の状況と多摩信用金庫に関する金融の状況を記述する。

7.2 先行研究

本研究は創業支援融資を通じて地域金融機関がどのように地域イノベーションを進めているか、また、そのためにはどのような条件が必要かを調べるものである。そこで先行研究を3つの領域に絞った。それは、地域イノベーションを起こすベンチャーとアントレプレナー、創業における金融の機能、組織におけるコーディネーションの3つの領域である。

以下ではこれらの3領域の議論を踏まえ、先行研究のサーベイを通じて検討すべき論点を明示する。

7.2.1 地域イノベーションを起こすベンチャーとアントレプレナー

中小企業の創業には2つの要因がある。創業を誘発しやすい地域の要因と創業をする人材の要因である。以下ではこれら2つの要因についてみることにする。

1 創業を誘発しやすい地域要因

岡室(2005)、p.10 は、「他の条件を一定とすると、単位面積あたりの事業所数が多く、事業所の平均規模が大きい

ほど開業率が高い」ことを実証している。また、スピノフによる創業に関する長山(2012)の研究によっても、母体企業から創業が誘発され、母体企業及びそこからスピノフした起業家たちの交流や連携の継続がなされていることが明確になっている。何もない場所から突然誰かが創業するのではなく、既に産業が集積されている地域や、スピノフ（既存企業からの独立開業）に寛容な企業が立地する地域が創業をしやすい環境を形成していると考えられることができる。

2 創業の人材要因

地域イノベーションの主体は地域人材である（岡本(2012)）。そこで、地域人材が地域イノベーションを起こすための条件は何か問題となる。創業との関連では従来からベンチャーとアントレプレナーに関する議論がある。これを今一度振り返ってみたい。

創業という現象は従来からベンチャーとは何かという問題と関連づけられてきた。本多（2006a）は、初期の段階のベンチャー研究と現在の段階のベンチャー研究では理解の仕方が違うという³⁴。この点はベンチャーの発生とベンチャーの業務内容のとらえ方に表れる。

ベンチャーの発生の違いをみよう。初期の段階では自然発生的に生じたものと把握される。その背景には、大企業の中にいる優秀な人材が大企業の硬直的な体制に嫌気して自ら創業することがある。初期の段階では、反大企業意識によるスピノフ現象が注目された。現在の段階では、開業率が廃業率を下回る現実と創業が停滞している現実をもとにして、ベンチャーを作り出すためには政策による支援が必要であるとする。自然発生的にベンチャーは生まれない。また、ベンチャーはイノベーションの源泉である。

ベンチャーの業務内容の違いをみよう。初期の段階では、研究開発集約的あるいはデザイン開発集約的であった。また創造的新規開業企業が企業家精神に裏付けられて開業していた。業務による成果は、高収益であり高成長であったことが特色である。現在の段階では、高い志を持ったアントレプレナーによって創業されている。提供される財やサービスにはイノベーションに基づく新規性や革新性が認められる。現在の段階では、起業家による革新が特色である。

本多（2006b）は、ベンチャーの研究系譜において、ベンチャーという事業体（企業）よりもそれを担う人間に関心が移ってきたことを指摘する。Schumpeterによれば、企業家（Unternehmer）は「新しく組み合わせて成果を出すこと」（新結合の遂行）を行う。ベンチャーの担い手はイノベーションの担い手と同義であると考えてよい。また、企業家（アントレプレナー）には独創性や革新性だけでなく経営能力も必要とされるとのティモンズの言説がある（本多(2006b)）。これはドラッカーが言うように、マネジメントという技術があつてこそイノベーションも出現するとの解釈に通じるものがある（本多(2006b)）。ベンチャー、アントレプレナーと創業の関係をまとめると、ベンチャーとはイノベーションを伴うビジネスであること、また、その担い手はイノベーターであり、かつマネジメント能力も備わっている人物であるということになる。創業は文字通り事業を開始することである。イノベーターでありマネ

ジメント能力も有するという人材がイノベーションのための創業には必要であるといえることができる。

さらに地域のイノベーションを起こすに際して、地域の危機感を持つことも必要である。三上(2013)が青森県の4つのケーススタディで示したとおり、地域の現状に危機感を持ち、地域の苦境を何とか改善したいと希求する人々はどこにでもいる。地域の改善が地域イノベーションの一例であるとすれば、その地域イノベーション人材には、地域の現状に対する危機感を有していることが求められると言える。

これらを要するに、地域イノベーションを起こす人材には、地域の危機感、イノベティブな考え方、事業を通じたマネジメント能力が必要である。

7.2.2 創業における金融

創業とは事業の開始である。事業の開始に必要な資金を融資することが金融の機能の1つである。その上でなお、金融は事業者との間で貸出以外の機能を有するのであろうか。この点についてはMinsky(1986)が論じている。金融がある事業に融資を行えば、金融と創業の事業者はパートナーの関係になる。融資金の回収可能性は創業の事業者の成功が自らの利潤を決めることになるためである。パートナーという言葉には、単に債権者が受け身で返済を待つということ以上の意味が含まれている。それゆえ、金融は創業の事業者に助言や指導、「職業紹介所」の機能を果たすとされる。

日本政策金融公庫総合研究所(2011)によれば、創業に係る事業者は親、親戚等からの資金支援を受ける傾向があると言う。

井上(2009)は、日本政策金融公庫の調査報告をもとに、開業時の平均資金調達額は1,253万円で、その調達内訳は、自己資金379万円(30.3%)、配偶者・親・兄弟・親戚105万円(8.4%)、金融機関等617万円(49.2%)であることを明らかにしている。また開業時に金融機関から借入を申し込まなかった人は53.2%いる。その理由は、「自己資金で十分だった」(43.5%)、「利用できる融資制度を知らなかったから」(23.5%)、「借りられないと考えたから」(19.3%)である。融資制度の告知と融資姿勢の開示は金融による創業誘発を拡大する含意がある。

一方、鈴木及び岡室(2012)は、創業時または創業直後には公的金融への依存度は高いが、創業後は民間金融からの借入割合が急増すると言う。さらに同研究は、公的な補助金や助成金は創業時ではなく、創業後の事業活動において活用されていると指摘する。

地域金融機関は創業融資についてどのように考えているのだろうか。鉢嶺(2013)は、信金中央金庫 地域・中小企業研究所が行った調査、「信用金庫における新規創業・開業支援に係る取り組み状況に関するアンケート調査結果」を敷衍した上で、「創業支援は信用金庫の使命だから(地域貢献)」、「将来的な融資先の確保のため」、「リレバンへの対応として行っている」との回答があったとする。また、創業支援融資に取り組みにくい理由は、「リスクが高い」、「ノウハウがない」、「創業後のフォローが難しい」、「創業ニーズがない」である。

次の問題に移ろう。創業において外部資金を提供するものは公的融資や地域金融機関などの間接金融だけではない

はずである。Saxenian(1994)は、アメリカのベンチャーキャピタリストやエンジェルがリスクをとって積極的に創業を支え、アメリカの経済成長を下支えするさまを描く。それに対して日本では創業に関してベンチャーキャピタリストやエンジェルが関与することはさほどよく見られるところではない。本多(2006c)は、その理由を2つ挙げる。1つ目はベンチャーキャピタリストやエンジェル数が少なく専門分野も限られていることから、リスクキャピタルの資金量や支援ノウハウが不足していることである。2つ目は、投資の回収を株式公開に依ろうとしても、公開できる市場が限られ、また新規公開引受を行う証券会社の数も限られていることから、投資回収に懸念が生じているというものである。一方リスクキャピタルは万一の場合に創業者の意に反して経営をコントロールする可能性を保持しているから、創業する側から見れば、会社の経営権を奪われるというリスクも抱えている。それにもかかわらず創業者はベンチャーキャピタリストやエンジェルの資金に頼る。日本では創業におけるリスクキャピタルをベンチャーキャピタリストやエンジェルが提供できないから他の者がこれを補完する。問題は他の者とは誰かということになる。先にみたとおり、自己資金を除けば公的融資がこれを担っている。さらにそれを地域金融機関が補完している。このような構造の是非はともかく、急速にベンチャーキャピタリストやエンジェルが育たない環境においては、公的融資や地域金融機関が創業を支える機能を果たす。このようにして創業支援において地域金融機関が関与する可能性が認められる。

ただし地域金融機関が創業支援に関与する可能性があるとと言っても、その実態はさほど活発でないかもしれない。そこで、中小企業の創業支援にあたり、地域金融機関がどの程度の資金供給に貢献しているのかを推定してみたい。井上(2009)は、開業時の平均資金調達額は1,253万円であり、そのうち617万円が「金融機関等」から調達されていると明らかにしている。ここでいう「金融機関等」には、政府系金融機関、自治体、公的機関からの借入を含んでいる。したがって研究からは直ちに地域金融機関が創業支援にあたりどの程度資金供給を行っているかは、直接にはわからない。そこで日本政策金融公庫が別途公表している資料を用いて推定してみる³⁵。この公表資料によると、日本政策金融公庫国民生活事業が創業支援分野において業務提携を行っている地域金融機関から紹介を受けた融資実績数は平成24年度で1,751件あり、そのうち585件は地域金融機関等が日本政策金融公庫と協調融資を行っている。この資料によれば、地域金融機関から紹介を受けた案件のうち、約3分の2は公庫のみが融資し、約3分の1は公庫に加えて地域金融機関が創業支援融資にあたり資金を供給していることになる。地域金融機関を通じて融資を申し込むとしても創業希望者は地域金融機関の融資審査を必ずしも満たすものではなく、そのために、創業希望者は主に日本政策金融公庫を活用し、地域金融機関はそれを補完しているということになるのであろう。推定としては、創業融資の申し込みがあったときに、3分の1程度またはそれ以下の水準で地域金融機関は対応しているということができるであろう。

7.2.3 組織におけるコーディネーション

組織の経済学では、イノベーションに伴う不確実性には、「意思決定問題において、最適な決定に必要な情報が組

組織内の人間には直接利用できないような属性」があるとする。これはイノベーション属性と呼ばれる（Milgrom and Roberts (1992)）。イノベーション属性があるときには、内部の経営資源だけの情報だけではなく外部の経営資源の意見の重要性が指摘される。また、分権的な局所最適が全体最適を必ずしも約束するものではないため、意思決定をコーディネートする必要が生じ、ここにおいて、中央のコーディネーション、上級管理者の役割が強調される。

先行研究のサーベイを通じて、危機意識と解決意識が地域のアクター間で共有されること、事業のマネジメント能力、地域金融機関による創業支援の可能性、内部・外部経営資源を組織的に活用する際の組織コーディネーションの必要性という諸論点が明らかになった。これらを踏まえて導入事例の検討及びケーススタディに進むこととする。

7.3 導入事例

はじめに、地域金融機関と創業支援の関わり合いを具体的事例にそくしておく。ここで検討することは、第二創業を遂げたものと地域金融機関のかかわりである。

7.3.1 第二創業による構造転換

1 京西テクノス

地域金融機関が創業支援融資を通じて地域イノベーションに機能するメカニズムを探る際、導入の事例として京西テクノス株式会社（以下、「京西テクノス」という）の事例をみる。京西テクノスは、東京都多摩地区にある中堅・中小企業である。保守期限切れというメーカーサポートの終了した計測機器、医療機器等の電子機器の修理を請け負う。2011年9月期の売上は約33億円であり、競合らしい競合もない（日経トップリーダー（2012））。

2 第二創業の内容

京西テクノスは、電子部品の実装受託企業であった親会社（京西電機）から修理事業をスピンオフしてできた会社である。第二創業を果たした例に位置づけられる。

まず親会社である京西電機の事業がどのようなものだったかをみる。親会社である京西電機は EMS(Electronic Manufacturing Service、電子機器の受託生産サービス)業者であり、電子部品の実装下請会社だった。表面実装機を用いてプリント基板に IC やチップを高速で装着する部品製造工場であった。それ自体は高度な技術を要する。しかし競争は激しい。国内や海外で数多くつくられ、コスト競争は厳しい。部品実装収入は部品あたり1円にも満たない例がある（山本（2011））。

次に、第二創業の経緯をみる。京西テクノスは電子機器部品受託生産メーカー（下請企業）である京西電機からスピンオフした。京西電機で24時間操業のラインが止まったとき、修理を依頼した。技術者派遣で10万円、部品代で10万円という高額請求があった。修理してもらったとき、修理サービスはなんと儲かることかと気がついたという

(日経トップリーダー (2012))。修理サービスは伸びると思われたので、1999 年に修理事業だけを行う会社の設立が提案された。しかし経営陣に相手にされなかったという。提案者は「サービス化で価格競争から抜け出せるかもしれない。とにかく 1 年間任せてほしい」と食い下がった(日経トップリーダー (2012))。実際に事業が実績を上げることを確認したうえでないと独立は認められないとの条件付きで認められることになった(日刊工業新聞 (2012.10.12))。実績を示すため、京西電機の仕事のつながりから、計測器や通信機器分野での修理事業の営業を横河電機、日本ヒューレット・パッカードなどを対象として行った。部品の受託生産というものづくり企業が修理サービスというものづくりでない業態へ進出することへの不安感もあった。不安はありながらも実績はあがった。医療機器メーカーからの修理受託の仕事も請け負うことができた(山本(2011))。実績が認められ、2000 年に京西テクノスを分社化し、第二創業がなされた。スピンオフの提案者が京西テクノスの社長に就任した。

また、下請からの脱却をみる。京西テクノスは大手からの下請企業から脱することにも成功した。第二創業時点では機器修理を行う事業に新規展開したものの、エンドユーザーからの受注ではなくまだ下請企業の位置づけであった。その後 2003 年になり、日本航空の旅客機用計測器の修理依頼がきた。製造もやめ修理からも手を引いた計測器メーカーから依頼されたものだった。1 か月で 3 台の修理を終えて日本航空にその修理済計測器を納入した。この話を聞いた全日本空輸からも修理の依頼を受けた。(Fuji Sankei Business (2011.10.31)、「Next Stage 京西テクノス 臼井努社長」)。この時を境に、修理の仕事はメーカーから受けるのではなく、エンドユーザーから直接受ける仕組みに変わった。

京西テクノスを事例にみると、第二創業によって果たすことのできた脱下請化という構造転換は 3 点にまとめられる。1 点目は、部品実装メーカーから修理事業へ転換したことである。事業ドメインの拡大として解釈できる。2 点目は、取扱品目の多様化である。計測器の修理から始まり、次第に通信機器の修理、医療機器の修理まで広がった。3 点目は、脱下請化である。大手企業による修理受託から、エンドユーザーによる直接受託に切り替わった。これらのことから脱下請化が可能になった。

7.3.2 地域金融機関による構造転換支援

ここで地域金融機関が第二創業に寄与し、産学官金協力を通じた地域イノベーションに対して機能したことをみる。京西テクノスの事例では、多摩信用金庫が京西テクノスの脱下請化に関して 2 点の貢献をした。1 点目は、経済産業省の新連携事業支援を提案したことである。2 点目は、京西テクノスの事業を顕彰したことである。それらを以下でみる。

1 新連携支援事業活用の提案

多摩信用金庫は経済産業省が行う新連携事業支援を用いることを京西テクノスに提案した。新連携事業支援は、「中小企業が異なる分野の事業者(中小企業、大企業、研究機関、NPO 等)と有機的に連携し、それぞれの経営資源(技

術、販路等)を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新市場創出を目指す」取り組みである。これに関し、政府は2種類の補助金を提供する。1つ目は、連携体構築に関するコンサルティング費用等の経費補助である。上限500万円、補助率2/3以内とされる。2つ目は、連携体が行う事業に必要な経費の補助である。上限2,500万円、補助率2/3以内とされる。こうした政府施策があることを多摩信用金庫は京西テクノスに提案した。

京西テクノスは多摩信用金庫の提案により、「メーカーサポートの終了した電子計測器修理ビジネス」の事業名で新連携事業支援の認定を受けた。連携体は3事業者で構成されるネットワークの仕組みである。京西テクノスがコア企業として電子機器修理技術とアフターサポートを行う。エンドユーザーの開拓はトーメンテクノソリューションズ株式会社が顧客パイプと情報収集を活かして行う。生産中止された修理部品の調達と供給は、株式会社コムサーチが中古機器を探してきて行う。ここで多摩信用金庫は、トーメンテクノソリューションズ株式会社を仕組みに入れることの相談に乗った。またこの仕組みに対して多摩信用金庫は金融支援を行うこととした。

新連携事業支援の認定は、京西テクノスという企業に世間の信用を高める効果をもたらした。京西テクノスは、「(筆者注:新連携支援事業に)応募しようと思ったのは、第3者のお墨付きをもらい、信頼を獲得できると思ったからです」、「認定はインパクトが大きかったです。信用力がつき、周囲の会社を見る目が変わりました。東京商工会議所会頭賞、東京都ベンチャー技術大賞奨励賞などさまざまな賞も頂きました。いろいろなところに自分たちの名前が出て、社員もプライドを持つことができました。社長としてはうれしいです」(関東経済産業局(2009)、p.55)。

新連携事業支援の提案を多摩信用金庫が行えたのは、多摩信用金庫の価値創造事業部という本部組織の担当者が中小企業基盤整備機構に出向しており、新連携事業支援の効果を認識していたことに端緒がある。多摩信用金庫の担当者は次のように言う。「私は以前、中小企業基盤整備機構に出向し、新連携を担当しており、その活用の効果を強く認識していました。そのため、当時その施策の活用を金庫内に積極的に発信していました。そのような取組の中で、営業担当者を通じて、京西テクノスさんが自社製品の「アタッカー1」を活用した事業展開を検討されているとのお話を頂きました」(関東経済産業局(2009)、p.54)。新連携支援事業によって補助金を受けるだけでなく、企業の評判を高めた効果があったといえる。

2 顕彰

多摩信用金庫は、京西テクノスの事業を顕彰した。多摩信用金庫では、多摩ブルー賞、多摩グリーン賞という顕彰制度を設けている。京西テクノスは2006年に多摩グリーン賞を受賞した。これに顕彰されることは、事業が第三者の評価によって評判を高めることができる効果をもたらす。現に京西テクノスは他の賞も受けた。2007年には東京商工会議所の第5回「勇気ある経営大賞」優秀賞、2008年には「東京都ベンチャー技術大賞」奨励賞、2010年にはサービス産業生産性協議会の「ハイ・サービス日本300選」の各賞を受賞した。

現在、京西テクノスの取引金融機関は、多摩信用金庫のほか、大手銀行も含めて多面的に構成されている。一般に企業規模が大きくなると信用金庫のような地域金融機関から「卒業」して、大手金融機関との取引が選好されるとい

われることがある。引き続き地域金融機関が取引金融機関の名を連ねていることは注目されてよい。

以上のことをみると、地域金融機関のかかわりは偶発的にしか過ぎないという批判を受けるかもしれない。言い方を変えれば、信用金庫の熱心な職員が企業に惚れ込んで頑張っただけなのではないかとも解釈できる。しかし、それでは、なぜ取引先の脱下請化という経営課題が発見できたのか。なぜ取引先の経営課題に解決策を提示することができたのか。なぜ価値創造事業部のような顧客支援の本部組織があるのか。なぜ顧客支援の本部組織が、すぐに融資に結びつかないかもしれない新連携支援事業という顧客サポートの仕事を完遂できるのか。なぜ取引先はいまでも信用金庫と取引を続けているのか。

こうした「なぜ」は、実は、地域金融機関が創業支援体制、中小企業成長支援体制という構造的な仕組みを提供しているのではないかという観点から解くことができるように思われる。以下では多摩信用金庫の事例をもとにして、地域金融機関が創業支援融資を用いながら産学官金協力の地域イノベーションに機能する構造を解明する。

7.4 ケーススタディ

7.4.1 事例選択の理由と事例の代表性

東京都の多摩地域を営業基盤とする地域金融機関である多摩信用金庫が行っている創業支援融資とこれにかかわる仕組みづくりについてのケーススタディを行う。

事例の選択にあたっては、選択バイアスに留意した。事例が平均的なものでない場合にはバイアスがかかり、その事例分析から導かれる結果に一般性を認めることが難しくなる。そこでこの事例が平均的なものであるかどうかを、下記の4点について検討した。

1 つ目は経営方針である。多摩信用金庫は地域に密着して事業創造や産業創造を行い、地域活性化を追求するとともに、地域の顧客との共存共栄をはかるという地域密着型金融の推進を経営目標としており、他の地域金融機関と同じ経営目標を有している。2 つ目は経営者構成である。多摩信用金庫の経営者は外部から招聘されたものではなく、内部昇格によっており、多くの地域金融機関の経営者構成と同じである。3 つ目は地域の資産変換機能である。多摩信用金庫は地域の預金を原資にして地域向けの融資を行う地域内の資産変換機能を持っており、他の地域金融機関と同じ機能を有している。4 つ目は業務執行に際しての組織体制である。多摩信用金庫は組織を本部と営業店に分け、業務の開発と適用をそれぞれに分担させており、他の地域金融機関と同じ組織構造を有している。

以上のとおり、多摩信用金庫の事例は地域金融機関の事例としては平均的なものだと考えられる。したがって、事例選択に関するバイアスは許容範囲内にあると考えられる。その結果、多摩信用金庫の事例から得られるケーススタディ考察の結論には、他の地域金融機関との共通性があると考えられる。

7.4.2 多摩地域の産業構造

多摩信用金庫の事例研究の前に、多摩信用金庫が営業基盤とする東京の多摩地域の産業構造を概観する。本研究では多摩地域を東京都の市部と定義する。2009 年経済センサス基礎調査によれば、東京都の区部と市部では表 7-1 のとおりの特徴がある。

多摩地域では建設業、生活関連サービス業等、教育学習支援業、医療福祉業の事業者数の構成比が区部に対して大きい。その反対に製造業、情報通信業、運輸業等、学術研究等の事業者数の構成比が小さい。

従業者数の構成比でも、建設業、製造業、運輸業等を除いて、この傾向は同一である。多摩地域は、建設事業への依存度が高い一方、ものづくりや IT 事業について区部と開きが生じており、これが物流にも影響を与えていると推察できる。一方、多摩地域は区部で働く人々の生活本拠地として機能していると考えられ、これが生活関連サービス業等、教育学習支援業、医療福祉業における区部との違いとなって表れていると考えられる。

表 7-1 多摩地域の産業構造 出所：経済センサス基礎調査(2009 年)をもとに筆者作成

	事業所数の構成比(%)		従業者数の構成比(%)	
	東京都・区部	東京都・市部	東京都・区部	東京都・市部
建設業	6.0	10.0	5.2	5.6
製造業	9.3	5.8	9.3	11.4
情報通信業	4.2	1.9	10.2	3.1
運輸業、郵便業	3.1	1.8	5.4	5.0
卸売業、小売業	24.3	23.9	20.4	19.2
不動産業、物品賃貸業	8.9	9.0	3.8	3.0
学術研究、専門・技術サービス業	7.2	4.7	5.0	3.1
宿泊業、飲食サービス業	14.1	13.6	9.1	10.9
生活関連サービス、娯楽業	6.8	8.8	3.7	4.9
教育、学習支援業	2.5	4.8	4.1	8.1
医療、福祉	5.4	8.2	5.6	13.2

7.4.3 多摩信用金庫の概要

多摩信用金庫は地域金融機関、すなわち地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を総称する業態にある。

信用金庫は、会員によって所有され、特定の地域に営業範囲を限定された金融機関である。地方銀行、第二地方銀行と異なり、信用金庫は株式会社でないことから、営利を目的としていない。また信用組合には地域単位のものだけに限らず、職場単位のものや同一業界単位のものもあるが、信用金庫はすべて地域単位である。しかしながら地域の資金を預金の形で集め、地域の事業者に貸出金の形で資金を提供しているという地域金融機関の機能を果たしている点では、基本的には地方銀行、第二地方銀行、信用組合と同様に議論してよい業態である。

はじめに多摩信用金庫の全体像を表 7-2 にそくしてみることとする。多摩信用金庫は1933年の創業から80年を迎えるが、21世紀に入ってから経営不振の他の信用金庫を吸収している。預金量が2兆3千億円程度あり、信用金庫としては大きな規模である。店舗は多摩地域を全域カバーしているに加え、東京都区部、神奈川県、埼玉県にも展開している。不良債権比率は地域金融機関としては高い水準にあるが、いわゆるバルクセールなどの処理手法をとらず、自力での債務者支援活動に注力しているからであると思われる。

表 7-2 多摩信用金庫の概要 (2013年3月末) 出所：公表資料により筆者作成

所在等	東京都立川市（東京の多摩地域を営業基盤とする）
経緯	1933年 有限責任立川信用組合 1948年 多摩中央信用組合に改称 1951年 多摩中央信用金庫に改組 2006年 太平信用金庫、八王子信用金庫と合併し、名称を多摩信用金庫に変更
資本の特徴	出資金 2兆3,587億円 会員数 101,612人 公的資金等の注入はない
資金量	預金 2兆3,756億円 貸出金 1兆157億円 有価証券 9,400億円
自己資本比率	8.87%
業務純益	75億円
人員、店舗	1,977人、80店舗

表 7-3 多摩信用金庫の不良債権の状況と創業支援の仕組み (出所：筆者作成)

不良債権の状況	不良債権比率 7.8% (2013年3月) 2012年3月末 不良債権比率 8.73%
創業支援を通じた地域イノベーションの仕組み	組織運営（マネジャーの考え方、専門組織、プロフェッショナル人材） 創業支援資金、事業成長支援資金 地域産業と地域金融機関は地域社会に埋め込まれているという認識 創業支援の仕組み 外部ネットワーク イノベーションの顕彰 経営困難企業へのコミットメント

次に、多摩信用金庫の産業別融資構造を表 7-4 にそくしてみることとする。多摩信用金庫の法人融資先に対する産業別の構成比は2010年3月末のデータに、東京都区部、市部の事業所数の産業別構成比は2009年の経済センサス

によっている。

多摩信用金庫の融資構造の特徴は、建設業向け、製造業向け、卸売業小売業向け、不動産業等向け融資先構成比が高いことにある。これらの業態では不動産取得や営業資産取得についての所要資金額が大きく、また借入金に対する依存度が高いので、多摩信用金庫だけに特有な事情とは考えられない。しかしながら、多摩地域の特色である生活関連サービス業等、教育学習支援業、医療福祉業における事業者構成比が高いことに照らして考えると、こうした産業向けの融資を拡大することを通じて、こうした産業の進展を支援することが求められているとも言える。

表 7-4 多摩信用金庫の産業別融資構造 (出所：多摩信用金庫公表資料及び2009年経済センサス基礎調査により筆者作成)

	多摩信用金庫の構成比(%)	事業所数の構成比(%)	
	融資先数 (対法人総数)	東京都・区部	東京都・市部
建設業	23.21	6.0	10.0
製造業	10.67	9.3	5.8
情報通信業	1.51	4.2	1.9
運輸業、郵便業	2.16	3.1	1.8
卸売業、小売業	16.68	24.3	23.9
不動産業、物品賃貸業	16.72	8.9	9.0
学術研究、専門・技術サービス業	3.68	7.2	4.7
宿泊業、飲食サービス業	8.57	14.1	13.6
生活関連サービス、娯楽業	3.93	6.8	8.8
教育、学習支援業	0.69	2.5	4.8
医療、福祉	3.43	5.4	8.2

最後に、多摩信用金庫が創業支援融資を通じて地域イノベーションの仕組みをどのように作っているかを模式図に示すこととする。この模式図に描かれた事項のうち、主要なものの詳細な記述をこの後に本文で著す。

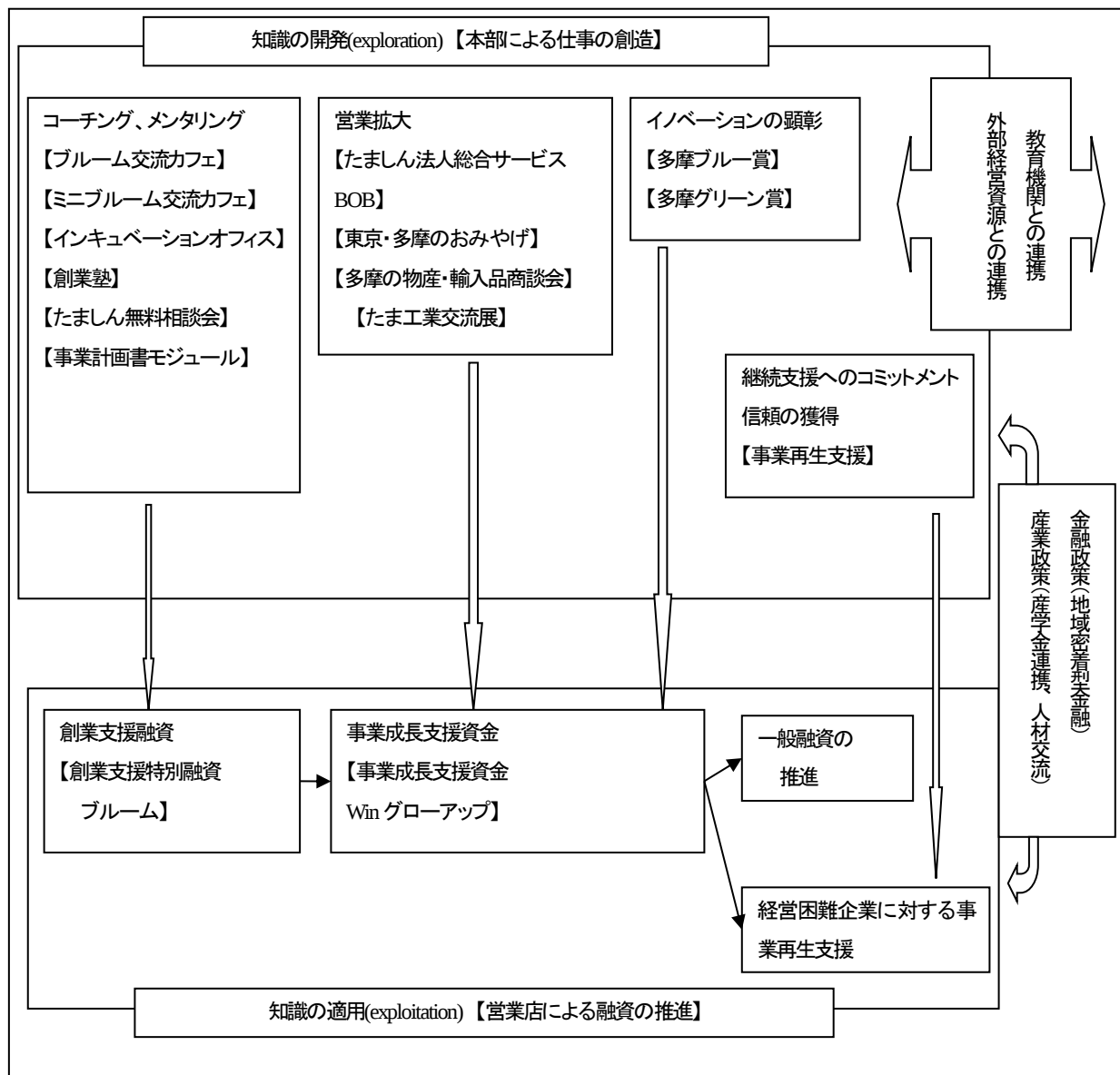


図 7-1 多摩信用金庫による創業支援融資を通じたイノベーション創造の仕組み（出所：筆者作成）

7.4.4 組織運営

多摩信用金庫において産学官金協力を通じた地域イノベーションを創造するための仕組みは、知識の開発を行う本部と、開発された知識を具体的に適用する営業店の2層によって成り立っている。その2層を束ねる最高経営責任者がマネジャーとして機能している。ここでは、マネジャーが産学官金協力を通じた地域イノベーションをどのように理解しているか、知識を開発する専門組織はどのようなものであるかについてみることにする。

1 マネジャーが地域イノベーションをどのように理解しているか

地域金融機関の経営トップは、カリスマ的なリーダーシップを発揮して組織を牽引するというより、地域金融機関の内部の人々を動機付け、自らも動き、組織の内外での活動を円滑にする役割を求められることが多い。これは「マネジャー」(Mintzberg(2009))一般に言える特徴である。リーダーシップの発揮の側面からとらえるよりも、マネジャーの仕事の側面からとらえるほうが問題を明らかにできるように思われる。そこで多摩信用金庫のマネジャー(理事長)が、産学官金協力を通じた地域イノベーションのために地域金融機関にはどのような条件が必要かと考えているかを調べた。調査は文献資料(金融審議会(2009))における多摩信用金庫のマネジャー(理事長)発言に全面的に依拠している。その結果、「地域に対する信頼」、「地域金融機関と事業者の相互理解」、「仕事の創出活動は地域金融機関の本業」、「地域へのコミットメント」、「外部経営資源の活用」、「経済効果の発現」の6点が理解の内容であることがわかった。以下でそれらを分析する。

1点目は、地域に対する信頼である。地域金融機関から見ると、事業者とは融資対象先というよりは「地域の大事な要素」であり、その持続可能性を信じている旨の発言をマネジャーはしている。地域金融機関の顧客は、貸すか貸さないかの対象というより、地域社会を構成する大事な要素であり、支援継続によって持続可能な存在であるとみている(金融審議会(2009))³⁶。事業者の存続を通して持続可能な地域社会が成り立つと信頼していると言い換えてもよいと思われる。

2点目は事業者との信頼を構築するに当たっては、双方向の議論と相互理解が必要だと考えていることである。地域金融機関は地域の情報に触れ続けていることから、未取引の事業者についても全く知らないということはない(金融審議会(2009))³⁷。事業者との相互理解のためには、事業者の問題意識を隠さずに伝えてもらえることが必要である。その上で、地域金融機関が事業者の問題意識に対して課題解決機能を提供できることが必要である(金融審議会(2009))³⁸。そうした旨をマネジャーは述べている。

3点目は、地域金融機関が行なう創業支援活動や産業創造活動は、地域金融機関にとって付随的な業務ではなく、むしろ本業であると考えていることである(金融審議会(2009))³⁹。地域の創業支援を含めた地域金融機関活動は社会貢献でもあり、それを実際の毎日の業務として位置づけている旨の発言をマネジャーはしている。

4点目は創業支援活動や産業創造活動は地域金融機関にとってコストと時間の負担が大きいことを認識した上で、

それでもなおコミットすることである（金融審議会（2009））⁴⁰。マネジャーがいうところによれば、業務純益の3%程度を産学官金協力を通じた地域イノベーション活動に充てており、それは「地域をよくしていく、一緒に生きていくためのコスト」であるという。そうした活動にはすでに7年程度のコミットをしているともいう。

5点目は、地域金融機関の内部に課題解決機能が不足する場合には、外部の経営資源を活用することの必要性を認識することである（金融審議会（2009））⁴¹。地域金融機関の内部資源に頼れる部分は「残念ながら40%とか50%、それぐらい」であり、不足する部分については「周りのネットワーク」を活用することが必要であるとマネジャーはいう。

6点目は、地域活性化を地域金融機関が推進するにあっては、経済効果が具体的に発現しなければならないと認識していることである⁴²。実施している産学官金協力を通じた地域イノベーションの効果が発現してイノベーションの経済効果が地域に再投入されるほどには至っていないが、そうしたイノベーションの効果が発現することが必要である旨をマネジャーは言っている。

2 知識を開発する専門組織はどのようなものであるか

地域金融機関が組織的に地域活性化の仕組みづくりを行なう際には、その仕組みを開発して営業店を動かす専門組織が必要である。多摩信用金庫では「価値創造事業部」がこの機能を担う（関東経済産業局(2009)）。金融名鑑 2014年版によれば、価値創造事業部は113名のスタッフを擁し、営業店支援担当、個人支援担当、法人支援担当、地域支援担当、企画担当のサブグループに分かれている。このうち創業支援を専門に扱う職員は「ブルームマネージャー」と呼ばれ、その数は4人である（大畑(2013)）。地域金融機関が融資のマーケティングをするに際しては、融資需要の背景にある事業者の課題、例えば、雇用人材確保、販路拡大、研究開発、後継者問題等を把握し、解決できてはじめて融資の仕事が可能になるとの考え方がこの組織に浸透している（厚生労働省(2010)）⁴³。

業務内容は、事業者の課題を発見すること及び外部経営資源を活用して解決策を提示することの2段階になっている（中小企業基盤整備機構経営支援情報センター(2012)）。1段階目の業務の流れは、価値創造事業部の担当者が支店取引先を直接訪問し、同一基準に照らして取引先の経営課題を把握することである。価値創造事業部の担当者は他の支店の案件も同時にみている。案件をみるとときには同じ判断基準を用いることになる。判断基準が一定しているので、特定の顧客の課題を他の類型と比較しながら見つけやすくなる。2段階目の業務の流れは、本部担当者が収集した課題と、提携している中小企業診断士から提示される課題とをあわせることである。1日あたり10-20程度の課題を当日の夕方までに収集する。これを価値創造事業部がチームで討議し、あらかじめリストアップされた専門家に解決策提案を依頼する。外部の経営資源を活用して解決策を提示することが主流である。但しこのような仕事の進め方では、支援機関や専門家を紹介して終わるだけにとどまる可能性がある。そのため、地域金融機関内部の人材育成も必要であると認識されている（関東経済産業局(2009)、p.62）⁴⁴。

7.4.5 創業支援資金、事業成長支援資金

多摩信用金庫は創業支援資金と事業成長支援資金の商品を開発し、提供している。その概要は表 7-5 のとおりである。その内容を下記の本文で著す。

表 7-5 多摩信用金庫による創業支援資金、事業成長支援資金 (出所：筆者作成)

	創業支援資金	事業成長支援資金
名称	ブルーム	Win グローアップ
対象者	金庫営業地区内（多摩地域およびその周辺）にて、申込み時点から起算して6ヵ月以内に事業を開始する、または過去3年以内に事業を開始した法人・個人。	
計画書	「たましん創業支援特別融資「ブルーム」事業計画書（兼経営者経歴シート）」が必要であり、これに基づいて審査する。	
資金使途	運転資金または設備資金	運転資金または設備資金
実行金額	500万円以内（10万円単位）	3,000万円以内（ただし、債務者に関連する個人・法人の融資金額合算）
融資期間	運転資金：7年以内 設備資金：10年以内 いずれも元金据置期間3年以内利用可（ただし、創業から3年以内の範囲）	7年以内（元金据置期間6ヵ月以内利用可）
利率	1年目：固定金利1.0% 2年目以降：金庫所定の金利（変動金利）	所定の金利（変動金利または固定金利）
返済方法	元利均等返済。	元金均等返済または元利均等返済
保証人	原則として必要（ただし、経営に関与していない第三者は原則として不要） なお、1%の金利上乗せで代表者保証免除の取り扱いも可能	原則として必要（ただし、経営に関与していない第三者は原則として不要）
担保	原則として不要	原則として不要

1 創業支援資金

創業を考えている人あるいは創業間もない事業者に対して、「創業支援特別融資ブルーム」と名づけられた創業支援金融商品が多摩信用金庫は設定している。通常の融資商品と異なり、融資申し込みの段階から事業計画書と経営者の来歴を提示させている。創業に伴う将来キャッシュフローの不確実性を縮減させること、債権者と債務者が同じベクトルで事業の将来像を把握すること、債権者債務者間の信頼関係を構築する機能があると思われる。

2 事業成長支援資金

創業後、事業拡大に際して必要とされる運転資金需要、設備資金需要に対して、「事業成長支援融資 Win グローアップ」と名づけられた事業成長支援資金が多摩信用金庫は設定している。創業支援特別融資は500万円以内であるのに対して、3,000万円までの融資が可能になっている。

7.4.6 地域産業と地域金融機関は地域社会に埋め込まれているという認識

多摩信用金庫の職員も、「信用金庫は、そもそも地域の方々が互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同

組織の金融機関である」、「地域の課題解決を図るにはできるだけ多くの人々が関与することが望ましい」、「CB（コミュニティビジネス）の数を増やしその質を高めるための応援をすることで、地域の課題解決が進み、結果的に地域力がアップ」するという（長島及び箕輪(2010)）。このように、多摩信用金庫は地域社会に貢献することが本義であると職員も述べている。これは、地域金融機関はそもそも地域社会に埋め込まれているとの認識を表示していると考えられる。信用金庫は地域の協同組織金融機関であるからだと思われるかもしれない。しかし、協同組織であるか株式会社組織であるかにかかわらず、地域の資金を地域に再投資するという地域金融機関の本来の機能からみれば、地域金融機関は地域社会に埋め込まれていると解するのは自然である。

また、地域社会には地域ネットワークに必要とされる十分な情報が常にあるわけでもない。「地域ネットワークなどの資源には困っていないとも考えがちであるが、実際のところは逆の場合が多い。存外地域や同業者のネットワーク化など、地域で事業を効果的に進めていくための策を打っていない」と多摩信用金庫の職員は発言しており、地域において地域内情報を積極的に循環させることが必要だとの認識も多摩信用金庫の職員はもっている（長島及び箕輪(2010)）⁴⁵。

地域産業と地域金融機関は地域社会に埋め込まれたものであるとはいえ、具体的にアクターがそれを理解して実務においてそのことの重要性を認識しなければ、産学官金協力を通じた地域イノベーションは機能しないということが含意される。

7.4.7 創業支援のステップ

多摩信用金庫が提供する創業支援の仕組みは、表 7-6 に記したとおり、8 段階で構成されている。このステップは創業に関する様々な論点をカバーしており、地域社会において地域金融機関が提供する産学官金協力を通じた地域イノベーションの仕組みを信頼させる機能を有すると考えられる。

表 7-6 多摩信用金庫による創業支援のステップ（出所：筆者作成）

	ステップ	創業を具体化させるための機構
1	創業目的の確認	創業経験者の経験談を聞く機会として「ブルーム交流カフェ、ミニブルーム交流カフェ」 創業相談として「たましん無料相談会」 創業の体系的学習のための「創業塾」
2	事業アイデアの構想	
3	ビジネスモデルの立案	ビジネスモデルの立案のために「たましん無料相談会」
4	販路開拓	販路開拓のために「たましん法人総合サービス BOB」、「東京・多摩のおみやげ」、「多摩の物産 & 輸入品商談会」、「たま工業交流展」 人脈を広げるために「ブルーム交流カフェ、ミニブルーム交流カフェ」
5	創業場所の選定	創業場所の選定のために「たましんインキュベーション施設 ブルームセンター」 「インキュベーションオフィス情報（公益財団法人東京都中小企業振興公社）の紹介」
6	従業員の採用	「東京しごとセンターの紹介」
7	資金計画、収支計画の策定	資金計画相談のために「たましん無料相談会」 具体的借入のために「たましん創業支援特別融資 ブルーム」
8	事業計画書の策定	事業計画書作成のために「事業計画書モジュールの配布」 事業計画書作成相談のために「たましん無料相談会」

7.4.8 外部ネットワーク

創業支援の仕組みを作るに際して、内部経営資源だけではまかないきれないという制約が地域金融機関にはある。多摩信用金庫は次に記す外部経営資源を活用して自らの機能を補完させている。

1 経済産業行政との人材交流

地域金融機関ではスペシャリストを育成して、特定分野のプロフェッショナルリズムを組み立てる例がある。多摩信用金庫では、価値創造部の職員が長く地域活性化業務にかかわることでプロフェッショナルリズムを浸透させている。また地域金融機関は産業政策に必ずしも通曉しているものではないので、産業政策の知見を地域金融機関の内部に搬入することが必要となる。これに関して多摩信用金庫は、官民人材交流を利用して、価値創造事業部の職員を経済産業省関東経済産業局産業部製造産業課ものづくり基盤技術専門官として派遣し、また経済産業省関東経済産業局地域経済部地域経済課連携推進係長を価値創造事業部に受け入れている（人事院(2010)）⁴⁶。このように多摩信用金庫では内部で長期的に専門職務を行う人材を育て、また外部組織との人的交流を図ることでプロフェッショナルリズムを作り上げている。

2 公的融資、公的融資機関のマーケティング機会の活用とその拡張

創業融資は日本政策金融公庫国民生活事業のシェアが高い。これを踏まえて多摩信用金庫は公的融資のマーケティング活動も行なっている。日本政策金融公庫と多摩信用金庫は共同歩調を取っている。その例が「ブルーム交流カフェ」、「ミニブルーム交流カフェ」である。これは創業経験者が創業志望者に対して創業経験を語る場である。「ブルーム交流カフェ」は公庫と多摩信用金庫の共催になっている。「ミニブルーム交流カフェ」は「ブルーム交流カフェ」よりも規模が小さく、多摩信用金庫及び自治体等との共催である。創業を考える者は多くが日本政策金融公庫国民生活事業の利用を考えるが、多摩信用金庫はこうした創業意欲者のニーズを先取りして公庫のマーケティング機会を活用し、また自治体等との共同開催によってこうした機会を拡張しているものと思われる。

7.4.9 メンタリング、コーチング

創業に際しては様々な不確実性があるため、創業を躊躇することがあろう。多摩信用金庫では営業店において「たましん無料相談会」を開いている。しかし相談者は金融機関の職員を相手に相談することになる。具体的な創業経験者の実体験を聞いて創業に関する不安感や不確実性を削減させることには必ずしもつながらない可能性がある。

そのような不確実性を縮減させる方法にメンタリングやコーチングがある。メンタリングやコーチングとは、「創業者になるという行動をかきたて、変化に積極的に関わることを推奨する」、「事業展開のためのスキルと技法を伝授する」、「顧客、金融機関、他の株主などとの関係に対処するスキルを伝授する」ものである (Klofsten and Öberg (2011))。

多摩信用金庫はこうした創業に関する不確実性への克服方法を伝えるため、創業経験者というロールモデルによるメンタリングやコーチングの機能を「ブルーム交流カフェ」、「ミニブルーム交流カフェ」にもたせている。

また、「ミニブルーム交流カフェ」に顕著にみられるが、創業支援の対象範囲を、女性創業、中高年創業、食関連創業、女性と子供の生活改善創業等の、現代的なテーマとしていることが観察できる。創業機会は多様化しており、また多様性を織り込んだ創業支援の必要性が含意される。

表 7-7 最近のブルーム交流カフェの内容 (出所：筆者作成)

日付	講演者	内容	定員
2013年 3月4日	「リプト株式会社社長」(医療ベンチャー創業者)	「講演 新たなチャレンジに向けて」 パネルディスカッション「創業をカタチにする～私が大事にしている想い～」 創業大交流会	100

表 7-8 最近のブルーム交流カフェの内容 (出所：筆者作成)

日付	講演者	内容	定員
2012年 4月20日	「川村透事務所代表」(組織活性化コンサルタント)	「講演会ー創業した先輩から学ぶーものの見方で人生が変わる！」 地域交流会	20
4月25日	「SODA 株式会社代表取締役」(スマートフォン向けソフトウェア受託開発)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー地域から世界に向けて発信～スマートフォンビジネスの可能性～」 地域交流会	20
5月18日	「株式会社イーエス技研代表取締役」(規格認証ビジネス CE マーケティング試験所)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー会社設立動機と運営方針」 地域交流会	20
5月23日	「株式会社メゾン ド マリ代表取締役」(パン・料理教室)	「講演会ー創業した先輩から学ぶーママの手作りパン屋さん～食と人と心をつなぐ～」 地域交流会	20
6月19日	「Hiro's Style 代表」(起業家コーディネーター)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー自分の強みを生かせ！OL から起業した私の実体験～企業の成功の秘訣は「人とのつながり」と「循環支援」」 地域交流会	30
6月28日	「ビューティーリゾート・アーリア代表」(サロン まつげエクステ)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー「美」と「癒し」のサロンオープン！真の美を求めて～40代からの夢の実現、☆キラキラ輝く女性をプロデュース～」 地域交流会	20
7月4日	「株式会社エマリコく(にたち代表取締役」(地元野菜取扱、地元応援型ダイニング)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー東京に住みながら、毎日朝どれ野菜を～コミュニティビジネスで地域を元気に！～」 地域交流会	20
10月24日	「株式会社アットサークル代表取締役」(海外進出コンサルティング)	「講演会ー創業した先輩から学ぶーサラリーマン時代に培ったノウハウで起業」 トークセッション	20
11月1日	「株式会社やまもり代表取締役」(社員食堂、レストラン設立運営コンサルタント、健康食堂経営)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー自分のやりたいことを仕事にする」 トークセッション	20
11月14日	「オルテギア代表」(オリジナルブランドのブックカバー企画)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー「手仕事」で夢をかなえる法～わたしがブックカバーを選んだわけ～」 リエ 女性の創業セッション	20
11月20日	「ブレッド&カフェ ハーベスト代表」(手作りパンのベーカリー)	「講演会ー創業した先輩から学ぶーパンが大好き！50代から創業したまじめなパン職人～カフェを併設した地域密着型ベーカリー「ハーベスト」への想い～」 トークセッション	20
2013年 1月23日	「ソーバス株式会社代表取締役」(ソフトウェア開発)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー50代からはじめる！燃える起業家プロジェクト！」 トークセッション	20
1月25日	「パワーストーンスクール&ショップ アロマヴァンベール代表」(パワーストーン講習 販売)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー“好き”を仕事にする方法～趣味を極めて仕事を創る～」 トークセッション	20
2月1日	「非営利型株式会社 Polaris 代表取締役」(デンボラリーの仕事の斡旋)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー起業して手に入れる！ライフステージに合わせた心地よい働き方」 トークセッション	20
2月8日	「株式会社フジフィールド代表取締役」(動物病院、ペットショップ、両者併設運営)	「講演会ー創業した先輩から学ぶーわたしが創業した理由～ペットと飼い主の幸せな暮らしをトータルサポート～」 トークセッション	20
3月15日	「木のおもちゃチッタ店主」(木のおもちゃを自宅及びネットで販売)	「講演会ー創業した先輩から学ぶーできることから始める自宅ショップ～子育て、店育てから地域～」 トークセッション	20
3月23日	「一般社団法人 調布アイランド 代表理事」(調布飛行場を経由してつながる伊豆諸島と連携して調布と島々を活性化するプロジェクトの企画)	「講演会ー創業した先輩から学ぶー企業人から地域人へ～調布に海を！島の食材で街を元気に！！「調布アイランドプロジェクト」」 トークセッション	20

7.4.10 大学との連携

学金連携活動として、東京高専、明星大学、電気通信大学、首都大学東京等と多摩信用金庫は協定⁴⁷を結んでいる。この協定においてどのような連携活動が行われているのかについて明星大学と東京高専を例にして論じる。

明星大学については、多摩地域の社長が同大学から多く卒業している。その後継者となりうる子弟も同大学に多く在籍している。また同大学卒業者は多摩地域への企業へ就職するものが多い。こうしたことから同大学と協力協定を結んでいる。明星大学の学生が就職活動を行う際に、多摩信用金庫は2つの支援を行っている。1つ目は大学生に対する就職面接指導である。多摩信用金庫の人事部が就職の面接の受け方などの説明を行っている。2つ目は合同企業セミナーへの協力である。多摩信用金庫が多摩地域の企業を訪問し、明星大学の合同企業セミナーでの面接会に参加するよう依頼している（厚生労働省(2010)）。

東京高専についてはさらに深い連携が行われている（厚生労働省(2010)）。多摩信用金庫から50歳代の職員が東京高専に転籍した。その結果、地域金融機関の活動が東京高専において理解されやすくなった。また東京高専の話題や言葉が多摩信用金庫において理解されやすくなった。東京高専で「匠塾」という連携フォーラムが形成されているところ⁴⁸、こうした人材交流が大きな要因になっているようである。これは地域金融機関と教育組織の間で人材交流を通じて知識共有が進み、協力が生じていることを物語っていると言えよう。

7.4.11 イノベーションの顕彰

多摩地域の中小企業者が製品部門でイノベーションを果たし、あるいは経営部門でイノベーションを果たし、それを通じて地域活性化が図られることを意図して、多摩信用金庫は顕彰制度を有している。製造部門は多摩ブルー賞、経営部門は多摩グリーン賞と命名されている。これまで10回実施され、受賞者は延べ120を越えている。選考は学識経験者を主体にした第三者委員会形式にしており、選考委員長は明星大学教授、副選考委員長は電気通信大学教授が務めている。選考委員は、関東経済産業局地域経済部地域振興課長、東京都産業労働局商工部創業支援課長、東京都立産業技術研究センター多摩テクノプラザ総合支援課長、東京都商工会連合会事務局長、TAMA産業活性化協会事務局長、東京都中小企業診断士協会三多摩支部長、日本フィランソロピー協会理事長、NTTアドバンステクノロジー先端プロダクツ事業本部企画部門部門長、東京中小企業投資育成業務第二部長、信金中央金庫地域・中小企業研究所主任研究員、日本経済新聞社多摩支局長、毎日新聞社会部多摩総局長で構成されている。その選考基準は、①独自性・革新性があるか、また、それにあたりどのような努力、独自の工夫などがあるか、②どのような市場性・収益性があるか、③地域経済の発展等にどのような波及効果を与えているか、④現在の事業状況を踏まえ、今後の継続性があるか、⑤「環境・少子高齢化・安全・衛生・ワークライフバランス・地域活動」等の社会的な課題に関してどのように関与・貢献しているか、である。最優秀賞の褒賞は表彰状、盾、副賞100万円等である。

表 7-9 多摩ブルー賞 多摩グリーン賞 出所：筆者作成

回・年	ブルー賞		グリーン賞	
	最優秀賞内容	応募数	最優秀賞内容	応募数
1回 2003年	感熱自動閉止ガス栓 (火災による高熱でガスメーターが破損してもガスの漏出を未然に防ぐ安全装置)	85	都市部における未来型産業廃棄物中間処理工場の設置 (住宅地域において金属くずなどを扱う産業廃棄物中間処理工場の許認可を取得した)	40
2回 2004年	エレメントレスフィルター (フィルターでありながら中身にエレメントがない構造のフィルター)	97	消費者が自分のライフスタイルに合ったハウスメーカーを選定できるシステム (本来競合しあうハウスメーカー各社の窓口を一本化し、住宅展示場の多大な経費をかけないで受注できる仕組み)	40
3回 2005年	2色成形体のレーザー発色技術 (携帯型ゲーム機の操作部ボタンに見られるような、透明を透過した状態で境界面へレーザー発色する仕組み)	85	営業のいない営業 (質の高いサンドウィッチを開発し、営業社員ゼロで出店展開)	37
4回 2006年	金属プレス加工における金型内組み立て加工技術 (1つの金型の中でプレスとカシメを順次行い、完成品の状態でプレスから排出される仕組み)	93	メーカーサポートの終了した電子計測器修理ビジネス (電子計測器メーカーの標準的なサポート期間である7年から10年を経過した機械を修理する)	64
5回 2007年	液体クロマトグラフ法による分離精製装置 (極微量の試料で分析できる機械に多量の試料を注入すると極端に分離能力が低下することを克服)	74	開発・試作期間を画期的に短縮した試作システム (産学官連携によって技術開発を行い、知名度もあげ、高度技術を有する人材確保も容易になった)	53
6回 2008年	極細パイプ曲加工、2次元加工で3次元切削品を量産化 (細いパイプを曲げる技術、NC旋盤に独自の治具と簡易ロボット、パレットを組み合わせることで2次元加工で3次元切削品を量産化する技術)	98	自閉症児のための「生活療法プログラム」 (子どもの障害のみに着目するのではなく、人としての全体像をとらえたうえで、将来を見据えて、子どもと親と教師の強い信頼関係によって積極的に働きかける教育法)	62
7回 2009年	空気吸入式・移動式ガス発生装置 (プロパンで都市ガスと同じ燃焼性のガスを製造する超小型ガス製造装置。阪神大震災や新潟県中越地震の復旧時にも使用された)	87	訪問介護事業所による医療的ケアの確立 (訪問看護事業所と訪問介護事業所を同じ法人内に設置)	53
8回 2010年	精密位置決め用超小型スイッチ (信頼性高く機能を発揮する「原点出し」などのための精度の高い位置決めスイッチ)	82	医療・介護連携型高齢者専用賃貸住宅 (24時間365日の切れ目のない支援を受けながら生活できる住宅)	64
9回 2011年	放射線測定器 (従来製品の10倍までの測定が可能、等価線量を評価可能)	94	住人交流型賃貸住宅「ソーシャルアパートメント」 (1R+共用LDKという新しい間取り概念の賃貸住宅)	59
10回 2012年	医用電子血圧計 (簡便な方法で精度よく血管評価もできる血圧計)	79	既存躯体を活かした公的住宅再生事業 (公的住宅を菜園付賃貸住宅のコンセプトで再生させ、コミュニティー再生を図る)	73

7.4.1.2 経営困難企業へのコミットメント

経営が苦境となった事業者に経営改善支援をすることは地域金融機関において常態となっている。多摩信用金庫もその活動を行なっている。経営改善支援活動、事業再生支援活動は「本業」であるとうたうことによって、多摩信用金庫は経営改善支援へのコミットメントを明確にしている（多摩信用金庫（2012）、p.6）。このコミットによって、地域金融機関は地域を信頼するという表示の効果を生み、また、地域金融機関は支援を継続するであろうと地域から信頼されることになる。

7.4.13 多摩信用金庫における金融イノベーションの効果

以上みてきたとおり、多摩信用金庫は産学官金協力を通じた地域イノベーションのために地域金融機関として様々な仕組みを開発し、それを実行してきた。それでは、そうした活動が具体的にどのような結果をもたらしたのかを表7-10にそくしてみることにする。

地域金融機関の役割は、預金等として集めた資金を貸出金として地域の事業者等に資産変換することにある。さらに、地域で資金を需要している事業者等にできるだけ数多く対応できれば、できるだけ資金供給機会を最大化させていると考えることができる。このことから、単位金額（例えば1億円）をどれだけ数多くの事業者等に貸し出しているかをみたものが、表中の1番上の項目である。東京都の全体でも（ここでは東京都の地方銀行、第二地方銀行、信用金庫計26を対象にしている。信用組合はデータがない）、多摩信用金庫でも、ここ3年間、平均貸出先数は通減している。ただし多摩信用金庫の1先あたり平均貸出先数は東京都全体を上回っている。

さらに、2010年と2012年を比較したとき、その減少率はどうかを調べたものが表中の上から2番目の項目である。この結果、多摩信用金庫の減少の程度は、東京都全体の減少の程度よりも小さいことがわかった。

このことは、次の解釈を可能にする。

多摩信用金庫は具体的にみてきたとおり、産学官金協力を通じた地域イノベーションのための活動を行ってきた。そのことが、東京都の他の金融機関に比べて、単位金額あたりの貸出先数の減り方が小さくて済んだものと思われる。

一方、多摩信用金庫の他の計数を経年的に追跡したものが、表中の上から3番目以下の項目である。

創業融資、事業成長支援融資、事業所融資とも、年度ごとの実績は通減している。これだけを取り出すと、地域金融機関は産学官金協力を通じた地域イノベーションに対して貢献したとしても、地域金融機関自身に対してリターンは大きくないと考えることもできる。そうであるとするならば、地域金融機関はあえて産学官金協力を通じた地域イノベーションに関する知識創造の営みをせず、融資案件が来るのを待ち、それに受動的にこたえていくだけで十分であると結論付けることもできる。しかし本当にそうなのであろうか。

創業融資、事業成長支援融資、事業所融資に関する計数推移は二義的な解釈が可能である。1つ目は先に述べたとおり、効果が表れていないと考えることである。2つ目は、創業融資や事業成長支援融資の取り扱いを始めた2008年3月期に特に集中的な創業の掘り起こしがあり、その後3年程度で創業が一巡したので現在の数値に落ち着いたと考えることである。初頭効果が高かったということであるが、現在でもなお継続的に創業や事業成長支援に関する需要は存在していることを裏付けると考えることが可能である。

産学官金協力を通じた地域イノベーションという概念がなければ、地域金融機関の創業支援融資は単なる融資推進の道具でしかなくなる。実績が上がらないのであれば、あえて創業支援融資に関する産学官金協力を通じた地域イノベーションを行う必要性はない。しかし通減傾向にあっても地域金融機関は産学官金協力を通じた地域イノベーションへの貢献を中止していないことをこのデータは意味している。それは長期的に地域金融が地域の持続可能性や地域の経済成長を信頼しているからだと考えられる。ブルーム交流カフェやミニブルーム交流カフェの参加人数を2012

年3月期に増加させているのは、創業支援活動に今一度地域金融機関が息を吹き込もうとしていることの表れであるように思われる。なぜそれを行うのか。地域金融機関が地域の持続可能性と経済成長を信頼しているからだと考えることが整合的な解釈だと思われる。このことは、多摩信用金庫のマネジャー（理事長）が創業支援活動や産業創造活動が地域金融機関にとって時間とコストがかかることに触れ、それは、「地域をよくしていく、一緒に生きていく」このためにあるという発言からも裏付けられる（金融審議会（2009））。

これらのことから、地域金融機関が産学官金協力を通じた地域イノベーションに貢献する活動には、中小企業者の創業を誘発して地域社会の状況を改善する意義があると考えられることができる。

表 7-10 計数の推移（出所：筆者作成）

	2007年3月 H19.3.31	2008年3月 H20.3.31	2009年3月 H21.3.31	2010年3月 H22.3.31	2011年3月 H23.3.31	2012年3月 H24.3.31
中小企業向け貸出金1億円あたりの平均貸出先数						
東京都全体				6.41	6.31	6.13
多摩信用金庫				7.48	7.37	7.22
中小企業向け貸出金1億円あたりの平均貸出先数 2010年対2012年比						
東京都全体						△4.42%
多摩信用金庫						△3.48%
創業融資						
先数		402	316	302	121	118
百万円		3,275	2,485	2,261	774	646
ブルーム交流カフェ、ミニブルーム交流カフェ						
回	10	2	2	2	2	6
人	225	102	130	104	101	239
winグローアップ						
件		2,454	1,062	398	539	269
百万円		26,488	11,810	5,261	8,393	4,609
事業所融資						
先数			35,030	34,017	32,685	31,426
十億円			1,145	1,097	1,062	1,031

7.5 創業支援に対する融資を通じた地域イノベーションの創造プロセスのまとめ

以上のケーススタディをもとに、創業支援融資を通じて地域金融機関が産学官金協力をもたらすためのプロセスを3つにまとめる。1つ目は、創業支援融資を通じた地域イノベーションの仕組みを形成することである。2つ目は、創業支援融資を通じた地域イノベーションの仕組みを具体的に実行することである。3つ目は、創業支援融資を通じた地域イノベーションの結果である経済効果が発現することを信頼して支援継続することである。図示すると下記のとおりとなる。

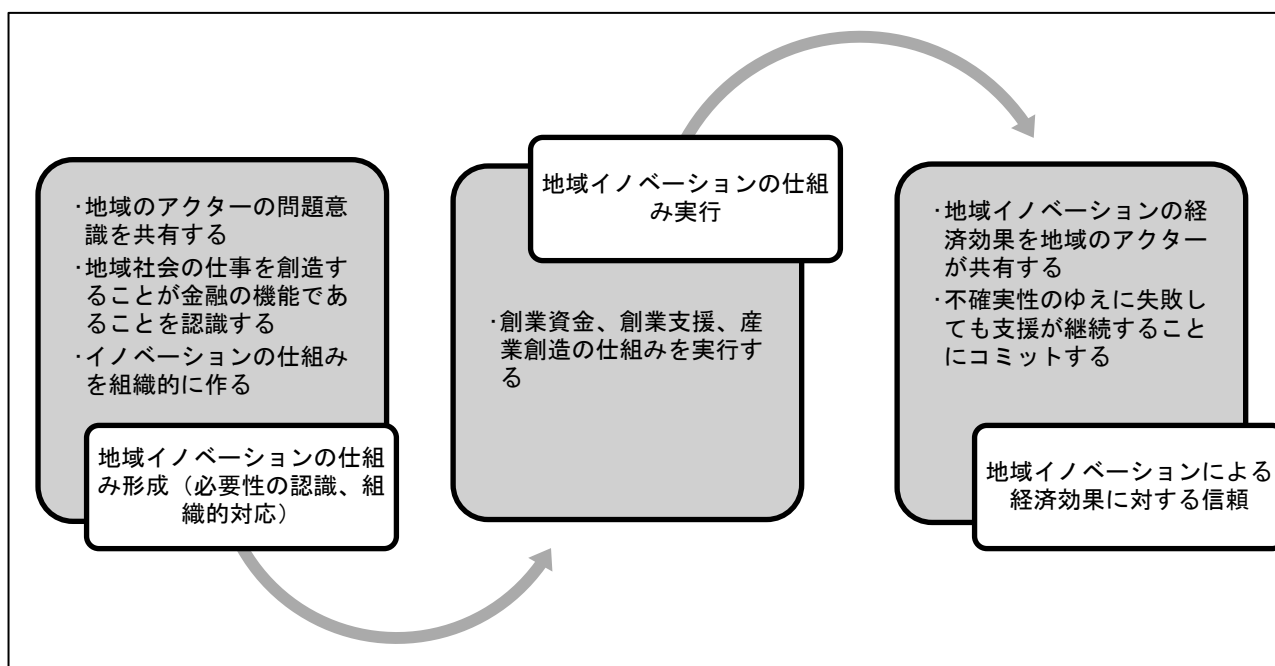


図 7-2 創業支援融資を通じた地域イノベーション創出の3段階のまとめ（出所：筆者作成）

このことを下記のとおり説明する。

1点目は、創業支援融資を通じた地域イノベーションの仕組みを形成する必要性の認識と、それに対して組織的に対応しなければならないという認識を地域金融機関がもつことである。そのことは、地域金融機関が地域のアクターの問題意識を共有し、地域社会の仕事を創造することが金融の機能であることを認識し、イノベーションの仕組みを地域金融機関として組織的に作ることにブレークダウンできる。多摩信用金庫の営業基盤である多摩地域における経済成長は芳しくない。それゆえにこそイノベーションを通じて成長を図りたいと地域社会も地域金融機関も希求している。多摩信用金庫においても、マネジャーレベル、配下の職員レベルの双方において産学官金協力を通じた地域イノベーションへの希求が観察された。また、多摩信用金庫は価値創造事業部で知識の開発を行い、営業店でそれを実行し、それらの組織活動をマネジャーが円滑にするよう統括していることが確認された。

2点目は、創業支援融資を通じた地域イノベーションの仕組みを具体的に実行することである。そのことは、創業資金、創業支援、産業創造の仕組みを実行することにブレークダウンできる。創業資金の提供だけでなく、そもそもそれが必要とされる中小企業者の事業背景にまで踏み込み、実は事業創造、産業創造こそが地域金融機関の本来的な姿であることを認識して産学官金協力を通じた地域イノベーションに貢献する仕組みを作って実行していることが多摩信用金庫において確認された。

3点目は、創業支援融資を通じた地域イノベーションによる経済効果に対する信頼を地域金融機関も地域社会ももつことである。そのことは、創業支援融資を通じた地域イノベーションの経済効果を地域のアクターが共有することと、不確実性のゆえに事業に一時的に失敗しても金融機関は支援継続することにコミットすることにブレークダウンできる。多摩信用金庫の事例にあつては、創業を志す人々に対して多面的な施策を提供し、また、経営計画書の策定

を通じて、債権者債務者間のキャッシュフロー信頼を成り立たせていることが観察された。また、経営困難な事業者に対しても継続的に支援することを明言しており、それが地域に対するコミットメントとして受け入れられている範囲において、創業活動における不確実性を縮減させているように解釈できる。

ただし、計数推移の解釈においてみられるとおり、多摩信用金庫にとっての表面的な経済効果が逡巡傾向を示していることは解釈に限定を加えなければならない要因である。これは、創業支援に向けた多摩信用金庫の諸施策が開始されたときには数多くの創業案件を呼び込むことができ、その後創業の動きが安定的体制に入ったと解釈すべきなのか、あるいは、ここ数年の経済環境変化が、当初予期していなかった下方圧力となり、いわば外在的与件として付加された事象なのか、解釈が両義的とならざるを得ないことも付記しておかなければならない。

7.6 分析視角をふまえた考察

ここで先に示した分析視角をふまえ、地域金融機関の機能を考察する。考察する点は、協力を生じさせる仕組みの内容、協力が生じた領域、協力をもたらした相互作用の形態、協力によって生じたイノベーション、協力によって生じた経済効果である。その後、地域金融機関が地域活性化に向けて機能することを促進するための条件を考察する。最後に本ケーススタディから得られた結論の評価と限界を述べる。

表 7-11 本ケーススタディ（創業支援）における考察ポイント（出所：筆者作成）

着眼点	内容
協力を生じさせる仕組み	➤ 創業支援融資と創業支援に関わる交流機会
協力の領域	➤ 官金＝（中小企業庁、関東経済産業局）：（多摩信用金庫） ➤ 産学金＝（多摩地域の中小企業）：（明星大学、東京高専）：（多摩信用金庫） ➤ 産官金＝（多摩地域の中小企業）：（多摩地域の自治体）：（多摩信用金庫、日本政策金融公庫） ➤ 産学官金＝（多摩地域の中小企業）：（明星大学、電気通信大学）：（関東経済産業局、東京都産業労働局）：（多摩信用金庫）
協力をもたらした相互交流の形態	➤ 人材交流＝（中小企業庁、関東経済産業局）：（多摩信用金庫）、（東京高専）：（多摩信用金庫） ➤ 交流機会＝ブルーム交流カフェ、ミニブルーム交流カフェ、商談会、工業交流展、顕彰制度、技術講座、就職支援活動
協力によって生じたイノベーション	➤ 創業、成長、経営改善支援の一貫した金融支援＝創業支援融資、事業成長支援融資、事業再生支援 ➤ 新創業、第二創業の展開
協力による経済効果	➤ 中小企業向け単位金額あたりの貸出先数減少率抑制、創業関連資金の貸出

7.6.1 地域金融機関の機能の実態

産学官金協力による地域イノベーションは、創業支援融資とそれに関わる交流機会の提供によってなされてきた。

協力の領域は、官金、産学金、産官金、産学官金においてみられた。官金では、中小企業庁に多摩信用金庫の職員が出向していた経験を活かし、新連携支援事業の活用に結びついた。また、関東経済産業局と多摩信用金庫の間で相互に人材交流があり、国の施策を地域金融機関の実務に定着させ、地域金融機関の実務を国の政策作りにフィードバックさせた。産学金では、多摩地域の中小企業と明星大学と多摩信用金庫が協力して学生の就職活動を支援した。また多摩地域の中小企業と東京高専と多摩信用金庫が協力して多摩地域の技術に関する知識の共有、スピルオーバーの機会が設けられた。産官金では、多摩地域の中小企業と多摩地域の自治体と多摩信用金庫及び日本政策金融公庫が協力してブルーム交流カフェ、ミニブルーム交流カフェといった創業準備機会が提供され、あわせて創業準備者に対するメンタリングやコーチングがなされた。産学官金では、多摩地域の中小企業と明星大学や電気通信大学と関東経済産業局や東京都産業労働局と多摩信用金庫が協力して技術や経営手法を顕彰し、新技術や新経営手法の開発や実用化が促進された。

協力をもたらした相互交流の形態は、人材交流と交流機会の創設にみられた。人材交流では、中小企業庁に対する多摩信用金庫職員の出向、関東経済産業局と多摩信用金庫の間での官民の相互交流、多摩信用金庫職員が東京高専へ転籍した例があった。交流機会の創設では、ブルーム交流カフェ、ミニブルーム交流カフェ、商談会、工業交流展、顕彰制度、技術講座、就職支援活動の例があった。

協力によって生じたイノベーションは、創業、成長、経営改善支援の一貫した金融支援がみられた。創業支援融資、事業成長支援融資、事業再生支援が行われ、事業や企業の孵化、成長、劣化防止などの様々な局面での金融支援をみることができた。その結果多摩地域においても、新創業や第二創業の誘発や展開を、京西テクノスの例にみることができた。

協力による経済効果は、多摩信用金庫における中小企業向け単位金額あたりの貸出先数の減少率が東京都全体に対して抑制的なものととどまることができたこと、創業関連資金の貸出実績があったことにみられた。

7.6.2 地域金融機関の機能をさらに促進させる条件

創業支援を通じた地域イノベーションを進めるにあたり、さらに地域金融機関が有すべき機能の条件をリスクテイクの問題を通して考察する。創業準備時点では創業希望者にトラックレコード（事業実績に基づいた返済履歴など）がないことが多く、また、創業対象の事業分野は地域金融機関にとってなじみがないものであることも多い。したがって創業支援資金の実行段階では、融資を公的金融機関と分担して行ない、資金回収リスクを抑制するとともに、審査ノウハウを取得する。そのことが直ちに問題となるのではない。問題は創業時点における事業者のequity部分への対策である。一般に小規模事業者の創業にあたってはequityを自己資金で調達することが多くみられる。しかし創業

時に equity を自己資金だけでまかなえない場合には、外部の資本性資金に頼ることとなる。典型的にはベンチャーキャピタルがこれを提供することができるが、日本のベンチャーキャピタルが直ちに小規模事業者の創業に相当積極的に対応しているとは言い切れない。地域の小規模事業者の equity については、地域金融機関による資本性資金の供与に期待する部分が多くなるであろう。このことは多くの難しい問題を含んでいる。例えば金融機関による事業者の議決権株式保有制限（例外規定はある）、投資期待利回りの高さ、株式評価の問題などである。本研究ではこうした問題に深く立ち入ることはしないが、地域金融機関が創業支援を行なって地域イノベーションを進めるにあたっては、地域金融機関が資本性資金のリスクをとる可能性を検討することが条件であることを指摘しておきたい。

7.6.3 結論の評価と限界

ケーススタディを通じて得た結論の評価と限界を述べる。これまで見てきたとおり、地域金融機関は地域活性化にあたり創業支援融資を含む創業支援の仕組みを整えることにより、産学官金のいくつかの領域で相互行為を推進し協力を生じさせ、その結果地域のイノベーションにまで至った可能性がある。このことから、人材交流や交流機会の創設を通じて知識の共有が生じ、それが協力の大きな要素となり、地域にイノベーションがもたらされると考えられる。この機能が十分に発揮されるならばアクター間で知識の共有がされ、その結果、地域金融機関はリスクを低下させて地域活性化や産業創造にさらに貢献することができる可能性を高めるといえるであろう。但し本ケーススタディにおいては、地域イノベーションの経済効果において、多摩地域全体での新創業や第二創業の進歩を示す具体的数値という証拠を示すことができなかった。しかしながらこのことはデータ整備面での不足を原因としている可能性があり、それを考究することは今後の課題である⁴⁹。

7.7 本研究の既存研究への貢献

ここで本研究が既往研究に対して貢献していると思われる2点について述べる。1点目は、産学官金協力を通じた地域イノベーションは創業支援を通じた金融領域でも可能であることを明らかにしたことである。2点目は、地域金融機関による創業支援は、不確実性に直面した地域のアクターに対して再生支援の側面まで貫徹するというコミットメントが備わって初めて実効性があることを明らかにしたことである。

7.8 小括

本研究は、地域金融機関は産学官金協力を通じた地域イノベーションに貢献することが可能であることを明らかにした。

しかし大きな効果が表れるまでにはいまだ時間を要すると言わざるをえず、不確実性の困難は厳然としてある。そのため産学官金協力を通じた地域イノベーションは金融のみが担うのではなく、金融が貢献しようとする地域産業の

展開を推進することが必要なのである。また、地域社会の中に地域金融機関や地域産業が埋め込まれていることを改めて認識し、地域社会との相互連関の中で地域金融機関の成長と地域産業の成長を促進する政策を創造することが必要である。

注

³⁴ 初期の段階については、清成忠男、中村秀一郎、平尾光司らの言説に依っている。現在の段階については、松田修一らの言説に依っている。

³⁵ 日本政策金融公庫HP、「地域金融機関等との連携」、www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/relationship.html、2013年12月29日取得確認

³⁶ 佐藤委員発言（多摩信用金庫理事長発言）「本当にお話を聞いてみると、我々が事業を継続してほしいという、お金を貸すか貸さないかというよりも、地域の本当に大事な要素として健全にずっとやっていってほしい、もっと頑張ってもらえばもっとよくなると、そういったことを込めて一緒に相談をするわけで、決して、じゃすぐにできるということじゃないのですけれども、そういう観点から見ると、何とかそれはやっていっていただけるということが多くて、そうそう駄目だということは、私のあれでは余りないかなと思います。」

³⁷ 佐藤委員発言（多摩信用金庫理事長発言）「もう一つは、全然知らない方が突然来るというんではなくて、地域の中で毎日のように、まあ表現は、這いずり回っていますと、いろんな情報があって、あそこはこうだ、ここはこうだ、この経営者はこういう考えでこういうことをやっているということは、あらかじめある程度、お取引がなくても、メインでなくてもよく分かるし、お取引がなくてもそういったことがあるんで、それについて、本当にあらかじめのそうした考えもあって、一緒にやれるということが多いというふうに思います。」

³⁸ 佐藤委員発言（多摩信用金庫理事長発言）「小さいところであっても、何をしようとしているかということを理解できれば、やっぱりむしろそのほうがやりやすいというふうに思っておりますし、実際には非常に脆弱で変動が激しいのですけれども、やっぱり経営者の考え方がすべてというふうになってくるので、そういったところはやっぱり我々の一番得意な分野ではないかなというふうに思っております。」「本当に駄目なところは、これは我々が情報をいだけないところですね。そして共有できない、何をどういうふうにしようとしているかということが分からない場合には、どうしてもそれは共有できないので、課題解決につながらないということになってしまうので、なかなか難しくなるということなんですけれども、そうじゃない限り、何とか経営者が努力してこうやっていく、それがうまくいくかどうかは、その仕組みとそのやり方、そういうものを我々も一緒に考えていけばできてくるという・・・。」

³⁹ 佐藤委員発言（多摩信用金庫理事長発言）「先ほどご紹介したこと、必ずしも私どもでは社会貢献ということと実際の毎日の業務ということとを分けているわけではなくて、それがそもそも本業というふうな考え方で取り組んでいるということなんですけれども・・・」

⁴⁰ 佐藤委員発言（多摩信用金庫理事長発言）「・・・そうした上でも費用がかかるわけで、これは当然なんです、コストがかかる。先ほどご紹介したこと、ざっと見積もってみるんですけども、直接かかっているのは幾らぐらいかと。全体で約3億ぐらいということで、100億の業務純益があるとすると3%ということになり、150ですともうちょっと低いんですけども、百二、三十というのがコアの業務純益ですから、その中の3%ぐらいがそれにかかけられているのかなというふうなことで、これは私ども特別なことを余裕があってやっているというよりは、本当にそのことも含めて、コスト、地域をよくしていく、一緒に生きていくためのコストで、お客様にとってもそれがコストとして認知されるようなものだというふうに思っていて、その分は結構金利を高くいっているということも実際ありまして、課題解決ということで理解されればいただけるという、そういうふうなことでやっているということなんで、特別なことで、別にそれを費用かけて、余っているからやるんだという、そういうふうなあれではないんで、ご理解いただいていると思いますけれども、そういうことでございます。」「私どものやっていることの評価ということで言いますと、やり始めてそんなに、やり始めてというのは、そうしたモデルをとにかくやろうと決めてやり出してまだ10年もたっていないと、そんなことなので、本当に本格的にそうしたことをみんなで確認できたということ言えば5年ぐらいだと思んですけども、5、6年と。まあ7年ぐらいでしょうか」

⁴¹ 佐藤委員発言（多摩信用金庫理事長発言）「・・・（引用者注：地域金融機関が地域活性化の仕組みづくりを構想して実行しても自分の力ではできないのは、）私は、残念ながら40%とか50%、それぐらいだというふうに思っています。それができない要因というのは、やはり能力的なものが非常に大きいと、我々の。そういう意味ではもっともっと力をつける必要がありますし、その辺の支援をしていただくのが周りのネットワークであって、ですから我々でできないことがいっぱいあるんですが、それをネットワークで解決していくという方式なものですから・・・」

⁴² 金融審議会（2009）。佐藤委員発言（多摩信用金庫理事長発言）「まだそれだけの収益を、もっともっと地域に投入していくだけの収益を生み出していないという、そういう意味で感じられるんですけども、それができてくれば、本当にもっといろんな形でやっていくというふうに思っております。」

⁴³ 「お金を貸そうと思って回っているわけですが、そうすると社長から話が出てくるのは、人が採れなくて困っているという話が一番多く、大手の会社にみんな採られてしまい、地元の中小企業にいい人材が来なくて困っているという話ばかりでした。次が販路拡大、研究開発、後継者問題など、想像がつくような話がある中で、金融の話がなかなか出にくい状況にありましたので、例えば、設備投資があるという話の後ろに金融の話があるので、金融の仕事は付随業務として、それよりもお客さまの財務の内容、あるいは事業の内容を見直させていただいて、一緒に課題を解決していく活動をさせていただいております。」

⁴⁴ 「部下にはメッセンジャーになるなど言っています。企業の相談に支援機関や専門家を紹介して終わってしまうのではなく、自分で代わりに調査したり、相談する際に企業と専門家の間に入って調整を図るようなことを言っています。同席することで、会社の事情やニーズが理解でき、適切なアドバイスができるようになります」

⁴⁵ 「当金庫が地域のコンシェルジュとして、コミュニティのビジネス化支援と、ビジネスのコミュニティ化支援を行うことで、多摩地域のCB（コミュニティビジネス）がより活性化すると考えている」（p55）。「信用金庫は、そもそも地域の方が互いに地域の繁栄を図る相互扶助を目的とした協同組織の金融機関である」（p49）。地域の課題解決を図るにはできるだけ多くの人々が関与することが望ましい。「CBの数を増やしその質を高めるための応援をすることで、地域の課題解決が進み、結果的に地域力がアップ」する。（p50）。「中小企業も様々な形で第二創業や業種転換を行なっているが、未だ採算に乗りにくいものが多い。その部分にCB（コミュニティビジネス）の

活躍が必要である。これらの事業が将来的には何らかのビジネスモデルを構築し、「地域産業」として確固たる地位を担う」。(p51)。「CBはコミュニティから発しているもので、地域ネットワークなどの資源には困っていないとも考えがちであるが、実際のところは逆の場合が多い。存外、地域や同業者のネットワーク化など、地域で事業を効果的に行っていくための策を打っていない。」(p53)

⁴⁶ 交流派遣【国の機関から民間企業に派遣】交流派遣職員の派遣先企業における地位：多摩信用金庫、価値創造事業部調査役、業務内容：地域の事業所支援及び個人支援向けの商品、サービスの企画・立案及び実施 地域企業・商店街等に対する地域一体となった支援体制の構築・施策実施 広報・PR、交流派遣の要請のときに占めていた官職：経済産業省関東経済産業局地域経済部地域経済課連携推進係長、期間：22.4.1～24.3.31。

および、

人事院(2011)。交流採用【民間企業から国の機関に採用】交流採用職員の占める官職：関東経済産業局産業部製造産業課ものづくり基盤技術専門官、職務内容：中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の施行業務をはじめ、ものづくり基盤技術を担う中小企業に対する各種支援施策の実施、交流採用をされた日の直前に交流元企業において占めていた地位（任期中に就く地位）：多摩信用金庫価値創造事業部企画担当調査役（人事部付）、任期：23. 9. 1～25. 8. 31。

⁴⁷ 多摩信用金庫は産学連携協定と呼んでいる。

⁴⁸ 匠塾とは、東京高専の設備を活用して多摩地域の企業のOBがもっている技術を、多摩地域の他の企業の従業員に学習させる技術講座である。

⁴⁹ 筆者は多摩地域における新創業や第二創業の数値変化を経済センサス基礎調査、法人企業統計、登記統計によって証しようとした。しかしながら政府統計の集計方法変更、統計におけるデータ領域の限定などにより、こうした変化の追跡を終えることができなかった。特に、経済センサスが数回続けられ、結果が順次発表されることは、本研究を含む多様な研究にとって重大な事項である。

第8章 農業向け融資を通じた地域活性化

地域活性化を進めるにあたり、地域における成長産業の創造は必須である。本章では、成長産業として農業を捉え、地域金融機関が農業向け融資を推進して地域イノベーションに働きかける仕組みを作っている現状、農業と関連産業がその仕組みのもとで振興されている現状、及びそれらをさらに進めるための条件を論じる。

はじめに農業向け融資を通じた地域イノベーションに関して、その研究意義、研究内容、先行研究を説明する。続いてケーススタディとして鹿児島銀行が行っている農業向け融資の推進の内容を詳細に検討し、そこで得られた農業および関連産業振興のプロセスをまとめる。これらをもとに地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関が農業向け融資にかかわる仕組み作りを通じて地域のアクター間協力を促し、地域イノベーションをはかる機能について考察する。またこの機能を促進する条件についても説明する。この機能が十分に発揮されれば、知識のスピルオーバーが地域アクター間に生じ、地域金融機関はリスクを低下させて地域活性化や産業創造に資する役割を果たす可能性を高めることができるという政策的含意を論じる。最後に本研究の限界と貢献を述べる。

8.1 はじめに

8.1.1 研究意義

農産漁村の所得拡大と地域活性化を目的として、地域の農林水産物を活用した取組みが各所でみられる。主な取組みには、地産地消運動、農産物の高付加価値化、農商工連携、6次産業化などがある。6次産業化の構想には、6次産業化ファンドも含まれる。

地域金融機関も農林水産業は成長分野だとみている。地域金融機関も国の主導する6次産業化ファンドに出資し、独自の6次産業化ファンドを設定する例がみられる。また、地域金融機関が農業分野に融資を拡大する動きも見せている。

農業分野は地域金融機関にとってなじみの薄い分野であった。従来は日本政策金融公庫農林水産事業（もとの農林漁業金融公庫）や農協などの専門金融が主流だった。商工業向け融資と異なり、農業向け金融は専門金融が中心に行

っていたので、地域金融機関が農業分野に直接融資するのはむしろ例外であった。

今日では地域金融機関も農業向け融資を拡大している。その理由は3つある。1つ目は、農業が成長分野であると地域金融機関がみていることである。2つ目は、商工業向け融資の減少に対して地域金融機関が代替的融資分野を発掘する必要があることである。3つ目は、建設業向けの融資を段階的に減少させて融資構造を転換する必要があることである。

今後成長が見込まれる農業分野に地域金融機関が積極的に関与することで、地域金融機関が農業の経済活動を一層活発化させることが可能であると見込まれる。

農業向け融資を活発化させることで地域金融機関は地域活性化に貢献することができる。その際、地域金融機関に必要な条件は何かを明らかにしなければならない。本章では、地域金融機関が農業向け融資を活発化させるための条件を明らかにする。そのことには農業向け融資を通じて地域活性化を図るための社会的意義がある。

8.1.2 研究内容

本研究は、成長産業に対する融資を通じて地域活性化を図るときに必要な地域金融機関の条件を明らかにする。

成長産業の例として農業を取上げる。成長産業はもちろん農業に限るものではない。農業は成長産業のひとつとして位置づけられるという意味である。

成長産業に対する金融として、農業関連融資を取り上げる。農業関連融資とは幅広い概念である。本章では農業関連融資を、農産物の生産、加工、販売および地域の農産物を食することに関係する地域観光に焦点を絞る。

8.1.3 研究方法

先に述べたことを明らかにするため、本研究は、はじめに農業向け融資とそれに関連する領域の先行研究をサーベイして検討すべき論点を明らかにし、それにそくしてケーススタディを行う。

研究方法として採用したものは量的調査及び質的調査である。量的調査では事例の属する産業と地域経済の状況を、地域経済データ及び農業に関連したデータにそくして記述する。質的調査では、鹿児島県の地方銀行である「鹿児島銀行」を取り上げ、各種の公表資料によって地域金融機関が地域産業の構造変化と地域活性化に果たす実態を記述する。

8.2 先行研究

本研究は、地域金融機関が地域の産業構造に変化をもたらし、地域活性化を促すために必要な地域金融機関の条件をさぐるものである。そのため、これに関連する先行研究の領域を、農業と地域イノベーションの関係、地域産業と地域社会との関係、農業向け融資と地域金融機関との関係、地域活性化に関わる組織のマネジャーの領域に絞った。

8.2.1 農業と地域イノベーションの関係

地域活性化を図るには地域におけるイノベーションが必要である。そこで農業も地域イノベーションに関わることが可能なかが問題となる。この点を岡本(2012)は明快に説いた。すなわち、岡本(2012)は、地域産業が農林水産業であっても、農林水産業における生産、その生産物の加工、さらには観光産業への波及や転換があれば、その地域はイノベーションを果たしていると指摘する。加えて、製造業、農林水産業、観光業に関わる幅広い人材のストック（「人的資源集合」）が地域産業の競争力を左右するところ、人的資源集合が実は地域資源そのものであり、それゆえに人的資源集合に変化が生じることを通じて地域産業の構造変化と地域活性化が図られるとする。

8.2.2 地域産業と地域社会との関係

地域産業と地域社会の相互関係が密接であるほど地域活性化の効果が大きいことを実証している研究が Lyson(2012)、Tolbert et al (2002)、Tolbert et al (1998)である。これによれば、所得レベルの高さ、所得不平等・貧困・失業の低さは、地域経済の活発さと地域の人々による地域参加に関連している。地域経済はグローバル経済と異なり、資本と生産が社会的にも経済的にも「場所に錨をおろした」(anchored to place) 状態であることに特色があることをこれらの研究は指摘する。場所とコミュニティに係る強い社会経済関係は、消費が地域社会で行われ、またそれによって拡大した資本が地域社会に再投資されるメカニズムを通じて一層強化されると説かれる。

このことは、地域産業を持続可能なものとするためには、大消費地を目標とする営業体制を作るだけではなく、地域社会との結びつきを深める必要があることを含意している。

8.2.3 農業向け融資と地域金融機関との関係

農業向け融資と地域金融機関の関係については、相当以前の見方と最近の見方の2つについて検討する。

まず、相当以前の見方をレビューする。いずれも農業専門金融機関の独自性や存在理由を説いている。

齋藤(1971)は、農業金融組織の独自性を4点に要約している。それらは、「金融の担い手が政策的・人為的であること」、「融資条件なり融資対象が政策によって与えられる」こと、「金融機関相互の間の競争関係がほとんど見られないこと」、「金融の全体構造の中で独自の閉鎖された領域を画していること」である（齋藤(1971)、p.21）。

加藤(1983)は、農業金融の特質を、「長期性」（農業生産の所要時間が長いので、資金回収期間も長くなる）、「危険性」（天候などの自然的危険を非農業金融機関は過大に評価するゆえに農業金融機関の存在感が高まる）、「季節的繁閑」（収穫時期にあわせて資金需要が集中する）、「地域的過不足」（農用地の分布が地理的に決まっているので、資金需要も地理的に偏在し、または疎になる）、「団体貸付の大きな比重」（農業用の大規模共同利用施設を農家が共用することを背景として、大規模な一括投資のための資金需要がある）、「担保としての土地の重要性」（農業動産担保ではなく土地担保が多い）、「個々の零細性」（農家の経営規模は小さいので資金需要も小さい）、「全体としての大量性」

(農家戸数は多いので農業融資総額は大きくなる)、「消費との結縁」(農業融資が農家の家計用消費資金として使われることがある)、「強い低金利に対する要求」(農業投資を活発にするために低金利が求められる)の10点に要約している(加藤(1983)、pp.67-78)。

相当以前の見方においては農業専門金融機関の存在理由が語られることがほとんどであり、地域金融機関がこの分野で活動する余地はあまり語られていない。

次に最近の見方をレビューしたい。農業専門金融機関と地域金融機関の併存の可能性を説くものが多くなってきた。

泉田(2008)は、戦後の農業金融は競争の少ない閉鎖的なものだったとする。高度成長期以降は、「農家部門は全体として巨大な黒字部門を形成し、その資金は主に農協系統組織を通じて農外に流出するが、他方で農業部門には長期低利の政策的資金が流されている」(pp.4-5) ことがその背景にあるとする。それゆえに地域金融機関が農業分野において貸出を伸ばす余地が少なかったと含意される。一方で、進行中の農業構造転換の側面にあつては、「小規模家族経営農家と、相対的に大規模で多様な農業経営体との両方をにらみつつ」(p.16) 農業金融を考えなければならないと指摘している。ここでは、小規模家族経営農家に対する金融は従来からの農協金融、相対的に大規模で多様な農業経営体に対する金融は地域金融機関等というように、対象農業者の企業体としての性質におうじて金融機能が分担される可能性を読み取ることができる。

森(2008)は、地域金融機関が農業融資に進出してきた理由を2点にわたり説明している。1点目は地域の公共工事が減退し、これに関する資金需要が減少したことの代替策を模索する中で、地域金融機関は農業向け融資に着目してきたというものである。2点目は、農業自体が農業生産だけでなく、農産品の加工、販売にまでそのビジネスのスコープを拡大するにつれて、農業経営を一般的な中小企業経営と置き換えて理解することが可能となり、農業向け融資が中小企業金融の一環として理解できるようになったというものである。

日暮(2008)は、地域金融機関による農業金融には内在的制約があると指摘する。地域金融機関は取引先を主力化したい傾向があり、農業資金は、経営者としての資質を吟味してはじめて実行される可能性を指摘する。また、農業金融には専門性が求められるところ、農業経営や農業経済に造詣の深い職員が転勤したり退職したりすると、農業金融の積極性が失われる可能性を指摘している。特定の個人に農業金融のノウハウが集中するのではなく、地域金融機関の組織全体で知識を共有することの重要性が含意される。

農業金融に関する先行研究からは、農業金融は独自の領域であり地域金融機関が関与できにくいと思われてきたことが、次第に、地域金融機関でも理解しやすい中小企業向け金融として位置づけできる可能性を見出すことができる。

8.2.4 地域活性化に関わる組織におけるマネジャー

地域活性化における人材の重要性は永く主張されてきた。いわゆる内発的発展論においては、地域の内部と外部をつなぎ、地域社会の新たな転換に重要な役割を果たす「キー・パーソン」の存在が指摘される(西川(2004)、p.37)。一方、地域金融機関という組織による地域活性化を考える際にも、組織を動かして仕事を成し遂げるという意味にお

いて、金融機関のキー・パーソンの役割条件を明らかにしておくことは重要なはずである。

組織を動かして仕事を成し遂げる人材条件については、Mintzberg(2009)の見解がある。組織を動かして仕事を成し遂げることがマネジャーの機能であり、一般的にそのマネジメントは、情報、人間、行動の3つの次元で現れる。情報の次元でマネジャーは、組織外とコミュニケーションをとり、組織内をコントロールする。人間の次元でマネジャーは、組織外部と関わり、組織メンバーを導く。行動の次元でマネジャーは、組織外と取引し、組織内でものごとを実行する。こうした3つの次元でバランスよく機能することが組織マネジャーという人材の条件であることが明らかにされる。

先行研究のサーベイを通じて、農業もイノベーションを創造できること、地域社会と地域経済は一体のものであること、地域金融機関も農業ビジネスを推進できること、組織の次元においてマネジャーによる統率と調整が必要なことの論点が明らかになった。これらを踏まえて導入事例の検討およびケーススタディに進むこととする。

8.3 導入事例

はじめに、地域金融機関と農業および関連産業振興との関わり合いを具体的事例にそくしてみておく。

8.3.1 農業関連ビジネスに対する地域金融機関の取組み

農業関連ビジネスに対して地域金融機関がどのように取り組んでいるかの現状を、地方銀行の事例をもって概観しておきたい。

地方銀行による農業関連ビジネスは、取引先を地方銀行フードセレクションなどの物産展に紹介すること、個別の生産者と個別の加工業者と個別の販売業者をマッチングさせること、個別の同業者取引先をクラブ形式の懇親会に組織すること、新商品開発にあたり個別の取引先を試験研究機関に紹介すること、職員に農業経営アドバイザー資格を取得させて農業者の経営改善支援に当たらせることなどにその特徴がよく見られる。これらはいずれも点と点をつなぐ連携的な活動である。取引先のニーズを発掘するのは営業店に任せ、このニーズをさらに詳細に吟味して適切な課題解決提案に具体的に結びつけるのは本部に任せるというように、組織間の分担がとられることが多い。

以上のような取引先の営業サポートとは別に、資金面では、農林漁業成長産業化支援機構と民間銀行が連携して設立するいわゆる「6次産業化ファンド」を設立することが地方銀行においてよくみられる。

表 8-1 連携的枠組みにおける取組み事例 (出所は下欄に記載)

銀行名	取組み内容
東北銀行 (岩手県)	農林水産業者、加工業者によるクラブ形式の連携会を組織した。
北都銀行 (秋田県)	秋田県産品のブランド化、販路拡大、6次産業化を進める組織体の形成に関与した。
山形銀行 (山形県)	百貨店及び隣県スーパーのバイヤーを対象に、農業者の販路開拓のための商談会を組織した。 上野駅にある地産品ショップでのPR機会を提供した。 農業経営の担い手に対するアグリビジネススケレージを組織した。
荘内銀行 (山形県)	群馬県産のコンニャクイモを山形県産のコンニャクイモに置き換えるための栽培活動を支援し、山形ブランドのコンニャク商品化を支援した。
東邦銀行 (福島県)	福島県、農林漁業成長産業化支援機構、地元の他の金融機関とともに6次産業化ファンドを組織した。
足利銀行 (栃木県)	産学官金連携プロジェクトを組織した。
群馬銀行 (群馬県)	取引先を各種商談会に参加するよう提案した。
武蔵野銀行 (埼玉県)	米麦生産農家を米卸売業者に紹介した。
千葉銀行 (千葉県)	農業参入を意図する企業に対して農業参入の支援をし、生産物であるトマトを大手メーカーの加工用食品として取り上げられるように支援した。
千葉興業銀行 (千葉県)	パッションフルーツを使った新商品開発を支援した。
八十二銀行 (長野県)	信州サーモンのブランド化を支援した。
十六銀行 (岐阜県)	廃棄野菜を豚の飼料とするプロジェクトを支援した。
百五銀行 (三重)	はちみつ加工品の開発、養殖ヒラメの鮮度劣化防止を通じた販売促進を支援した。
山口銀行 (山口県)	野菜卸売業者による農業生産への参入を支援した。
阿波銀行 (徳島県)	農外事業者とイチゴ栽培農家の連携を支援し、イチゴの海外輸出を支援した。
四国銀行 (高知県)	静岡県茶のブレンド用に移出されていた茶を県内消費に振り向けるよう、茶の県産品としてのブランド化を支援した。
筑邦銀行 (福岡県)	果樹園農家による直売所経営参入を支援した。
親和銀行 (長崎県)	生体外面に傷がついたタイ、マグロの切り身加工により、回転すしチェーンへの販売に結び付ける活動を支援した。
大分銀行 (大分県)	建設業者による農業参入を支援し、生産された野菜を銀行取引先の小売業者に紹介した。

(出所：全国地方銀行協会(2013a)、全国地方銀行協会(2012)により筆者作成)

また、近時では、下記に示すとおり、連携的枠組みを進展させ、イノベーションを起こしやすくする活動を地域金融機関が行う例もみられる。

表 8-2 連携的枠組みを進展させる取組み (出所は下欄に記載)

銀行名	取組み内容
北海道銀行 (北海道)	農業者に対して「経営者」としての資質向上をもたらす、また、農業生産法人に対して「企業経営」への発展をもたらすため、経営戦略、労務管理、法務、税務会計、販路拡大に関して、専門家による経営スキル向上研修を組織した(「道銀農業経営塾」)。 大都市の消費者ニーズに生産者等が直接アクセスする機会を提供するため、「トヨタ生協」(中京圏が対象で、組合員は25万人)による「北海道物産展」へ北海道の事業者が参加できる仕組みを導入した。 積雪期の農業継続のため、植物工場を提案するテーマフォーラムを開催した。
みちのく銀行 (青森県)	青森県内の農業就業人口の半数が女性であり、地域活性化のために女性が重要な役割を果たすとの認識のもと、女性が農産品の加工直売所をオープンし、また、女性が首都圏向け野菜のセット販売事業を起こすにあたり、6次産業化のプランニング、必要資金融資、販促活動を支援した。
山梨中央銀行 (山梨県)	山梨県外の店舗の取引先が山梨県で農業参入を検討していたところ、トマトのハウス栽培に関して県庁農政部と調整し、適地に関して地域自治体と調整し、当該取引先の農業参入を支援した。

(出所：全国地方銀行協会(2013a)、全国地方銀行協会(2012)により筆者作成)

8.3.2 「農業生産法人のざき」によるイノベーションの経緯

ここで鹿児島銀行が地元の事業者に対して行った具体的事例を事例研究の導入として挙げる。肉牛を生産している「農業生産法人のざき」という事業者が、危機を脱するために行なった生産拡大に対して、鹿児島銀行が地域金融機

関の機能を提供した事例である。

のぎきは、鹿児島県薩摩川内市で肉用牛の肥育を行っている。のぎきは、その肥育する肉牛に「のぎき牛」という日本初の個人ブランド名を冠している（日経ビジネス(2013)）。徹底した肥育管理技術により、生産する肉牛の質は高い。東京食肉市場で開催された全国肉用牛枝肉共励会から、2005年と2006年に史上初となる2年連続最高賞を受賞している。

のぎきは付加価値の高い農産物を生産している。個人ブランド牛を肥育し、品質の高い証として受賞したことは先に述べた。これを可能にしたのが高い肥育技術である。牛舎の床の入れ替えは外部発注とし、従業員を肥育に専念させている。また牛舎の構造を一定にし、担当者が休んでも給餌の仕方は変わらないようにしている。肥育係は農業大学校卒業者としている。その初任給は同程度の学歴の初任者が得る水準よりも高い（日本経済新聞2009年7月3日号、鹿児島版地方経済面）。

のぎきの肉牛生産は順風満帆ではなかった。2006年7月に川内川洪水が発生し、牛舎が損壊して冠水した。肥育していた1,800頭の肉牛が冠水した。その被害は、肉牛40頭の水死・病死も含めて、1億5千万円の額に及んだ。ここで社長は新規肥育場を取得し、増頭することとした。鹿児島銀行は新規肥育場取得と増頭に関して融資を行い、のぎきは経営危機を克服した。鹿児島銀行は牛を担保にして融資し、その後も肥育管理のシステムを用いて事業者の経営支援を行っている（南日本新聞2006年12月20日号）。

これに前後して、社長は従来のビジネスモデルからの脱却を目指していた。従来の肥育は、家畜商業協同組合が仔牛を一括して購入し、個別農家が肥育の受託を行うというものであった。社長はこのような生産形態では付加価値の高い肉牛を生産するには限界があると考えていた。「自分の牛を自分の手で市場に出したい」との思いがあった（日本経済新聞2013年5月13日号）。

付加価値の高い農産物は販売に変化をもたらした。のぎきの生産する肉牛は、その60%から70%がA5の等級に格付けされる。A5の等級に格付けされる牛肉は、市場の平均よりも30%程度高い価格で取引される。さらに香港へ牛肉を輸出するという海外展開もはかっている（南日本新聞2012年7月26日号、日本経済新聞2009年7月3日号、鹿児島版地方経済面）。

8.3.3 地域金融機関によるサポートの内容

1 鹿児島銀行による金融イノベーションの実行としての経営サポート

のぎきに対して鹿児島銀行は必要資金を融資し、また経営サポートを行った。これは地域金融機関によるイノベーションの実施として理解することができる。このことを論じると次のとおりとなる。

鹿児島銀行は融資に際して、牛を担保にした。不動産価値に依存しない貸出を推進することが求められている。事業者が保有する動産や債権の価値を重視してこれらを担保取得する融資形態はABL（Asset Based Lending）、または動

産債権担保融資といわれる。地域金融機関はABLを十分に活用していないといわれるが、鹿児島銀行は率先してそれを用いたと評価することができる。

地域金融機関が融資を実行した後、担保物の生み出すキャッシュフローをモニタリングし、債権の価値を維持することも求められる。また、モニタリングの結果を事業者と共有し、事業者の経営に役立てることも有効な事業者支援である。鹿児島銀行は肥育管理のシステムを有している。「アグリプロ AgriPro」という名称の管理システムである。このシステムの運用には3つのポイントがある。1つ目は、牛の仕入れと肥育後の出荷の状況を鹿児島銀行と農業者が共有できることである。2つ目は保有牛の市場評価額を常に把握できることである。これにより、追加的な融資が求められたときでも、適切に融資額を算定することが可能になる。3つ目は、出荷データを詳細に分析し、同業他社と比較した生産成績と販売力を評価することができることである。事業者が経営困難になったとき、初期段階での検知が可能となる。これにより、経営困難時の早期側面から経営改善指導が可能になる。

2 なぜこのような事象が生じたのか

これまで述べてきたことは、危機に陥った事業者が打開策を講じるために新規借入を要望し、経営サポートをしつつ銀行が融資をしたということである。そのような理解は正しいけれども、なぜそのような事象が生じたのかのメカニズムは明らかではない。その事象は、地域金融機関によるイノベーションを生じさせる構造の中で生じている可能性がある。以下ではこのような事象がなぜ生じるのかを、鹿児島銀行の事例を通して明らかにしていく。

8.4 ケーススタディ

8.4.1 事例選択の理由と事例としての代表性

鹿児島銀行は鹿児島県の地方銀行であり、2012年3月31日現在の鹿児島県内における預金残高は約3兆円、貸出残高は約1兆8千億円であった。鹿児島県内における預貯金のシェアは35%、貸出のシェアは約45%となっており、鹿児島県の金融におけるリーディングバンクの位置にある（金融ジャーナル増刊号(2013)、pp.138-139）。2013年3月現在の預金残高は約3兆1千億円、貸出金は約2兆3千億円である。

鹿児島銀行は農業向け融資を通じて地域活性化をはかることを経営課題としている（鹿児島銀行(2013)、p.8）。先に8.3.1でみたように、農業ビジネスを通じて地域活性化をはかろうとする他の地域金融機関と共通する動きの中にあるものと考えられる。他の事例とも共通に一般化できる基礎を備えていると考えられることから、鹿児島銀行を事例として採用した。

表 8-3 鹿児島銀行の概要 (2013 年 3 月末) 出所: 公表資料により筆者作成

所在地等	鹿児島県の地方銀行
経緯	1944 年 第百四十七銀行、鹿児島銀行 (旧)、鹿児島貯蓄銀行が合併し、鹿児島興業銀行を設立。 1952 年 鹿児島銀行に商号変更
資金量	預金 3 兆 1,463 億円 資本金 181 億円 貸出金 2 兆 2,837 億円 有価証券 1 兆 1,601 億円 総資産 3 兆 6,475 億円
自己資本比率	13.43% 国内基準 (自己資本比率規制の基準)
業務純益	153 億円
人員、店舗	2,472 人、125 店舗

本研究の結果がもつ含意がどの範囲まで及ぶのかをみるには、事例がどの程度代表性を有しているかを確かめてみなければならない。そのため、2012 年 3 月の数値を用いて、鹿児島銀行は地域銀行 (地方銀行、第二地方銀行) 全体の中で平均的なものなのか、広く地域金融機関 (地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合) 全体の中でも平均的なものなのかを検討した。地域銀行の預金量と貸出金量及び地域金融機関全体の預金量と貸出金量を集計し、それらの中における鹿児島県の位置づけをみるために、鹿児島銀行の預金量の偏差値と貸出金量の偏差値を求めた。偏差値が 50 を示すと平均的なものであると解釈できる。その結果、地域銀行の中での預金量偏差値は 52、貸出金偏差値は 51 と算出された。また、地域金融機関全体の中での預金量偏差値は 66、貸出金偏差値は 65 と算出された。このことから、鹿児島銀行の事例は、地域銀行を対象とした議論としては一般化できる可能性が高いと思われる。

一方、信用金庫と信用組合を含む地域金融機関全体としては必ずしも一般化できる可能性は高いとは言えないようにも見える。地域銀行における位置づけに比べて比べて地域金融機関全体における位置づけの数値が高くなったということは、信用金庫と信用組合が大きな影響を与えていることになる。しかしながら信用金庫や信用組合においても、地域銀行のように都道府県のスケールで営業を展開しているところもある。その点からみると本研究の含意は、地域銀行だけにとどまらず、一定程度の規模を有する信用金庫や信用組合にも拡張して解釈できると考えられる⁵⁰。

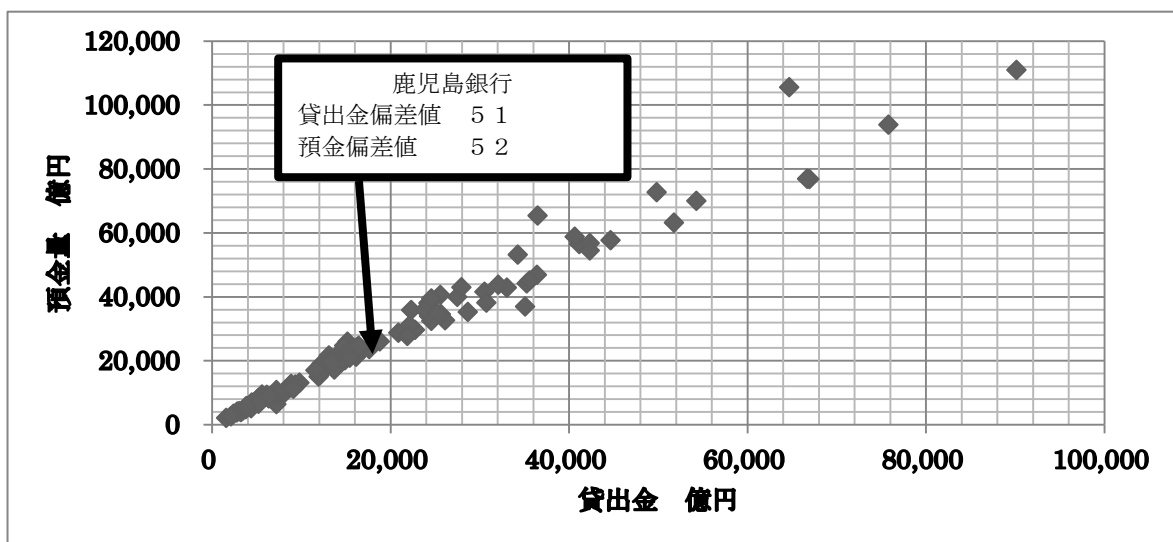


図 8-1 地域銀行の預金・貸出金(2012年3月末) (出所：金融庁公表資料により筆者作成)

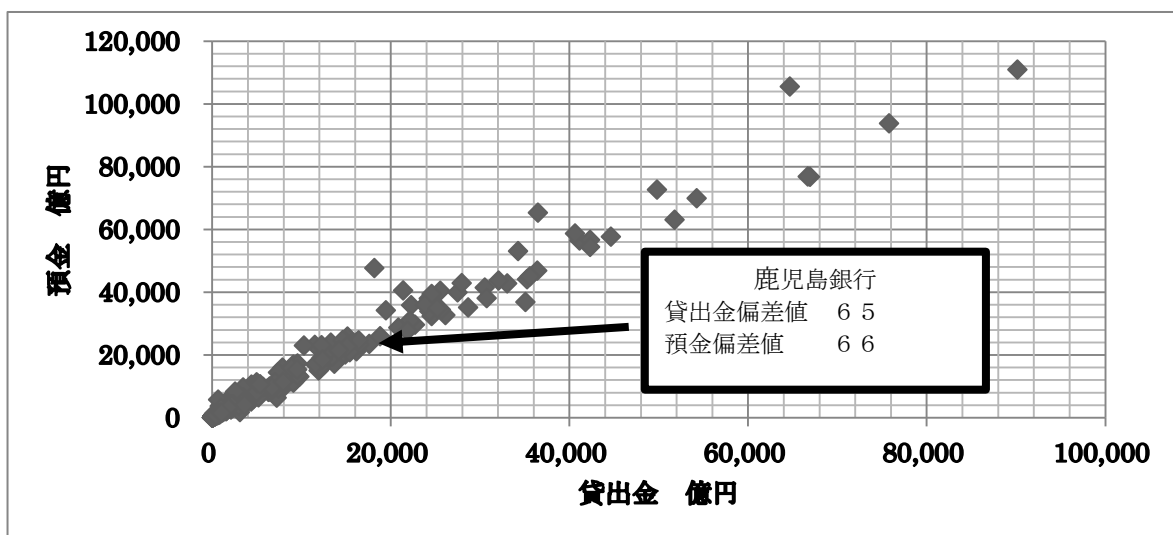


図 8-2 地域金融機関の預金・貸出金(2012年3月末) (出所：金融庁公表資料により筆者作成)

8.4.2 地域経済の構造変化に対する鹿児島銀行の認識

1 鹿児島県の産業構造

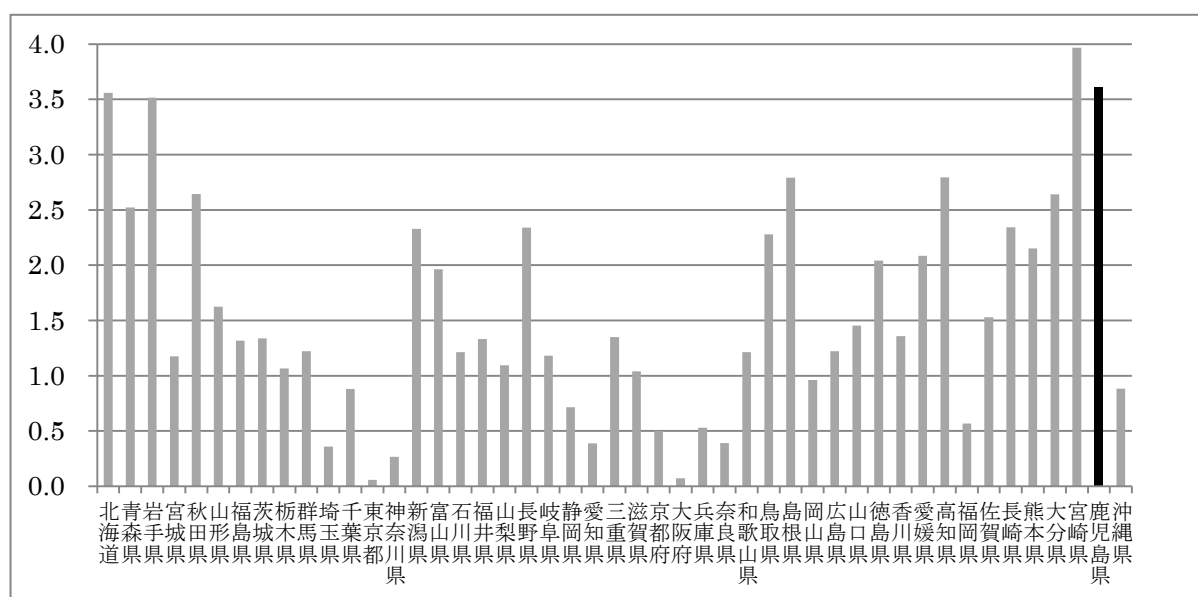
鹿児島県の産業構造は、次のとおりである。県内総生産 5 兆 1 千億円に占める第一次産業の割合は 3.5%、第二次産業は 17.7%、第三次産業は 78.8%である。全国レベルの第一次産業の総生産構成比平均 1.1%に比べると 3 倍以上程度高い。また、農業産出額で鹿児島県は全国 3 位の地位にある（九州経済産業局(2013)、p.6）。

鹿児島県が農業に優位性があることを、農林水産業の特化係数と経済波及効果の面からみる。

農林水産業の特化係数について事業所数と従業者数の面からみたものを下記のとおりに記す。事業所数でも従業者

鹿児島県において農業がどの程度の波及効果をもつものかを見たものが、図 8-5である。他の産業に比べて鹿児島県は農業の波及効果が高い。建設業よりも経済波及効果が高いことがわかる。

Prefecture	Number of First-time Visitors (Approximate)
北海道	0.5
青森県	3.2
岩手県	1.8
宮城県	2.7
秋田県	1.1
福島県	2.3
茨城県	1.2
栃木県	1.2
群馬県	1.1
埼玉県	0.3
千葉県	0.9
東京都	0.1
神奈川県	0.3
新潟県	1.8
富山県	1.4
石川県	1.1
福井県	1.1
山梨県	0.9
長野県	1.7
岐阜県	1.0
静岡県	0.6
愛知県	0.4
三重県	1.2
滋賀県	1.0
京都府	0.4
大阪府	0.1
兵庫県	0.4
奈良県	0.3
和歌山県	0.9
鳥取県	1.8
島根県	2.0
岡山県	1.0
広島県	1.0
山口県	1.1
徳島県	1.6
香川県	1.4
愛媛県	1.7
高知県	1.7
福岡県	0.5
佐賀県	1.2
長崎県	1.6
熊本県	2.1
宮城県	3.6
鹿児島県	2.5
沖縄県	1.0



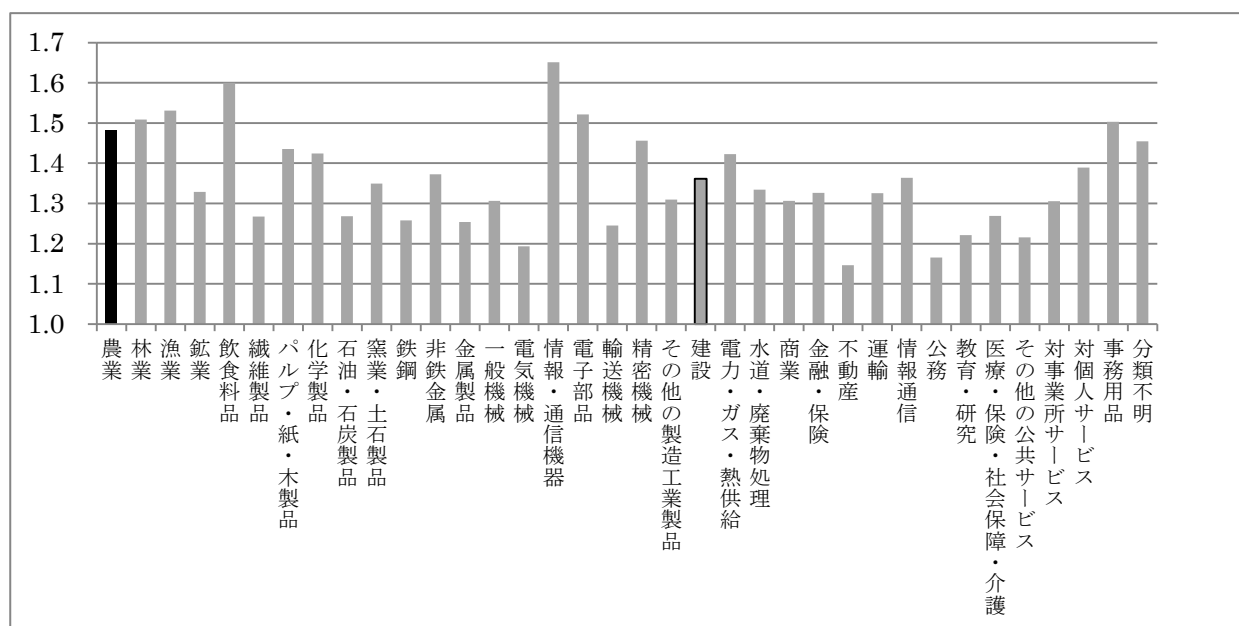


図 8-5 輸入内生モデル式の逆行列の列和 (出所：鹿児島県平成 20 年産業連関表延長表をもとに筆者作成)

2 鹿児島銀行の認識

鹿児島銀行は産業連関分析を行ない、ある産業への投入が県内総生産にどの程度の波及効果があるかを調べている(金融庁(2008a))。耕種農業ではなく畜産農業への投入の方が波及効果は高いことを検証している。こうしたことから、鹿児島銀行は、農業に優位性があるとみた。

一方、鹿児島県経済においては公共工事を通じた建設投資に依存する部分も多かった。建設投資が長期的に通減する傾向の中で、建設工事による経済波及効果に頼らない産業構造の転換を模索していた。

既存の産業構造を転換する局面にあつて、工場誘致による雇用増を目標とすることもありうるが、鹿児島銀行はこの点について力点を置いていなかった(永田(2008)、p.26)⁵¹。このことは、大企業の工場を誘致しても、生産活動の結果が地域にとどまるのではなく、大都市へ還流することによって、誘致がもたらす地域経済への波及効果は限定的であると考えたものであると言える。地域内部で循環する自立的な経済構造を創造するためには、地域の優位性を確認し、優位性に基づいた産業構造の構築を地域金融機関が果たす必要性を示している。

8.4.3 鹿児島銀行が地域産業の構造転換に向けて行った施策の要因

ここで鹿児島銀行が地域産業の構造転換に向けて行った施策の要因を2点に分けて考察する。1つ目は、地域金融機関が地域産業を創造するという認識についてである。2つ目は、地域金融機関が地域の産業創造に積極的に関与する理由についてである。

1 地域金融機関が地域産業を創造するという認識

地域の産業構造転換においては、地域の事業者が主体となり、これを行政や金融がサポートする形態が通常みられる。また、産業政策の推進にあたっては、中央政府や地方自治体が積極的に関与する例も多くみられる。しかし、地方自治体の財政的制約が大きな状況にあつては、そのような行政主導の地域産業政策推進だけでは十分ではない。このことから鹿児島銀行では、地域金融機関が地域の産業創造に積極的に関与しなければならないと考え、地域金融機関による産業創造へのコミットメントを明言している（金融ジャーナル(2012)、p.94）⁵²。

2 地域金融機関が地域の産業創造に積極的に関与する理由

それではなぜ地域金融機関は産業創造に積極的に関与するのであろうか。地域金融機関は大手銀行が行う金融と異なり、地理的範囲が限定され、社会経済的要因が多様な地域産業に資金を提供している。また、地域産業は地域社会との一体性が認められると先行研究も指摘している。そのことから、地域社会と地域産業が相互に関連していることを認識したうえで、地域産業に資金を提供する機能が地域金融機関には求められる。それをさらに進め、地域金融機関は、資金提供以外の選択肢を提供することが求められるとまで言えるのであろうか。

これに関しては2つの考え方がある。1点目は、地域金融機関は地域の事業者に貸付を行っているから、地域の事業者の営業状態が悪くなると貸出金の回収可能性が低くなる。また、貸出金利の引き下げ要請を受けやすくなることから、自らの収入確保と財務悪化回避のために産業創造に積極的になるとする考え方である。これは事業再生側面で債務者支援を行うときによくみられる。2点目は、本来地域金融機関にはそうした産業創造の役割が求められていたという考え方である。地域金融機関は地域の預金者から集めた資金を地域の産業に融資することで資金を循環させている。ところで、預金者は直接に資金の需要者に貸出を行うことができない。そのため、地域金融機関は資金の貸借を仲介している。それにとどまらず、資金の借り手に対して、事業が成功するように指導することも地域金融機関は求められている。例えば清成(2010)、p.202 は、新しい仕事と雇用を生み出すために新産業の創造が不可欠であり、そのために取り組むのが地域金融機関の課題であると言う。これを要するに、地域金融機関は地域社会と地域産業にイノベーションをもたらすための仕組みを提供する機能も備える必要があるということである。それが地域金融機関にとっての地域活性化を進めるにあたっての必要な条件である。これには、中小企業の生産効率性を高める仕組み、中小企業者の集積を促進して収穫逓増現象を生じさせる仕組み、産業からの生産物により高い付加価値を生じさせる仕組みなどが含まれるであろう。地域金融機関は地域の産業構造変化を促すための仕組みづくりに貢献することが必要であるということである。このことは起業の段階で地域金融機関がアドバイスを行い、起業を成功させやすくする活動とも整合的である。預金者の資金を仲介する活動には、資金を投下すべき起業家や産業を開発することも、地域金融機関には本源的に求められていると解釈しなければならない。

8.4.4 「アグリクラスター」施策

鹿児島銀行は農業向け融資を重点施策に挙げた。その重点施策を鹿児島銀行は「アグリクラスター」と呼ぶ。ここで、アグリクラスター施策の内容と、それを支えるために鹿児島銀行が採用した外部経営資源の活用の2点についてみる。

1 アグリクラスター施策の内容

まず1点目として施策の内容をみる。鹿児島銀行は、農業向け融資の対象を「アグリクラスター」という名称で定義している。アグリクラスターとは、「地域特性を活かした取り組みとして、鹿児島県の基幹産業である農業（川上）、食品加工業（川中）を中心とし、川下である流通、さらに関連産業まで含めた商流に係る産業群」と定義している（金融庁(2008a)）。鹿児島銀行が融資推進の対象として選定している業種は、肉製品製造業、酒類製造業、製茶業、畜産業、養鶏業である。ここから波及して効果が及ぶ範囲、すなわち鹿児島銀行が「川中、川下」と呼ぶ産業は、農業資材、建設業、食品加工業、流通業、飲食業、観光業、輸出業、IT産業である（金融庁(2008a)）。

クラスターという術語については、一般に、ポーターの定義が敷衍される（Porter（1999）、p.70）⁵³。しかしポーターの用語定義とは幾分異なり、鹿児島銀行がいうクラスターとは、むしろ産業連関効果に着目した独自のものである。

2 外部資源経営資源の活用

次に2点目として、外部経営資源の活用をみる。鹿児島銀行はアグリクラスター施策実施のために外部経営資源を活用した。

農業向け融資にあたり鹿児島銀行は他の金融機関と連携した。農業融資には、一般に、自然環境等のリスク、取引の零細性という特徴がある。また融資者にも農業や農村社会との関係が求められることから、金融機関にとって融資の対象としにくい分野であるとされる（須田(2008)、p.103）。地域金融機関はそのノウハウが乏しいと言われてきた。このことから、農林漁業金融公庫（現、日本政策金融公庫）との間で2004年に「業務協力協定」を締結し、農業向け融資の審査ノウハウを搬入した。

また、融資実行前後において、担保物である農業（畜産）対象物の肥育、飼養状況等について恒常的かつ効率的にモニタリングをする必要がある。これについて鹿児島銀行は肥育・繁殖牛の生体担保融資管理システム（AgriPro という名称が付された）を開発した。この際、独立行政法人家畜改良センターと提携した⁵⁴。

さらに、耕種農業の分野に関し、鹿児島銀行は鹿児島大学農学部との間で「農業経営管理システム開発事業に関する連携協定」を締結した（鹿児島大学総務部企画評価課(2012)、p.30）。このシステムは、農産物の栽培・出荷管理や事業収支、販売管理を可能にする。システム開発は、2008年から大学の協力のもと、鹿児島銀行とITベンダーが行

った。

農業融資拡大に際しては農政の実務に通暁する必要があり、鹿児島銀行は、2004 年から鹿児島県庁農政部へ行員を派遣した。

さらにアグリクラスターの波及効果を積極的に及ぼしたい領域として観光分野を掲げていたが、鹿児島銀行は観光に関する金融のノウハウを拡充するため、観光金融に造詣の深い京都銀行との間で行員交換派遣を実施した。京都銀行は鹿児島銀行に対して農業金融のノウハウ取得を目的に行員を派遣している（鹿児島銀行(2011)）。

8.4.5 組織的対応

鹿児島銀行は農業向け融資を組織的に推進している。地域金融機関が特定の分野に特化する融資を行う際、担当者が発案して進めても、組織的というより、担当者任せで、担当者が転勤するとその活動が停滞を迎えるという散発的事態は見聞されるところである。これに対して鹿児島銀行の農業向け融資には、トップマネジメントの主導的関与、専担部署を設置した組織的運用、専担部署における中核的人材の長期間の関与という3点の特徴が認められる。

1 トップマネジメントの主導的関与

農業向け融資は鹿児島銀行のトップマネジメントが端緒を開いた⁵⁵。そのことから、農業向け融資はトップマネジメントによる強い決意のもとで行われていると言える。

鹿児島銀行経営陣にとって、地域金融機関が地域産業を育成することの必要性が認められた局面は2回あった。1回目は、かつて昭和50年代にアパレルメーカーの下請けとして鹿児島県の縫製工場が賑わっていたところ、その後、労働集約型の産業が国際的なコスト競争に直面するや、そうした縫製工場が凋落するのをみたことである。2回目は平成に入ってからIT産業の下請業者が増えた後、国際的にIT産業が停滞したときにそうしたIT産業の下請業者が凋落するのをみたことである。これらの過去を踏まえ、鹿児島銀行の当時のトップマネジメントは、グローバル競争を所与としながらも、鹿児島県の優位性を活かした産業育成に関して農業に焦点をあてた。

現在のトップマネジメントも農業向け融資を通じた地域活性化にコミットしている。一方、農業向け融資において事故案件が発生した経緯を踏まえ（鹿児島銀行営業支援部アグリクラスター推進室（2011）⁵⁶、農業向け融資の難しさも併せて認識している（金融ジャーナル(2012)、p.96）。

2 専担部署による組織的対応

鹿児島銀行では農業向け融資について、「アグリクラスター推進室」と命名された専担部署を置いて組織的に対応している。

鹿児島銀行は2003年に経営計画の中でアグリクラスター構想を提唱した。農業向け融資に関しては2005年になっ

て営業支援部に2名のアグリビジネス専担者を置き、より専門的な融資推進体制を整備した。そのチームは2006年にアグリクラスター推進室に組織として独立昇格した。その後、2007年に鹿児島県農政部職員、農林漁業金融公庫職員を雇用した。また、2008年にはさらに農林漁業金融公庫職員を、2009年にはさらに鹿児島県農政部職員を雇用した。組織的には外部の人的資源を搬入して対応している。

それでは、なぜ専門部署が必要だったのだろうか。地域金融機関で新しいことを行うには、既存の組織では対応できないことが多い。既存の組織では既存のビジネスのスタイルから逸脱しにくい。農業向け融資のように、それまで不慣れな仕事へ進出するには、既存の枠組みに捉われない、柔軟な対応が必要とされたからだと考えられる。

3 中核的人材の長期間の関与

金融機関職員は同一部署に長期間滞留することは好ましいことではないといわれる。一方、専門的な領域では例外的に長期間同じ仕事を続けるプロフェッショナルリズムが受け入れられることもある。地域金融機関による農業向け融資は伝統的な融資業務とは異なった面もあることから、特定の人材を長期間にわたり中核人材として育成する必要がある。鹿児島銀行にあっては、少なくとも1名は2005年から2012年にかけて、アグリクラスター業務に関わっており、業務遂行にあたっての人材的一貫性を保持していた。中核的人材は対外的に活動を発表し、地域金融機関の新産業創造業務に関するノウハウを公開している（諏訪田（2012））。

8.4.6 地域産業構造への理解

金融機関にとって産業を理解することは必須である。問題は、実務面でなじみのない産業や、審査ノウハウに乏しい産業に対する理解の仕方である。新分野に対する融資に際しては、産業全体のリスク構造を把握することと、個々の事業者の経営行動の把握の2つが含まれる。

1 農業リスクの理解

まず、農業関連のリスクについては、下記のようにまとめることができる。

表 8-4 農業のリスクプロファイル（出所：筆者作成）

耕種と畜産のリスクプロファイルの違い		
期間：	短い（野菜で4ヶ月）	← →長い（肉牛で30ヶ月）
必要資金量：	少ない	← →多い
耕種と畜産で共通するリスクプロファイル		
気候変動による生育、肥育の不安定		
病気、害虫による不作、個体死		
販売市場における相場変動		
生産財市場における相場変動（飼料価格）		
為替市場における相場変動（飼料輸入、輸送費）		

地域金融機関は、リスクの制御が困難で、かつ、リスクのボラティリティが高いものを許容できない。しかしリスクを緩和し、制御することが可能であれば、地域金融機関も融資に応じることができる。農業関連融資のリスク緩和

策には、政府の補助金、補填金、保護政策、また、農業者が破綻したときの事業継続、家畜の飼養継続の仕組みがある。リスク要因とその緩和策をどのようにバランスさせるかがポイントである。地域金融機関にとって採用可能な貸出手法を開発するためにもこれは重要である。鹿児島銀行がとる貸出リスクの制御方法は次の項目に述べる。

2 事業者の経営に対する理解

次に、個々の事業者の経営行動の理解を鹿児島銀行はどのように行ってきたのかを記す。農業関連融資の鹿児島銀行では外部経営資源を搬入することで審査ノウハウを拡充したことは先に述べた。これに加え、鹿児島銀行は行員を農業関連産業に出向させてその内実を把握した（金融ジャーナル(2012)、p.94）⁵⁷。

8.4.7 貸出リスクの制御

農業向け融資には、地域金融機関が十分に把握できないリスクもある。審査力が十分に蓄えられていないままに融資が実行されることはない。農業向け融資のリスクとその緩和策については先に述べたが、ここでは鹿児島銀行が具体的に採用している方法を2つ述べる。

1 点目は、公的融資との分担である。設備資金は日本政策金融公庫（15 年～20 年程度の償還期間）が対応する。鹿児島銀行は、運転資金に対応している。例えば、豚は生まれてから6～7 か月かけて育てて出荷するところ、鹿児島銀行はその6～7 か月間の資金を融資する。また、牛に関しては繁殖業者と肥育業者がある。肥育業者は生後9～10 か月の仔牛を繁殖業者から買い付け、約20 か月かけて育てて出荷する。その20 か月を鹿児島銀行が融資する。生体の死亡リスクを融資構造の分担によってコントロールしている。

2 点目は、取引先破綻時の債権保全である。農業者の経営破綻による肥育中止を防ぐため、経営破綻時には直ちに肥育業務を当該農業者以外のものに代替させる仕組みを取り入れた⁵⁸。

8.4.8 グローバリゼーションにおける地域支援

地域の農産物を国内だけで販売することに加え、グローバリゼーションを踏まえて、海外にも販路を広げることは必要である。地域金融機関は海外のバイヤーと地域の取引先を結びつける活動をビジネスマッチングと称して行うことがある。鹿児島銀行もビジネスマッチング活動を行っている。台湾のバイヤーを招いた商談会を鹿児島銀行等が2009 年と2011 年に開催した。

また、地域金融機関は海外に支店や駐在員事務所を開設することもあるが、鹿児島銀行は上海駐在員事務所を2007 年7 月に開設した。この目的は、鹿児島県の農業生産物や食品加工品を輸出できる市場を確保し、売り込むための支援であった。

さらに海外のアグリビジネスを地域の事業者に学習させるための視察も行った。第一回目として、オーストラリ

ア・アグリクラスター視察ミッションを2012年9月27日から10月4日にかけて組織している(鹿児島銀行(2012))。

8.4.9 アグリツーリズムの発想

地域産業を持続可能なものとするためには、大消費地を目標とする営業体制を作るだけではなく、地域社会との結びつきを深める必要がある(Lyson(2012)、Tolbert et al,(1998)、Tolbert et al(2002))。また、農業を通じて地域活性化を図るには、観光業への波及や観光業との連携(アグリツーリズム)を考えなければならない(宗田(2012))。

農業への投入が他産業に波及するとき、食品加工業や食品販売業がその経路になることは容易に理解できる。一方、特段の手当てを講じなければ波及効果が小さいままの産業もある。鹿児島銀行が産業連関分析を通じて波及効果を計算していたことは先にも述べたが、その産業連関分析の結果、農業への投入によって観光業への波及が小さいことがわかった(金融ジャーナル(2008)、p.91)⁵⁹。鹿児島県の観光業は、九州新幹線の延伸によって拡大した時期もあったが、引き続き振興の対象とされていた。このため、鹿児島銀行は産業創造において農業と観光業の結びつきを強める方針とした。観光は景観鑑賞目的に加え、飲食目的も大きい。農業生産物を観光における飲食目的に吸収させる連携策をとろうとしたものである(金融ジャーナル(2012)、p.92)⁶⁰。

8.4.10 産業の再構成ー地域のアクターへのフィードバックー

産業の競争力を高めるためには生産規模を拡大する方法がとられることがある。事業者の合併がその例である。但し、事業者からすれば、小規模事業者の淘汰や大規模会社への統合を求められることにつながりやすいため、嫌気されることがある。その結果、効率化が進まない可能性がある。鹿児島銀行は、規模の小さな畜産業者が減っている局面において、食肉加工会社を頂点とした畜産業者の系列化を促す措置を講じている。但し、生産効率性を求める方法として小規模事業者の数を減らすことだけに拠ってしまうと、雇用の減少につながるおそれがある。それは地域の持続可能性に懸案を生じさせる可能性がある。

また鹿児島銀行は地域のリーディングバンクであり、その融資構造の変化は、地域の産業構造に変化を与える影響が大きい(永田(2008)、p.27)⁶¹。鹿児島県における農業関連分野の鹿児島銀行の融資量が増えるということは、その分野での産業の拡大を生じさせる可能性がある(金融ジャーナル(2008)、p.91)⁶²。一方、鹿児島銀行が抑制的な運用を行う業種は、その産業の衰退を生じさせる可能性がある。先に建設業向け融資と農業関連業種向け融資の貸出シェアに逆転が生じたことを説明したが、建設業の衰退によって建設業関連の雇用が失われているならば、雇用の受け皿を農業関連分野以外にも増やすことが、リーディングバンクには求められるであろう。

さらに企業城下町型地域において大企業が撤退した後の基盤産業育成に対して、鹿児島銀行は産業創造の提案をした。鹿児島県日置市にはパナソニックの工場があったが、この工場が撤退表明をしたことから、2012年4月に日置市は鹿児島銀行と「包括的業務協力協定」を締結し、オリーブの試験栽培を嚆矢として、オリーブ栽培を日置市の基盤産業とする提案をした(日置市HP(2013)、<http://www.city.hioki.kagoshima.jp/modules/content000/print.php?id=10>、2012

年12月29日取得確認、及び読売新聞2013年10月29日版。

8.4.1.1 融資額の拡大

鹿児島銀行のアグリクラスター関連業種（畜産、養鶏、製茶、酒類製造、肉製品製造）への貸出金は2012年3月末で726億円となった。アグリクラスター向け融資は過去6年間に増加を続けていたところ、従来主要な融資業種であった建設業向け融資と貸出残高がこの期に逆転した。

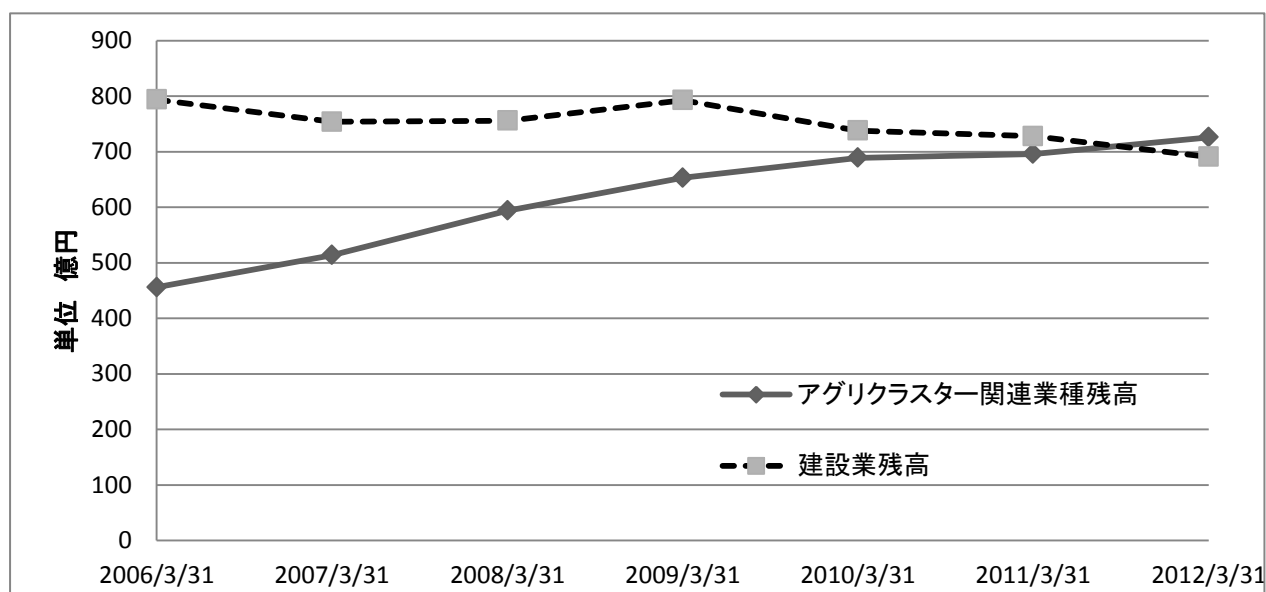


図 8-6 鹿児島銀行の融資構造変化（出所：鹿児島銀行公表資料により筆者作成）

8.5 農業向け融資推進を通じた農業ビジネス振興プロセスのまとめ

以上の事例をもとに農業向け融資を通じた農業ビジネス振興プロセスを理解、構築、実行という3つの要素にまとめ、説明する。これを図示すると下記のとおりとなる。

理解	・地域資源の賦存状況を踏まえた移出産業創造の可能性 ・地域内経済循環の必要性 ・イノベーションを通じた地域の産業構造変化の必要性
構築	・地域活性化の仕組み：融資機能と情報還元機能 ・地域金融機関内での支援体制
実行	・地域のアクターに地域活性化の仕組みを提案し、実施する ・地域のアクターに情報を還元する

図 8-7 農業向け融資推進を通じた農業ビジネス振興プロセスのまとめ（出所：筆者作成）

このことを下記の通りに説明する。

はじめに、理解の要素について3点を述べる。1つ目は、地域資源の賦存状況を理解したうえで、地域社会のニーズがどのようなものであり、そのニーズを基盤産業育成に結びつけるべきであるということを理解することである。2つ目は地域内での生産に関して、産業連関効果によって経済循環が図られる必要性も理解することである。地域金融機関が地域活性化に向けて機能するにあたり、地域産業は地域社会に埋め込まれて成立するものであることを理解することでもある。これにより、地域産業が地域社会との関係で必要とされるニーズが何であるかを理解することができる。3つ目は、地域社会と地域産業の関係を理解し、地域の産業構造変化を促すイノベーションの必要性を理解することである。

これを具体的に述べる。

1点目は、地域資源の賦存状況を踏まえた移出産業創造の可能性についての理解である。鹿児島銀行は鹿児島県は地域的優位性は農業にあり、他の産業との連関を強化して農業の高付加価値化を図ることが必要であると理解した。さらに、農業の振興にあたっては、鹿児島銀行自身が農業融資に通じ、農業融資に伴うリスク認識を高め、これを制御する手法を開発した。加えて農業を観光にまで連結する発想をもった。

2点目は、地域内経済循環の必要性の理解である。鹿児島銀行は産業連関分析を行ない、波及効果を意識した産業創造活動を行ってきた。

3点目は、イノベーションを通じて地域の産業構造を変化させる必要性の理解である。繊維産業が隆盛だったころ、中央資本の下請けとして操業していた企業群が繊維産業の衰退とともに経営的に困難になったことを鹿児島銀行は経験した。また、IT産業が隆盛だったころ、中央資本の下請けとして操業していた企業群がIT産業の鎮静化に伴い経営的に困難になったことも経験した。こうした学習を経て、例えば鹿児島県に工場を誘致しても地域社会に貢献する程度は小さいので、工場誘致を通じた地域産業の振興に否定的であった。さらに、鹿児島銀行は建設業の衰退に伴って公共事業に依存した経済構造は転換されることが必要であると理解した。農業分野への融資推進を通じてイノベーションを波及させるとともに、地域の産業構造を変化させていったと言える。

鹿児島県は中央資本のための下請産業を経営基盤とするのではなく、地域資源の賦存状況に応じて比較優位な移出産業を創造する必要性があった。こうした地域社会のニーズを鹿児島銀行は理解していたというべきである。地域産業は地域社会と一体のものであることを鹿児島銀行は認識していたと言える。

次に、構築の要素について2点述べる。1点目は、移出産業の育成と域内消費の循環を創造するため、具体的に地域社会と地域産業で共有できる地域活性化の仕組みを構築することである。地域金融機関が提供できる機能には、地域の資金需要者に地域の資金を貸し付けるという直接的な機能がある。これに加えて、地域内に賦存する資源の情報を加工して地域内に循環させる機能や、地域外の資源の情報を収集加工して地域内に搬入する機能もある。2点目は、こうした地域内資源の変換や情報の生産を構築する前提として、地域金融機関自身がそれらの機能を推進する組織とそのマネジメントの体制を構築することである。

これを具体的に述べる。

1 点目は、地域金融機関が自ら提供できる直接的な機能を構築することである。鹿児島銀行はこの仕組みをアグリクラスター構想という形で構築した。この仕組みを地域社会と地域産業のアクターが共有し、地域の持続可能性を高めた。

2 点目は、地域金融機関は仕組みを遂行するにあたり、自らの組織とマネジメントの体制を構築することである。鹿児島銀行はトップマネジメントの問題意識によって地域社会と地域産業のイノベーションをもたらす仕組みを組織全体に行き渡らせるよう発案した。これを専担部署が担い、専門性を有する担当者を長く同じ仕事に就かせる体制を構築した。

最後に実行の要素について2点述べる。1 点目は、地域活性化の仕組みを地域内のアクターに働きかけて共に実行することである。2 点目は、地域金融機関が把握する地域内のキャッシュフローの状況をモニタリングし、必要に応じて地域のアクターにフィードバックを実行することである。

これを具体的に述べる。

1 点目は、地域のアクターとのコミュニケーションを実行することである。鹿児島銀行は畜産業者、耕種農業者にアグリクラスター関連融資を提案し、またこれらの農業者の生産物の付加価値を高めるため、農業専門家による経営支援を実施し、農業者とのコミュニケーションを実行した。

2 点目は地域金融機関が、キャッシュフローのモニタリングとそのフィードバックを地域のアクターに行ない、仕組みを円滑に実行できるようにすることである。鹿児島銀行はモニタリングによって経営困難が判明した小体の事業を業務面で統合していき、イノベーションの推進という形で地域に仕組みをフィードバックした。

8.6 分析視角をふまえた考察

ここで先に示した分析視角をふまえ、地域金融機関の機能を考察する。考察する点は、協力を生じさせる仕組みの内容、協力が生じた領域、協力をもたらした相互作用の形態、協力によって生じたイノベーション、協力によって生じた経済効果である。あわせて、地域金融機関が地域活性化に向けて機能することを促進するための条件を論じる。最後に本ケーススタディから得られた結論の評価と限界を述べる。

表 8-5 本ケーススタディ（農業関連ビジネス振興）における考察ポイント（出所：筆者作成）

着眼点	内容
協力を生じさせる仕組み	➤ 農業ビジネス振興手法と参加機会
協力の領域	➤ 産金＝（農業事業者）：（鹿児島銀行） ➤ 学金＝（鹿児島大学）：（鹿児島銀行） ➤ 官金＝（家畜改良センター、鹿児島県農政部、日置市）：（鹿児島銀行）
協力をもたらした相互交流の形態	➤ 人材交流＝（農業事業者、鹿児島県農政部、日本政策金融公庫、京都銀行）：（鹿児島銀行） ➤ 組織間協定＝（鹿児島大学、農林漁業金融公庫（日本政策金融公庫）、日置市）：（鹿児島銀行）
協力によって生じたイノベーション	➤ 付加価値の高い生産物 ➤ 知識を共有する融資手法＝ABL、生体担保融資管理システム ➤ 企業城下町型地域の新産業創造
協力による経済効果	➤ 産業構造の転換

8.6.1 地域金融機関の機能の実態

産学官金協力による地域イノベーションは、農業ビジネス振興手法を鹿児島銀行が提供し、それに地域のアクターが参加する機会を得ることによってなされた。

協力の領域は、産金、学金、官金においてみられた。産金では、農業事業者の経営実態を深く理解するために鹿児島銀行の職員が外向している例がある。学金では、鹿児島大学農学部と鹿児島銀行が耕種農業の生産に関して栽培、出荷管理、事業収支、販売管理のシステムを開発している。官金では、家畜改良センターと鹿児島銀行の間で生体担保融資管理システムを開発した。また、鹿児島県農政部と鹿児島銀行の間で相互の人材交流を行い、農政実務と金融機関実務を架橋した。さらに日置市との間で業務提携を行い、新産業創造提案を行った。

協力をもたらした相互交流の形態は人材交流と組織間協定である。人材交流では、農業事業者への鹿児島銀行職員の出向、鹿児島県農政部との相互の人材交流、農林漁業金融公庫（日本政策金融公庫）からの農業審査ノウハウ導入のための人材受け入れ、京都銀行への農業融資ノウハウ伝播のための人材受け入れの例がある。組織間協定では、鹿児島大学、農林漁業金融公庫（日本政策金融公庫）、日置市との間で協定を結び、組織的な結束を高めた。

協力によって生じたイノベーションは、付加価値の高い生産物、知識を共有する融資手法、企業城下町型地域の新

産業創造にみられる。付加価値の高い生産物には、良質な肉牛の生産をサポートする例がある。知識を共有する融資手法としては、ABL を用いて担保や保証人に依存しない貸出を進め、また生体担保融資管理システムを用いて在庫管理、出荷状況、類似生産者との業績比較を容易にして経営改善支援を早期から行えるようにした例がある。企業城下町型地域の新産業創造としては、大企業の分工場が撤退するときに、代替する産業を農業に求め、オリーブの試験栽培をサポートする例がある。

協力による経済効果は、産業構造の転換にみられる。長く建設業に対する経済依存が続いたが、農業関連ビジネスの振興を通じて、地域の産業構造を農業関連産業にウェイトをかけたものとして建設業からの脱却ができるようにした例がある。

8.6.2 地域金融機関の機能をさらに促進させる条件

農業振興を通じた地域イノベーションを進めるにあたり、さらに地域金融機関が有すべき機能の条件をリスクテイクの問題にそくして考察する。農業向け融資においては生体の死亡リスク、天候リスクといった制御が極めて困難なリスクがある。このため地域金融機関は、公的金融機関との間で融資対象を分担し合うなどの例がみられた。例えば生体を肥育して販売するケースでは、生体の初期成長段階は公的資金の融資で対応し、安定的成長段階では地域金融機関が対応するものがあつた。先の章においてはリスクの程度に応じて equity を投下する機能を地域金融機関が持つ可能性について指摘した。ここでは、地域金融機関以外の金融投資家の equity 導入を考えたい。生体の初期成長段階では公的資金の導入を検討するほかに、equity を供与する仕組みがあることが有用な解決策であると思われる。ただし生体死亡や天候急変などの制御不能なリスクを預金取扱金融機関である地域金融機関が負担するのは不相当であろう。そのため、代替的に預金取扱金融機関ではない金融投資家の equity を活用することが考えられる。このような equity は事業再生ファンドの考察においてみられたところである。農業関連ビジネス推進を通じた地域イノベーションにあつては、地域金融機関以外のものによる equity の導入を構想して適格な投資家を地域イノベーションの枠組みに織り込むことは、農業振興を通じた地域イノベーションのための1つの条件であると思われる。

8.6.3 結論の評価と限界

ケーススタディを通じて得た結論の評価と限界を述べる。これまで見てきたとおり、地域金融機関は地域活性化にあたり農業関連ビジネス振興の仕組みを整えることにより、産学官金のいくつかの領域で相互行為を推進し協力を生じさせ、その結果地域のイノベーションにまで至った可能性がある。このことから、人材交流や知識共有の機会の創設が協力の大きな要素となり、地域にイノベーションがもたらされると考えられる。この機能が十分に発揮されるならば、アクター間での知識のスピルオーバーを促し、地域金融機関はリスクを低減させて地域活性化や産業創造に貢献できる可能性を高めることができるであろう。但し本ケーススタディにおいては、同時に3つのアクターが協力する局面をとらえることができなかった。しかしながら、例えば官金協力の成果である生体担保管理システムを用いて

地域の農業者に経営改善支援が早期から行えるようになったことを考えれば、時間的なラグを伴いながら協力領域が順次展開して波及しているのであると考えることができよう。

8.7 本研究の既存研究への貢献

ここで本研究が既存研究に貢献したと思われることを2点にわたって述べたい。

1点目は、地域金融機関は地域社会との一体性を前提にしたうえで、地域産業の構造を変革してイノベーションを引き起こさせ、地域の産業創造、高付加価値化に資する機能があることを明らかにしたことである。

2点目は、地域金融機関は農業向け融資という従来通曉していなかった領域について、そのリスクの所在を明確にし、リスクを制御することで領域を拡大させることができることを明らかにしたことである。

これらのことは、今後地域金融機関にとっての新領域が出現したとしても、リスク認識とその制御を地域金融機関が能動的に開発することで、地域の新たな課題に対して貢献することができることを含意する。

8.8 小括

本研究は、地域金融機関が地域の危機感や、地域社会と地域産業の相互関係の実態を把握し、地域金融機関が地域というドメインを広げ、またそこに価値を増やすことに貢献できることを論じた。

地域活性化が求められている状況にあって、金融を担うアクターも、实体经济に具体的に働きかけることができるのである。地域金融機関は資金面での支援だけをするべきだという自己矮小化の考えを克服しなければならない。また、地域金融機関は地域社会に存在しているのであり、そのことを踏まえて、イノベーションを通じて地域産業を創造することがむしろ地域金融機関の本領であることは、改めて認識される必要がある。

注

⁵⁰ 鹿児島銀行の事例を用いて一般化可能な解釈が成り立つかどうかの検討は、Merton(1949: revised 1957)で提起された中範囲の理論に負っている。従ってここで得られた結論は、すべての地域金融機関についていえるものではなく、本文で示したように、鹿児島銀行とある程度の類似性がみられる他の地域金融機関にあてはまるという制約があることに留意しなければならない。

⁵¹ この件に関して、「自動車関連企業が進出してきても、ジャスト・イン・タイムで北九州まで部品を届けるだけだから経済的效果は少ない」との発言がある。

⁵² この件に関して、「これまで銀行というのは、いわゆる黒子的な存在でしたが、今の経済環境の中では、『当行が旗を振る役として、表に出ることも必要』と考えています。・・・当行が先陣を切ります。そして軌道に乗れば、その旗をお渡しします」との発言がある。

⁵³ 「クラスターとは、ある特定の分野における、相互に結びついた企業群と関連する諸機関からなる地理的に近接したグループであり、これらの企業群と諸機関は、共通性と補完性によって結ばれている」。

⁵⁴ このシステムでは、牛の出生年月日、雌雄の別、種別（品種）、飼養場所の履歴について照合を行うことができる。

⁵⁵ 端緒を開いた頭取の在任期間は2006年6月から2010年6月までである。

⁵⁶ この資料のNo.13において3例の事故が発表されている。1点目は牛肥育業者で、農場実査をしたところ二重譲渡が判明した例である。2点目は牛肥育業者で、担保物を債務者が無断で処分した例である。3点目は養豚業者で、枝肉相場の低下、飼料価格の高騰によって資金繰り多忙になった例である。

⁵⁷ この件に関して、「・・・農業を一から知ること。農家の方や農業の苦労というものを知らないで本当の意味での提案はできません。・・・いろいろな食品関連産業について、一から勉強するように現在、行員を出向させています。」との発言がある。

⁵⁸ 債権者は生体を譲渡担保の形式で担保取得する。担保権実行によって自動的に債権者が担保物の所有者になりたくなければ、債権者は第三者に生体の維持管理をさせることが必要になる。不動産担保であれば抵当権という法形式により、債権者兼抵当権者は担保物の所有権を直ちに取得することではなく、その使用収益権能を排他的に得るのみである。

⁵⁹ この件に関して、「産業連関分析をしたら、畜産業で10億円の投資があると、他の産業への生産波及効果は全体で約20億円にもなります。その中で、農業と観光があまり結びついていないことがわかったんです。それでアグリクラスター構想をつくりました。」との発言がある。

⁶⁰ この件に関して、「第一次産業を基盤とする地域なので、県産品をそのまま提供したり、さらには加工して付加価値をつけ、実際に観光客に食してもらい、その良さを広めていただくことが肝要です。」との発言がある。

⁶¹ この点に関して、「当行（引用者註 鹿児島銀行のこと）の貸出残高の構成が変わってきているということは、鹿児島の産業構造も、公共工事頼みの建設業から農業関連のウェートが高まっていることを意味する」との発言がある。

⁶² この件に関して、「私どもが取り組んだ甲斐があって畜産業の生産高は00年から06年の6年間で15%伸びました。」との発言がある。

第9章 地域活性化における地域金融機関の役割と政策提言

これまでの論旨をもとに本章では地域活性化における地域金融機関の役割を論じる。また、地域イノベーションを進めるために地域金融機関を活用することに関する政策提言を行う。

9.1 地域活性化における地域金融機関の役割

9.1.1 制度の変化と地域金融機関の機能の変化の関係

1 地域内での資金循環

地域内アクターに対する円滑な資金供給が地域金融機関に求められてきた。地域内アクターに対する円滑な資金供給のためには、地域の資金黒字主体から地域の資金赤字主体への資金循環が前提となる。このことは、地域の資金黒字主体から地域外への資金赤字主体への資産変換をできるだけ生じさせないようにすることを意味する。地元の預金を国債投資に振り向け、中央資本の企業に貸し付け、インターバンク市場に資金を放出するなどの活動を地域金融機関は行うことがあるが、地域内資金循環の観点からはこの活動は小さいほうが望ましい。このことを過去の実績を踏まえて議論したい。そこで、地域金融機関は地域で調達した預金等の資金を地域の事業者に対する貸出金などの形で運用する資産変換機能を有しているという理論が、現実にはどのようなものであるかを概観する。このことを金融機関の預貸率と預証率の推移を通じてみてみよう。

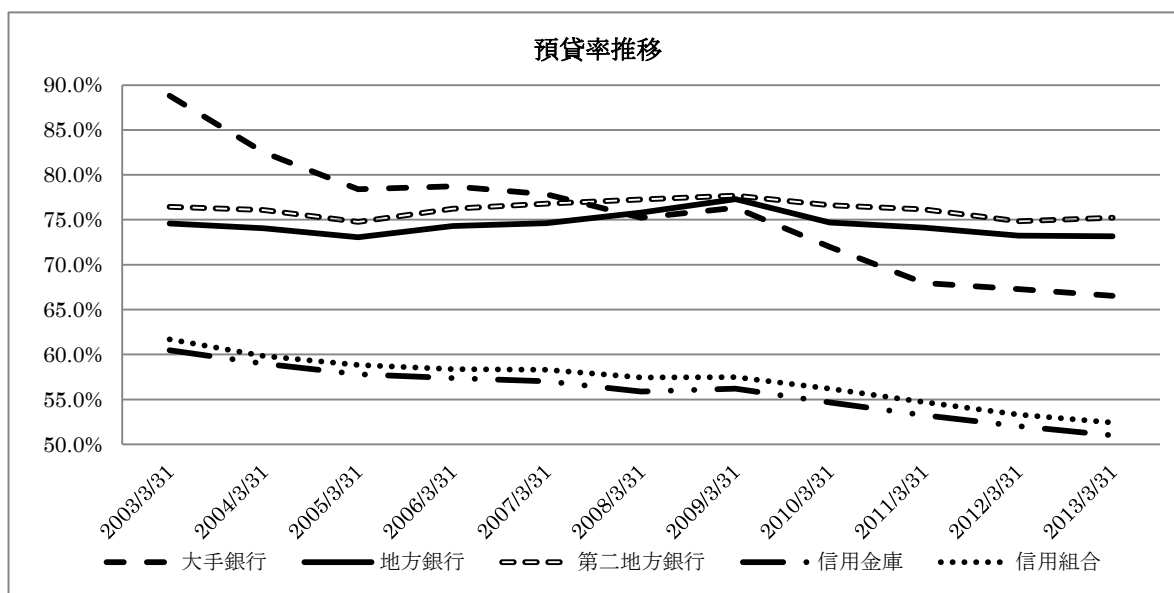


図 9-1 業態別預貸率推移 (出所：各種公表資料をもとに筆者作成)

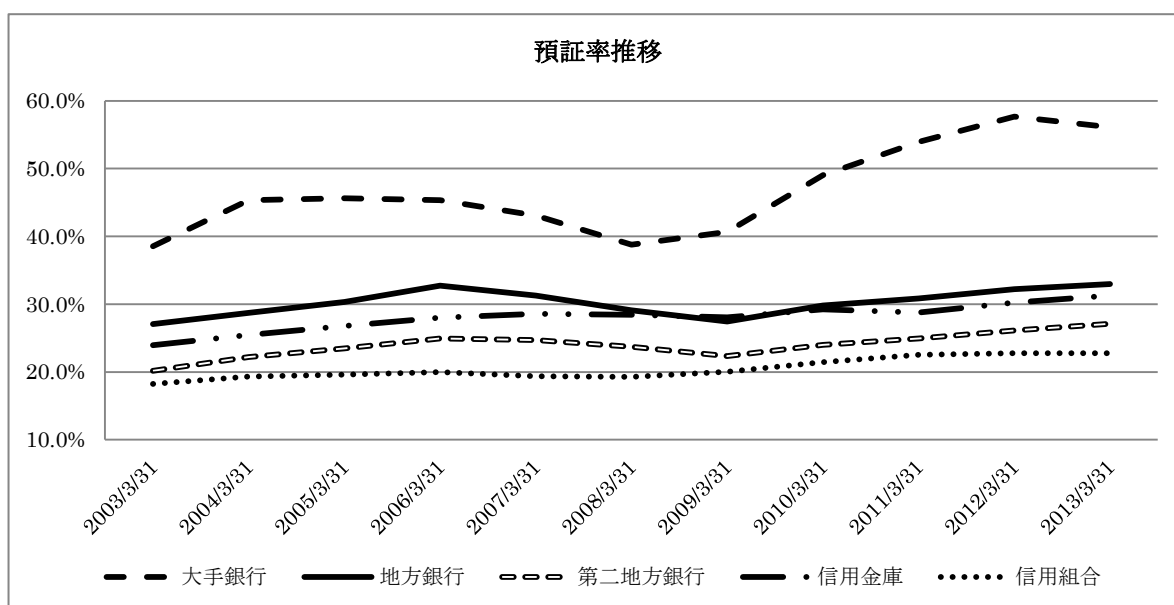


図 9-2 業態別預証率推移 (出所：各種公表資料をもとに筆者作成)

2003年3月から2013年3月にかけての預貸率推移と預証率推移をみると、大手銀行の動きが特徴的である。地域金融機関のうち地方銀行と第二地方銀行は、預貸率が上がれば預証率は下がり、預貸率が下がれば預証率が上がる関係を見ることができる。信用金庫や信用組合はおおむね預貸率が下がり続ける傾向にあり、一方預証率は上がり続ける傾向にある。このことは、地域金融機関が地域で調達した資金を地域の資産に必ずしも十分に変換していない可能性を示している。特に信用金庫と信用組合ではその可能性が高いと推察される。

したがって地域金融機関が資産変換機能を十分に果たし、結果的に貸出資産の伸びによって自らの収益力を高める点からも、地域金融機関が地域で貸出を伸ばすようなインセンティブをもつことのできる施策の具体化が重要である。

そのためには、地域における産業創造が必要であり、地域金融機関は産業創造を図るためにも機能しなければならないという必要性を改めて確認することができる。

2 経営改善機能強化への変化

もしも地域金融機関が自由に業務を行うことができたとするならば、地域で集めた預金を貸出や有価証券以外の形式で運用することができ、その結果、地域の経済活動を活発化させることができたのかもしれない。例えば、地域の消費を多様化させて経済活動を活発化させるため、地域金融機関が預金を原資にして百貨店を運営することができたかもしれない。しかし、「銀行が百貨店を運営するとかゴルフ場を運営することは・・・認められない」（小山(2004)、p.117）。銀行を規制する制度の問題として不可能なのである。見方によっては、銀行の業務の多様性を阻害しているから、銀行は経済活動を活発化させることができなかったのではないかとの見解もありえたかもしれない。

それではなぜ銀行には業務の規制があるのか？問題となる。本研究は地域金融機関に関するものであるところ、銀行の規制という問題の立て方は地域金融機関に適用できるという意味において有効であることから、このまま論を進める（信用金庫及び信用組合を規制する法規は銀行法を準用している）。

その理由は3つある。1つ目は、銀行は固有業務（預金等の受入れ、貸付、為替取引）と付随業務（固有業務に密接に関連していて、その程度が固有業務を超えない営業。例えば投資目的での有価証券の運用）のみに専念することで、「与信、受信の両面において社会的意義と経済的機能を発揮する」（小山(2004)、p.119）ことである。2つ目は、銀行に固有業務または付随業務以外の業務を許すと固有業務や付随業務が影響を受け、「預金者等の資産や取引者の安全を害する」（小山(2004)、p.119）可能性を生じることである。3つ目は、他の会社の発行する株式を5%以上保有するならば、「金融の産業支配」（木下(1999)、p.27）の可能性が生じることである。

このようにして地域金融機関は地域で集めた資金を地域の貸出で運用できなければ、その余資を有価証券で運用することが多くなる。このような制度設計のゆえに、地域での貸出の低下は有価証券の運用増加に結びつく。したがってこのような制度を前提とするならば、地域での貸出を増やすことが調達した預金の運用には必要であり、そのためにも地域での産業創造や地域活性化の活動は地域金融機関にとって重要な問題である。

なお、銀行が固有業務以外の営業ができるか、できるとすればどのような範囲でできるのかは、国によって異なる。例えば銀行業務と証券業務については、米国のように厳しく分離されていたケースも、ドイツのように併営が認められていたケースもみられた。さらに固有業務の中でもさらに専門的な金融に特化することに特色があったケースもみられた（全国銀行協会金融調査部(2007)）。今日ではこれらの境界はかつてほど明確ではなくなっている。

また、銀行の設立と営業が特定の地域に限定されるかどうかの制度設計は国によって異なる。

このように長いあいだ銀行は固有業務を中心にした業務に専念するように制度設計されてきたが、一方で経済活性化のためには資金の取り手と資金の出し手の両方の関係において対応が必要であるとの認識が広まってきた。このことは産業の活性化と産業金融の機能強化の両面での対応として議論されてきた。

国の政策としてこのことが明確に表れてきたのは、産業金融機能強化関係閣僚等による会合(2003)、『経済活性化のための産業金融機能強化策』にみられる。ここにおいては特に地方経済の活性化を意識した表現をみることができ、資金の取り手の対応として、「産業サイドにおいて、収益力・財務基盤の強化に取り組み、中小企業や地域産業の活力を増進する施策に万全を尽くす」とされた。それを実現するため、「事業再生・産業再編や企業の活性化の促進、企業自らの経営・財務状況やリスクの的確な把握、リレーシオンシップバンキングにおける中小企業に対する経営支援機能の強化、産業金融を担う（地域金融などの分野における）人材の充実」が掲げられた。資金の出し手の対応として、「産業金融の担い手、産業金融の手法、リスクへの対応、政策支援対象」の各領域における多様化が方向づけられた。それを実現するため、「ファンドによる資金仲介機能の拡充、中小企業金融の手法の多様化、中堅企業への支援の拡充、不動産担保によらない担保制度の整備と人的保証の適正化、リレーシオンシップバンキングにおける新しい中小企業金融への取り組み、企業経営者の再起の促進」等が掲げられた。

このような制度の流れからみると、地域金融機関が固有業務等に専念するだけにとどまらず、ファンドを活用し、経営改善支援業務に注力し、地域の産業構造を再編し、創業支援を活発化させるなど、次第に機能を拡充してきたのは、国の政策にそってここ10年の間に急速に展開してきたものであるということができよう⁶³。地域イノベーションシステムの議論において、国の政策が地域イノベーションシステムに影響を与えていることが指摘されてきた。以上述べてきたことは、地域イノベーションシステムにおいて議論されてきたことと整合的である。

3 地域イノベーションシステムにおけるサブシステムとしての地域金融機関

地域イノベーションシステムにおいて金融はサブシステムの一つに位置付けられる。地域イノベーションシステムは、企業、大学、研究所、金融機関などの様々なアクターが近接して相互に影響を及ぼしあいながらイノベーションを地域全体で進めていく制度である。個別アクターが独自にイノベーションを進めるよりも、外部性が発現することによって全体としてみれば収獲増現象を起こすものと期待される。また、地域は政策に影響されながら、他の地域やナショナルなイノベーションシステム、グローバルなイノベーションシステムという外部環境と接する。地域外のシステムと接するとき、地域内で不足している経営資源を地域内に搬入することができる。地域イノベーションシステム論において明らかになったこととは、地域金融機関は地域イノベーションを起こすためのサブシステムとして機能する可能性があることである。

9.1.2 地域再生と地域活性化の側面における地域金融機関の役割の変化

地域再生と地域活性化の側面において地域金融機関が地域発展に対してどのような役割を有しているかを検討しよう。その要旨は、地域再生と地域活性化の2つの側面において、これらは相互に影響しあっているということである。そのことを各側面における変化の点からみても。模式図として表すと、下記のとおりとなる。

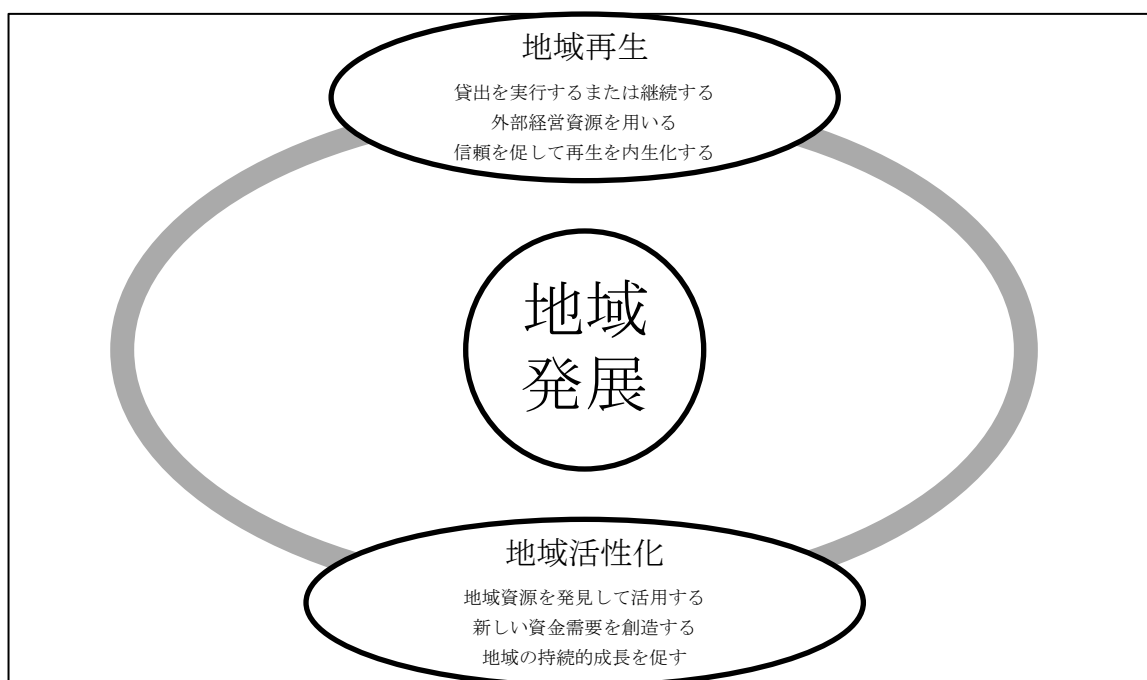


図 9-3 地域再生側面・地域活性化側面における地域金融機関の役割 (出所：筆者作成)

1 地域再生側面における地域金融機関の役割変化

はじめに、地域再生の側面での役割変化をみる。地域金融機関が地域再生側面で果たす役割は、貸出の実行や継続に始まり、地域のアクターのイノベーションを促すために外部経営資源を導入することを経て、イノベーションの仕組みが内生化されるようにするまでに変化してきた。

1つ目の貸出実行、継続についてみよう。地域金融機関は本源的に地域内の資金循環の機能を果たすことから、地域の預金を受け入れ、地域に貸出を実行する。地域再生側面では、地域の債務者の償還能力が低下してきたことから、債務者の事業に必要な追加資金を融資し、または貸出期限に回収せず、貸出条件緩和などによって貸出を継続した。これの亜種として、不良債権と認定された貸出債権を地域外のリスクマネーに債権譲渡し、再生が成功したときにはリファイナンスの形で再度債務者に貸出を実行することもある。この実態は第5章でみた。地域再生の側面では、貸出実行や貸出継続という本源的な機能が営まれることが端緒となった。

2つ目の地域のアクターのイノベーションを促すために外部経営資源を導入することをみよう。単に貸出を実行し、継続するだけでは債務者の温存だけに終わる可能性があることから、地域金融機関は債務者にイノベーションを生じさせることを考える。問題はイノベーションに必要な知識が地域内に賦存していないことである。地域内に必要な知識がないとは、地域金融機関サイドにもなく、地域の債務者サイドにもないことの両方を含む。あるいはたとえ地域内に知識があっても、ロック・インの効果によってイノベーションが実効化しないことが問題となった⁶⁴。そのため、必要な知識などの経営資源を外部から搬入する必要性が生じた。このようにして地域金融機関は、地域にない経営資源を外部から地域内に搬入した。地域金融機関に必要な経営資源を外部から搬入することは第6章でみた。地域の

債務者に必要な経営資源を外部から搬入することは第5章でみた。

3つ目のイノベーションの仕組みが内生化されるようにすることをみよう。外部経営資源を地域内に搬入してイノベーションを起こす刺激を与え、実際にイノベーションが生じたとしても、常に地域のイノベーションは外部経営資源に頼り切ってばかりでは地域の自立が図られない可能性がある。そこで地域のイノベーションを起こすメカニズムが内生化される必要がある。そのためには、地域のイノベーションは地域内のアクターによって自律的に可能であることを証しなければならない。そのため、地域金融機関は地域におけるアクター間で信頼が取り戻されるように促し、再生のメカニズムが内生化できる営みを行った。債権者と債務者が経営改善計画を共同で立案し、その実行を共同でモニタリングすることにより、将来キャッシュフローの持続可能性を債権者と債務者の双方が確認することがみられた。これが債権者と債務者間の信頼を基礎づけた。また、地域外の専門家が産学官金協力を通じた地域イノベーションにきっかけを与えたのち、当該専門家が地域に残り、地域内のアクターも地域再生に関わり始めた。地域のアクター間でも地域再生を信頼することとなった。こうした信頼を基礎として、地域再生の営みが内生化されるようになったと解釈できる。これは第5章でみた。また、地域金融機関内部でも外部経営資源からもたらされた再生の知識を内部人材に定着させる営みが行われた。内部人材に定着した知識が他の人材にスピルオーバーし、地域再生における地域金融機関の活動が活発になった。これは第6章でみた。このようにして地域再生側面では、本源的な貸出実行や継続を端緒として、地域のイノベーションを通じたアクターの変革のために外部経営資源を導入することを経て、最終的には信頼を通じて内生的に地域再生が行われる仕組みづくりに至るメカニズムがあったことを導出できる。

2 地域活性化側面における地域金融機関の役割変化

つぎに、地域活性化の側面での役割の変化をみる。地域金融機関が地域活性化の側面で果たす役割は、地域資源を発見してこれを活用することを端緒とし、新しい資金需要を創造することを経て、地域の持続的成長へ貢献し続けるに至るまでに変化してきた。

1つ目の地域資源の発見とその活用についてみよう。地域活性化は地域産業の活性化と不即不離の関係にある。地域産業が活性化するには、その産業が需要変化に応じて柔軟に対応し、あるいは生産性を高めて供給面における優位性を高めなければならない。そのことを通じて地域は優位性をもつことができる。地域産業は基盤となる移出産業を創造することから始まる。そのためには、産業の基盤となる地域資源を発見しなければならない。また、地域資源を活用して基盤産業を創造しなければならない。そうした認識を地域金融機関がもち、産業を構成する個別のアクターに加え、地域にある大学、自治体、研究機関などのサブシステムに地域金融機関は働きかけ、政府の施策も活用する営みを行った。これらは第7章、第8章でみた。

2つ目の新しい資金需要を創造することをみよう。地域資源を発見し、これをもとにして基盤産業を創造する営みは地域のアクターから提案されることもあり、地域金融機関が率先して地域のアクターに提案することもある。地域金融機関が基盤産業の創造を提案するときには、例えば鹿児島銀行の事例にみられたように、農業向け融資を拡大す

るとともに、産業連関構造を通じて関連産業に対して新しいビジネスの促進を行うこともある。地域金融機関の本源的な貸出機能を用いて、産業を創造するときに必要な資金を、不動産の価値に依存しないABLのような貸出形式で提案することがみられた。また多摩信用金庫の事例で見られたように、広く創業の機会を地域全体に提案し、実際に創業する際には創業資金を提案し、営業を拡大する側面では成長資金を提案することもみられた。このようにして地域金融機関は産業創造の提案とあわせて、その資金的裏付けにコミットすることとなった。

3つ目の地域の持続的成長に貢献し続けることをみよう。地域の持続的成長を図るために地域金融機関はこれまで行ってきたことを継続しなければならない。これまで行ってきたことについて、地域金融機関がどのように理解しているかを指摘しよう。まず、地域金融機関は地域の産業創造のために重要な役割を果たすことができるという認識がある。地域金融機関は地域の資金循環だけに終始するばかりでなく、実は産業創造に関わることができることを理解する。地域金融機関が地域の産業創造に重要な役割を果たすためには、地域金融機関がどのような条件を備えていなければならないかとの自己認識も必要である。まず、地域資源を把握するためには、地域に賦存する資本、労働の状況に加え、技術の情報を知らなければならない。また、地域外の市場の動向や地域外に賦存する技術の動向を知らなければならない。次に地域資源を活用して基盤産業を育成する提案を行う。その際、地域の自治体、大学、地域外の専門家など、イノベーションに対して機能することができるアクターがもっている情報や知識の結節点として地域金融機関がその役割を果たさなければならない。また、財を生産し、サービスを提供する地域のアクターがこれらのアクターと連携して、技術や知識を具体的に生産に結びつける成果を生み出すために、様々なアクター間の調整役の機能も地域金融機関は果たす必要がある。これらのことは第7章と第8章でみたとおり、現在進行中のものである。

9.1.3 地域活性化における地域金融機関の役割に関する新しい理論：地域の産業創造

これまで述べたとおり、地域再生の側面と地域活性化の側面において、地域金融機関は資産変換機能を有するだけでなく、産業育成や産業創造のためにも重要な機能を有しうることがわかった。ここで地域活性化における地域金融機関の役割に関する理論として、以下のことを説明する。はじめに地域金融機関が地域産業を創造するメカニズムを成長理論の枠組みを用いて基礎づける。次に、地域金融機関が産業創造をするための一般的な条件を提示する。

1 成長理論による基礎づけ

地域の産業創造における地域金融機関が果たす役割について、地域成長理論の2つの枠組みからその含意を引き出すことができる。それは需要主導型の経済成長モデルと供給主導型の経済成長モデルである。

需要主導型の経済成長モデルからの結論

需要主導型の経済成長モデルからは、3つの点について地域金融機関が果たすべき役割が明らかになる。1つ目は地域外の需要動向や需要の変化に関する情報を地域内に還元することである。地域金融機関は地域外とのネットワークを有している。地域金融機関は他の地域の金融機関や全国規模の金融機関との間で業務提携を行うことがある。また地域金融機関の取引先の中には全国規模の営業基盤を有するものや、グローバルに活動している企業が含まれることもある。さらに地域金融機関は自ら「ビジネスマッチング」と称して、全国規模のアクターと地域内のアクターのビジネスを結びつけることがある。地域金融機関はこうした外部とのネットワークを活用して地域内に需要動向の変化に関する情報を搬入し、地域が需要の変化に柔軟に対応できるよう促すことができる。2つ目は地域資源の賦存状況を理解して移出産業を育成することである。基盤産業を育てることもである。また基盤産業が、旧産業から新産業に転換する際には、旧産業に属する企業の退出が必要になる。その際、地域金融機関は旧産業に属する企業の債務問題を解決することによって、退出を容易にすることもできる。地域金融機関は地域産業における企業の開業と廃業の両面について円滑にこれを進めることを可能にできる。3つ目は地域内の需要を対象とする非基盤産業育成のために地域内での生産、支出、所得の循環を促すことができる。地域金融機関の多くの取引先はこうした地域内の消費のために財やサービスを提供している商業者、サービス業者である。こうした商業やサービス業者の資金需要に応えていくという、地域金融機関の根源的な機能を提供し続けることが必要である。

供給主導型の経済成長モデルからの結論

供給主導型の経済成長モデルからは、2つの点について地域金融機関が果たすべき役割が明らかになる。1つ目は自らのイノベーションの推進と取引先のイノベーションの促進である。金融イノベーションは同じコストでより良いサービスを提供するか、同じサービスをより安価なコストで提供するかを求める営みである。これによって金融の利用者により大きな便益を提供することができる。取引先の経営改善支援やABLなどの新しい金融手法を適用することがその例である。また、取引先に対してイノベーションを促すことも地域金融機関に求められていると言ってよい。取引先が旧弊な生産に固執し、あるいは旧牢な販売に執着するなどのロック・イン状態にあるならば、これを諫めてイノベーションを促すこともできる。地域金融機関は、あまり使わないであろうが、延滞した場合には貸出金の強制回収という非常手段をとることができる。イノベーションに応じれば経営改善が図られることを説得しても奏功しない場合にはやむを得ない手法である。2つ目は自らにとっての外部性の追求と取引先にとっての外部性の追求である。地域金融機関は地域外の金融機関や地域内の他の金融機関と公式非公式の提携や情報のやり取りを行っている。先進的な手法を学習することができれば知識のスピルオーバーが生じる可能性がある。地域金融機関が他の金融機関と交流する機会を増やすだけでなく、外部の経営資源を内部に搬入することに積極的でなければならない。外部性は意図して生じるものではない。集積し、接触しなければ生じないからである。また、取引先にとっての外部性が生じるように、取引先同士の情報交換や交流の場を設けることも期待される。情報交換や交流によってビジネスが生まれる。ビジネスを重ねて資本蓄積が進む過程でイノベーションが発生する可能性が高まるからである。

2 地域の産業創造に向けた地域金融機関に必要な役割の一般的な要因

これまで述べたように、地域再生と地域活性化の側面で、地域金融機関の機能は変化してきた。それは、地域内の資金循環を円滑にするだけでなく、地域の産業創造に向けて重要な機能を果たす役割への変化として捉えられる。このように事例から導出された事項をもとに、地域金融機関が地域活性化において重要な役割を果たすための一般的な条件は何かを提示する。このことを以下において模式図として表し、その内容を記す。

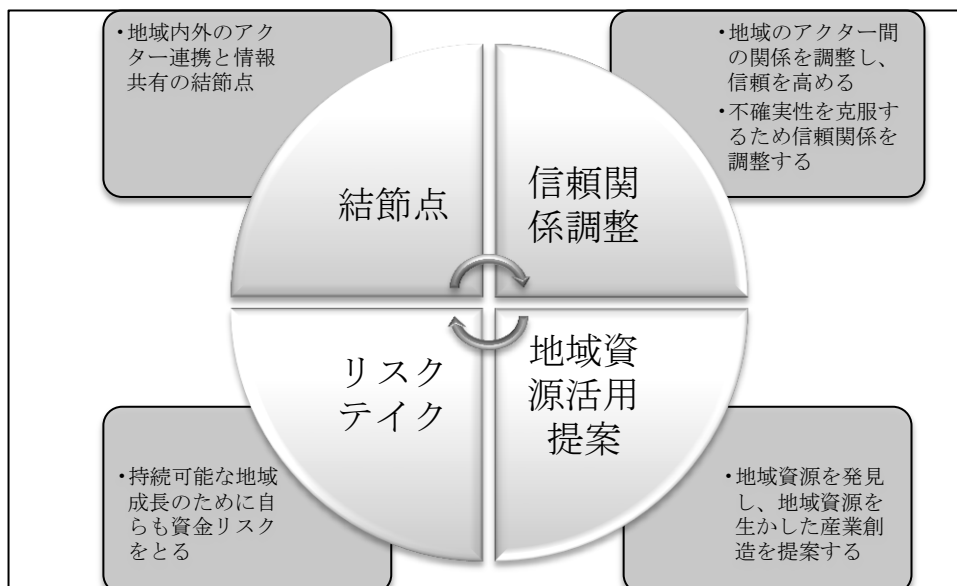


図 9-4 地域の産業創造に向けた地域金融機関の役割に関する一般的な要因 (出所: 筆者作成)

地域活性化に向けて地域金融機関が果たす新しい役割は、地域の産業創造に寄与することである。地域金融機関は直接的に財を生産し、サービスを提供するのではない。地域金融機関は、財の生産やサービスの提供を資金面で支援することにより地域の産業創造に寄与する。役割を論じるということの意味は、地域の産業創造を意図した地域金融機関は自ら地域産業創造のデザインを行うことができるはずだという理解に立つということにある。それを踏まえ、地域金融機関が自ら地域の産業創造に関わるときには、4つの条件が必要というべきである。1つ目は、地域金融機関は地域内外のアクターと連携しつつ、地域内外の知識や情報の結節点として存在していることである。2つ目は、地域のアクターに対して地域金融機関が信頼関係を構築できる基盤を提供し、イノベーションに伴う不確実性を克服するためにアクター間の信頼関係を調整することである。3つ目は地域資源を発見し、それを活用する提案を行うことである。4つ目は、持続可能な地域成長のために自らも資金リスクをとることである。

1つ目の結節点として存在することについて議論する。地域金融機関が地域の産業創造に関して重要な役割を果たすことができる認識を持ったとき、地域のイノベーションを起こすためには外部経営資源の活用が必要になる。地域金融機関は他の地域の金融や産業のアクターとネットワークを有している。このネットワークを通じて地域外の市場動向や新しい技術動向、生産やサービス提供に関する新しい知識や情報が地域金融機関に集まる。またこうした知識や情報等を、地域内のアクターが独自のネットワークを通じて入手することもある。このように地域金融機関自身も

含めた地域のアクターに集積された知識や情報を地域内に伝達し、地域全体が知識や情報を共有することができるようにすることが条件である。地域金融機関は預金取引や貸出取引を通じて地域の様々なアクターとコミュニケーションをとることができる。それは地域内のネットワークを形成している。地域金融機関はそのようなネットワークを用いて、集積した知識や情報を地域にスピルオーバーさせるのである。これが結節点としての機能である。

2つ目の信頼関係調整について議論する。ここには2つの層がある。1つ目の層は、地域金融機関が債権者債務者関係において、地域のアクターである取引先との間で信頼を構築することである。地域の取引先は債権者債務者関係において、地域金融機関から資金を借り入れている状態にある。地域金融機関にとって取引先の債務償還能力と意思がわかるということが信頼の基礎にある。それは貸出金が物的担保で保全されているから回収可能性があるという判断とは別の問題である。地域産業は担保物件でできているわけではない。担保物件を稼働させてキャッシュフローを創出することが重要なのである。キャッシュフローは担保物件が自動的に生み出してくれるのではない。人の英知によってビジネスが生み出され、財の生産やサービスの提供が生じる。その結果地域の産業が創造され、強化される。地域金融機関が取引先を信頼するとは、物的担保の価値を計測できたから成り立つのではなく、取引先が生み出すビジネスのキャッシュフローの持続可能性と強度を計測できるからなのである。それを現象として表すものが、経営改善計画であり、ビジネスプランである。地域金融機関が取引先を信頼するために、経営改善計画やビジネスプランを共同で作成し、そのビジネスの結果を共同でモニタリングする。また計画の進展に支障があれば、地域金融機関は地域内外のアクターの協力を求め、取引先に外部経営資源の受け入れを勧奨する。将来計画を推進する際に地域金融機関はコーディネーターとして調整を行う。このようにキャッシュフローに対する理解を共有することが信頼関係なのである。2つ目の層は、地域金融機関がイノベーションに伴う不確実性を克服するためにアクター間の信頼関係を調整することである。地域の産業創造にとってイノベーションは必須である。また、イノベーションは不確実性を伴う。不確実性を克服するのはアクター間の信頼関係によるか、手続を通じたシステム信頼による。手続が未整備であるなかで産学官金協力を通じた地域イノベーションを図るとすればアクター間の信頼関係に拠るほかはない。そこで、地域においてネットワークを有する地域金融機関がアクター間の信頼関係を促し、調整することができる必要がある。

3つ目の地域資源を発見し、それを活用する提案を行うことについて議論する。地域資源を発見することは簡単なことではない。都道府県の産業連関表を分析し、影響度や感応度をもとに特定の産業の経済波及効果が高いことを確認することはできる。また、経済センサスを分析し、地域に賦存する労働や資本の特化の状況を確認することはできる。これらは本質に至る端緒でしかないが、このような分析を行なうことも地域金融機関はできる。そうして抽象的な地域資源の賦存状況を検討したのち、その具体的なアクターを探し出すのである。それは地域金融機関のもつ地域ネットワークを活用することである。具体的なアクターに対して、地域内外の豊富な知識や情報を伝達し、地域産業創造に向けたデザインを提示するのである。地域金融機関が結節点として存在できているならば、収集された知識や情報、人的資源のネットワークの活用によってできるものである。

4つ目の持続可能な地域成長のために自らも資金リスクをとることについて議論する。地域の産業創造に向けたアイデアを提案できたとしても、その実行に必要とされる資金を地域金融機関は提供できることが条件である。地域産業創造のためのイノベーションには不確実性が伴う。その不確実性を忌避するだけでは地域金融機関は産学官金協力を通じた地域イノベーションに寄与できない。例えば農業分野が成長産業であるとみて地域のアクターに農業関連ビジネスを推奨したときには、農業のリスクを認識し、分析し、リスクをコントロールするような金融自身の改革が必要であった。このような学習を通じて地域金融機関はよりリスクテイクの能力を高め、リスクをコントロールする能力を高めることができる。

9.2 政策提言

ここで現行の地域金融機関をめぐる制度に関して3つの提言を行いたい⁶⁵。論じる点は3点ある。それは、金融による地域産業構造への理解、中小企業者の資金需要に対する円滑な対応、プロジェクトを複数事業者の連携に置き換える仕組みである。1点目の金融による産業構造理解の政策提言は、地域金融機関の審査能力に関する研究結果に基づく。すなわち、これまで見てきたように、地域のアクターは地域金融機関が産業創造に向けた動きを進めてほしいと思っている。一方、地域金融機関の貸出審査は短期的な資金繰りを中心になされる傾向があることから、地域の事業者が依拠する産業構造連関やバリューチェーンにおける位置づけを踏まえて審査をする必要があることがわかってきた。このような審査能力は地域金融機関の「目利き能力」と言われることもある。地域金融機関の審査能力を高めるために産業構造を理解する仕組みを構築することは重要である。2点目の中小企業者の資金需要に対する円滑な対応の政策提言は、事業継続を通じた地域の持続可能性確保に関する研究結果に基づく。先にみたとおり、経済成長を通じた地域の発展が求められていることから、それを支えるには地域社会に信頼関係が存在していなければならないことがわかってきた。信頼関係は、例えば地域金融機関が地域のアクターに対して長期的な資金回収スタンスで臨んだり、地域のプロジェクトに対する評価をそのプロジェクト単体の成功可能性に依拠して審査することを明示することでも形成しうる。ともすれば財務上の毀損度が高い地域の事業者は、プロジェクトに自信があっても、融資申し込みは否決される可能性がある。それでは地域金融機関に対する信頼は生まれにくい。地域社会における信頼関係形成の観点から、従来の枠組みにとらわれない資金供給の仕組みづくりは大切である。3点目のプロジェクトを複数事業者の連携に置き換える仕組みの政策提言は、アクターの連携や協力によって地域イノベーションが進みやすいとする研究結果に基づくものである。単体事業者が独自にプロジェクトを進めるより、さまざまなアクターと連携や協力して知識を共有して進めるほうが、地域のイノベーションを誘発しやすいことがわかってきた。こうした集散的な取り組みを促進することは地域のイノベーションにとって有用である。

9.2.1 地域金融機関による地域産業構造への理解

1 産業理解の学習機会

金融機関の貸出審査は、債務者の信用力判断に重点が置かれる。企業審査の実務書によれば、ほぼすべてが債務者のキャッシュフロー創出に関わる分析か不動産等の担保価値の把握に終始している（佐々木ほか(1987)、久保田(1993)、Copeland et al. (1994)）。企業審査は永く地域金融機関のなかで学習されてきたものである。学習の内容はこうした教科書のように、借入人の償還財源、償還能力、金利の支払能力といったキャッシュフロー創出能力の分析に充てられている。少なくとも、キャッシュフローを通じた企業価値を測定し、それに基づいて融資の可否を判断することは、担保価値だけに依存して融資の可否を判断することに比べれば適切である。物的価値だけに依存した貸出判断は、物的価値の認められない埋もれた企業の発掘や、埋もれたプロジェクトの発掘を困難にしてしまう。債務者の信用力判断に重点を置くこと自体が問題なのではない。

問題は、債務者の信用力判断だけに偏重し、背後にある地域産業の理解が不十分であることにある。生産、販売、サービスの提供その他種々の企業活動は、本来、それが依拠している地域の産業の構造を理解しなければ正しく判断できない。もちろん特定の地域に特有な産業についての理解は、他の地域の金融機関よりも通曉しているかもしれない。しかし、地域産業に対して地域の経営資源がどのように、また、どの程度投入されているかを審査している例は多くない。また、ある産業の需要が増大したときに、地域の他の産業にどのように波及し、経済効果がどのくらい見込めるかを審査する例は多くない。地域金融機関は債務者の償還能力をつぶさに観察することはできるが、地域産業全体がどのようになるのか、成長する産業は何かを把握することは多くない。地域金融機関が地域活性化に機能するにあたり、個別企業分析の視点だけではなく、産業分析の視点も持つ必要がある。

地域金融機関には、地域産業を理解する学習機会の提供が必要である。地域金融機関の組織内部で教育研修を行うこともある。また、地域の大学が社会人に学習機会を与えている。大学の教育は地域金融機関の個別の組織に特殊的な教育研修に比べていっそう一般性の高い視点をもっている。より幅広い知識を地域金融機関の人材に伝播させるために、こうした大学教育の社会人向けプログラムに地域金融機関の職員を対象にした産業理解の学習機会を取り入れることが必要である。

2 産業理解のインセンティブ付与

地域金融機関が産業を理解するにあたり、職員の個人的学習を推進するだけではなく、組織的に産業理解を行えるようにするインセンティブの付与が必要である。現時点で政策としては2つの対応がなされている。1つ目は経済産業省による「地域金融機関との連携プログラム」である。経済産業省は産業クラスター政策を進めていた時から地域金融機関との連携の必要性を認めていた。2008年に「地域産業活性化のための地域金融機関との連携プログラム」（金融連携プログラム）を策定した。これに呼応して地域金融機関は「産学官連携コーディネーター」の人材を組織内で

育成し、地域金融機関、大学、企業者との間で連携を図り、地域金融機関において産業理解を深めた。また2012年からは中小企業経営力強化支援法に基づいて認定支援機関制度が設けられ、地域金融機関が中小企業者に経営課題の助言を行うに際して、外部専門家を地域金融機関が活用しやすくなる環境が整えられた。金融連携プログラムは地域金融機関に対して、国の産業支援プログラムにはどのようなものがあり、どのようにすれば地域産業の活性化に関して国の施策を有効に使うことができるかを学習させた。認定支援機関制度は緒についたばかりであり、評価が定まっていない。2つ目は、金融庁による監督方針である。地域金融機関は金融庁の監督を受けており、地域金融機関は金融庁が示す監督方針に準拠して業務運営を行うインセンティブがある。2013年に記された「平成24事務年度「中小・地域金融機関向け監督方針」」には、「資金需要の高まりが期待できる事業分野や地域について、定期的に分析を行い、当該分析結果に基づき融資の方針等を立てているか」との事項がある。従来、産業理解を促進させるよりも、個別の債務者の資金需要を把握して積極的に応じることを勧奨することが多かったため、産業理解の重要性を金融機関に周知することは評価できる。

3 外部経営資源の搬入

地域金融機関が産業理解を円滑に進められるように、不足している外部経営資源を地域金融機関に搬入することを推奨する政策が必要である。一般に地域金融機関は商工業者に対する貸出実績を蓄積してきたので、商工業者に対する融資は比較的容易に行うことができる。商工業者によるキャッシュフローの創出を審査するノウハウも蓄積されている。一方、農業などの貸出経験があまり多くない産業に対する理解は不足している。鹿児島銀行の例で見たとおり、地域の成長産業が農業であると判断すれば、地域金融機関は造詣の深くない産業を理解する行動を起こす。これにより多様な資金調達が可能であれば、その産業の成長は一層確実なものとなりうる。鹿児島銀行の例では、日本政策金融公庫農林水産事業（旧、農林漁業金融公庫）、大学農学部、県庁農政部といった外部経営資源に地域金融機関がアクセスし、それらの持つノウハウを地域金融機関の組織に搬入して活用した。また創業支援融資というキャッシュフローの見通しが難しい形態の融資については多摩信用金庫の事例をみた。ここでも、産業政策当局との官民交流、日本政策金融公庫国民生活事業（旧、国民金融公庫）とタイアップし、地域金融機関が外部経営資源を活用して創業支援融資に伴う課題を解決する方策を確認することができた。鹿児島銀行の事例も多摩信用金庫の事例も、それらの支援方式は広く地域金融機関によって共有されているものではない。今後は金融政策においても、新産業、新分野へ地域金融機関が進んでゆくにあたっては、外部経営資源を十分に活用することを推奨する監督指導を行うべきである。

9.2.2 中小企業者の資金需要に対する円滑な対応

1 債務者区分を出発点とする貸出審査の問題点

1990年代に問題視された金融による貸出抑制には2つの要因があった（福田(2013)）。1つ目は貸出資産の劣化防

止を目的とし、リスクの高い貸出を回避することである。過度に保守的な審査である。債務者の経営状況が悪化して回収不能の債権が増大する側面では、金融機関の貸出債権の劣化が懸念される。このためこれ以上貸出資産を劣化させないため、リスクの高い貸出を回避する傾向があった。経営状況の厳しい借入人からの借入需要を拒絶することで、結果的に地域の資金需要が満たされず、地域の活性化が妨げられた可能性がある。2つ目は、自己資本比率規制への適合である。国際的な自己資本比率規制に適合するため、自己資本が不足する懸念が生じたときには、貸出資産を圧縮して自己資本比率を改善しようとするインセンティブが金融機関に働く。このため、新規の貸出を抑制し、また既存貸出を回収するインセンティブが金融機関に働く。その結果、地域の資金需要が満たされず、地域の活性化が妨げられた可能性がある。

過度に保守的な審査と自己資本比率規制への適合の背景には、共通する要因がある。不良債権である。これについて2つの点を考える。

1点目について考える。それは、過度に保守的な審査の前提として、不良債権が多額に上るときには、金融機関は不良債権となるおそれのある貸出を回避しようとする行動に出ることの意味である。リスクの高い貸出を完全に回避することは、地域活性化に関してそくして言えば、必ずしも適切なことではない。地域活性化に必要なプロジェクトを進めるにあたり、キャッシュフローの見通しが完全に明白であるとは限らないものもある。問題は回収不能となる可能性を極小化させることはどのようにすれば可能かを考えることである。リスクが高いかどうかの判断は、キャッシュフローの量と持続可能性が容認可能なレベルにあるかどうかである。

2点目について考える。それは、自己資本比率規制の適合の前提として、不良債権が生じたときの償却及び引当がなされる際に、その金額をいくらにするのかの問題である。貸出債権が不良債権かどうかは、貸出債権が回収不能かどうかによって決められているものではない。現在の定義では、貸出債権が不良債権かどうかは、貸出債権に関わる債務者の財務状況や収支状況に照らして、一律に債務者の信用状態をランクづけすることで決められる。債務者区分である。正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先の5種類に振り分けられる。たとえ個別の債権の回収可能性が認められても、その債務者に対する債権は、債務者区分に応じて一律に不良債権であるかどうかと判断される。

不良債権に関わる償却及び引当は、個別の債権の回収可能性を一つ一つ吟味するのではなく、債務者区分に応じて所要額が算定される。例を挙げてみよう。金融機関が1億円の無担保の貸出債権を有しているとき、順調な財務収支状況で事業を続けている事業者と、厳しい状況で事業を続けている事業者では、引当及び償却の所要額は異なる。順調な財務収支状況で事業を続けている正常先向けの債権については、1億円に対して概ね20万円の一般貸倒引当金が必要とされる。厳しい状況で事業を続けている事業者が破綻懸念先と判断されてしまうと、この事業者に対する貸出債権に対しては、無担保貸出債権1億円に対して個別貸倒引当金が要求され、その額は概ね5千万円程度となる。事業継続で返済する意思も能力もあったとしても、債務者区分のフィルターを通すことで、これだけの違いが生じる。

順調な財務収支状況で事業を続けている事業者と、厳しい状況の下で事業を続けている事業者が6千万円の新規融

資を申し込んだとすれば、その判断は大きく異なりうる。順調な財務収支状況の事業者に行なう6千万円の新規貸出金に必要な新規の貸倒引当金は、概ね12万円である。厳しい状況の事業者に行なう6千万円の新規貸出金に必要な新規の貸倒引当金は、概ね3千万円である。この結果、業況の厳しい事業者に対する新規貸出のインセンティブは著しく低くなる。このメカニズムによって、プロジェクト自体が高リスクかどうかに関わらず、借入人の債務者区分によって貸出の可否が実質的に決まってしまう。それは地域の優良なプロジェクトの発掘を妨げてしまう可能性を生じさせる。

貸出審査が貸出債権の回収可能性に基づいて行われ、貸出の可否が貸出債権の回収可能性のみに依拠すべきであるとするならば、現在の債務者区分を通じた不良債権認定メカニズムは、過度に保守的と言わざるを得ない。地域の優良なプロジェクトを取り上げやすくするためには、債務者区分の判定を通じた不良債権認定メカニズムを抜本的に見直さなければならない。いわば戦時にできたルールを平時のルールに改訂しなければならないということである。

2 キャッシュフローに基づいた貸出審査の仕組みに関する提言

金融機関には情報生産能力がある。金融機関はリスク評価を行い、リスク評価にしたがって適切な投資先を弁別することができることである。金融機関は情報生産機能をもっと強化して、リスク評価能力を高め、地域で必要とされるプロジェクトを採択しやすくできる体制を構築しなければならない。

プロジェクトが採択されるかどうかは、ひとえにそのプロジェクトに成算性があるかどうかによって依拠しているといえる。逆に、プロジェクトそれ自身の評価とは無関係に、例えば、プロジェクトを運営するアクターの財務収支状況が芳しくないため、そのプロジェクトの成算性を審議することが不可能となるような仕組みがあるのならば、それは合理的と言えないであろう。

そのことから考えると、債務者区分を通じてプロジェクトを選別する現行の仕組みには、改善の余地があると言わざるを得ない。

そこで対案として考えられるのは、プロジェクトから生じるキャッシュフローを案件審査の基本とする評価システムの導入である。債権の価値は、債権から生じる元利金回収フローの割引現在価値として評価できるものである（穂刈(2003)）。現在の貸出案件審査では、はじめに債務者区分を用いて実質的に貸出可否の決定が行なわれる。貸出先の財務収支状況が悪ければ追加的なプロジェクトの成算性（feasibility）を問わずして当該プロジェクトは不採用になりうる。これが問題の根本にある。こうしたプロジェクトの過小採用を防ぐためには、最初にプロジェクトの成算性審査を行い、それが可であるときに、関連するリスク要因としての債務者の財務収支状況が当該プロジェクト履行に悪影響を与えるか否かを審査する仕組みを作り上げることが考えられる。次のような審査体系を組成することが考えられる。

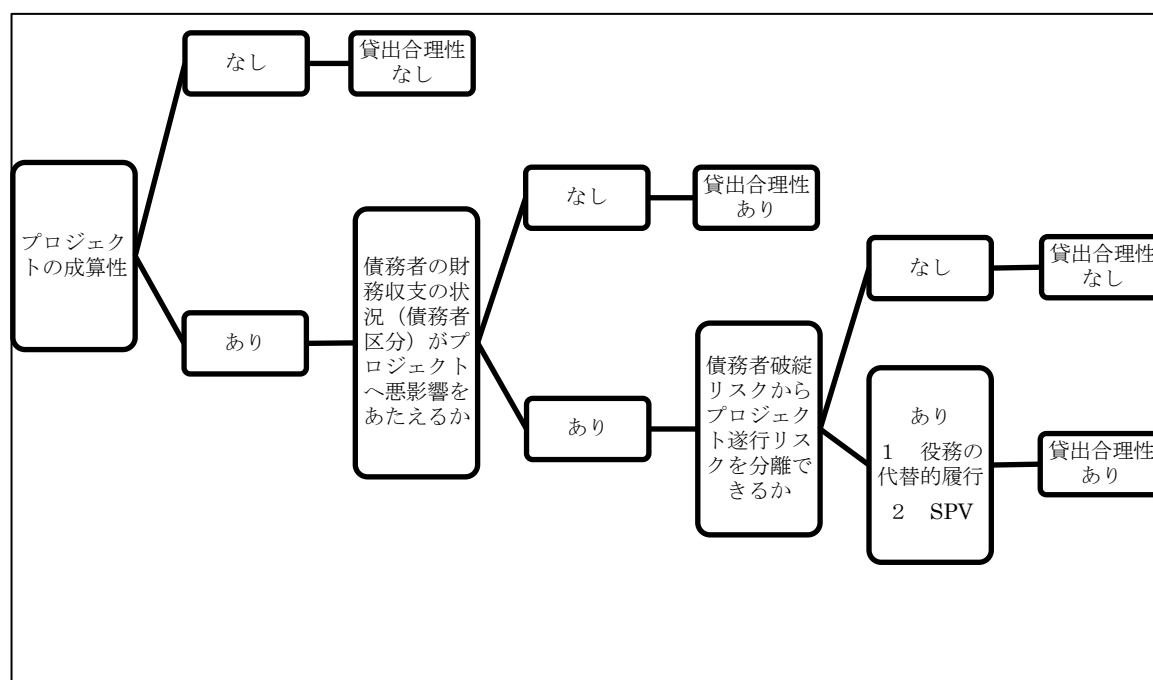


図 9-5 キャッシュフローを重視した審査体系（出所：筆者作成）

はじめにプロジェクトの成算性可否を検討する。プロジェクトの成算性のないものは貸出否決となる。可となったものが全て採択されるわけではない。プロジェクトを運営するもの（債務者）が自らの財務収支要因によって破綻するリスクはあり、ありのときにプロジェクトも履行不能になる可能性がある。そのままならば貸出実行の合理性は乏しい。しかし債務者の財務収支構造の悪化がプロジェクト遂行を挫折させる可能性があったとしても、この可能性を排除できれば、なお、貸出実行の合理性はある。

それは役務の代替的履行措置が⁶⁶、SPV（特別目的会社）⁶⁷による倒産隔離である。役務の代替的履行措置は、債務不履行に伴うプロジェクトの履行を、代替履行主体に完成させるものである。SPVによる倒産隔離は、プロジェクトの所有権をSPVに置き、SPVは債務者の子会社（例えばSPVの株式を100%債務者が保有する）としておき、一方で、債務不履行時には当該株式が第三者に移転され、SPVは第三者の下で事業継続されるものとする。これらの措置があれば、債務者の事業破綻とプロジェクトの履行不能を分離することができる。

この考え方によれば、財務状況の悪化した債務者が、業況行きづまりの打開策として成算性が見込めるプロジェクトを進めようと金融機関に借入を申し込んだ場合、成算性が見込まれる範囲において採択が合理化される。また、財務収支状況が悪化している債務者は、それだけ破綻するリスクが高い性質も有していることから、プロジェクト遂行途中で債務者が破綻したときのプロジェクト完遂を講じなければならないところ、プロジェクトリスクを切り離して第三者等によってプロジェクトを完遂させることが可能になる。このことは、当該プロジェクト自体が流動性を持つような仕組みとすることと等しい。プロジェクト運営のみをSPVとして構成し、SPVに対する出資持分（たとえば債務者が拠出したSPVへの株式やSPVへの出資金）を第三者に移転可能なものにしておくことが考えられる。倒産

隔離が証券化で開発されてきたところ、ここで述べた考えは、倒産隔離の考え方を地方のプロジェクトに移し替えて適用することが可能であることを示している。

このようにすることにより、債務者区分の制約が成算性のあるプロジェクトを事前に排除する可能性を除去し、成算性のあるプロジェクトを地域で創出することが可能になる。

9.2.3 プロジェクトを複数事業者の連携に置き換える仕組み

プロジェクトの成算性をさらに高める方法には、複数事業者がプロジェクトを履行するように推奨することが考えられる。単独事業者ではプロジェクトの履行に不安があるときでも、複数事業者が支えあうことでプロジェクトの成算性を高めることができるということが、このアイデアの根底にある。これには2つの手法がある。1つ目は、プロジェクトの資金調達において **equity** 部分を増やして負債による対するクッションを増やすことである。2つ目は、プロジェクトを生産、加工、販売という一貫した流れに置き換えることである。

1 equity 部分を増やすための措置

1つ目の方法は、プロジェクトの資金調達において **equity** 部分を増やして負債による対するクッションを増やすことである。複数事業者でプロジェクトを進めることを条件として行政が補助金を与えることがある。共同事業化補助金である。これは既に東日本大震災における復興事業でのインセンティブとして実績がある。例えば宮城県においては、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金交付要綱の第1条において、「県は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業等グループ又はその構成員が実施する施設等の復旧整備事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（以下「補助金」という。）を交付する」とし、プロジェクト遂行を複数事業者によってなすときに補助金を与えるインセンティブ体系を有している。共同事業化補助金（グループ化補助金）を通じて、「東日本大震災で打撃を受けた岩手、宮城、福島の3県で、中小企業などによる協同組合や企業組合の設立が増加している。一部事業を共同化することで投資リスクを軽減したり、公的補助や大規模な復興需要の受け皿になったりする狙いがある。震災前までライバル関係にあった事業体が、地域経済再生に向けて歩調を合わせつつある」（河北新報、2013年05月27日記事）という効果が生じている。

このように復興事業だけではなく、広く地域再生や地域活性化のために複数事業者のプロジェクト推進を奨励することは有効である。そのためのインセンティブとして行政の補助金を用いることには意味がある。補助金が **equity** のようにプロジェクトに対するクッションの役割を果たす限りにおいて、地域金融機関からの追加的資金調達をしやすくなる効果があろう。

2 プロジェクトの一貫化

2つ目の方法は、財の生産、加工、販売やサービスの提供を行うにあたり、同一のフレームワークの中でこれを行う仕組み作りを推奨することである。すでに農業の6次産業化のフレームワークにおいて、生産者が生産した農作物を加工業者に販売し、加工業者が販売業者に加工産品を販売するというように、商流をシームレスに（継ぎ目なく）マッチングする試みが実施されている。一方で、これらの商流における生産者、加工業者、販売業者が必要とする生産物生産資金、加工業者の加工資金、販売業者の在庫取得資金はそれぞれ別個に手当てされているのが実情である。これをより円滑にするために、生産資金、加工資金、販売資金を事業統括会社が一括して借入れ、生産加工販売をオーガナイズする事業統括会社を設立し、当該事業統括会社が生産者、加工業者、販売業者に転貸する仕組みを推奨するのである。これにより、商流そのものがキャッシュフローを生み出す源泉であることが認識され、商流を一貫してモニタリングすることが可能になる。キャッシュフローを一貫してモニタリングできることは債権管理にも大きな意味がある。いつどこでいくらで販売されたのかを一括して理解できることから、債権の価値を常にモニタリングすることにつながる。また販売業者が持っている消費者の需要動向を加工業者や生産者に伝達しやすくなることから、加工業者や生産者におけるイノベーションを促進しやすいという効果を期待することもできる。

このようにシームレスな商流そのものが貸出の対象になるという考え方は、消費者の行動連鎖を商流とみなす発想につながる。たとえば地域の観光振興を考えてみよう。観光者は発地から着地へ到達し、再び発地へ帰還する行動をとる。このとき着地である観光地において観光者は巡回行動をとる。その巡回行動が消費者の行動連鎖として表れる。着地の駅でタクシーに乗り、ランドマークを鑑賞し、飲食店で飲食し、温泉旅館に宿泊し、土産物店で商品を購入し、タクシーで着地の駅に戻るといったものである。このとき、こうした巡回行動にある事業者、例えばタクシー会社、飲食店、宿屋、商店等はすべて同じ行動連鎖のフレームワークの中でキャッシュフローを生み出している。こうした観光者の行動連鎖は商流を生み出している。こうしたシームレスな商流そのものがキャッシュフローの源泉であることを利用して、これらの商流にある事業者の連携を促すことが可能であろう。

では誰が連携や協力を提案するであろうか。RIO（Regional Innovation Organizer）は産学官金のどのアクターでもよいことを想起しよう。その観点からみれば、地域金融機関でもこの役割を果たすことができるといえる。事業者がバラバラに営業を組み立てていたのであれば、RIOである地域金融機関が商流の共通性を説明し、事業者間での話し合いやアイデア出しをする場を企画し、ワークショップを積み重ねさせるなどを誘導することが考えられよう。そして政策としては、そのようなワークショップの形成や共通の商流にある事業者を連携させることが可能であることの認識を多くの地域金融機関が持つことができるよう、地域金融機関のベストプラクティスを顕彰することや事例検討を周知することが考えられる。

⁶³ もっともこれらのことは古くから行なわれてきたものであり、あるいはこれらの活動は固有業務等そのものではないかという見解もありえるところ、少なくともこれらのことが国の政策として明示されたこと、その流れにそくして地域金融機関は機能を拡大してきたと

いう見方は否定できないところであろう。

⁶⁴ ロック・インについては、王及び古川(2007)、高橋(2007)が論じている。

⁶⁵ なお、現行の地域金融機関は、その数が多すぎるのか、そうであるとするならばその数を少なくすべきであるか、またはその数を現行のままでよいとすべきかが問題となりうる。この点はそれ自体で重要な問題であるが、本文では触れない。補論として述べるならば次のとおりである。

1 地域金融機関の存在理由

地域金融機関は地域に営業拠点を持ち、地域の資金需要に対応する金融である。

地域金融機関は地域経済成長の必要条件ではあるが十分条件ではない。地域金融機関が活発になれば直ちに地域経済成長がもたらされるものではない。金融を引き締めれば経済活動は停滞する。これは1990年代の日本でみられた。金融を緩和すれば直ちに経済が成長するものではない。失われた20年が証明している。地域金融機関を改善すればそれで終わりというものではない。地域金融機関が活発化すれば自動的に地域経済が活性化するものではないことから、地域金融機関が地域経済成長に果たす役割は、万能なものではない。金融は経済成長にとって必要条件ではあるが十分条件ではないという内在的制約に従って、経済成長に対して果たす金融の役割は条件付きのものにならざるをえない。

地域金融機関が地域経済成長にとって必要条件であることは、最低限、地域金融機関は存在していなければならぬことを意味する。地域金融機関は、地域内の資金循環の仕組みである。ナショナルレベルでの資金循環の仕組みがあるので、地域の資金需要もナショナルレベルの金融で対応させればよいと考えることは理論上は可能かもしれない。この考え方には前提がある。ナショナルレベルで均一な情報の対称性があり、完全競争市場になっていることが前提である。しかし我々の住む世界はそれほど単純ではない。地域には地域内で特有の事情がある。ナショナルレベルでの金融が地域固有の事情を理解するのはそれほど簡単なことではない。言い換えれば、地域には情報の非対称性がある。貸出取引の領域でいえば、地域の借入人が知っていても、ナショナルレベルの貸付人が知らない情報があれば、情報の非対称性が存在することになる。これは完全競争を妨げる要因である。したがってナショナルレベルでの金融は情報の非対称性のゆえに地域の金融を円滑にしない可能性がある。情報の非対称性を克服して地域内資金循環を円滑にするために地域金融機関は存在する。これが地域金融機関の存在理由の一つである。

2 地域金融機関の再編

金融には情報の生産機能がある。金融による情報の生産は、新しいプロジェクト形成の材料を提供することにつながる。金融がもつ情報を事業者に提供して、事業者が新しい試みを実施し、それが経済成長につながる。地域金融機関にこのことを敷衍すると、次のことが言える。つまり、地域金融機関が地域における情報の生産機能を発揮することで、地域における新しいプロジェクト形成のきっかけを与える。情報に基づいて地域の事業者は新創業や既存の経営の変革に取り組みやすくなる。それが地域の経済成長を促し、地域活性化に機能する。地域金融機関が情報の生産機能を提供して地域の新しいプロジェクト形成の触媒となり、地域活性化を誘発させることができる。これが地域金融機関の存在理由のもう一つの理由である。

世界的にみて、地域金融機関の担い手の数は減少してきた。1999年時点で米国の商業銀行(commercial bank)、貯蓄機関(savings institution)の数はそれぞれ8,580、1,642であった。2012年ではそれぞれ6,096、987となった。減少率は商業銀行で約30%、貯蓄機関で約40%である。1999年時点でドイツ、フランス、イタリア、英国の預金・貸出・有価証券投資金融機関(Monetary Financial Institution)は、それぞれ、3,280、1,938、944、556であった。2012年ではそれぞれ、1,956、1,147、785、405となった。減少率は、ドイツ、フランス、イタリア、英国でそれぞれ、約40%、約40%、約17%、約27%である。減少したのは、金融機関の合併等による再編が生じたからである。

日本の地域金融機関の数も減少してきた。1999年時点では地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合の数はそれぞれ、64、60、386、292であった。2012年時点ではそれぞれ、64、42、271、158である。地方銀行は数を減らさなかったが、減少率は第二地方銀行で約30%、信用金庫で約32%、信用組合で約51%である。減少したのは、金融機関の合併等による再編が生じたからである。

なぜ金融機関には合併などによって再編が生じるのであろうか。理由は3つある(泉田 柳川(2008))。1つ目は市場支配力の増大である。競争市場において競争者の数が少なくなれば競争圧力が減少する。これによって供給サイドは価格を上昇させ、限界利潤を増大させることができる。金融の生産物が貸出であるとすれば、貸出の価格である貸出金利を上昇させることができる。2つ目は、効率性の増大である。規模の経済においては平均費用曲線が右下がりになっており、供給サイドの規模を増大させることで平均費用を低下させることができる。銀行の費用は人件費、物件費等であるが、コストカットを併用すればさらに平均費用は減少する。また複数の生産物を供給サイドが提供している範囲の経済においては、より少ない企業で複数の生産物を提供する方が、生産費用は低くなる。金融は貸出だけでも担保貸出、無担保貸出、企業向け貸出、個人向け貸出、設備資金、運転資金等の様々な生産物を有している。より少ない金融機関になればなるほど、審査コスト、モニタリングコストは減少する。3つ目は、倒産リスクの減少である。供給者の数が少なくなればなるほど供給者の規模が大きくなり、倒産リスクが小さくなる。金融機関には「大きすぎて潰せない(Too Big To Fail)」の効果がもたらされる。大きすぎて潰せない効果は場合によっては発揮されないこともあるが、むしろ例外である(Sorkin(2009)、鈴木恒男(2009)、新堂まか(2011))。

金融機関の再編にインセンティブを与えるのは誰であろうか。3者が考えられる(Berger et al. (1999)、岩坪(2012)、Fiorentino et al.(2009))。1つ目は、金融機関の株主である。貸出金利等の価格支配力を高め、コストカットを図りながら利潤を増大させることは株主価値の増大に結びつく。再編機能が効率性の増大であるとき、効率性による利益を最終的に享受するのは、究極的には企業の所有者である株主である。2つ目は金融機関の経営者自身である。より大きな金融機関を経営することで、名声、報酬といった利己的な効用を高めることができる。3つ目は金融監督当局である。破綻の可能性の高まった金融機関を温存することは金融システムの危機を増大させる。効率性の悪い金融機関を再編して効率性を高めることは、金融システムの安定性を増大させる。なお、金融監督の立場からすれば、金融機関の数が少なければ、監督対象が少なく、監督コストも下がる。これらが地域金融機関の数の減少をもたらすメカニズムである。

現在の金融機関の状況はどうであろうか。主要国に比べて日本の銀行の数は少ない。人口100万人当たりの銀行の数は最低である。むしろ日本は相当効率的な金融機関配置がなされているとみた方がよい。

主要国の金融機関 (出所: ゆうちょ財団資料、金融庁公表資料により筆者作成)

国名	業態	数	人口100万人当たり金融機関数
アメリカ (2012/6)	商業銀行	6,222	1.98
	うち外国銀行	464	0.15
	貯蓄金融機関	1,023	0.33
	信用組合	7,219	2.30
ドイツ (2012)	民間商業銀行	284	3.49
	うち外国銀行	112	1.38
	公的貯蓄銀行	431	5.30
	信用協同組合	1,123	13.81
	専門銀行	59	0.73
フランス (2012/1)	商業銀行	197	3.00
	相互・協同組合銀行	94	1.43
	市町村信用金庫	18	0.27
イタリア (2011)	商業銀行	214	3.51
	外国銀行	78	1.28
	庶民銀行	37	0.61
	信用協同組合銀行	411	6.74
英国 (2010 等)	銀行	236	3.74
	住宅金融組合	48	0.76
	信用組合	614	9.74
日本 (2012/3)	銀行	117	0.91
	協同組織金融機関	431	3.37

地域金融機関は再編を進めて、地域金融機関の数を一層少なくすればよいのであろうか。再編により市場支配力が増大し、競争力が増大し、倒産リスクが軽減することは先に述べた。しかしより少ない地域金融機関は、地域の資金需要者に対してより少ない機会を与えることにつながる可能性がある。このことは金融の円滑を阻害し、地域の活性化を妨げる結果につながりかねない。

3 分散的な地域金融機関の状況の維持

日本の金融機関の統合が金融機関の効率性と健全性を改善させたかについて、細野(2010)は否定的な見解を示している。この研究の成果は以下のとおりである。金融機関の統合が生じるのは、健全性が悪化したときにおきやすい。また効率的な金融機関が非効率な金融機関を合併する傾向にある。実際の合併があったあとの合併後の金融機関のパフォーマンスは、しばらくの間ROAは低下し、合併の5年後から弱く上昇する。地域金融機関の貸出金利は上昇する。合併後自己資本比率は悪化し、不良債権は減らない。こうしたことから、「政府の誘導による金融再編は、必ずしも、金融システムの安定にはつながらないことを示唆している」、「一時的な国有化や公的資本増強によって政府介入の強まった金融機関を今後民営化する際に、いかにして民間主導で再編を進めていくかが、金融システム安定化のために重要」(細野(2010)、p.114)という結論を提示している。地域金融機関の統合後に貸出金利が上昇することは、地域の事業者にとって厳しい影響があることが含意される。

実は、金融の再編によって金融機関の経営健全性は低下している可能性がある(Uhde and Heimeshoff (2009))。Uhde and Hemeshoff (2009)の研究は欧州のナショナルレベルでの金融再編効果を問うているものだが、日本の地域金融再編にも示唆を与える。この研究は、欧州のナショナルレベルでの金融再編が、金融機関の数の減少と金融の安定性に負の関係があることを実証したものである。金融機関の数が少なくなることは金融機関の規模が大きくなることを意味する。規模の大きな金融機関の資産収益性は高まる。一方資産収益性の標準偏差も大きくなる。すなわち、資産収益性のボラティリティが高まるのである。このことは、収益性が悪化する可能性の範囲が拡大することを意味する。それは金融の不安定性の増大を意味する。

なぜ、金融再編は不安定性を増大させるのだろうか。理由は4つある(Uhde and Hemeshoff (2009))。1つ目は、規模が大きくなったので潰れないだろうと経営者に誤解させることである。Too Big To Failの結果、潰れるときには政府が保護してくれるであろうとの想定のもとに、金融機関の経営者はよりリスクの高い投資プロジェクトを承認してしまう。2つ目は、価格支配力増大によってもたらされた高い貸出金利が借入人に適用される結果、借入人は高い金利負担に耐えるため、よりリスクの高い投資プロジェクトを実施してしまうことで

ある。3つ目は、規模が大きくなったためにリスク分散を図らなければならないと金融機関経営者が考えた結果、リスク回避のために管理が複雑化し、またリスクが多様化し、結果的に非効率な内部管理体制ができてしまうことである。4つ目は、規模が大きくなるとそれだけで組織が複雑になり、組織の透明性が低下することである。

金融はそもそもそれ自身に不安定性を抱えている（Minsky (1986)）。経済成長が進んで景況感がよくなればなるほど、金融は過熱してしまう。それがある瞬間まで熱いのかさされたように活発であり続ける。そしてある瞬間がやってくる。バブルの崩壊である。我々はこのことを十分すぎるほど経験した。

地域金融機関は地域に経済成長をもたらすための触媒である。先に述べた、地域金融機関は地域活性化の必要条件であるとはそのことをいう。そのためには地域金融機関自身が安定的でなければならない。リスクリターンのボラティリティが高まる程度を最適なレベルにコントロールする運営が必要である。主要国と比較しても、我が国の地域金融機関の数は過剰とは言えない。地域銀行は少なくとも各都道府県に概ね2つあり、協同組織金融機関は基礎自治体の数に概ね合致するような状況は、うまくコントロールされた状況であると言える。したがって現在のような分散的な地域金融機関は維持するべきだと思う。

⁶⁶ プロジェクトが途中で挫折しそうになったとき、プロジェクトに関わる債権者の権利保全をはかるため、第三者がプロジェクト挫折から生じる損害を賠償するか、第三者が当該プロジェクトの履行を肩代わることがある。これを **Performance Bond** という。前者を金銭賠償、後者を代替的履行措置という。

⁶⁷ **Special Purpose Vehicle** の略である。プロジェクトの直接の関与者以外の者、例えば、プロジェクトに出資している者の一般債権者などが当該プロジェクトに直接関与していないのに当該プロジェクトのキャッシュフローを優先的に捕捉してしまうことを防ぐために、当該プロジェクトのキャッシュフローは当該プロジェクトに直接関与している者だけに分配できるようにする仕組み。

第10章 結論

10.1 要旨

地域金融機関は地域コミュニティのアクターの一員として地域再生や地域活性化に取り組んでいるが、論者によってその取り組み度合いに対する認識は異なる。例えば、地域金融機関は地域再生や地域活性化に一定の貢献をしているのではないかとする意見もあれば、まだまだ足りないとする意見もある。その現状認識は必ずしも一致しているものではない。このように論者によって認識に差はあるものの、地域金融機関は何らかの形で地域再生や地域活性化に対して機能を有することについては概ね理解されているといつてよいであろう。その点を踏まえると問題は、地域金融機関の行う地域再生や地域活性化への取り組み実態は満足できる水準にあるのか、地域再生や地域活性化に対して地域金融機関が十分に機能するためにはどのような条件が必要なのかということになる。

そこで2つのリサーチクエストを設定した。第一のリサーチクエストは、論者によって評価が異なっている、地域金融機関が地域再生や地域活性化に向けてどのような機能を果たしているのかということである。第二のリサーチクエストは、そうした地域金融機関の機能がさらに拡充されるにはどのような条件が必要とされるのかということである。

このリサーチクエストに答えるためには問題を解く分析視角が必要になる。本研究では先行研究を調べ、地域イノベーションと産学官連携のトリプルヘリックスの議論から知見を得ようとした。この先行研究に基づき、産学官金が知識共有、人材交流、組織間契約などをして協力する可能性に関する地域内アクター間協力の分析視角を設定した。分析視角の内容は次のとおりである。はじめに、地域金融機関を地域イノベーションのアクターの観点から位置づけた。次に地域イノベーションにかかわる産学官金（地域の事業者、大学等の研究機関、地方自治体や政府の出先機関などの行政、地域金融機関）が知識の共有、人材交流、組織間の契約などによって協力する可能性を捉えた。その中で地域金融機関が地域再生や地域活性化に機能することができるのではないかとというのが分析視角である。

この分析視角をふまえ、4つのケーススタディを行い、リサーチクエストに対する答えを得た。第一のリサーチクエストに対する答えは、地域のアクター間協力を背景にして地域金融機関は地域再生や地域活性化に機能し

ているというものであった。協力を背景にして地域のイノベーションを促し、また地域経済の成長に向けた効果をもたらす機能を確認できた。第二のリサーチクエストに対する答えは、その機能を拡充するためにはアクター間の相互行為を促す自覚を地域金融機関が持ち、地域のアクター間の信頼関係を深め、リスクテイクの能力を高めることが必要であるというものであった。

これらをもとにして地域金融機関の役割を改めて検討し、さらに地域金融機関を活用して地域イノベーションを一層進めるための政策提言を行った。

具体的には、本研究における各章では次の事項を論じた。

第1章では、本研究の背景、目的と意義、概要と構成を述べた。本研究の背景においては、地域経済の現状と地域金融機関への期待、地域再生・地域活性化と地域金融機関の関係について説明した。本研究の目的においては、地域再生の側面と地域活性化の2つの側面において、地域金融機関がどのように機能しているのか、また機能するためにはどのような条件が必要であるかを論じた。本研究の意義においては、地域金融機関再編時に地域社会が受ける影響を考える際に本研究が知見を提供できること、また、持続可能な地域社会形成における地域金融機関の活用可能性について本研究が知見を提供できることを検討した。本研究の概要においては、先行研究、サーベイに基づく分析視角提示、研究の方法論の検討、ケーススタディ、地域金融機関の役割と政策提言、結論を含む10章で本研究が構成されることを記した。

第2章では、金融、地域、経済成長、イノベーションという大きな枠組みを前提とし、8つの先行研究をサーベイした。1つ目は地域金融機関の特色に関する研究である。地域金融機関は資産変換機能と情報生産機能を有していること、及び、多様な地域産業の成立を可能にする分散的なシステムとして位置づけられることについての論点をサーベイした。2つ目は地域における人材と地域格差に関する研究である。最重要な地域資源である人材は地域や場所と密接に関連しており、場所を通して人間は価値を見出し、価値を見出すべき場所の格差が人間の公平性の点と矛盾するのではないかという論点をサーベイした。また、地域格差解消策として公共投資が用いられた問題構造のサーベイを行った。3つ目は地域の経済成長に関する研究である。地域の経済成長はなぜ必要かの論点をはじめにサーベイした。その後地域の経済成長理論の論点をサーベイした。4つ目は、イノベーションに関する研究である。Schumpeterによるイノベーション概念とその拡張の論点をサーベイした。5つ目は、地域イノベーションシステムに関する研究である。地域イノベーションシステムに関する欧米と日本の議論をサーベイした。6つ目は、産学官金協力を通じた地域イノベーションシステムにおける地域金融機関に関する研究である。産学官金連携を通じた地域イノベーションシステムにおいて金融はどのように位置づけられてきたのかの論点をサーベイした。7つ目は、金融イノベーションに関する研究である。コンピュータテクノロジー等の技術革新による金融手段の進化、債権者債務者間の信頼関係を基礎とした債務者支援の枠組みの進化、地域活性化に対する金融イノベーションの議論をサーベイした。8つ目は、これらを統合する産学官金協力理論としてのトリプルヘリックスの研究である。人材の交流や人材の兼務を通じてアクター間に相互作用が生じ、また、アクター間に知識の共有が生じ、それらにより産学官金の協力が起きてイノベ

ションがもたらされる論点をサーベイした。

これらをふまえ、本研究のリサーチクエスションに答えるための分析視角を提示した。

第3章では、量的研究と質的研究のそれぞれを検討し、その異同を明らかにし、その上で本研究の方法論上の位置づけを明確にした。また本章において、本研究の主題やケーススタディの選択は、産業システム理解の構造から行われたものであることを明示し、主題とケーススタディがアドホックに採用されたものではないことを示した。さらに地域活性化の方法論でいわれる理論化志向の研究要請に対して、本研究はオリジナルな視点を提供していることを示した。

第4章では、はじめに地域の経済成長は地域の付加価値の増加のことであり、それは生産額増加やイノベーションを通じた生産性向上によってもたらされることを記し、それに対して地域金融機関がどのように働きかけてきたのかの全体像を俯瞰した。あわせて、そうした経済成長という経済的要素を支える社会的要素は地域におけるアクター間の信頼関係であり、それに対して地域金融機関がどのように働きかけてきたのかについても触れた。続いて、地域金融機関は地域の他のアクター、言い換えれば利用者によって支えられてもいることに着目し、利用者が地域金融機関による事業再生・地域活性化の行動をどのように評価しているのかを公表されたアンケート結果をもとにして把握し、地域金融機関が有している課題を示した。最後にこうした全体像をもとにして、今後の章において考察すべきポイントを掲げた。

第5章では、はじめに地域再生ファンドによる地域イノベーションに関してその研究意義、研究方法、先行研究を説明した。続いてケーススタディとして東邦銀行が主導した会津東山温泉の地域再生ファンドの内容を詳細に検討し、そこで得られた地域再生ファンドによる地域のイノベーションの創造のプロセスをまとめた。これらをもとに、地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関が地域再生ファンドを用いてアクター間の協力を促し、地域イノベーションに貢献する機能を考察した。またこの機能を促進する条件についても論じた。この機能が十分に発揮されれば、知識のスピルオーバーが生じ、地域金融機関はリスクを低下させて地域再生や産業創造に向けて貢献する役割を果たす可能性を高めるという政策的含意にも言及した。最後に本研究の貢献と限界を述べた。

第6章では、はじめに地域金融機関の審査部門という組織に関して、その研究意義、研究手法、先行研究を説明した。続いてケーススタディとして「きらやか銀行」の審査部門の組織を詳細に検討し、そこで得られた地域金融機関の組織機能の条件をまとめた。これらをもとに、地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関の審査部門と営業店の組織間で協力が促され、地域イノベーションをすすめていく機能について考察した。またこの機能を促進する条件についても論じ、最後に本研究の貢献と限界を述べた。

第7章では、はじめに創業支援に対する融資を通じた地域のイノベーションに関してその研究意義、研究内容、先行研究を説明した。続いてケーススタディとして多摩信用金庫による創業支援の仕組みの内容を詳細に検討し、そこで得られた創業支援による地域イノベーションの創造プロセスをまとめた。これをもとに、地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関が創業支援融資を通じて他のアクター間協力を促し、地域イノベーションを図る機

能を考察した。またこの機能を促進する条件を示した。この機能が十分に発揮されれば知識のスピルオーバーが生じ、地域金融機関はリスクを低減させて地域活性化や産業創造に向けて貢献する役割を果たす可能性があるという政策的含意も論じ、最後に本研究の限界と貢献を述べた。

第8章では、はじめに農業向け融資を通じた地域イノベーションに関して、その研究意義、研究内容、先行研究を説明した。続いてケーススタディとして鹿児島銀行が行っている農業向け融資の推進の内容を詳細に検討し、そこで得られた農業および関連産業振興のプロセスをまとめた。これらをもとに地域内アクター間協力の分析視角をふまえ、地域金融機関が農業向け融資にかかわる仕組み作りを通じて地域のアクター間協力を促し、地域イノベーションをはかる機能について考察した。またこの機能を促進する条件についても説明した。この機能が十分に発揮されれば、知識のスピルオーバーが地域アクター間に生じ、地域金融機関はリスクを低下させて地域活性化や産業創造に資する役割を果たす可能性を高めることができるという政策的含意を論じた。最後に本研究の限界と貢献を述べた。

第9章では、これまでの論旨をもとに本章では地域活性化における地域金融機関の役割を論じ、また、地域イノベーションを進めるために地域金融機関を活用することに関する政策提言を行った。地域金融機関の役割においては、地域金融機関を取り巻く制度の変化が地域金融機関の機能の変化をもたらしたこと、地域再生と地域活性化の側面においても地域金融機関の役割に変化が生じたこと、地域活性化における地域金融機関の役割は地域の産業創造であることを議論した。地域イノベーションのために地域金融機関を活用することの政策提言においては、地域金融機関が地域産業構造を理解するための促進策、中小企業者の資金需要に対する円滑な対応、プロジェクトを複数事業者の連携に置き換える仕組みを議論した。

以上を要するに、本研究は、地域再生や地域活性化においてはイノベーションが必要であること、イノベーションには独立のアクターによるイノベーションだけではなく、アクター間の相互行為を誘発して地域全体でイノベーションが生じる仕組みが必要であること、そうした地域のイノベーションは産学官金協力による地域のイノベーションとして行うことが重要であることを明らかにしたものである。

従来、ともすれば地域金融機関は地域の資金を集め、地域に貸出を行なうという枠組みだけを中心にして論じられることが多かったように思われる。本研究では、地域金融機関が地域コミュニティのアクターの一員として地域再生や地域活性化に貢献しうることを示し、そのような機能を発揮することが地域全体から求められていることを示した。地域金融機関は産業創造に向けて貢献するという機能も有している可能性を説明した。一方、地域金融機関がこうした地域再生や地域活性化の動きを進めるときには、新しいリスクに直面することとなる。そうした事態を克服するためには、地域金融機関は審査能力を高めていく必要がある。同時に産業創造に貢献する前提として自身の財務収支力も向上させておく必要がある。こうしたことは一朝一夕にできるものではない。しかし地域金融機関には人材という経営資源がある。こうした課題を解決するためには人材という経営資源の高度化が必要である。地域金融機関は地域再生・地域活性化・産業創造に向けて活躍する人的資源を育てていくことも必要である。

10.2 本研究の限界と今後の課題

本研究は、地域金融機関が地域再生や地域活性化に機能する現状を分析し、さらに地域産業を創造して持続可能な地域社会を形成するために地域金融機関には何が必要であるかを明らかにした。しかしながら本研究は地域のイノベーションを通じた地域の産業創造に向けて地域金融機関が働きかけるメカニズムのみを議論しているという性格上、地域の産業創造に必要とされる人的資源の条件については明らかにしていない。地域の成長は元来、地域の人々のよりよい暮らしを保障するために必要とされているのであり、産業創造や資金供給はそうした地域の人々のための手段である。したがって問題の本質は、地域の人々がよりよい暮らしを送るにあたって地域がどうあるべきか、そのために産業や金融をどのように構築していくかを議論しなければならないというところにある。そうした議論は地域の人的資源が主導するものである。今後の研究においては、地域金融機関も貢献することができる地域の産業創造を契機として、地域の人的資源を活性化させるための条件を明らかにすることが必要である。

以上

参考文献

下記に掲げる参考文献は、本研究をまとめるにあたり、直接的、間接的に依拠したものである。本文または注等において直接引用したものに加えて、直接引用していないものも含んでいる。

国語による参考文献

あ

- 赤沼慎太郎 吉田学(2012)、『税理士・会計事務所のための事業再生ガイド』、中央経済社、pp.1-225.
- 秋吉浩志(2010)、「「ネットワーク外部性」が存在する市場の特徴について」、九州情報大学研究論集、12号、pp1-12、2010.3.
- 浅野耕太(2012)、『政策研究のための統計分析』、ミネルヴァ書房、pp.1-207.
- 浅野哲 中村二郎(2009)、『計量経済学 第2版』、有斐閣、pp.1-343.
- 穴沢真 江頭進 編(2012)、『グローバリズムと地域経済』、日本評論社、pp.1-194.
- 阿部真大(2011)、『居場所の社会学』、日本経済新聞出版社、pp.1-231.

い

- 五十嵐恒夫(2011)、「地域における産業集積の変化－佐賀県鳥栖市の事例をもとに－」、横浜国際社会科学研究所 第15巻第5号.
- 井口貢 (1998)、『文化経済学の視座と地域再創造の諸相』、学文社、pp.1-190.
- 池田潔(2008)、「地域中小企業の自立化と産業集積－グローバル化の深化と産業集積機能の変化－」、兵庫県立大学 商大論集 第60巻 第2・3号、pp.63-80.
- 池田新介(2012)、『自滅する選択』、東洋経済新報社、pp.1-269.
- 石川清英(2012)、『信用金庫破綻の教訓－その本質と経営行動－』、日本経済評論社、pp.1-41.
- 石川英文(2012)、『地域中小企業向け貸出市場の現実－中小企業と金融機関の借入・貸出関係に関する経済分析－』、中央経済社、pp.1-249.
- 石村貞夫、劉晨、玉村千治(2009)、『Excelでやさしく学ぶ産業連関分析』、日本評論社、pp.1-246.
- 泉田成美 柳川隆(2008)、『プラクティカル産業組織論』、有斐閣、pp.1-263.
- 泉田洋一(2008)、「農業・農村金融の新潮流と今後の方向」、泉田洋一 編著、『農業・農村金融の新潮流』、農林統計出版、所収、pp.1-21.
- 伊丹敬之 松島茂 橘川武郎 編(1998)、『産業集積の本質』、有斐閣、pp.1-316.
- 伊藤修 埼玉大学金融研究室 編(2010)、『バブルと金融危機の論点』、日本経済評論社、pp.1-265.
- 伊藤修一郎 (2011)、『政策リサーチ入門－仮説検証による問題解決の技法－』、東京大学出版会、pp.1-232.
- 伊藤維年 柳井雅也 編著(2012)、『産業集積の変貌と地域政策－グローバル時代の地域産業研究－』、ミネルヴァ書房、pp.1-287.
- 伊藤眞(2007)、『破産法・民事再生法』、有斐閣、pp.1-948.
- 伊藤正昭(2011)、『新地域産業論－産業の地域化を求めて－』、学文社、pp.1-307.

伊藤元重 加賀見一彰(1998)、「企業間取引と優越的地位の濫用」、三輪芳朗 神田秀樹 柳川範之 編著(1998)、『会社法の経済学』、東京大学出版会、所収、pp.393-423.

稲水伸行 若林隆久 高橋信夫 (2007)、「＜日本の産業集積＞論と発注側の商慣行」、MMRC Discussion Paper No.180、東京大学COEものづくり経営研究センター

井上孝二(2009)、「500万円未満の少額開業の実態と成功のポイント」、日本政策金融公庫論集 第3号、pp.51-71.

猪瀬壮太郎 (2005)、「北海道ととちぎ地域再生ファンド等の現状と4つの課題」、事業再生と債権管理 No.108、2005年4月5日、pp.121-125.

岩佐代市(2009a)、「地域の経済と金融の役割」、岩佐代市 編著、『地域金融システムの分析』、中央経済社、所収、pp.1-33.

岩佐代市(2009b)、「地域間および地域内の資金循環」、岩佐代市 編著、『地域金融システムの分析』、中央経済社、所収、pp.35-59.

岩崎美智和(2010)、「不良債権処理制度と貸出条件緩和」、伊藤修 埼玉大学金融研究室 編(2010)、『バブルと金融危機の論点』、所収、日本経済評論社、pp.169-201.

岩坪加紋(2012)、「わが国地域銀行の再編に関する考察」、経営情報研究 第19巻 第2号、pp.37-52.

う

上田孝行 編著(2010)、『Excelで学ぶ地域・都市経済分析』、コロナ社、pp.1-162.

植田浩史 糸野博行 駒形哲哉 編(2010)、『日本中小企業研究の到達点』、同友館、pp.1-358.

内田浩史(2010)、『金融機能と銀行業の経済分析』、日本経済新聞出版社、pp.1-341.

海野敦史(2010)、『公共経済学への招待』、晃洋書房、pp.1-258.

梅澤拓(2011)、「円滑化法延長後の融資と条件変更等の実務－条件変更等とコンサルティングの行為規範を探る－」、金融法務事情 No.1922、pp.74-84.

浦達雄(2001)、「山間温泉地における小規模旅館の経営動向－黒川温泉、長湯温泉を事例として－」大阪明浄大学紀要(現、大阪観光大学) 第1号、pp.1-10.

浦野恭平(2009)、「中小企業ネットワークと戦略提携論－分析アプローチ試論－」、北九州市立大学 商経論集 第44巻第1・2・3合併号、pp.1-17.

運輸政策コロキウム(2008)、「衰退観光地再生の課題と制度」、運輸政策研究、11(1)、pp.46-52.

お

王凌 古川顕 (2007)、「リレーションシップ・レンディング、ロック・イン効果と銀行のリファイナンス行動」、甲南経済学論集 48巻1号、pp.33-68.

大塚章弘 (2010a)、「産業集積の経済効果(1)」、エネルギー地域経済レポートNo.431、中国電力㈱エネルギー総合研究所、pp.1-8.

大塚章弘 (2010b)、「産業集積の経済効果(2)」、エネルギー地域経済レポートNo.432、中国電力㈱エネルギー総合研究所、pp.1-8.

大畑数倫(2013)、「『創業支援センターTAMA』の取組み」、近代セールス2013・12月1日号、pp.66-70.

岡俊子 熊谷賢一(2006)、「地域再生ファンドの役割 地域銀行に求める地域ビジョン策定」、金融ジャーナル、2006年6月、pp.16-23.

岡田知弘(2012)、「『開発』のなかの地域社会」、安田恒夫 編『シリーズ戦後日本社会の歴史1 変わる社会、変わる人びと－20世紀のなかの戦後日本』、岩波書店、所収、pp.156-182.

岡室博之(2005)、『企業の創業・発展とネットワーク』、産業立地 2005年5月号、pp.9-14.

岡室博之(2009)、『技術連携の経済分析－中小企業の企業間共同研究開発と産学官連携』、同友館、pp.1-356.

岡本義行 (1994)、『イタリアの中小企業戦略』、三田出版会、pp.1-206.

岡本義行 (1997)、「知識集約型産業集積の比較分析」、清成忠男 橋本寿朗 編著 (1997)、『日本型産業集積の未来像』、所収、日本経済新聞社、pp.119-158.

岡本義行 (2005)、「日本の産業集積の特徴－産業集積に関する試論(1)－」、社会志林 Vol.52 No.1、法政大学社会学部学会、pp.29-46.

岡本義行 (2009)、「産業集積の転換可能性－なぜ産業集積は進化するのか－」、イノベーション・マネジメント No.6、法政大学イノベーション・マネジメント研究センター、pp.23-40.

岡本義行(2012)、「地域の内発的発展に向けて」、地域イノベーション 2011 vol.4、pp.47-52。(発行は2012年)

岡本義行(2013)、「ノルウェー漁業のトリプルヘリックスとNofima(ノルウェー産業・漁業・水産養殖研究所)～研究

- 機関を核とした産学官連携の推進～」、農林水産政策研究所レビュー No.55、pp.12-14.
- 小川英次 岩田憲明 山田基成(2011)、「中小企業のマネジメント 名古屋経営の実証的研究」、中央経済社、pp.1-277.
- 小川一夫(2008)、「貸しはがしの影響は深刻だったのか」、渡辺努・植杉威一郎 編著、『検証 中小企業金融』、日本経済新聞出版社、所収、pp.79-108.
- 翁邦雄(2011)、『ポスト・マネタリズムの金融政策』、日本経済新聞出版社、pp.1-286.
- 翁邦雄 北村行伸 編著(2011)、『金融業と人口オーナス経済』、日本評論社、pp.1-241.
- 翁邦雄 武内英史 (2011)、「人口減少・高齢化とPEファンド」、翁邦雄 北村行伸 編著 (2011)、『金融業と人口オーナス経済』、所収、日本評論社、pp.211-239.
- 奥総一郎 (2007)、「地域再生ファンド主導による私的整理型再生の成功事例」、事業再生と債権管理 No.115、2007年1月5日、pp.112-117.
- 奥野信宏(2008a)、『公共経済学 第3版』、岩波書店、pp.1-215.
- 奥野信宏 (2008b)、『地域は「自立」できるか』、岩波書店、pp.1-156.
- 奥村洋彦(2011)、「高齢化と金融業」、翁邦雄 北村行伸 編著 (2011)、『金融業と人口オーナス経済』、日本評論社、所収、pp.135-165.
- 尾崎雅彦 中西穂高(2011)、「地域経済活性化要因の研究」、RIETI Discussion Paper Series 11-P-014、pp.1-36.
- 小澤慶和(2010)、「中小企業の事業継続に関する今日の課題」、千葉経済大学短期大学部 研究紀要 第6号、pp.39-50.
- 小野善康(1998)、『景気と経済政策』、岩波新書、pp.1-202.
- か
- 鹿児島銀行(2011)、「ニュースリリース 京都銀行との交換研修について」。
<http://www.kagin.co.jp/kojin/newsrelease/20110422.html>。2013年9月23日取得確認。
- 鹿児島銀行(2012)、「ニュースリリース」。www.kagin.co.jp/kojin/newsrelease/20120925。2013年9月23日取得確認。
- 鹿児島銀行(2013)、「鹿児島銀行2012ディスクロージャー誌」、p.8.
- 鹿児島銀行営業支援部アグリクラスター推進室 (2011)、「鹿児島銀行のABLの取組みについて」。
http://www.boj.or.jp/announcements/release_2011/data/rel111205a6.pdf。2013年9月23日取得確認。
- 鹿児島大学総務部企画評価課(2012)、「鹿児島大学の約束」、p.30。http://www.kagoshima-u.ac.jp/ku_yakusoku2nd.pdf。2013年9月23日取得確認。
- 梶田真、仁平尊明、加藤政洋 編(2007)、『地域調査ことはじめ』、ナカニシヤ出版、pp.1-257.
- 柏原滋(2006)、「会社分割を活用し協調融資を行った事例」、事業再生と債権管理 No.112、2006年4月5日、pp.5-10.
- 春日淳一(2006)、「ルーマン理論のおもしろさー「手続を通しての正当化」を素材にして」、関西大学経済論集 第56巻第1号、pp.1-12.
- 加瀬和俊 (2008)、「釜石市における漁業－経済振興策と家族・地域・漁協－」、社会科学研究 第59巻第2号、pp.85-104.
- 加藤峰弘(2013)、『事業再生と銀行－経済学的接近と法制度概説－』、昭和堂、pp.1-404.
- 加藤譲(1983)、『農業金融論』、明文書房、pp.1-297.
- 金子勇(2009)、『社会分析－方法と展望－』、ミネルヴァ書房、pp.1-307.
- 株式会社きらやか銀行(2012)、「日本政策投資銀行との「きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社」に係る資本及び業務提携に関する協定書」の締結について」、プレスリリース、平成24年3月23日
- 河北新報(2009)、「東山温泉の老舗3旅館 一括再建が完了 会津若松」、河北新報、2009年1月24日.
- 亀山典子 (2010)、「地域再生ファンドに求められる役割 商店街や温泉街の再生」、地方行政、2010年6月7日、pp.2-5.
- 河崎亜洲夫(2003)、「中小企業問題性論・活力論・二面性論－日本中小企業の本質論的・理論的研究の推移－」、四日市大学論集 第16巻 第1号、pp.25-57.
- 川崎千晶 (2009)、「産業集積の形成要因としての信頼」、早稲田大学大学院商学研究科紀要 68、pp.29-42.
- 川島浩誉 川島啓 (2011)、「ソーシャル・キャピタルと地域科学技術イノベーション」、ESRI Discussion Paper Series No.262、内閣府経済社会総合研究所
- 神吉正三(2011)、『融資判断における銀行取締役の責任』、中央経済社、pp.1-255.
- 観光庁(2010)、「平成21年度観光産業のイノベーション促進事業報告書」
- 観光庁観光産業課(2010)、「■事業形態イノベーション分野 (12) 温泉街における低未利用空間の一体的活用推進事業」、2010年3月(平成22年3月)、平成21年度観光産業のイノベーション促進事業報告書、所収.
- 関東経済産業局(2009)、「地域産業活性化のための施策活用事例集－地域金融機関の熱い支援が実を結ぶ－vol.1」

神戸伸輔(2004)、『入門ゲーム理論と情報の経済学』、日本評論社、pp.1-313.

き

企業金融研究グループ(1977)、「銀行審査部—その実情と虚像」、季刊中央公論 経営問題春季号、pp.154-167.

岸真清(2013)、『共助社会の金融システム—生活者と投資家の視点—』、文真堂、pp.1-188.

北野収(2008)編著、『共生時代の地域づくり論 人間・学び・関係性からのアプローチ』、農林統計出版、pp.1-321.

木下信行(1999)、『解説 改正銀行法』、日本経済新聞社、pp.1-393.

木下信行(2010)、『金融行政の現実と理論』、金融財政事情研究会、pp.1-382.

木下康仁(2003)、『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践』、弘文堂、pp.1-257.

君山由良(2004)、『重回帰分析の利用法』、データ分析研究所、pp.1-222.

木村雄二(2010)、「パイアウトファンドによる事業再生」、金融ジャーナル 2010年6月、pp.50-53.

九州経済産業局(2013)、「九州経済の現状」、pp.1-6.

清成忠男(2010)、『地域創生への挑戦』、有斐閣、pp.1-262.

清成忠男 橋本寿朗編著(1997)、『日本型産業集積の未来像』、日本経済新聞社、pp.1-269.

きらやか銀行(2009)、「経営強化計画の履行状況報告書」、きらやか銀行 平成21年9月

きらやか銀行(2011)、「経営強化計画の履行状況報告書」、きらやか銀行 平成23年6月

きらやか銀行(2012a)、「経営強化計画の履行状況報告書」、きらやか銀行 平成24年6月

きらやか銀行(2012b)、「経営強化計画」、きらやか銀行 平成24年9月

きらやか銀行企業支援部(2011)、「分社型吸収分割スキームを活用した事業再生支援」、リージョナルバンキング 2011.5、pp.26-29.

金融財政事情編集部(2004)、「地域再生ファンドの効用」、金融財政事情 2004年3月22日、pp.12-19.

金融ジャーナル(2008)、「地域とともに 第80回 鹿児島銀行 永田文治頭取に聞く」、金融ジャーナル2008.4、p.91.

金融ジャーナル(2012)、「地域とともに 第125回 鹿児島銀行 上村基弘頭取に聞く」、金融ジャーナル2012.1、p.96.

金融ジャーナル増刊号(2013)、金融ジャーナル社、pp.138-139.

金融審議会(2003)、「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」、金融庁

金融審議会(2009)、「「協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ」(第11回)議事録」、金融庁

金融庁(2008a)、「Ⅲ. 地域の面的再生・地域活性化につながる多様なサービスの提供(金融機関名)鹿児島銀行」、<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080331-6/36.pdf>、2013年9月23日取得確認.

金融庁(2008b)、「Ⅲ. 地域の面的再生・地域活性化につながる多様なサービスの提供 複数旅館一体再生による地域における『面』の事業再生(金融機関名)東邦銀行」、<http://www.fsa.go.jp/news/19/ginkou/20080331-6/29.pdf>、2013年9月23日取得確認.

く

久保拓弥(2012)、『データ解析のための統計モデリング入門』、岩波書店、pp.1-267.

久保田政純 編著(2001)、『企業審査ハンドブック 第3版』、日本経済新聞社、pp.1-369.

栗本琢(2005)、「地域中小企業の事業再生支援」、事業再生と債権管理 No.108、2005年4月5日、pp.126-130.

黒田達朗 田淵隆俊 中村良平(2008)、『都市と地域の経済学 新版』、有斐閣、pp.1-338.

け

経済地理学会 編(2010)、『経済地理学の成果と課題 第四集』、日本経済評論社、pp.1-384.

月刊レジャー産業資料編集部(2004a)、「ホテル四季彩をめぐる支援の動向」、月刊レジャー産業資料 2004年10月、pp.68-69.

月刊レジャー産業資料編集部(2004b)、「地域再生ファンド出資・運営企業に聞く その役割と活用手法」、月刊レジャー産業資料 2004年10月、pp.77-81.

こ

- 小池政弘(2004)、「企業再生をマーケット感覚によるビジネスととらえる発想を」、金融財政事情 2004年3月22日、pp.20-23.
- 公正取引委員会事務総局(2011)、『金融機関と企業との取引慣行に関する調査報告書—平成23年フォローアップ調査報告書—』、公正取引委員会事務総局
- 厚生労働省(2010)、「第4回産業労働事情懇談会に係るヒアリング 議事概要」。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/other03/txt/100210.txt>。2013年9月23日取得確認。
- 国際銀行史研究会 編(2012)、『金融の世界史 貨幣・信用・証券の系譜』、悠書館、pp.1-503.
- 後藤晃(2000)、『イノベーションと日本経済』、岩波新書、pp.1-182.
- 後藤晃 児玉俊洋(2006)、『日本のイノベーション・システム—日本経済復活の基盤構築にむけて—』、東京大学出版会、pp.1-327.
- 後藤真太郎 谷謙二 酒井聡一 加藤一郎(2007)、『新版MANDARAとEXCELによる市民のためのGIS講座—フリーソフトでここまで地図化できる—』、古今書院、pp.1-204.
- 古永義尚(2008)、「産業集積がもたらす外部経済効果を支えるもの」、中小企業総合研究第9号、2008年6月、pp.68-88.
- 小林拓実 中嶋聞多(2013)、「地域活性領域における研究動向分析—「地域活性概念」の誕生と変遷を追って—」、地域活性学会、「いま、あらためて問う：地域と大学の連携」、地域活性学会第5回研究大会(2013年・高崎)論文集、所収、pp.57-60.
- 許斐義信(2012)、『ケースブック事業再生』、中央経済社、pp.1-268.
- 五味廣文(2012)、『金融動乱』、日本経済新聞出版社、pp.1-237.
- 小峰隆夫(2006)、『日本経済の構造変動』、岩波書店、pp.1-256.
- 小峰隆夫(2013a)、「アベノミクスの評価と求められる成長戦略」、地銀協月報2013.6(全国地方銀行協会)、p.8
- 小峰隆夫(2013b)、『日本経済論の罪と罰』、日本経済新聞出版社、pp.1-236.
- 小山嘉昭(2004)、『詳解銀行法』、金融財政事情研究会、pp.1-419.
- 今喜典(2012)、『中小企業金融と地域振興』、東洋経済新報社、pp.1-216.
- 近藤万峰 播磨谷浩三(2009)、「地域密着型金融推進行政の下における信用金庫の事業展開」、会計検査研究 No.40、pp.43-54.
- 近藤光男 編(2012)、『判例法理 経営判断原則』、中央経済社、pp.1-417.

さ

- 戈木クレイグヒル滋子(2006)、『グラウンデッド・セオリー・アプローチ』、新曜社、pp.1-179.
- 戈木クレイグヒル滋子(2008)、『実践 グラウンデッド・セオリー・アプローチ』、新曜社、pp.1-152.
- 齋藤仁(1971)、『農業金融の構造』、東京大学出版会、pp.1-245.
- 齊藤誠 岩本康志 太田聡一 柴田章久(2010)、『マクロ経済学』、有斐閣、pp.1-722.
- 坂本光司(2012)、『強く生きたいと願う君へ』、WAVE出版、pp.1-207.
- 櫻田照雄(1995)、『銀行ディスクロージャー』、法律文化社、pp.1-223.
- 桜田照雄(2010)、「アメリカ銀行会計における償却・引当理論—日米比較の見地から—」、『阪南論集 社会科学編』43巻3号、pp.331-345.
- 佐々木崇暉(1966)、「市場経済と調整原理—新古典派とレギュレーション学派の比較を中心に—」、静岡県立大学短期大学部研究紀要第10号 1996年度、pp.69-81.
- 佐々木有一 木村敦夫 永峰敬一(1987)、『新銀行実務総合講座 9 企業調査』、金融財政事情研究会、pp.1-338.
- 捧富雄(2010)、「観光地づくりの推進主体の研究(序説)」、鈴鹿国際大学紀要 CAMPANA No.17、pp.101-116.
- 笹野尚(2006)、「ハイテク型産業クラスターの形成メカニズム」、経済経営研究 Vol.27 No.2、日本政策投資銀行設備投資研究所.
- 佐藤郁哉(2002a)、『フィールドワークの技法』、新曜社、pp.1-400.
- 佐藤郁哉(2002b)、『組織と経営について知るための実践フィールドワーク入門』、有斐閣、pp.1-376.
- 佐藤郁哉(2006)、『フィールドワーク 増訂版—書をもって街へ出よう』、新曜社、pp.1-320.
- 佐藤滋正(2006)、「デュルケムの社会分業論」、オイコノミカ、第42巻 第3・4号、pp.79-103.
- 佐藤隆文(2003)、『信用秩序政策の再編』、日本図書センター、pp.1-330.

佐藤俊樹(2008)、『意味とシステム』、勁草書房、pp.1-400.
佐藤俊樹(2009)、『社会学の方法』、ミネルヴァ書房、pp.1-434.
佐藤俊樹 友枝敏雄 編(2006)、『言説分析の可能性』、東信堂、pp.1-256.

し

庄司興吉・名和又介(2013)編、『協同組合論－ひと・絆・社会連帯を求めて（2012年国際協同組合年事業・大学生協寄附講座講義録）』、全国大学生協同組合連合会、pp.1-265.
白川方明(2011)、「金融イノベーションの光と影－オランダ中央銀行主催「金融イノベーションがもつ経済厚生上の効果」に関するコンファレンスにおける講演の邦訳（テレビ会議により参加）－」、日本銀行。
http://www.boj.or.jp/announcements/press/koen_2011/ko1111114a.htm(2013年1月13日取得確認)。
人事院(2010)、「平成22年官民人事交流に関する年次報告」。<http://www.jinji.go.jp/kouryu/22zentai.pdf>。2013年9月23日取得確認。
人事院(2011)、「平成23年官民人事交流に関する年次報告」。<http://www.jinji.go.jp/kouryu/23zentai.pdf>。2013年9月23日取得確認。
新堂幸司 松尾浩也 監修(2011)、更田義彦 倉科直文 國廣正 坂井眞 五味祐子 編集、『日本裁判資料全集3・4 長銀最高裁無罪事件 上巻・下巻』、信山社
神野直彦(2002)、『地域再生の経済学』、中央公論社 中公新書、pp.1-191.
神野直彦 高橋信彰 編著(2010)、『脱成長の地域再生』、NTT出版、pp.1-261.

す

数理社会学会 監修(2006)、『社会の見方、測り方』、勁草書房、pp.1-394.
杉山伸也(2012)、『日本経済史』、岩波書店、pp.1-523.
鈴木多加史(1995)、『日本の産業構造』、中央経済社、pp.1-221.
鈴木恒男(2009)、『巨大銀行の消滅』、東洋経済新報社、pp.1-343.
鈴木正明 岡室博之(2012)、「日本の新規開業企業の特徴と動態－二つのパネル調査の比較に基づく一考察－」、日本政策金融公庫論集(17)、pp.1-20.
須田敏彦(2008)、「民間金融機関による農業融資の可能性とその課題－マイクロファイナンスをめぐる議論－」、泉田洋一 編著、『農業・農村金融の新潮流』、農林統計協会、所収、pp.103-124.
諏訪田敏郎(2012)、「鹿児島銀行のABLへの取組み－アグリクラスター構想で地域金融・経済の活性化を図る－」、畜産コンサルタント、vol.48 No.566、pp.36-41.

せ

関根敏隆 小林慶一郎 才田友美(2003)、「いわゆる「追い貸し」について」、金融研究2003.3、pp.129-156.
全国銀行協会金融調査部(2007)、『日本の金融システム』、東京銀行協会、pp.1-156.
全国地方銀行協会(2012)、『平成23年度の地方銀行の地域密着型金融への取組み状況について－東日本大震災からの復興支援の取組み事例などを取りまとめ－』
全国地方銀行協会(2013a)、『平成24年度の地方銀行における「地域密着型金融」に関する取組み状況について－農林水産業、再生可能エネルギーなど成長分野への取組みを推進－』
全国地方銀行協会(2013b)、「地方経済天気図2013年12月」、地銀協月報2013.12（全国地方銀行協会）、pp.27-39.
仙台銀行(2011)、「経営強化計画の履行状況報告書」、仙台銀行 平成23年12月

そ

宗田好史(2012)、『なゼイタリアの村は美しく元気なのか～市民のスロー志向に応えた農村の選択～』、学芸出版社、pp.1-239.

た

第89回運輸政策コロキウム(2008)、「衰退観光地再生の課題と制度」、運輸政策研究 11(1)、pp.46-52.
高岡美佳(1998)、「産業集積とマーケット」、伊丹敬之 松島茂 橘川武郎 編(1998)、『産業集積の本質』、有斐閣、所収、pp.95-129.

高木新二郎(2006)、『事業再生－会社が破綻する前に－』、岩波新書、pp.1-249.

高木悠子 深見健太(2011)、「中小企業金融円滑化法の期限の延長とそれに伴う措置等の解説」、金融法務事情 No.1922、pp.62-73.

高橋克英(2012)、『地銀7つのビジネスモデル』、中央経済社、pp.1-171.

高橋隆明(2011)、『不良債権をめぐる債権者と債務者の対立と協調』、ファーストプレス、pp.1-275.

高橋徹 小松文晃 春日淳一(2013)、『滲透するルーマン理論－機能分化論からの展望－』、文真堂、pp.1-215.

高橋美樹(2007)、「企業の『慣性』とイノベーション」、三田商学研究、50巻4号.

田口博雄(2011)、『中央銀行の役割とは何か？－リーマン・ショックが改めて問いかけているもの』、平井俊顕 編著、「どうなる私たちの資本主義 現代市場社会の「解体新書」」、上智大学出版、所収、pp.60-90.

武石彰 青島矢一 軽部大(2012)、『イノベーションの理由』、有斐閣、pp.1-506.

竹澤康子 松浦克己 堀雅博(2005)、「中小企業金融円滑化対策と倒産・代位弁済の相互関係」、内閣府経済社会総合研究所 経済分析 176号、pp.1-18.

武田晴人(2012)、「企業社会－『豊かさ』を支える装置」、安田常雄 編、『シリーズ戦後日本社会の歴史1 変わる社会、変わる人びと－20世紀のなかの戦後日本』、岩波書店、所収、pp.128-155.

武智秀之(2013)、『政策学講義 決定の合理性』、中央大学出版部、pp.1-335

多胡秀人(2003)、『実践！ リレーションシップバンキング』、金融財政事情研究会、pp.1-267.

多胡秀人（監修・著） 長濱裕士（著）(2010)、『金融円滑化とリレーションシップバンキング』、金融財政事情研究会、pp.1-263.

田作朋雄（2002）、『事業再生』、角川書店 角川oneテーマ21、pp.1-207.

田中道雄 白石善章 濱田恵三 編著(2012)、『地域ブランド論』、同文館出版、pp.1-172.

田中幸夫(2012)、『卒論執筆のためのWord活用術 美しく仕上げる最短コース』、講談社ブルーバックス、pp.1-238.

多摩信用金庫（2012）、「平成23年度地域密着型金融の取組状況」、p.6。

ち

中央畜産会(2009)、『経営管理支援マニュアル』、中央畜産会、pp.1-371.

中小企業基盤整備機構経営支援情報センター(2012)、「中小企業における金融機能と経営支援機能の連携のあり方に関する調査」

中小企業庁(2005)、「中小企業再生支援協議会の全体状況について（平成17年12月26日）」、中小企業庁、http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/2005/download/171226_kyougikai.zirei1.pdf、2011年5月3日取得確認.

つ

塚崎公義(2011)、『不良債権処理先送りの合理性』、東洋経済新報社、pp.1-174.

辻悟一 編(2000)、『経済地理学を学ぶ人のために』、世界思想社、pp.1-308.

土田昭司 山川栄樹(2011)、『新・社会調査のためのデータ分析入門』、有斐閣、pp.1-296.

筒井義郎(2001)、『金融』、東洋経済新報社、pp.1-395.

鶴見和子(1996)、『内発的発展論の展開』、筑摩書房、pp.1-318.

鶴見和子 川田侃 編(1989)、『内発的発展論』、東京大学出版会、pp.1-268.

て

寺崎友芳(2012)、『地域銀行の貸出行動－パネルデータによる分析－』、東京図書出版、pp.1-160.

と

東京大学教養学部統計学教室(1994)、『人文・社会科学の統計学』、東京大学出版会、pp.1-404.

戸田順一郎(2005)、「イノベーション・システムと地域構造」、矢田俊文 編著(2005)、『地域構造論の軌跡と展望』、ミネルヴァ書房、所収、pp.78-90.

富井聡(2004a)、「地域再生ファンド活用の要諦」、金融財政事情2004.3.22、pp.24-27.

富井聡(2004b)、「事業再生ファンドとは何か」、月刊レジャー産業資料 2004年10月、pp.74-76.

な

内閣府(2013)、「地域経済に関する有識者懇談会報告書」

中井稔(2007)、『銀行経営と貸倒償却』、税務経理協会、pp.1-308.

長尾謙吉(2002)「産業集積の形成によって空間の物理的絶滅が図られる」、水岡不二雄編『『経済・社会の地理学』』所収、pp.251-280.

中岡孝剛 内田浩史 家森信善(2011a)、「リレーションシップ型金融の実態(1) 日本の企業ファイナンスに関する実態調査の前半部分の概要」、経済科学 第59巻 第1号、pp.1-26.

中岡孝剛 内田浩史 家森信善(2011b)、「リレーションシップ型金融の実態(2) 日本の企業ファイナンスに関する実態調査の後半部分の概要」、経済科学 第59巻 第2号、pp.1-27.

長島剛 箕輪和代(2010)、「多摩信用金庫がコミュニティビジネスを応援する理由」、まちと暮らし研究、No.10、地域生活研究所、pp.46-55.

永田文治(2008)、「エコノミー・オブ・スコープに徹し他行が手を出せない分野を確立する」、金融財政事情、2008.4.21.、p.26.

永田文治、松嶋英機、松澤三男(2013)、「<対談>松嶋弁護士、銀行会長と事業再生を語る」、『松嶋英機弁護士古稀記念論文集 時代をリードする再生論』所収、商事法務、pp.508-509.

中西正(2011)、「事業再生計画の倒産処理における位置づけ」、事業再生実務家協会ニューズレター 第2号、ページ番号なし

中野瑞彦(2010)、「金融危機と地域金融機関の課題」、桃山学院大学経済経営論集 第51巻第2号、pp.213-235.

中林真幸 石黒真吾 編(2010)、『比較制度分析・入門』、有斐閣、pp.1-364.

中村信行(2011)、「預金保険法の一部を改正する法律の概要」、金融法務事情、No.1924、pp.76-81.

中村秀一郎(1985)、『挑戦する中小企業』、岩波新書、pp.1-205.

中村裕昭(2010)、「事業再生における金融機関の役割と力量」、金融ジャーナル、2010年6月、pp.34-37.

長山宗広(2012)、『日本のスピノフ・ベンチャー創出論—新しい産業集積と実践コミュニティを事例とする実証研究』、同友館、pp.1-443.

に

日経トップリーダー(2012)、「“修理特化ビジネス”「修理」で製造業から転身、日経トップリーダー 2012年7月号、pp.16-17.

日経ビジネス(2013)、「未来を拓く経営力」、日経ビジネス 2013.6.24、pp.38-41.

西岡正(2013)、『ものづくり中小企業の戦略デザイナー・サプライヤー・システム、産業集積、顧客価値—』、同友館、pp.1-215.

西川潤(2004)、「内発的発展の理論と政策—中国内陸部への適用を考える—」、早稲田政治経済学雑誌、No.354、p.37.

西村吉正(2011)、『金融システム改革50年の軌跡』、金融財政事情研究会、pp.1-688.

新田進(2004)、「地域経済再生と経済政策」、尾道大学経済情報学部 経済情報論集 Vol.4 No.1、pp.27-46.

日本銀行企画局(2005)、「金融イノベーションと金融法制」、日本銀行調査季報2005年冬(1月)、pp.91-116.

日本銀行信用機構局(2005)、「わが国における事業再生ファンドの最近の動向」、日本銀行調査季報 2005年 春、2005年4月、pp.1-24.

日本公認会計士協会(1996)、「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」、銀行等監査特別委員会報告第4号.

日本政策金融公庫総合研究所(2009)、「500万円未満の少額開業の実態—「2008年度新規開業実態調査(特別調査)」の結果—」

日本政策金融公庫総合研究所(2011)、「新規開業においてインフォーマルな支援が果たす役割—「2010年度新規開業実態調査(特別調査)」の結果から—」

日本政策投資銀行(2005)、プレスリリース 「(株)つろぎ宿に対し協調融資」、2005年11月1日(平成17年11月1日)、<http://www.dbj.jp/news/archive/rel2005/1101.html>、2011年4月27日取得確認.

日本政策投資銀行(2006)、「3旅館統合で温泉街の『面』の再生へ—福島県会津東山温泉街—」、DBJ Journal No.21.

ね

根来龍之 徳永武久(2007)、「仕組の過剰自己強化と意図せざる結果」、経営情報学会誌、15巻4号、pp.51-75.

の

農林水産省大臣官房統計部(2012)、「平成23年農業産出額及び生産農業所得(都道府県別)」

野上泰生(2010)、「別府オンパクにみる先進性と普遍性」、観光研究、Vol.21 No.2、pp.20-23.

野口旭(1998)、『経済対立は誰が起こすのか』、ちくま新書、pp.1-206.

は

芳賀敏郎 橋本茂司(1980)、『回帰分析と主成分分析』、日科技連出版社、pp.1-228.

橋本寿朗(1997)、「『日本型産業集積』再生の方向性」、清成忠男 橋本寿朗 編著(1997)、『日本型産業集積の未来像』、日本経済新聞社、所収、pp.159-198.

長谷川公一 浜日出夫 藤村正之 町村敬志(2007)、『社会学』、有斐閣、pp.1-588.

八田達夫(2009)、『ミクロ経済学Ⅱ－効率化と格差是正』、東洋経済新報社、pp.1-603.

畑本裕介(2010)、「限界集落論の批判的検討 ～地域振興から地域福祉へ」、山梨県立大学 人間福祉学部 紀要 Vol.5、pp.1-14.

鉢嶺実(2013)、「信用金庫による創業支援への取り組み事例～新たな“地域インフラ”としての役割を担う～」、産業企業情報 24-13、信金中央金庫 地域・中小企業研究所、pp.1-15.

服部銑二郎 編(2011)、『現代日本の地域研究』、古今書院、pp.1-186.

服部茂幸(2012)、『危機・不安定性・資本主義－ハイマン・ミンスキーの経済学－』、ミネルヴァ書房、pp.1-316.

早川伸二(2007)、「衰退観光地の現状とその再生について」、運輸政策研究 9(4)、pp.67-70.

原忠之(2010)、「観光事業におけるイノベーションとその源泉」、観光研究、Vol.21 No.2、2010年3月、pp.6-10.

林幸治(2010)、「東大阪市における中小企業と金融機関の関係に関する分析」、大阪商業大学論集 第6巻第1号、pp.95-116.

林憲昭(2012)、『中小企業金融政策の理念－金融円滑化法終了の先に希望は見えるか－』、中央経済社、pp.1-178.

原田誠司(2005)、「内部・外部経済論－産業集積理論の再構築に向けて－」、地域研究 第5号、pp.61-74.

原田誠司(2006)、「新成長戦略と地域イノベーション」、地域研究 第6号、pp.43-59.

播磨谷浩三(2008)、「拓銀破綻から10年を経て－北海道における金融構造の変化－」、札幌学院商経論集 第24巻第3・4合併号 通巻113号、pp.33-52.

播磨谷浩三(2009)、「リレバンと地域金融の効率性」、岩佐代市 編著、『地域金融システムの分析』、中央経済社、所収、pp.61-78.

ひ

日向野幹也(1986)、『金融機関の審査能力』、東京大学出版会、pp.1-157.

日暮賢司(2008)、「地方銀行・ノンバンクによる農業融資」、泉田洋一 編著、『農業・農村金融の新潮流』、農林統計出版、所収、pp.87-102.

菱山泉(1993)、『スラッファ経済学の現代的評価』、京都大学学術出版会、pp.1-261.

日比野直彦 早川伸二 森地茂 金兌奎(2009)、「観光地の特性と入込客数の時系列変化に関する基礎的研究」、運輸政策研究 Vol.11 No.14、pp.30-36.

平澤亨輔 播磨谷浩三 佐藤郁夫 編著(2008)、『拓銀破綻後の北海道経済－地域再生と金融の役割－』、日本経済評論社、pp.1-227.

平野実(2009)、「マツダの企業再生プロセス」、北海道大学 経済学研究 第59巻第3号、pp.71-83.

ふ

深尾京司(2012)、『「失われた20年」と日本経済－構造的な原因と再生への原動力の解明』、日本経済新聞出版社、pp.1-321.

深田智之(2010)、「温泉地における面的再生の取り組み-東山温泉の事例から- ～意識改革と地域資源の有効活用～」、観光研究、Vol.21 No.2、2010年3月、pp.24-28.

福田慎一(2013)、『金融論－市場と経済政策の有効性』、有斐閣、pp.1-315.

福田慎一 粕谷宗久 中島上智(2007)、「非上場企業に「追い貸し」は存在したか?」、金融研究2007.2、pp.73-104.

藤波大三郎(2012)、『はじめて学ぶ銀行論』、創成社、pp.1-246.

藤原賢哉(2006)、『金融制度と組織の経済分析』、中央経済社、pp.1-237.

ほ

穂刈俊彦(2003)、「事業再生構想における窮境企業向け債権流動化と債権価格評価実務」、資産流動化研究区、pp.111-122.

穂刈俊彦(2008)、『地域金融機関による事業再生の実務』、商事法務、pp.1-249.

穂刈俊彦(2010)、『事例に学ぶ債権保全の勘所』、金融財政事情研究会、pp.1-205.

穂刈俊彦(2012)、「地域再生ファンドが地域にイノベーションをもたらすための条件」、地域活性研究、3、pp.103-112.

細野薫(2010)、『金融危機のミクロ経済分析』、東京大学出版会、pp.1-331.

堀保彦(2008a)、「銀行における不良債権の開示問題—銀行法21条によるディスクロージャー規制の観点から—」、千葉商科大学 CUC Policy Studies Review 18、pp.25-47.

堀保彦(2008b)、「銀行業における一般貸倒引当金存置の必要性—史的変遷及び自己査定制度からのアプローチ—」、千葉商科大学 CUC Policy Studies Review 19、pp.139-149.

堀江康熙(2008)、『地域金融機関の経済行動—経済構造変化への対応—』、勁草書房、pp.1-274.

本多哲夫(2006a)、「ベンチャー・ブームとベンチャー企業観の変遷」、植田浩史 桑原武志 本多哲夫 義永忠一 編著、『中小企業・ベンチャー企業論』、有斐閣、所収、pp.197-214.

本多哲夫(2006b)、「ベンチャー企業・アントレプレナー」、植田浩史 桑原武志 本多哲夫 義永忠一 編著、『中小企業・ベンチャー企業論』、有斐閣、所収、pp.215-236.

本多哲夫(2006c)、「ベンチャー・マネジメント」、植田浩史 桑原武志 本多哲夫 義永忠一 編著、『中小企業・ベンチャー企業論』、有斐閣、所収、pp.237-255.

本多哲夫(2006d)、「ベンチャー支援」、植田浩史 桑原武志 本多哲夫 義永忠一 編著、『中小企業・ベンチャー企業論』、有斐閣、所収、pp.257-281.

本多正久(1993)、『インフォメーション・アナリストのための多変量解析の実際』、産能大学出版部、pp.1-325.

ま

前田拓生(2008)、『銀行システムの仕組みと理論—地域を支える中小企業金融の理解のために—』、大学教育出版、pp.1-154.

前田拓生(2014)、『成熟経済下における日本金融のありかた—豊かさを実感できる社会のために—』、大学教育出版、pp.1-195.

増淵敏之(2012)、『路地裏が文化を生む！ 細街路とその境界の変容』、青弓社、pp.1-234.

松尾順介(2006)、「地域再生ファンドとデット・デット・スワップ」、証券経済研究 第55号、2006年9月、pp.19-43.

松尾順介(2009)、「関西圏における中小企業再生の取り組み—中小企業再建支援協議会の活動を中心に—」、桃山学院大学総合研究所紀要 第35巻 第1号、pp.47-60.

松尾順介(2010a)、「デフレ下の事業再生」、金融ジャーナル、2010年6月、pp.26-29.

松尾順介(2010b)、「ファンドスキームの様々な取り組み—地域・環境再生との関連を中心に—」、桃山学院大学総合研究所紀要 第36巻第3号、pp.91-110.

松坂健(2010)、「イノベーションは『あり方』の改革 『やり方』の洗練ではない」、観光研究、Vol.21 No.2、pp.16-19.

松田憲忠 竹田憲史 編著(2012)、『社会科学のための計量分析入門—データから政策を考える—』、ミネルヴァ書房、pp.1-240.

松原宏 (1999)、「集積論の系譜と『新産業集積』」、東京大学人文地理学研究 13、pp.83-110.

松原宏 (2006)、『経済地理学』、東京大学出版会、pp.1-332.

松原宏(2013)、「クラスター・地域イノベーション政策の課題と展望」、松原宏編(2013)、『日本のクラスター政策と地域イノベーション』、東京大学出版会 所収、pp.283-297.

松本日彦(2006)、「中小企業再生支援協議会の経済的評価」、関西学院経済学研究37号、pp.65-90.

真鍋誠司(2001)、「サプライヤー・ネットワークにおける組織間信頼の意義：日本自動車産業の研究」、神戸大学博士論文 経営学 甲2392、pp.1-126.

丸茂俊彦(2009)、『金融取引と銀行組織の経済理論』、晃洋書房、pp.1-231.

丸山武志 亀山典子(2010a)、「商店街や温泉地、面的再生には何が必要か」、日経グローバル No.147、2010.5.3、日本経済新聞社、pp.52-55.

丸山武志 亀山典子(2010b)、「地域活性化と中小企業再生」、金融ジャーナル、2010年6月、pp.30-33.

丸山雅祥(2011)、『経営の経済学 新版』、有斐閣、pp.1-322.

み

三浦直希(2011)、「リュック・ボルタンスキーと資本主義の変容」、ボルタンスキー、リュック 三浦直希 訳、『偉大さのエコノミーと愛』、文化科学高等研究院出版局、所収、pp.223-251.

三上剛史(2008)、「信頼論の構造と変容：ジンメル、ギデンズ、ルーマン」、国際文化学研究（神戸大学大学院国際文化学研究科紀要） 31、pp.1-23.

三上亨(2013)、『地域を自立させる人々―持続可能な地域社会の創造―』、文眞堂、pp.1-246.

水岡不二雄 編(2002)、『経済・社会の地理学』、有斐閣、pp.1-430.

水越康介(2011)、『企業と市場と観察者』、有斐閣、pp.1-274.

水野真彦(2010)、「第4章 製造業 第1節 産業集積論の展開」、経済地理学会 編、『経済地理学の成果と課題 第VII集』、日本経済評論社、所収、pp.65-73.

三橋浩志(2013)、「日本のクラスター政策と地域のポテンシャル」、松原宏 編著、『日本のクラスター政策と地域イノベーション』、東京大学出版会、所収、pp.53-80.

湊雄二(2005)、「元気出せ大阪ファンド事業の現状と今後の課題」、事業再生と債権管理 No.108、2005年4月5日、pp.131-130.

蓑谷千風彦(2007)、『計量経済学大全』、東洋経済新報社、pp.1-981.

宮口洞迪(2007)、『新・地域を活かす』、原書房、pp.1-214.

三宅忠和(2001)、「複雑系経済学と産業組織論」、経済科学研究所紀要 第31号、pp.67-88.

宮寄晃臣 (2005)、「産業集積論からクラスター論への歴史的脈絡」、専修大学都市政策研究センター論文集第1号、2005年3月、pp.265-288.

宮本憲一 遠藤宏一 編著(1998)、『地域経営と内発的發展―農村と都市の共生を求めて―』、農山漁村文化協会、pp.1-277.

三輪芳朗 神田秀樹 柳川範之 編著(1998)、『会社法の経済学』、東京大学出版会、pp.1-514.

ミンツバーグ、ヘンリー(2007) DIAMONDハーバード・ビジネス・レビュー 編訳、「H.ミンツバーグ経営論」、ダイヤモンド社、pp.1-405.

む

村上真理(2009)、「協同組織金融機関のリテールにおける信頼とコミットメント」、生活経済学研究 No.29、pp.101-108.

村松謙一(2010)、『魂の会社再建』、東洋経済新報社、pp.1-286.

村本孜(2005a)、「イノベーションと中小企業金融―ベンチャー・ファイナンス、信用補完、市場型間接金融―」、中小企業総合研究 第2号、pp.1-19.

村本孜(2005b)、「イノベーションを創造するリレーションシップ・バンキング」、社会イノベーション研究第1巻第1号、pp.3-23.

も

森佳子(2008)、「民間金融による農業融資と農林公庫金融」、泉田洋一 編著、『農業・農村金融の新潮流』、農林統計出版、所収、pp.65-81.

諸富徹(2010)、『地域再生の新戦略』、中央公論新社、pp.1-304.

や

安田常雄 編(2012)、『シリーズ戦後日本社会の歴史1 変わる社会、変わる人びと―20世紀のなかの戦後日本』、岩波書店、pp.1-244.

安田秀穂(2008)、『自治体の経済波及効果の算出―パソコンでできる産業連関分析―』、学陽書房、pp.1-285.

安田隆二(2003)、「民間版地域再生ファンド創設の勧め」、金融財政事情 2003年12月15日、pp.33-37.

矢田俊文(2005)、「地域構造論の軌跡と展望―戦後日本の経済地理学の潮流―」、矢田俊文 編著(2005)、『地域構造論の軌跡と展望』、ミネルヴァ書房、所収、pp.297-316

谷地宣亮(2008)、「リレーションシップバンキング推進のための課題」、日本福祉大学経済論集 第36号、pp.73-91.

谷地宣亮(2010)、「信用金庫・信用組合の存在意義に関する一考察」、日本福祉大学経済論集 第40号、pp.161-182.

柳井晴夫(1994)、『多変量データ解析法―理論と応用』、朝倉書店、pp.1-198

柳井晴夫 高木廣文 市川雅教 服部芳明 佐藤俊哉 丸井英二(1986)、『多変量解析ハンドブック』、現代数学社、pp.1-311

柳井晴夫 岡太彬訓 繁樹算男 高木廣文 岩崎学(2002)、『多変量解析実例ハンドブック』、朝倉書店、pp.1-889.

柳川範之(2000)、『契約と組織の経済学』、東洋経済新報社、pp.1-224.

柳川範之(2006)、『法と企業行動の経済分析』、日本経済新聞社、pp.1-386.

藪下史郎(2009)、『金融論』、ミネルヴァ書房、pp.1-267.

山岸俊男(1998)、『信頼の構造』、東京大学出版会、pp.1-212.

山下祐介(2012)、『限界集落の真実』、ちくま新書、pp.1-285.

山田耕生(2007)、「温泉地活性化と地域内部の人的要因ー山形県米沢市小野川温泉を事例にー」、立命館地理学 第19号、pp.13-25.

山田浩之 徳岡一幸 編(2007)、『地域経済学入門 新版』、有斐閣、pp.1-346.

山田能伸(2009)、『地域金融ー勝者の条件ー』、金融財政事情研究会、pp.1-238.

山本明文 (2011)、『多摩のものづくり22社ー独自技術で成長する企業群』、ダイヤモンド社、pp.1-220.

山本嘉一郎 小野寺孝義 編著(2008)、『AMOSによる共分散構造分析と解析事例 第2版』、ナカニシヤ出版、pp.1-222.

山本健児(2004)、「産業クラスター計画の論理に関する批判的考察」、経済志林(法政大学経済学会)、72巻1.2号、pp.311-336.

山本健児(2005a)、『産業集積の経済地理学』、法政大学出版局、pp.1-212.

山本健児(2005b)、「地域構造論の課題」、矢田俊文 編著、「地域構造論の軌跡と展望」、ミネルヴァ書房、所収、pp.29-40.

山本拓(1995)、『計量経済学』、新世社、pp.1-362.

ゆ

ゆうちょ財団(2013)、『平成24年度郵便貯金等リテール金融分野等に係る各国諸制度の実態調査』

よ

好井裕明 桜井厚 編(2000)、『フィールドワークの経験』、せりか書房、pp.1-248.

吉田重雄(2012)、『貸出業務の信質ー貸出業務に携わる人の矜持』、金融財政事情研究会、pp.1-310.

吉野直行 編著(2010)、『社会と銀行』、放送大学教育振興会、pp.1-304.

リ

リサ・パートナーズ (2009)、プレスリリース、「会津東山温泉「くつろぎ宿」の再生完了に関するお知らせ」、2009年1月21日、<http://www.risa-p.com/RISA/wp-content/uploads/2009/01/89241.pdf>、2011年5月1日取得確認.

わ

若林直樹(2006)、『日本企業のネットワークと信頼』、有斐閣、pp.1-302.

渡辺努 植杉威一郎 編著(2008)、『検証 中小企業金融』、日本経済新聞出版社、pp.1-236.

外国語原著による参考文献

A

- Abreu, Maria(2011), "Absorptive capacity in a regional context", in Cooke, Philip. Asheim, Bjørn. Boschma, Ron. Martin, Ron. Schwartz, Dafna. Tödtling, Franz (eds.) "Handbook of Regional Innovation and Growth", Edward Elgar、所収、pp.211-221.
- Alessandrini, Pietro Zazzaro, Alberto (2009), 'Banks' localism and industrial districts', Giacomo Becattini, Marco Bellandi, Lisa De Propriis. eds., 'A Handbook of Industrial Districts', Edward Elgar、所収、pp.471-482.
- Alessandrini, Pietro Fratianni, Michele Zazzaro, Alberto (eds.) (2010), "The Changing Geography of Banking and Finance", Springer Science + Business Media, pp.1-300.
- Allen, Franklin. Gale, Douglas. (1999), "Innovations in Financial Services, Relationships, and Risk Sharing", Management Science Vol. 45, No.9, pp.1239-1253.
- Armstrong, Harvey. Taylor, Jim. (2000), "Regional Economics and Policy Third Edition", Blackwell Publishing、(アームストロング、H. テイラー、J.(2005)、佐々木公明 監訳、『改訂版 地域経済学と地域政策』、流通経済大学出版会、pp.1-555.)
- Asheim, Bjørn. Gertler, Meric S. (2005), 'The Geography of Innovation', in Fagerberg, Jan. Mowery, David C. Nelson, Richard R. (eds.), "The Oxford Handbook of Innovation", Oxford University Press、所収、pp.291-317.

B

- Baker, George P. and Smith, George David. (1998), 'The New Financial Capitalists', Cambridge University Press, pp.1-257.
- Banerjee, Abhijit V., Duflo, Esther, (2011), "Poor Economics: A Radical Rethinking of The Way to Fight Global Poverty", Public Affairs、(バナジー、アビジット・V デュフロ、エスター(2012) 山形浩生 訳、『貧乏人の経済学』、みすず書房、pp.1-370.)
- Barber, Felix Gould Michael (2008), "The Strategic Secret of Private Equity", HBR、(バーバー、フェリックス グールド、マイケル (2008)、『プライベート・エクイティの戦略行動』、Diamond Harvard Business Review、2008年8月 (August 2008) 、pp.36-50.)
- Barter, Stephen L. (ed.) (1988), 'Real Estate Finance', Butterworth, pp.1-285.
- Baum, Andrew. Crosby, Neil. (1989), 'Property Investment Appraisal', Routledge, pp.1-264.
- Becattini, Giacomo. (2001) trans. Absalom, Roger. 'The Caterpillar and The Butterfly', Felice Le Monnier - Firenze, pp.1-228.
- Becattini, Giacomo. Bellandi, Marco. Dei Ottati, Gabi. Sforzi, Fabio. (2003), 'From Industrial Districts to Local Development', Edward Elgar, pp.1-241.
- Belussi, Fiorenza. Caldari, Katia.(2008), 'At the origin of the industrial district: Alfred Marshall and the Cambridge school', Cambridge Journal of Economics, (2009) 33(2): pp.335-355. first published online November 18, 2008.
- Benko, Georges (2009), "Districts Industrielles et Gouvernances des Economies Locales: le cas de la France", (ベンコ、ジョルジュ(2009)、相良匡俊 訳 岡本義行 加筆修正、『産業集積と地域経済のガバナンス』、地域イノベーション 2008年度 vol.1 法政大学地域研究センター、pp.11-24.)
- Berger, Allen N. Demsetz, Rebecca S. Strahan, Philip E. (1999), "The Consolidation of the Financial Services Industry: Causes, Consequences, and Implications for the Future", Journal of Banking and Finance Volume 23, pp.135-194.
- Boltanski, Luc(2011), "grandeur, justification, amour, capitalism, cite", E.H.E.S.C.、(ボルタンスキー、リュック(2011) 三浦直希 訳、『偉大さのエコノミーと愛』、文化科学高等研究院出版局、pp.1-254.)
- Boltanski, Luc Thévenot, Laurent(1991), "De la Justification: Les économies de la Grandeur", Gallimard、(ボルタンスキー、リュック テヴノー、ローラン(2007)、三浦直希 訳、『正当化の理論 偉大さのエコノミー』、新曜社、pp.1-498.)
- Boltanski, Luc Chiapello, Eve(2005) translated by Elliot, Gregory, 'The New Spirit of Capitalism', Verso, pp.1-601.
- Boyadjian, Haig J. and Warren, James F. (1987), 'Risks', John Wiley & Sons, pp.1-392.
- Brady, Henry E., Collier, David eds.(2004), "Rethinking Social Inquiry: Diverse Tools, Shared Standards", Rowman & Littlefield、(ブレイディ、ヘンリー、コリアー、デヴィッド 編著 (2008)、泉川泰博 宮下明聡 訳、『社会科学の方法 論争ー多様な分析道具と共通の基準ー』、勁草書房、pp.1-384.)
- Brett, Michael(1990), 'Property and Money', Estates Gazette, pp.1-264.
- Burchell, Michael. Robin, Jennifer(2011), "The Great Workplace: How to Build It, How to Keep It, and Why It Matters, Jossey-Bass、(バーチェル、マイケル ロビン、ジェニファー(2012) 伊藤健市、斎藤智文、中村艶子 訳、『最高の職場』、ミネルヴァ書房、pp.1-267.)

C

- Carlson, John H. Fabozzi, Frank J. (ed.) (1992), 'The Trading and Securitization of Senior Bank Loans', Probus Publishing Company, pp.1-321.
- Christensen, Jesper Lindgaard. (2011), 'Venture capital in regional innovation and growth', in Cooke, Philip. Asheim, Bjørn. Boschma, Ron. Martin, Ron. Schwartz, Dafna. Tödtling, Franz (eds.) "Handbook of Regional Innovation and Growth", Edward Elgar, 所収, pp.495-504.
- Cooke, Philip(2009)," Technology clusters, industrial districts and regional innovation systems" ,Bacattini, Bellandi De Propris(eds.), "A Handbook of Industrial Districts" , Edward Elgar, 所収, pp.295-306.
- Copeland, Tom. Koller, Tim. Murrin, Jack., (1994), "Valuation- Measuring and Managing the Value of Companies", McKinsey & Company. (コーブランド、トム コラー、ティム ミュリン、ジャック (1993) 伊藤邦雄 訳、『企業評価と戦略経営』、日本経済新聞社)
- Crevoisier, Olivier Kebir, Leila (2009), 'Culture as productive resource, international networks and local development', Giacomo Bacattini, Marco Bellandi, Lisa De Propris. eds. , 'A Handbook of Industrial Districts', Edward Elgar, 所収, pp.307-320.

D

- De Bonis, Riccardo. Pozzolo, Alberto Franco. Stacchini, Massimiliano. (2012), "The Italian banking system: Facts and interpretations", Economics & Statistics Discussion Paper No.068/12, Università degli Studi del Molise
- Dei Otatti, Gabi., (1994), 'Trust, Interlinking transactions and credit in the industrial district', Cambridge Journal of Economics, 18: pp.529-546.
- DiNapoli, Dominic Fuhr, Elliot (1999), "Trouble Spotting: Assessing the Likelihood of a Turnaround", DiNapoli Dominic(ed.), "Workouts and Turnaround II: Global Restructuring Strategies for the Next Century: Insights from the Leading Authorities in the Field" , John Wiley & Sons , pp.1-pp.480、所収

E

- Elbing, Sabine Glassmann, Ulrich Crouch, Colin (2009), "Creative Local Development in Cologne and London Film and TV Production", Crouch, Colin Voelzkow, Helmut (eds.), "Innovation in Local Economies", Oxford University Press 所収, pp.139-168.
- Emerson, Robert M. Fretz, Rachel I. Shaw, Linda L. (1995)," Writing Ethnographic Fieldnotes" , University of Chicago Press, (エマーソン、R フレツ、R ショウ、L(1998) 佐藤郁哉 好井裕明 山田富秋 訳、『方法としてのフィールドノート』、新曜社)
- English, Richard Kenny, Michael eds.(2000), "Rethinking British Decline", Palgrave Macmillan (イングリッシュ、R ケニー、M (2008) 川北稔 訳、『経済衰退の歴史学—イギリス衰退論争の諸相—』、ミネルヴァ書房、pp.1-421.)
- Etzkowitz, Henry (2008), "The Triple Helix: University-Industry-Government Innovation in Action", Routledge、(エツコウィッツ、ヘンリー(2009)、三藤利雄 堀内義秀 内田純一 訳、『トリプルヘリックス—大学・産業界・政府のイノベーション・システム』、芙蓉書房出版、pp.1-237.)

F

- Fiorentino, E. De Vincenzo, A. Heid, F. Karmann, A. Koetter, M., (2009), "The effects of privatization and consolidation on bank productivity: comparative evidence from Italy and Germany", Temi di discussione (Working papers) Number 722, Banca D'Italia
- Flick, Uwe , (2007), "Qualitative Sozialforschung", Rowohlt, (フリック、ウヴェ(2011)、小田博志監訳、『新版 質的研究入門:「人間の科学」のための方法論』、春秋社、pp.1-670.)

G

- George, Alexander L. Benett, Andrew (2005), "Case Studies and Theory Development in the Social Sciences", MIT Press、(ジョージ、アレキサンダー、ベネット、ジョージ (2013) 、泉川泰博 訳、『社会科学のケース・スタディー理論形成のための定性的手法—』、勁草書房、pp.1-376.)
- Gerring, John (2007),"Case Study Research: Principles and Practices", Cambridge University Press, pp.1-265.
- Giddens, Anthony(2006)," Sociology Fifth edition" , Polity Press、(ギデنز、アンソニー(2009)、松尾精文 西岡八郎 藤井達也 小幡正敏 立松隆介 内田健 訳、『社会学 第5版』、而立書房、pp.1-952.)
- Gilson, Ronald. J. (1999), "THE LEGAL INFRASTRUCTURE OF HIGH TECHNOLOGY INDUSTRIAL DISTRICTS: SILICON VALLEY, ROUTE 128, AND COVENANTS NOT TO COMPETE", New York University Law Review, Vol.74 No.3, pp.575-629.

H

- Hart, Oliver(1995), “Firms, Contracts and Financial Structure”, Oxford University Press, (ハート、オリバー(2010) 鳥居昭夫 訳、『企業 契約 金融構造』、慶應義塾大学出版会、pp.1-296.)
- Harvey, David (2011), “The Enigma of Capital : and The Crises of Capitalism”, Oxford University Press, (ハーヴェイ、デヴィッド(2012)、『資本の<謎>』、作品社、pp.11-387.)
- Heath, Joseph(2008), “Following the Rules: Practical Reasoning and Deontic Constraint”, Oxford University Press (ヒース、ジョセフ(2013)、瀧澤弘和 訳、『ルールに従う 社会科学の規範理論序説』、NTT出版、pp.1-564.)
- Higgins, Robert C. (2001), “Analysis for financial management, 6/e”, McGraw-Hill, (ヒギンズ、ロバート・C(2002)、グロービス・マネジメント・インスティテュート 訳、『新版 ファイナンシャル・マネジメント』、ダイヤモンド社、pp.1-430.)
- Hoshi,Takeo(1996), “Bank Organization and Screening Performance”, Working Paper No.110, Working Paper Series, Center on Japanese Economy and Business, Columbia University.
- Hoshi, Takeo, Kashyap, Anil K(2001), “Corporate Financing and Governance in Japan : The Road to The Future”, The MIT Press, (星岳雄 カシャップ、アニル (2006)、鯉淵賢 訳、『日本金融システム進化論』、日本経済新聞社、pp.1-483.)
- Hsu, David H. Kenny, Martin (2005), “Organizing venture capital: the rise and the demise of American Research & Development Corporation, 1946-1973”, Industrial and Corporate Change, Volume 14, Number 4, pp.579-616.

J

- Jacobs, Jane(1984), “Cities and the wealth of nations: principles of economic life”, Random House, (ジェイコブス、ジェイン(2012)、中村達也訳、『発展する地域 衰退する地域 地域が自立するための経済学』、ちくま学芸文庫、pp.1-413)
- Jones, Charles I. (1998), “Introduction to Economic Growth”, W.W.Norton & Company, (ジョーンズ、チャールズ I. (1999)、香西泰 監訳、『経済成長理論入門』、日本経済新聞社、pp.1-210.)

K

- Karlan, Dean Appel, Jacob(2011), “More Than Good Intentions”, Dutton, (カーラン、D アペル、J. (2013)、清川幸美 訳、『善意で貧困はなくせるのか? 貧乏人の行動経済学』、みすず書房、pp.1-324.)
- Keynes, John Maynard(1936/1973), “The General Theory of Employment, Interest and Money”, (ケインズ、J.M.(1973) 塩野谷祐一 訳、『雇用・利子および貨幣の一般理論』、東洋経済新報社、pp.1-423)
- King, Gary, Keohane, Robert O., Verba, Sidney, (1994), “Designing Social Inquiry : Scientific Inference in Qualitative Research”, Princeton University Press, (キング、G ,コヘイン、R O,ヴァーバ、S(2004)、真淵勝 監訳、『社会科学のリサーチ・デザイン : 定性的研究における科学的推論』、勁草書房、pp.1-287)
- Klofsten, Magnus and Öberg, Staffan(2011), “Regional entrepreneurship development: promoting spin-offs through coaching and mentoring”, Cooke et al (eds.), “Handbook of Regional Innovation and Growth”, Edward Elgar所収、pp.505-513.
- Knack,Stephen and Keefer,Philip(1997), "Does Social Capital Have an Economic Payoff? A Cross-Country Investigation",The Quarterly Journal of Economics, Vol. 112, No. 4, pp.1251-1288
- Krugman, Paul R.(1991), “Geography and Trade”, MIT Press (クルーグマン、P.(1994) 北村行伸 高橋亘 妹尾美起 訳、『脱『国境』の経済学』、東洋経済新報社、pp.1-172)
- Kramer, Roderick M. (ed.)(2011),”Organizational Trust : A Reader”, Oxford University Press, pp.1-487.
- Kunda, Gideon (1992), “Engineering Culture -Control and Commitment in a High-Tech Corporation”, Temple University (クンダ、ギデオン(2005) 金井壽宏 監修 櫻村志保 訳、『洗脳するマネジメント』、日経BP社、pp.1-431.)

L

- Latouche, Serge, (2004), “Survivre au Développement : De la Décolonisation de l'imaginaire économique à la Construction d'une Société Alternatif”, Mille Et Une Nuits, (ラトウシュ、セルジュ(2010) 中野佳裕 訳、『経済成長なき社会発展は可能か: 脱成長とポスト開発の経済学』、作品社、pp.009-357.)
- Lazzarato, M (2011),” La Fabrique de l'homme Endetté : Essai sur la Condition Néolibérale”, Editions Amsterdam , (ラッツァーロ、マウリツィオ(2012) 杉村昌昭 訳、『借金人間製造工場』、作品社、pp.1-232.)
- Lin, Nan. (2001),” Social Capital: A Theory of Social Structure and Action”, Cambridge University Press, (簡井淳也 石田光規 桜井政成 三輪哲 土岐智香子 訳 (2008)、『ソーシャル・キャピタル社会構造と行為の理論』、ミネルヴァ書房、pp.1-371.)
- Luhmann, Niklas (1973), “Vertrauen: Ein Mechanismus der Reduktion Sozialer Komplexität. 2 Erweiterte Auflage”, Ferdinand Enke Verlag, (ルーマン、ニクラス.(1990) 大庭健 正村俊之 訳、『信頼: 社会的な複雑性の縮減メカニズム』、勁草書房、pp.1-271) .
- Luhmann, Niklas, (1974), “Soziologische Aufklärung”, VS Verlag für Sozialwissenschaften, (ルーマン、ニクラス(1983)、土方昭 訳、『法と社会システム』、新泉社、pp.1-242.)

Luhmann, Niklas(1983), "Legitimation durch Verfahren", ルーマン、ニクラス(1990)、今井弘道 訳、『手続を通しての正統化』、風行社、pp.1-332.

Lynch, Michael (1993), "Scientific Practice And Ordinary Action ", Cambridge University Press. リンチ、マイケル(2012)、水川喜文 中村和生 監訳、『エスノメソドロジーと科学実践の社会学』、勁草書房、pp.1-487.

Lyson, Thomas A. (2012), "Civic Agriculture -Reconnecting Farm, Food and Community- ", Tufts University, (ライソン、トーマス(2012) 北野収 訳、『シビック・アグリカルチャー 食と農を地域にとりもどす』、農林統計出版、pp.1-228.)

M

MacKenzie, Donald(2008), "Material World: How Economic Agents are Constructed.", Oxford University Press, (マッケンジー、ドナルド(2013) 岡本紀明 訳、『金融市場の社会学』、流通経済大学出版社、pp.1-238)

Merriam Sharan B. (1998), "Qualitative Research and Case Study Applications in Education", John Wiley & Sons, (メリアム S B(2004)、堀薫夫 久保真人 成島美弥 訳、『質的調査法入門—教育における調査法とケーススタディー』、ミネルヴァ書房、pp.1-389)

Merton, Robert K (1949. revised 1957), "Social Theory and Social Structure", The Free Press., (マートン、R.K. (1961) 森東吾 森好夫 金沢実 中島竜太郎 訳、『社会理論と社会構造』、みずず書房、pp.1-576)

Milgrom, Paul Roberts, John,(1992), "Economics, Organization and Management", Prentice Hall, (ミルグロム、ポール ロバーツ、ジョン(1997)、奥野正寛 伊藤秀史 今井晴雄 八木甫 訳、『組織の経済学』、NTT出版、pp.1-702.)

Minsky, Hyman P. (1986), "Stabilizing an Unstable Economy", Yale University Press., (ミンスキー、H.P. (1989)、吉野紀、浅田統一郎、内田和夫 訳、『金融不安定性の経済学—歴史・理論・政策』、多賀出版、pp.1-443)

Mintzberg, Henry (1973), " The Nature of Managerial Work", Harper Collins Publishers Inc, (ミンツバーク、ヘンリー(1993) 奥村哲史 須貝栄 訳、『マネジャーの仕事』、白桃書房、pp.1-327.)

Mintzberg, Henry(2009), "Managing", Berrett-Koehler Publishers Inc, (ミンツバーク、ヘンリー(2011) 池村千秋 訳、『マネジャーの実情』、日経BP社、pp.1-444.)

N

Nelson, Richard R. (1995) 'Recent Evolutionary Theorizing About Economic Change', Journal of Economic Literature, VolXXXIII, pp.48-90, March 1995.

O

Okamoto, Yoshiyuki. (2009), 'Industrial districts in Japan', Giacomo Becattini, Marco Bellandi, Lisa De Propris(eds.) "A Handbook of Industrial Districts", Edward Elgar, 所収、pp.535-548.

O'sullivan, Mary (2005), 'Finance and Innovation', Fagerberg, Jan. Mowery, David C. Nelson, Richard R. (eds.), "The Oxford Handbook of Innovation", Oxford University Press, 所収、pp.240-265

P

Piore, Michael J., Sabel, Charles F., (1984), " The Second Industrial Divide : Possibilities for Prosperity", Basic Books, (ピオリ、M J. セーブル、C F. (1993) 山之内靖 永易浩一 石田あつみ訳、『第二の産業分水嶺』、筑摩書房、1993.)

Polanyi, Karl. (1977), Pearson, Harry (ed.), "The Livelihood of Man", Academic Press, (ポランニー、K.(1980)、玉野井芳郎 栗本慎一郎 訳、『人間の経済Ⅰ—市場社会の虚構性—』、ポランニー、K.(1980)、玉野井芳郎 中野忠 訳、『人間の経済Ⅱ—交易・貨幣および市場の出現—』)

Porter, Michael E. (1990), "The Competitive Advantage of Nations", The Free Press, (ポーター、M.E. (1992) 土岐ほか訳、『国の競争優位』、ダイヤモンド、1992.)

Porter, Michael E. (1998), 'Clusters and The New Economics of Competition', Harvard Business Review November-December 1998, pp.77-90.

Porter, Michael E. (1999), "On Competition", (ポーター、マイケル・E (1999)、竹内弘高訳、『競争戦略論Ⅱ』、ダイヤモンド社、p.70.)

Porter, Michael. Ketels, Christian. (2009), 'Clusters and industrial districts :Common roots, different perspectives', Giacomo Becattini, Marco Bellandi, Lisa De Propris(eds.), A Handbook of Industrial Districts, Edward Elgar, 所収、pp.172-183.

Pozen Robert C. ,(2008), HBR, (ポーゼン、ロバート C. (2008) スコフィールド素子 訳、『プライベート・エクイティの事業再生術』、Diamond Harvard Business Review、2008年8月 (August 2008) 、pp.22-35.)

Putnam, Robert D. (ed.) (2002), "Democracy in Flux", Oxford University Press, Originally published under the German Title "Gesellschaft und Gemeinsinn-Sozialkapital im internationalen Vergleich", verlag Bertelsmann Stiftung, Guetersloh 2001, (猪口孝 訳(2013)、『流動化する民主主義—先進8か国におけるソーシャル・キャピタル』、ミネルヴァ書房、pp.1-443)

Q

Quiggin, John (2010), "Zombie Economics: How Dead Ideas Still Walk Among Us", Princeton University Press、(クイギン、ジョン (2012)、山形浩夫 訳、『ゾンビ経済学—死に損ないの5つの経済思想』、筑摩書房、pp.1-306)

R

Relpf, Edward (1999), "Place and Placelessness", Pion Limited、(レルフ、エドワード(1999)、高野岳彦 阿部隆 石山美也子 訳、『場所の現象学』、ちくま学芸文庫 筑摩書房、pp.1-341)

Remenyi, D., Williams, B. Money, A. and Swartz, E. (1998), "Doing Research in Business and Management: An introduction to Process and Method", Sage Publications、(レメニイ、ダン ほか (1999)、小樽商科大学ビジネス創造センター 訳、『社会科学系大学院生のための研究の進め方—修士・博士論文を書くまえに—』、同文館出版、pp.1-154)

Roberts, John, (2004), "The Modern Firm : Organizational Design for Performance and Growth", Oxford University Press、(ロバーツ、ジョン(2005)、谷口和弘 訳、『現代企業の組織デザイン』、NTT出版、pp.1-296.)

Rosenberg, Hilary. (2000), "The Vulture Investors", Wiley、(ローゼンバーク、ヒラリー(2000) 伴百江 松尾由美 松尾順介 訳、『ハゲタカ投資家』、日本経済新聞社、pp.1-450.)

S

Sako, Mari. (1998), 'Does Trust Improve Business Performance?', Christel Lane and Reinhard Bachmann (eds.), "Trust Within and Between Organizations", Oxford University Press, (paperbacks in 2000)、所収、pp.88-117.

Saunders, Mark N.K. Skinner, Denise Dietz, Graham Gillespie, Nicole Lewicki, Roy J. (eds.)(2010), "Organizational Trust : A Cultural Perspective", Cambridge University Press, pp.1-430.

Saxenian, AnnaLee(1994), "Regional Advantage -Culture and Competition in Silicon Valley and Route 128", Harvard University Press、(サクセニアン、アナリー(2009)、山形浩生 柏木亮二 訳、『現代の二都物語』、日経BP社、pp.1-351)

Schumpeter, Joseph A. (1926), "Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung, 2. Auflage", (Schumpeter(1977) 塩野谷祐一 中山伊知郎 東畑精一 訳、『経済発展の理論 (上)』、岩波文庫、pp.1-362.)

Sen, Amartya Kumar(2009), "The Idea of Justice", (セン、アマルティア(2011) 池本幸生 訳、『正義のアイディア』、明石書店)

Shiller, Robert(2012), "Finance and the Good Society", Princeton University Press, pp.1-288.

Söderbaum, Peter.(2008), "Understanding Sustainable Economics", (セーデルバウム、ペーテル(2010) 大森正之、小祝慶紀、野田浩二 訳、『持続可能性の経済学を学ぶ』、出版研(発行) 人間の科学社(発売)、pp.1-258.)

Smelser, Neil J.(1976), "Comparative Methods In The Social Sciences", Prentice-Hall, (スメルサー、N.J., (1996)、山中弘 訳、『社会科学における比較の方法—比較文化論の基礎』、玉川大学出版部、pp.1-338)

Sorkin, Andrew(2009), "Too Big To Fail", Viking Press、(ソーキン、アンドリュウ・ロス(2010) 加賀山卓朗 訳、『リーマン・ショック・コンフィデンシャル (上) (下)』、早川書房)

Stiglitz, Joseph E. Sen, Amartya Kumar, Fitoussi, Jean Paul (2010), "Mismeasuring our lives : why GDP doesn't add up : the report by the commission on the measurement of economic performance and social progress", New Press (スティグリッツ、ジョセフ・E セン、アマルティア フィトゥシ、ジャンポール(2012)、福島清彦 訳、『暮らしの質を測る』、金融財政事情研究会、pp.1-153.)

T

Tolbert, Charles M., Lyson, Thomas A., Irwin, Michael D.(1998),"Local Capitalism, Civic Engagement and Socioeconomic Well-Being", Social Forces Vol.77, No.2, University of North Carolina Press, pp.401-427.

Tolbert, Charles M., Irwin, Michael D. Lyson, Thomas A., Nucci, Alfred R. (2002), "Civic Community in Small-Town America: How Civic Welfare Is Influenced by Local Capitalism and Civic Engagement", Rural Sociology Vol.67, No.1, Rural Sociological Society, pp.90-113.

Tödtling, Franz Tripple, Michaela (2005), "One size fits all? Towards a differentiated regional innovation policy approach", Research Policy 34, pp.1203-1219.

Tödtling, Franz Tripple, Michaela (2011), 'Regional innovation systems', in Cooke, Philip. Asheim, Bjørn. Boschma, Ron. Martin, Ron. Schwartz, Dafna. Tödtling, Franz (eds.) "Handbook of Regional Innovation and Growth", Edward Elgar, 所収、pp.455-466.

Tuan, Yi-Fu (1977), "Space and Place", University of Minnesota (トウアン、イーファー(1993)、山本浩 訳、『空間の経験』、ちくま学芸文庫 筑摩書房、pp.1-424.)

U

- Udell, Gregory F. (2010), 'Financial Innovation, Organizations, and Small Business Lending', Alessandrini, Pietro. _ Fratianni, Michele. _ Zazzaro, Alberto. (eds.), " The Changing Geography of Banking and Finance", Springer Science + Media所収、 pp.15-26.
- Ughetto, Elisa (2009), "Industrial districts and financial constraints to innovation", *International Review of Applied Economics*, Vol.23 No.5, pp.597-624
- Uhde, André. Heimeshoff Ulrich. (2009), "Consolidation in banking and financial stability in Europe: Empirical evidence", IWQW discussion paper series No.02/2009, Friedrich-Alexander Universität Institute für Wirtschaftspolitik und Quantitative Wirtschaftsforschung

V

- Varian, Hal R.,(2005), "Intermediate Microeconomics : A Modern Approach" , W.W. Norton、 (ハル・R・ヴァリアン(2007) 佐藤隆三 監訳、『入門ミクロ経済学 原著第7版』、勁草書房、pp.1-660.)

W

- Walkner, Christoph. Raes, Jean-Pierre. (2005), "Integration and consolidation in EU banking- an unfinished business", *Economic Papers* Number 226, European Commission Directorate-General for Economic and Financial Affairs
- Whitaker, J.K. ed. (1996), 'The Correspondence of Alfred Marshall, Economist', Vol. 2, A Royal Economic Society Publication, Cambridge University Press
- Williamson, Oliver. (1983), 'Credible Commitments: Using Hostages to Support Exchange', *The American Economic Review* Vol.73 No.4, pp519-540.

謝辞

この論文は、2013年9月に法政大学大学院政策創造研究科に対して博士（政策学）の学位取得申請を行うために提出されたものです。この論文ができるにあたっては、多くの方々のご支援とご協力がありました。ここにお礼申し上げます。

とりわけ、法政大学大学院政策創造研究科博士後期課程での3年間にわたって研究指導をしていただいた岡本義行教授にあつくお礼を申し上げます。岡本教授は、社会人として長く実務に携わっていた私の考え方の固さを矯め、柔軟な思考を通じた研究の重要性をつねに指摘されておられました。博士後期課程で研究を始めた時から、岡本教授から「それはなぜですか。どのような構造があるのですか。メカニズムは何ですか」と問われ続けました。考え抜く3年間でした。問題の本質は社会的に生じた現象にあるのではなく、その現象を生じさせている構造やメカニズムにあり、それを正確に把握し、そこから問題解決の条件を明らかにしていくという研究スタイルを岡本教授に学びました。私は博士としての第一歩を踏み出したばかりですが、こうした研究スタイルを得ることができたのは、社会人と研究者を兼ねた生活をする者にとってにとって誠にありがたいことです。

また、仕事と研究の両立を応援し、社会人兼研究者としての私を支えてくれている妻、長男、長女に心から感謝いたします。この3年間は家族の支えにより成り立っていたものです。本当にありがとうございました。